

第二期 守口市子ども・子育て支援 事業計画



子どもの
豊かな成長をともに支え
はぐくむまち 守口



令和2年(2020年)3月

守口市

はじめに



子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、次代を担う人材育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。近年、我が国では、家族形態の変化や地域における人間関係の希薄化などを背景に、子育てに不安や孤立感をいだく家庭は少なくありません。また、保育所等を利用したいと考えていても希望する保育所等の定員が満員であるなど、仕事と

子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等が問題となっています。幼児教育や保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培ううえで重要なものであり、質の高い幼児教育や保育を総合的に提供することが重要です。

本市では、第一期守口市子ども・子育て支援事業計画において、多様化する保護者ニーズへ対応するために、保育枠の拡大に向けた認定こども園移行支援や保育人材の確保対策等を実施するとともに、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う総合相談窓口として子育て世代包括支援センターを開設し、子育て支援の充実を図ってきました。

また、接続期カリキュラムを策定し、幼保小連携に取り組むとともに、放課後児童クラブのサービス拡充や「土曜日学習会」をはじめとした学力向上への取組みについても積極的に取り組んできました。

そのなかでも、就学前児童を対象とした「幼児教育・保育の無償化」施策については、全国トップレベルの子育て家庭にやさしいまちの実現を目指し、子育て世代の負担軽減と定住促進のために国に先駆けて実施したもので、全国的にも大きな反響を呼びました。

その結果、第一期計画期間中に見込まれていた児童人口の減少に歯止めがかかり、平成 30 年（2018 年）以降、就学前人口は増加に転じています。同時に若い世代の増加もみられます。

今後、まちの活力と定住を促進していくためには、市民のさまざまな子育てニーズを踏まえ、その支援をますます充実していくことが重要です。本計画では、守口に住むすべての子どもたちが、このまちで生まれ育ったことに誇りを持ち、このまちで家庭を築き、子どもを育てたいと思えるよう、子どもと子育て家庭に関わるすべての人々がワンチームとなって、子育て家庭を支援する取組みを推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました守口市子ども・子育て会議の委員の皆様、そしてニーズ調査やパブリックコメントで貴重なご意見をいただきました皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後とも、『子どもの豊かな成長をともに支えはぐくむまち 守口』の実現に向けて、全市を挙げて取り組んでまいりますので市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和 2 年（2020 年） 3 月

守口市長

西端 勝樹

目次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 国の動向	2
3. 計画の位置づけと期間	3

第2章 守口市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1. 統計データからみる人口・少子化の動向	5
2. ニーズ調査からみた守口市の子育ての状況	14

第3章 第一期計画の評価と課題

1. 施策の取組み状況	23
2. 教育・保育の量の見込みと確保方策	28
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	36

第4章 第一期計画期間中に新たに取り組んだ事業・取組み

1. 第一期計画期間中に新たに実施した主な子育て支援施策	51
2. 幼児教育・保育の無償化施策について	55
3. 第二期計画に向けた課題	63

第5章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	65
2. 基本的な視点と重点方針	65
3. 計画の体系	68

第6章 施策目標別の展開

施策目標1. 子どもの豊かな成長支援	70
施策目標2. 子どもが安全に育つための環境づくり	84
施策目標3. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進	87
施策目標4. 子育てにゆとりがもてる環境づくり	90
施策目標5. 子育てと仕事の両立支援	94
施策目標6. 地域力の活用による子育て支援	99

第7章 事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定	105
2. 教育・保育の量の見込みと確保方策および実施時期	106
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策および実施時期	112
4. 教育・保育の一体的な提供と推進に対する体制の確保	124
5. 子どものための施設等利用給付の円滑な実施の確保	125

第8章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制.....	127
2. 計画等の広報・啓発.....	127
3. 計画の進捗管理.....	127

資料編

1. 守口市子ども・子育て会議設置条例.....	129
2. 守口市子ども・子育て会議委員名簿.....	130
3. 計画策定の経緯.....	131
4. 「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画（案）」にかかるパブリックコメントについて.....	132
5. ニーズ調査の結果.....	144
6. 用語集.....	180

第二期守口市子ども・子育て支援事業計画書の構成

概要

第1章 計画の概要

計画策定の背景や趣旨、計画の全体像や概要（位置づけや計画期間）を掲載します。

現状・課題の整理

第2章 守口市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

守口市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状について、統計データやニーズ調査結果の考察を掲載します。

第3章 第一期計画の評価と課題

これまで取組みを進めてきた「第一期守口市子ども・子育て支援事業計画」について、事業担当課の自己評価結果とともに、評価の考察を掲載します。

新事業

第4章 第一期計画期間中に新たに取り組んだ事業・取組み

国に先駆けて実施した幼児教育・保育の無償化施策など、平成27年度から平成31年度に市が新たに取り組んだ子育て支援施策について掲載します。

現状や課題、第一期計画期間中に実施した新たな取組みを踏まえて、「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」における取組みを展開していきます。



今後の方向性と具体的な取組み

第5章 計画の基本的な考え方

今回策定する「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」における基本理念と重点方針等、計画の基本的な考え方を示します。

第6章 施策目標別の展開

「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」で取り組む具体的な施策について、施策目標ごとに内容を示します。

第7章 事業計画

「子ども・子育て支援事業計画」の必須記載事項として定められた教育・保育、各事業の量の見込みや確保の内容を具体的に示します。

推進体制

第8章 計画の推進に向けて

守口市の子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進するための方策を示します。

■ 用語解説

計画書の本文等において、用語の右上に「※」のついている語句については巻末の資料編「6. 用語集」にて用語の説明を記載しています。

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

わが国の出生数は年々減少しており、第2次ベビーブーム期（1971年～1974年）には約210万人であった出生数が平成28年（2016年）には97万6,978人となり、統計開始以来、初めて100万人を割りました。その後も出生数は減少し、平成30年（2018年）は91万8,397人で過去最低を更新しています。国においても1990年代から少子化対策に取り組んできましたが、少子化の進展に歯止めがかからない状態が続いています。

子育てをめぐる環境では、核家族化や地域社会の希薄化が進み、子育てに対する助言や支援、協力を得ることが困難な状況となっており、子育てについて負担や不安、孤立感を覚える子育て家庭が増えています。また、女性の活力による経済社会の活性化の視点から仕事と子育てを両立できる環境の整備が進められているものの、依然として待機児童*の問題が発生している状況です。

これらの課題に対応するためには、子ども・子育て支援を質・量ともに一段と充実させるとともに、社会のあらゆる分野の構成員が協働し、それぞれの役割を果たしていくことが必要です。そうした取組みを通じ、家庭を築き、子どもを産み育てるといった人々の希望がかなえられ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指して、平成27年度（2015年度）から「子ども・子育て支援新制度*」がスタートし、今年で5年が経過するところです。

(2) 計画策定の趣旨

守口市では、平成17年度（2005年度）に「守口市次世代育成支援行動計画*（前期計画）」、平成22年度（2010年度）に「守口市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、「生まれて良かった 育てて良かった ふるさと もりぐち」を基本理念として、総合的な子育て支援に取り組んできました。また、平成27年度（2015年度）からは、子ども・子育て支援法*に基づく「守口市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に取り組んだ結果、平成31年（2019年）4月には待機児童ゼロを達成するなど着実に子育て環境の充実に努めてきました。さらに、本市が国に先駆けて実施した幼児教育・保育の無償化施策では、就学前人口と子育て世代である20歳台人口が増加するなど、まちの活力につながっています。加えて、令和元年（2019年）7月には、「子育て世代包括支援センター」を開設し、安心して子育てができるようワンストップで切れ目のない支援を行っています。しかし一方で、市民の子ども・子育て支援に対するニーズは年々多様化しており、もりぐちの成長と活力を継続していくためには、さらなる子育て施策の充実を図る必要があります。

そこで「第一期守口市子ども・子育て支援事業計画（以下「第一期計画」という。）」の計画期間終了に伴い、第一期計画の基本理念や取組み、その成果を踏襲しつつ、これまで以上に、子どもが健全に育ち、親が安心して子どもを産み育てることができるまちの実現を目指した取組みを推進するために、「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画（以下「第二期計画」という。）」を策定します。

第1章 計画の概要

2. 国の動向

国では、第一期計画期間中に、新たな保育所待機児童対策や放課後児童クラブ待機児童対策、仕事と家庭の両立等にかかる取組みが打ち出されています。本市でも、こうした国の動向に対応した取組みを進めます。

	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
次世代育成支援対策	次世代育成支援対策推進法※											
	次世代育成支援対策推進法改正・延長											
子ども・子育て支援新制度	次世代育成支援行動計画											
	本市では子ども・子育て支援事業計画に包含して推進											
子ども・子育て支援新制度	子ども・子育て支援法・認定こども園法の一部改正・児童福祉法の一部改正											
	第一期子ども・子育て支援事業計画						第二期子ども・子育て支援事業計画					
保育所待機児童対策	待機児童解消加速化プラン				子育て安心プラン				2年前倒し			
放課後児童クラブ待機児童対策	放課後子ども総合プラン						新・放課後子ども総合プラン					
仕事と子育ての両立	育児・介護休業法改正 働き方改革※関連法											

コラム

国が実施した「幼児教育・保育の無償化」について

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、令和元年（2019年）10月から幼児教育・保育の無償化が開始されました。対象となる子どもは、幼稚園、保育所、認定こども園※等を利用する3歳から5歳児クラスの子ども及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスの子どもです（下記表参照。ただし、保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外です。）。

■幼児教育・保育の無償化の対象と範囲

	認可保育所・認定こども園等（保育利用）	施設型給付※幼稚園・認定こども園（教育利用）		私学助成幼稚園		認可外保育施設※・一時預かり事業等
		教育	預かり保育	教育	預かり保育	
3～5歳児クラス	対象 ※1	対象	対象 ※1	対象	対象 ※1	対象 ※1
満3歳児	-	対象	対象外	対象	対象外	-
住民税非課税世帯の満3歳児	-	対象	対象 ※1	対象	対象 ※1	-
住民税非課税世帯の0～2歳児クラス	対象 ※1	-	-	-	-	対象 ※1

※1 無償化にあたり保育の必要性※の認定が必要です。

3. 計画の位置づけと期間

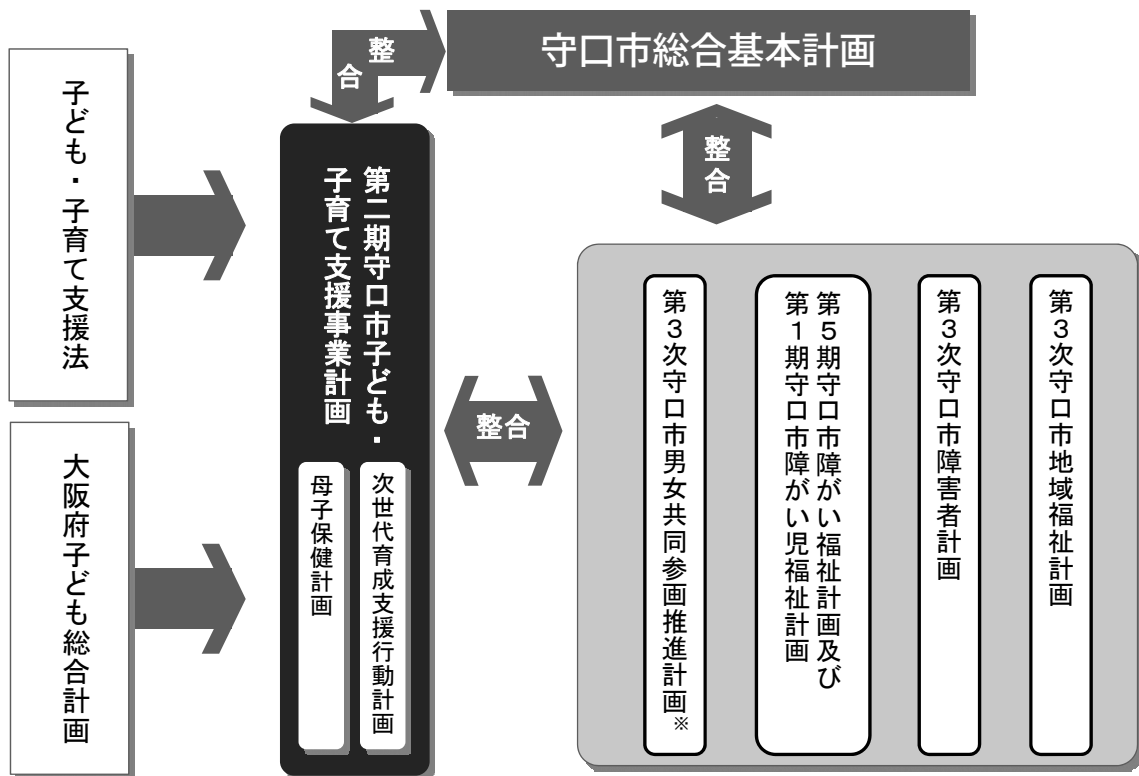
(1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき守口市子ども・子育て会議[※]の意見を聴いて策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、区域ごとの教育・保育サービス及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み[※]と提供体制の確保内容を定めます。

また、第一期計画と同様、次世代育成支援行動計画及び母子保健計画[※]を兼ねる計画とします。

(2) 他の計画との関係

本計画は、「守口市総合基本計画[※]」を上位計画とする部門別計画です。策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえながら、「守口市総合基本計画」をはじめとするその他の関連計画との整合を図ります。



(3) 計画の期間

計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
守口市子ども・子育て支援事業計画					第二期守口市子ども・子育て支援事業計画				
守口市子ども・子育て支援事業計画（分冊）									

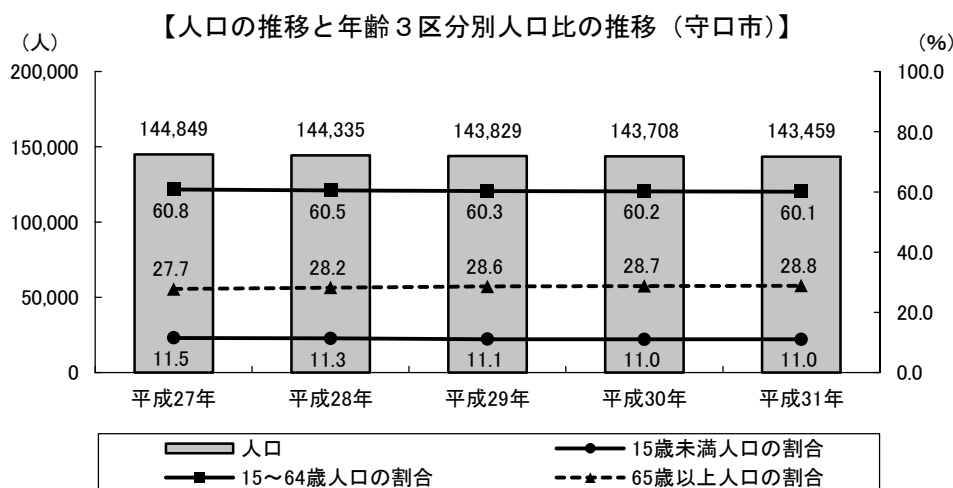
第2章 守口市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1. 統計データからみる人口・少子化の動向

(1) 人口の推移と推計

① 人口の推移と年齢3区分別人口比の推移

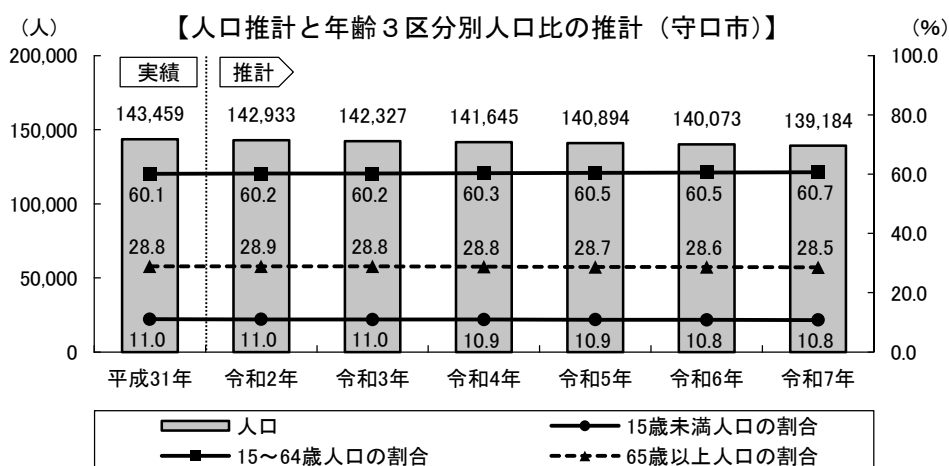
守口市の人口はゆるやかな減少傾向が続いており、平成31年4月1日現在の総人口は、143,459人となっています。一方、年齢3区分別人口比の推移をみると、15歳未満人口の割合は低下傾向が続いていましたが、平成29年以降、横ばいに近い状態となっています。65歳以上人口の割合は平成31年では28.8%となっています。



資料:住民基本台帳(各年4月1日)

② 人口推計と年齢3区分別人口比の推計

守口市の将来の人口は、今後も減少傾向が続くと見込まれ、令和7年には139,184人と平成31年の143,459人から4,275人減少すると予測されています。年齢3区分別人口比をみると、65歳以上人口の割合は、令和2年の28.9%をピークに、その後はやや減少すると見込まれる一方、15歳から64歳までのいわゆる生産年齢人口*の割合は微増し、令和7年には60.7%に上昇する見込みです。



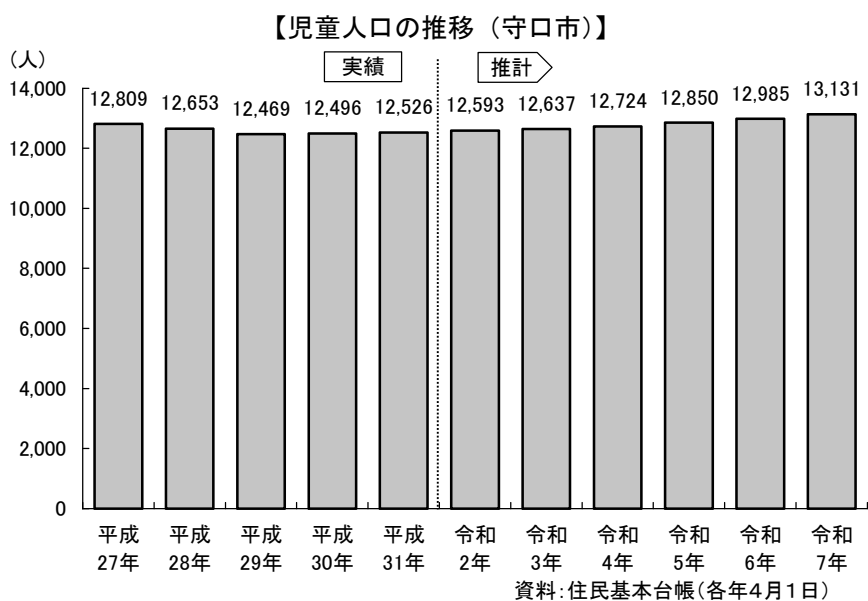
数値は平成31年4月1日現在の人口に基づいたコーホート変化率*による人口推計

第2章 守口市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

③ 児童人口の推計

守口市では、人口全体は減少傾向が続くなか、児童人口（0～11歳）は、平成29年以降増加に転じています。その背景の一つとして、平成29年以降の乳幼児^{*}を持つ子育て家庭の転入超過が挙げられます。この社会増を加味して人口推計を行ったところ、今後も児童数の増加傾向は続くと思われます。

年齢別にみると、3歳以下の児童数は平成27年の4,038人から平成31年には4,379人へと、341人の増加となっています。5歳以上の児童数は平成27年から平成31年にかけて減少していますが、3歳以下の増加の影響により、児童人口全体はゆるやかに増加すると推計されます。



（単位：人）

	実績					推計					
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
0歳	988	1,045	974	1,036	1,111	1,106	1,109	1,109	1,103	1,099	1,094
1歳	1,017	1,018	1,082	1,043	1,088	1,163	1,158	1,161	1,161	1,155	1,150
2歳	1,008	1,004	1,008	1,102	1,064	1,092	1,168	1,163	1,166	1,166	1,160
3歳	1,025	1,001	1,010	1,025	1,116	1,072	1,100	1,176	1,171	1,174	1,174
4歳	1,037	1,023	996	1,005	1,019	1,111	1,067	1,095	1,171	1,166	1,169
5歳	1,075	1,033	1,021	1,008	993	1,018	1,109	1,065	1,093	1,169	1,164
6歳	1,093	1,048	1,009	1,001	975	968	992	1,081	1,038	1,065	1,140
7歳	1,061	1,093	1,037	1,007	987	969	962	985	1,074	1,031	1,058
8歳	1,111	1,054	1,096	1,041	999	985	967	960	983	1,072	1,029
9歳	1,097	1,108	1,051	1,085	1,040	995	981	963	956	979	1,068
10歳	1,133	1,099	1,096	1,055	1,083	1,038	993	979	961	954	977
11歳	1,164	1,127	1,089	1,088	1,051	1,076	1,031	987	973	955	948
総数	12,809	12,653	12,469	12,496	12,526	12,593	12,637	12,724	12,850	12,985	13,131

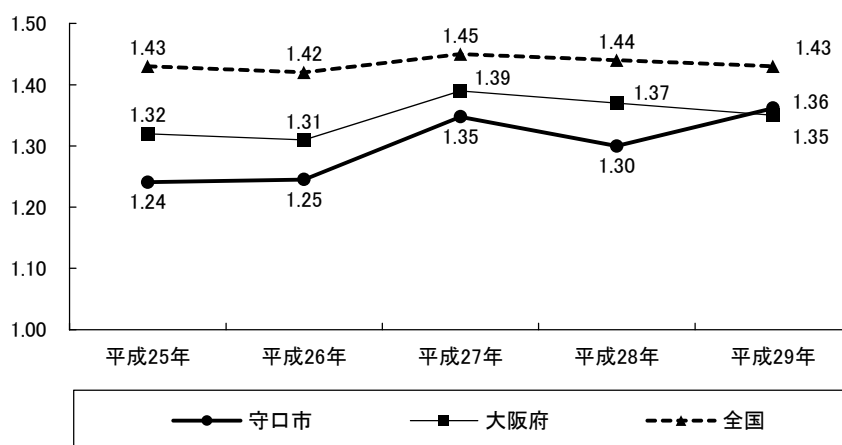
資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(2) 出生の推移

① 合計特殊出生率[※]の推移

守口市の合計特殊出生率は全国・大阪府を下回る状況が続いていましたが、平成25年以降は徐々にではあるものの上昇傾向にあり、平成29年には大阪府を上回る値となっています。

【合計特殊出生率の推移（全国・大阪府比較）】

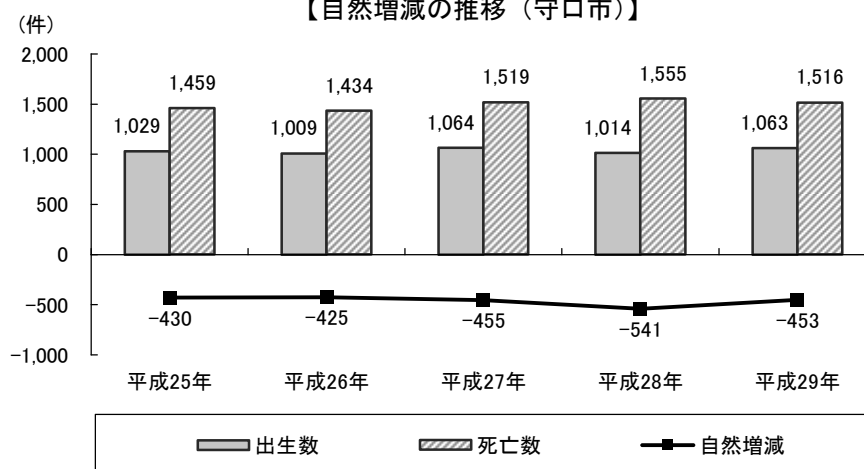


資料：全国・大阪府は厚生労働省「人口動態統計」、
守口市は大阪府「人口動態統計」及び住民基本台帳人口（各年10月1日）から算出

② 自然増減（出生数・死亡数による人口の増減）の推移

守口市の出生数・死亡数をみると、各年とも死亡数が出生数を上回り、自然増減はマイナスとなっています。平成27年以降では死亡数が毎年1,500件を超えており、自然増減のマイナス幅が大きくなっています。

【自然増減の推移（守口市）】

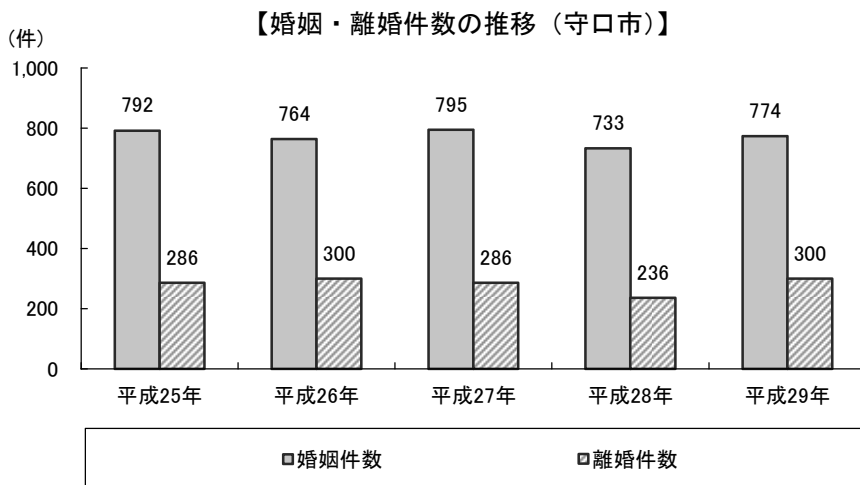


資料：大阪府「人口動態統計」

(3) 婚姻・離婚の推移

① 婚姻・離婚件数の推移

守口市の婚姻件数は、近年、年間700件台で推移しています。離婚件数については、年間200から300件程度で、年ごとに増減を繰り返しながら推移しています。



資料:大阪府「人口動態統計」

② 婚姻・離婚率の推移

婚姻率^{*}は、概ね大阪府と同程度の水準で、全国を上回る値となっています。離婚率^{*}については、平成28年に1.66と全国・大阪府の値を下回っていますが、その他の年は全国を上回り、大阪府に近い傾向となっています。

【婚姻・離婚率の推移（全国・大阪府比較）】

(単位:人口千対)

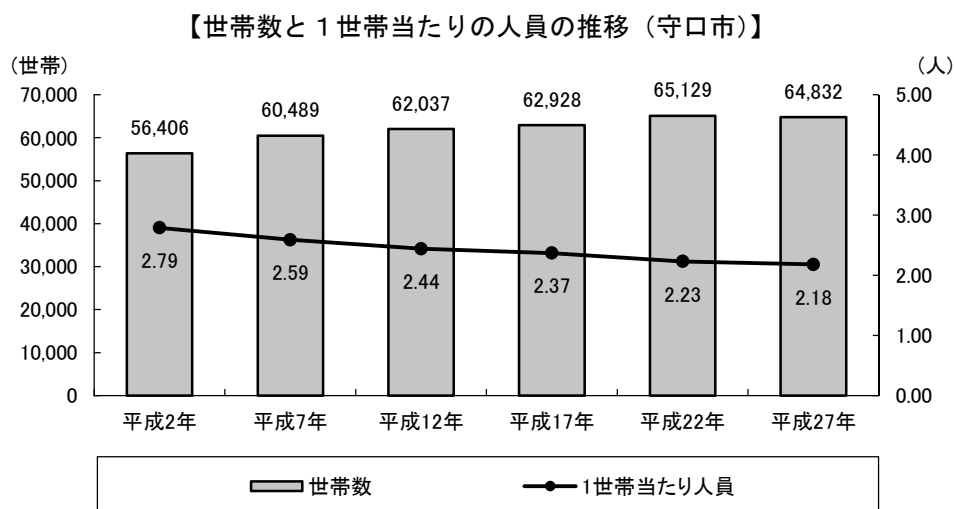
		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
婚姻率	守口市	5.5	5.3	5.6	5.1	5.4
	大阪府	5.6	5.4	5.4	5.3	5.3
	全国	5.3	5.1	5.1	5.0	4.9
離婚率	守口市	1.98	2.08	2.00	1.66	2.11
	大阪府	2.08	2.06	2.08	1.99	1.96
	全国	1.84	1.77	1.81	1.73	1.70

資料:全国は厚生労働省「人口動態統計」、大阪府・守口市は大阪府「人口動態統計」

(4) 世帯の推移

① 世帯数と1世帯当たりの人員の推移

守口市の世帯数は、昭和60年以降、増加が続いていましたが、平成27年には前回の国勢調査の結果より世帯数が減少し64,832世帯となっています。一方、1世帯当たりの人員は減り続けており、平成2年の2.79人から平成27年には2.18人と25年間で0.61人減少しています。

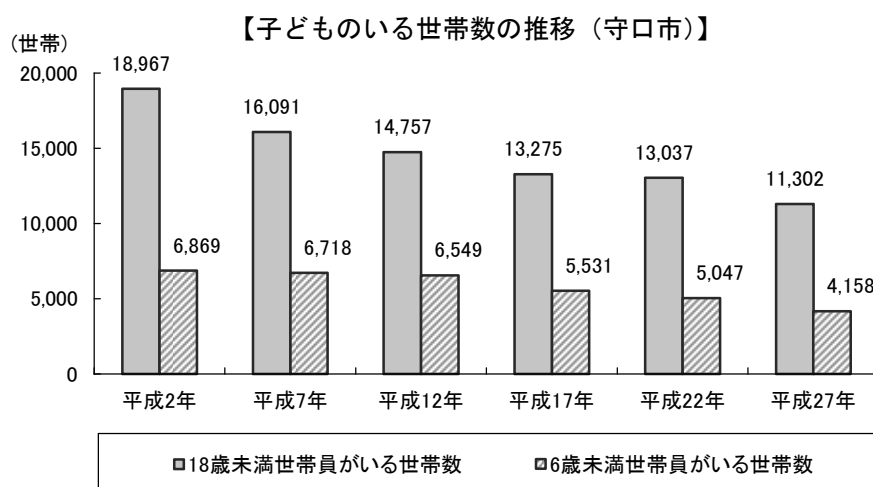


※世帯数には施設等世帯を含む。1世帯当たり人員は、一般世帯における数値

資料:総務省「国勢調査」

② 子どものいる世帯数の推移

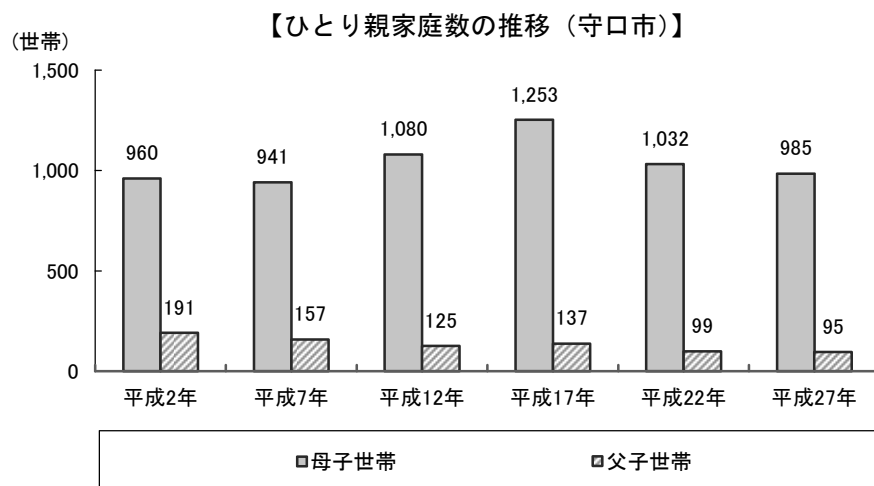
18歳未満世帯員がいる世帯数は減少が続いており、平成27年は11,302世帯となっています。このうち6歳未満世帯員がいる世帯数も同様に減少しており、平成27年は4,158世帯となっています。



資料:総務省「国勢調査」

③ ひとり親家庭数の推移

守口市のひとり親家庭数をみると、母子世帯は平成17年に最も多く1,253世帯となったものの、その後減少し、平成27年では985世帯となっています。父子世帯は平成2年で191世帯であったのに対し、平成27年では95件と平成2年の半数程度となっています。

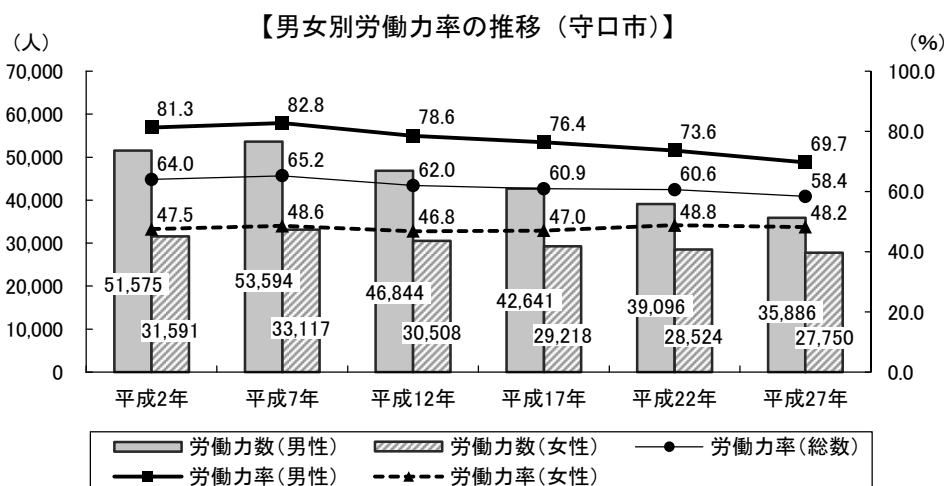


資料:総務省「国勢調査」

(5) 労働力率[※]の推移

① 男女別労働力率の推移

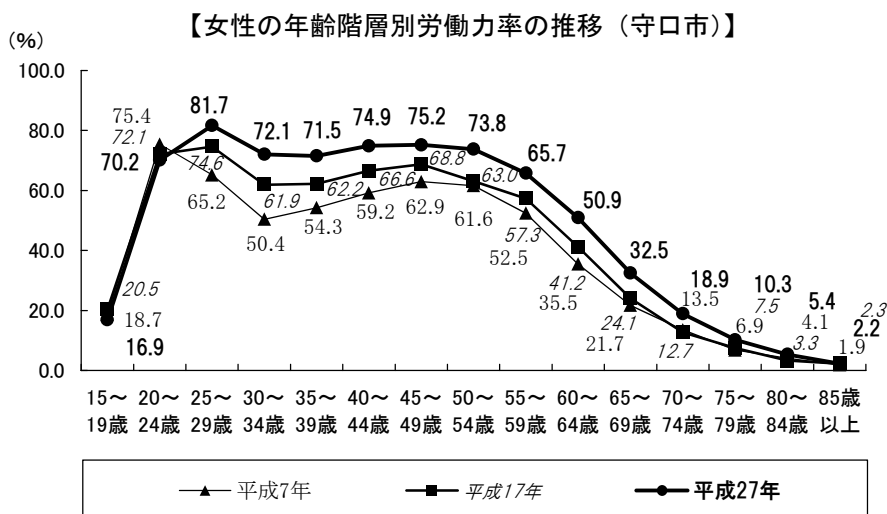
守口市の労働力人口[※]は、平成27年で男性が35,886人、女性が27,750人で、合計63,636人です。労働力率は、男性の69.7%に対して女性は48.2%で、男女間の差は21.5ポイントとなっています。



資料：総務省「国勢調査」

② 女性の年齢階層別労働力率の推移

守口市の女性の労働力率を年齢階層別にみると、平成27年は平成7年、平成17年に比べ、25歳未満の労働力が低下しているのに対し25歳以上は労働力率が上昇しており、いわゆるM字カーブ[※]はゆるやかになっており、結婚・出産・子育て期においても就労・就業を継続する傾向にあることが窺われます。



資料：総務省「国勢調査」

(6) 統計データからみる現状のまとめ

① 人口・少子化の動向

- ・平成22年から平成26年の人口推移が、147,668人から145,307人で減少率(-1.6%)に対して、平成27年から平成31年の人口推移は、144,849人から143,459人で減少率(-1.0%)となっており、減少幅が縮小しています。これは平成29年以降、子育て家庭が転入超過に転じて、児童人口(0~11歳)が増加したことが背景にあると考えられます。
 - ・合計特殊出生率は、人口維持に必要な2.08を下回る状況に変化はありませんが、近年はわずかに上昇傾向がみられます。
- 第一期計画期間中に実施した子育て支援施策によって、総人口の減少及び少子化に一定の歯止めがかかっていると考えられます。今後は、教育・保育サービスのさらなる充実や在宅子育て家庭への新たな支援、また、小学校・中学校及び義務教育学校(以下「小・中学校等」という。)の学力向上に向けた取組みなど、ライフステージに沿った子育て支援サービスのますますの充実を図ることで、子育て家庭の定住をさらに促進していく必要があります。

② 世帯の動向

- ・直近の国勢調査が平成27年であるため、平成29年以降の世帯の変化を示す統計データは現時点で把握できませんが、平成17年(62,928世帯)から平成22年(65,129世帯)にかけて大きく増えた世帯数(+2,201世帯)が、平成27年(64,832世帯)には減少しています。一方、1世帯当たり人員数については、平成17年から平成22年の減少幅(-0.14人)と比べると、平成22年から平成27年の減少幅(-0.05人)は縮小しており、世帯の小規模化が続いてはいるものの、ややゆるやかになっています。
 - ・子どものいる世帯数は、平成17年(13,275世帯)から平成22年(13,037世帯)の減少率(-1.8%)に対して、平成22年から平成27年(11,302世帯)の減少率(-13.3%)は大幅に拡大しています。
 - ・近年、ひとり親家庭数は、母子家庭、父子家庭とも減少しています。
- 核家族化が進んでおり、日々の子育てに対する助言や支援、協力など子育て家庭への支援の充実が求められます。
- 平成29年以降、子育て家庭の転入が増加したことにより、平成27年と比較して子育て家庭の減少に歯止めがかかっていると考えられます。今後も引き続き、子育てにやさしいまちづくりを推進するため、子育て家庭への支援の充実、質の向上が求められます。
- ひとり親家庭数は減少傾向ですが、ひとり親家庭は、一般的に子育ての負担が大きいことから、きめ細かな支援が求められます。

③ 女性の就労動向

- ・男女別の労働力率をみると、年々男女間の差が小さくなっています。その要因としては、少子高齢化に伴い、全体の労働力人口が減少し労働力率も減少しているなか、これまで結婚や出産後に離職する女性が多かったのが、近年、子育て期間中も働き続ける人が増えていることで女性の労働力率が上昇しており、その結果、男女間の差が縮小していると考えられます。
 - ・国では、社会の活力維持の観点から、「女性活躍推進法*」が施行されるなど、職業分野での女性活躍を推進するための法整備とともに、令和4年度末までに女性就業率80%に対応できる保育の受け皿整備を目標としています。
- 女性の活躍推進とともにワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の観点から男女双方に対する子育てと仕事の両立支援の充実が求められます。



2. ニーズ調査からみた守口市の子育ての状況

(1) 調査の概要

① 調査の目的

子育てに関する実態とニーズを把握し、第二期計画策定の基礎資料とすることを目的に就学前の子ども及び小学生の保護者を対象に調査を行いました。

② 調査項目

子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査（就学前児童調査）
1. 世帯及び子どもの基本属性 2. 今後の出産意向 3. 子どもの育ちをめぐる環境について 4. 保護者の就労状況と就労意向 5. 平日の教育・保育サービスの利用状況 6. 子どもが病気やけがで教育・保育サービスが利用できなかった場合の対応 7. 平日の教育・保育サービスの利用希望 8. 土曜日・休日、長期休暇中の幼稚園や保育所の利用希望 9. 育児休業など仕事と子育ての両立の状況 10. 就学後に希望する放課後の過ごし方 11. 不定期の教育・保育事業の利用や宿泊を伴う一時預かりなどの利用状況 12. 子育て支援サービスの利用状況、利用希望 13. 市役所への要望 14. 子どもの生活習慣 15. 子育てを支援する生活環境の整備、子どもの安全確保について 16. 子育てに対する意識
子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査（就学後児童調査）
1. 世帯及び子どもの基本属性 2. 子どもの育ちをめぐる環境について 3. 保護者の就労状況と就労意向 4. もりぐち児童クラブ入会児童室について 5. 子どもが病気になったときの対応や不定期な一時預かりについて 6. 仕事と子育ての両立の状況 7. 市役所への要望 8. 子どもの生活習慣、放課後や休日の過ごし方 9. 地域での自然体験、社会・文化活動などへの参加 10. 子育てを支援する生活環境の整備、子どもの安全確保について 11. 子育てに対する意識

③ 調査設計

調査対象

種類	調査対象	
ニーズ調査（就学前児童）	守口市在住で就学前の子どもの保護者	1,500人
ニーズ調査（就学後児童）	守口市在住で小学生の保護者	1,500人

調査期間

種類	調査期間
ニーズ調査（就学前児童）	平成30年12月10日（月）～平成30年12月25日（火）
ニーズ調査（就学後児童）	

調査方法

種類	調査方法
ニーズ調査（就学前児童）	郵送配布・郵送回収
ニーズ調査（就学後児童）	

④ 回収結果

種類	配布数	回収数	回収率
ニーズ調査（就学前児童）	1,500件	557件	37.1%
ニーズ調査（就学後児童）	1,500件	565件	37.7%
合計	3,000件	1,122件	37.4%

(2) ニーズ調査の結果

ニーズ調査の結果概要データは資料編に掲載しています。

(3) ニーズ調査の考察

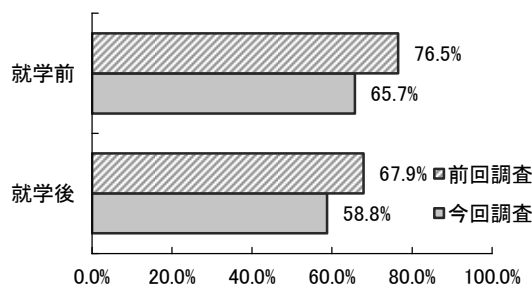
ニーズ調査の結果から、今後、守口市が取り組んでいく事業とその方向性を考察したところ、以下のとおり子育てに関する課題が明らかになりました。

第一期計画期間中、さまざまな子育て支援施策を実施しましたが、前回調査と比較すると、同様の結果となっている項目も多く、子育てにやさしいまちの実現に向けて、今後、ますます事業の充実を図っていく必要があります。

① 健康の確保

- ・小児医療等の医療機関を利用できる体制について、前回調査と比較すると、若干減少しているものの、就学前調査では6割以上、就学後調査でも6割弱の保護者が、引き続き、その整備を求めています（右記表参照）。また、就学前・就学後調査とも自由意見では、子ども医療費助成の期間の延長を望む意見が多く寄せられています。

充実してほしい子育て支援サービス
(小児救急など安心して子どもが医療機関
を利用できる体制の整備)



→ 平成27年4月から子ども医療費助成の

対象年齢を中学校卒業まで拡大し、子育て支援の充実を図りましたが、まだまだ、子どもの健康を支える取組みが求められています。今後、さらなる子ども医療費助成の充実についても検討する必要があります。

- ・就学前調査では3割以上の保護者が、子育てに関する悩みとして、子どもの病気や発育発達に関すること、食事や栄養に関することをあげています。

→ 市では、令和元年7月に子育て世代包括支援センターを市役所内に開設し、従来まで保健センターと子育て支援課で実施していた子育て世代への支援に関する業務を一つの窓口を集約しました。今後は、妊娠期から子育て期までの総合相談窓口である子育て世代包括支援センターを中心に、子育てに関する悩みや虐待についての相談など、関係機関と連携をとりながらワンストップで子育て家庭に寄り添った支援を行っていく必要があります。

② 安心・安全の環境づくり

- ・就学前、就学後調査ともに子育てが楽しいと感じていない保護者の3割程度が、子育てしやすい住居・まちの環境面での充実が必要だと回答しています。
- ・充実してほしい子育て支援サービスとして、就学前調査では約7割以上の保護者から、親子が安心して集まれる公園などの屋外施設の整備を望む意見が多くありました。また、約6割の保護者から、子連れで安心して出かけられるよう、おむつ替えや授乳のためのスペースづくりや、歩道の段差解消などの「子育てのバリアフリー化」を求める意見も多くありました。

→ 市ではバリアフリーに配慮した道路環境の整備に取り組んでいるほか、屋外のおむつ交換や授乳ができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、周知を行っていますが、

ニーズ調査の結果をみると、まだまだ整備状況が足りないといった声が多くあります。今後も引き続き、子育て家庭が多く集まる公園などでもおむつ替えや授乳などができる設備の設置を図るなど、さらなる子育てバリアフリーを推進していくことが重要です。

- 公園などの屋外施設をはじめとした親子が安心して集まることができる施設の整備についても今後検討していく必要があります。
- ・ 就学前、就学後調査ともに5割程度の保護者が、子どもの安全を確保する対策の充実を求めています。また、自由意見では、不審者や犯罪が多いことに対する不安の声とともに防犯カメラの設置や街灯を増やすなどの安全対策への意見、車やバイク、自転車などの交通安全対策を求める意見が多く寄せられています。
- 市では、市内に約1,000台の防犯カメラを設置するなど、犯罪の予防・防止に取り組んでいます。その結果、市内の刑法犯認知件数が大幅に減少するなど一定の効果はあるものの、まだまだ、市民にその実感が少ないことが分かります。安心・安全な環境で子育てが行えるよう、引き続き、犯罪の予防・防止に取り組んでいく必要があります。また、交通安全意識の向上についても、地域の道路事情等を考慮した自転車の乗り方の指導等、交通安全教室等を通して引き続き啓発を行う必要があります。

③ 教育環境の整備

- ・ 就学前調査では3割以上の保護者が、就学後調査では4割半ばの保護者が、子育てに関する悩みとして、子どもの教育に関することをあげています。特に、自由意見では、小・中学校等の学力向上についての意見が多くありました。他の意見としては、就学前の教育や学校教育の内容の充実、保育士、幼稚園教諭及び保育教諭（以下「保育教諭等」という。）並びに教職員の質の向上、人員確保を求める意見もありました。
- ・ 就学後調査の自由意見では、放課後学習を増やしてほしいという意見が多くあがっています。
- 市では、「めざす守口の教育」のもと、小・中学校等における学力向上への取組み、就学前の教育、学校教育の内容のさらなる充実を図るとともに、教職員の教育指導体制や人材確保策についても充実を図っていく必要があります。また、幼保小連携の一環として、平成30年度に作成した接続期カリキュラムを活用し、就学前の子どもが小学校及び義務教育学校前期課程（以下「小学校等」という。）に入学した後も、新しい環境で引き続き健やかに育つことができるよう、さらなる取組みを進めていく必要があります。
- 小学校等における放課後学習についてもさらなる充実に向けた取組みを推進していく必要があります。

④ 子どもの人権の尊重

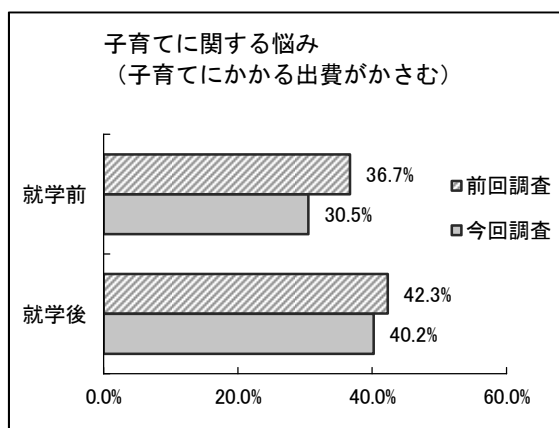
- ・子育てに関する悩みとして、就学前、就学後調査とも、2割以上の保護者が、子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうと回答しています。また、就学後調査では4割弱の保護者が、子どもの友だちづきあいに関することをあげています。
- 子どもの人権を守るため、虐待についての相談窓口を充実させるなど、問題が重症化する前に未然に防止することが必要です。
- これまでから、教育・保育現場で人権教育、道徳教育に取り組んでいますが、今後も心を育てる教育を推進し、子どもの豊かな人間性と社会性を育むことが必要です。また、いじめ・不登校などのさまざまな課題解決に向け、生徒指導等を中心とした校内体制を有効に機能させ、日頃から子どもへの理解に努めながら、学校いじめ防止基本方針に基づく取組みを進める必要があります。その際には、家庭や地域と連携し、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向けた取組みを進めるとともに、いじめ等の被害にあった子どもや保護者のケア体制の充実にも努める必要があります。

⑤ 子育ての負担・孤立感の解消

- ・就学前調査では3割以上の保護者が、就学後調査でも2割以上の保護者が、自分の子育てが地域の人に支えられていないと感じています。
- ・就学前、就学後調査ともに2割以上の保護者が、子育てに困ったときの相談体制や子育てで支援に関する情報提供の充実を望んでいます。
- 身近に交流できる場所として、認定こども園等では、園庭開放や子育て相談等を実施しています。また、子育て世代包括支援センターでは、保健師等の専門職員を配置し育児などのさまざまな不安や疑問についての相談体制を充実させるとともに、関係機関と連携をとりながらワンストップで切れ目のない支援を行っています。さらに、親子で気軽に遊んだり保護者同士の交流の場として、遊びの広場「もりランド」も併設しています。今後、子育て中の親が気軽に相談したり交流できるよう支援の充実を図るとともに、その周知にも努める必要があります。
- ・就学前、就学後調査ともに1割以上の保護者が、日常や緊急時において子どもをみてもらえる人がいないと回答しています。
- 現在、認定こども園等で一時預かり事業を行っているほか、守口市では子育て短期支援事業として5か所の児童養護施設等において、一時的に家庭で保育が困難となった子どもに対して必要な保育を実施しています。今後も引き続き、一時的に保育の必要性が生じた保護者などのニーズに安定して対応していくことが重要です。

⑥ 経済的負担の軽減

- ・就学前調査の自由意見では、保育料の無償化はありがたいといった回答が多くありました。その一方で、前回調査と比べると若干減少したものの、就学前調査では約3割の保護者が、就学後調査では約4割の保護者が、子育てに関する悩みとして、子育てにかかる出費がかさむことをあげています。
- ・就学前、就学後調査ともに6割弱の保護者が、「育児休業給付、児童手当※、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援助の拡充」を求めています。



- 守口市では、平成27年4月から子ども医療費助成の対象年齢を中学校卒業まで拡大したほか、平成29年4月から幼児教育・保育の無償化を実施し、子育て家庭への経済的負担を緩和するなど子育て家庭にやさしいまちづくりを目指しています。これからも引き続き、子育て家庭が安心して守口市で子育て・子育てができるよう、育児や教育、保育にかかる費用の軽減策について検討していく必要があります。

⑦ 遊びの環境づくり

- ・就学前、就学後調査ともに、子どもの遊び場について、「満足していない」と回答のあった割合が高く、就学後調査では6割強となっています。
- ・日頃感じていることについては、就学前調査では、5割以上の保護者から「公園など遊び場のトイレがおむつ替えや親子での利用に配慮されていない」といった意見があがっています。また、7割以上の保護者が、充実してほしい子育て支援サービスとして、親子が安心して集まれる屋外の施設の整備を求めています。就学後調査では、4割以上の保護者から「思い切り遊ぶために十分な広さがない」といった意見があがっています。
- 子どもたちがのびのびと遊ぶことができる環境の充実とともに、子どもを連れた保護者が多く集まる公園などでもおむつ替えや授乳などができる設備の設置を図るなど、子育て家庭が利用しやすい環境の整備が必要です。
- 子どもがのびのびと過ごすことができる公園の整備を検討し、より安全に楽しく遊べる魅力的な公園づくりに取り組む必要があります。

⑧ 仕事と子育ての両立

- ・仕事と子育てを両立させるうえで大変なこととして、就学前、就学後調査ともに5割程度の保護者が、子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみってくれる人がいないと回答しています。
- ・子どもが病気やケガで教育・保育施設や学校を休んだ際には、母親が仕事を休んで対応したとの回答が最も多くありました。一方、父親や母親が仕事を休んで対応した保護者のうち、就学前調査では3割以上、就学後調査でも2割弱の保護者が、できれば病児・

病後児のための保育施設などを利用したいとの回答がありました。その際の病児・病後児保育事業の望ましい形態として、小児科に併設した施設で子どもをみてくれるサービスが最も高く、次いで、認定こども園・幼稚園・保育所などで子どもをみてくれるサービスが高い結果となりました。

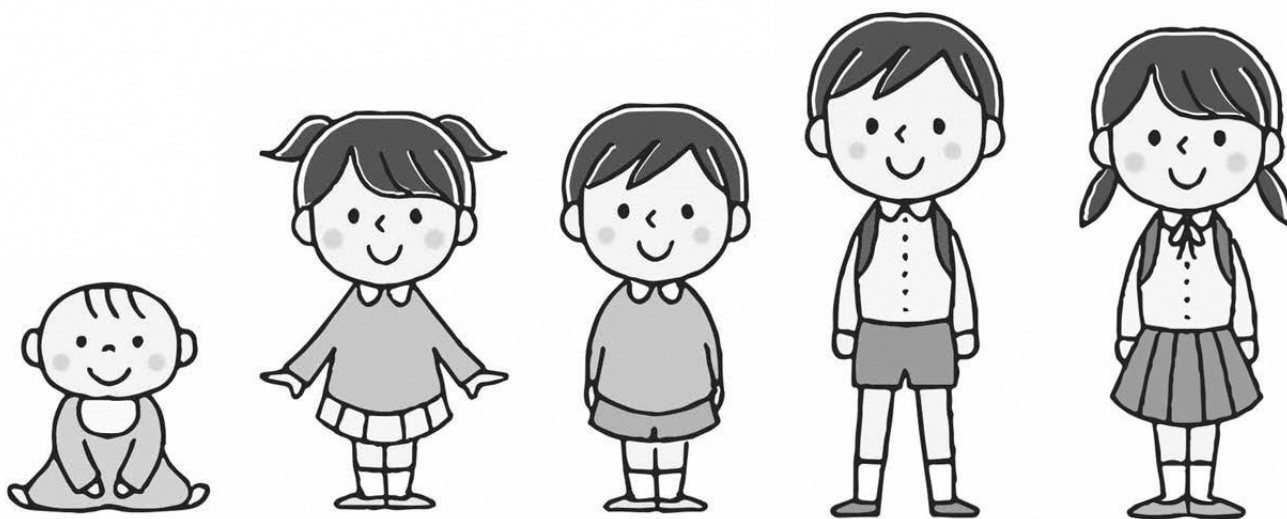
- 近年、共働き世帯が増加しており、求められる保育ニーズも多様化しています。働く保護者が仕事と子育てを両立できるよう、病児保育事業の充実についても取り組む必要があります。
- ・子育てが楽しいと感じていない保護者のうち、子育てのつらさを解消するために有効だと考える子育て支援施策として、就学前調査では3割以上、就学後調査では4割以上の保護者から「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」と回答がありました。
- ・就学前の子どもの父親の8割半ばが育児休業を取得しておらず、その理由としては、「仕事が忙しかった」、「制度を利用する必要がなかった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」、「配偶者が育児休業制度を取得した」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」などが上位にあげられています。
- 国においても働き方改革が進められており、働く保護者が仕事と子育てを両立できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の視点に立った職場環境づくりが求められています。また、男性の仕事中心の働き方を見直すとともに、父親の育児休業取得促進など、男性の育児参加を促進する取組みが求められます。
- 企業や経営者等に対し、短時間勤務やテレワーク※といった多様な働き方、超過勤務の減少に向けた取組みなど、仕事と子育てを両立しやすい雇用環境の確保についての啓発が必要です。また、男女がともに仕事と子育てを両立できるよう、職場内での子育てに対する理解を高める取組みが必要です。

⑨ 男女共同参画の推進

- ・就学前、就学後調査ともに5割以上の保護者が、主に子育てを行うのは「お父さんとお母さん」と回答しています。一方で、「主にお母さん」の回答が約4割であるのに対し、「主にお父さん」の回答は1%前後となっています。また、子どもが病気やケガで教育・保育施設や学校を休んだ際に、母親が仕事を休んで対応したと回答があった割合が約6割～7割であったのに対し、父親が仕事を休んで対応したと回答のあった割合は2割もありませんでした。
- ・就学前、就学後調査では3割以上の保護者が、子育てに関する悩みとして、仕事や自分のやりたいことに時間がとれないことをあげています。また、仕事と子育てを両立するうえで大変だと感じることで、就学前、就学後調査とも、3割前後の保護者が配偶者の協力を得られないことと回答しています。
- 家庭における男女共同参画の推進が求められています。現在、「守口市男女共同参画推進計画」に基づき、啓発事業等を実施していますが、講演会や研修会への参加率は決して高い水準ではありません。男性の育児参加や子育てスキル向上に向けた取組みなど、男女がともに子育てを担う意識の向上に努めるとともに、次代の親となる子どもについても、幼少期からの男女共同参画の意識形成を図る必要があります。

⑩ 地域における子育て支援

- ・就学前、就学後調査ともに、6割以上の保護者が、地域の人に自分の子育てが支えられていると回答しています。一方で、子育てが支えられていないと感じている人が子育てを支えてほしいと思っている対象として、「同じ世代の子どもを持つ保護者」、「認定こども園・幼稚園・保育所や地域子育て支援拠点などの職員」、「学校の先生」をあげる人が多くなっています。
 - ・地域の子育て支援の場である地域子育て支援拠点事業について、利用していると回答のあった保護者は1割強であり、保護者の8割以上が利用していないと回答がありました。
 - ・就学前調査の自由意見では、市民保健センターや守口市子育て支援センターが遠くて利用しにくいという意見が多くあげられています。また、子育て支援の内容やどのようなサービスが利用できるのかについての情報を増やしてほしいといった意見も多くありました。
- 地域の大人たちみんなで地域の子どもたちを育てるという意識の向上を図るとともに、地域全体で子育て家庭を支援するための取組みを進めていく必要があります。
- 市内の認定こども園等で実施している地域子育て支援拠点事業などの地域の子育て支援事業についてさらなる充実を図るとともに、保護者への情報発信や周知方法についても検討するなど、利用を希望する保護者が必要なときに的確な情報を受け取ることができる仕組みを確立する必要があります。



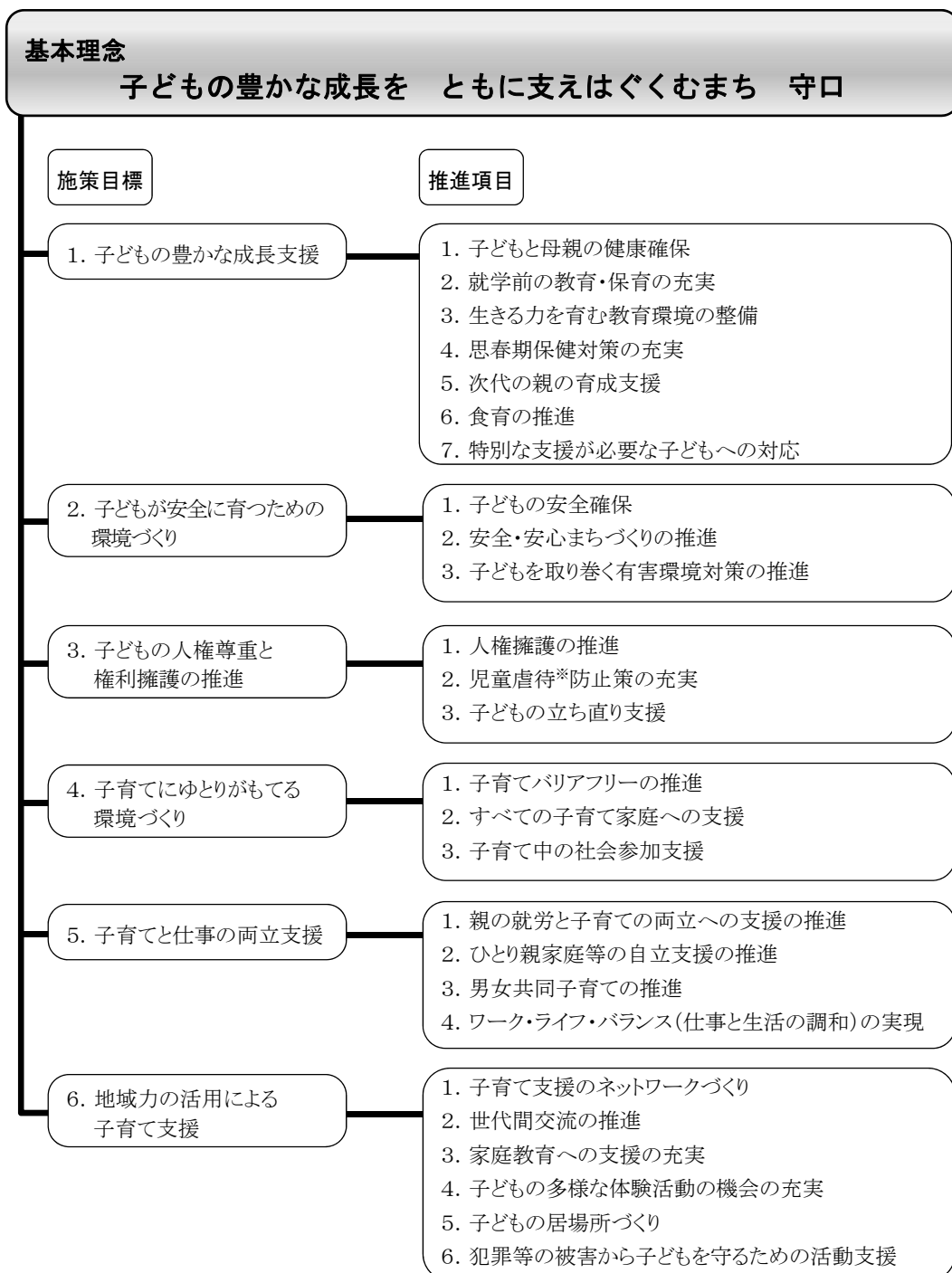
第3章 第一期計画の評価と課題

1. 施策の取組み状況

「第一期計画」では、「子どもの豊かな成長を ともに支えはぐくむまち 守口」を基本理念に、待機児童の解消と質の高い教育・保育の確保を図るとともに、「子どもの最善の利益」の実現を目指し、子どもや子育て家庭に必要な支援を行うため、①子どもの視点、②次代を担う子どもを育成する視点、③子育て家庭を支援する視点、④地域社会全体での支援の視点、⑤待機児童の解消と就学前の教育・保育に関する選択肢の拡大の視点、⑥ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現の視点の6つを基本的な視点として、総合的な子育て支援を行ってきました。

「第一期計画」で定めた事業の進捗状況について事業担当課による自己評価から現状及び今後の方向性を総括し、第二期計画の策定に反映します。

【第一期守口市子ども・子育て支援事業計画の体系】



第3章 第一期計画の評価と課題

(1) 事業評価

「第一期計画」における事業は135事業（再掲を除く）で、それぞれの事業について担当課が平成30年度までの取組みの総合評価を行ったところ、173の事業（93.5%）で順調という評価となっています（事業によって複数の課が担当課となる場合があるため、評価を行った事業数は185事業）。

各事業をそれぞれ4点満点で、特に順調の場合4点、順調の場合3点、やや遅れている場合2点、遅れている場合1点、未実施の場合0点として評価しています。

【施策目標ごとの事業の評価】

施策目標	推進項目	事業数	評価の平均点
1. 子どもの豊かな成長支援	1. 子どもと母親の健康確保	13	3.0
	2. 就学前の教育・保育の充実	10	3.0
	3. 生きる力を育む教育環境の整備	18	3.0
	4. 思春期保健対策の充実	3	3.0
	5. 次代の親の育成支援	2	3.0
	6. 食育の推進	3	3.0
	7. 特別な支援が必要な子どもへの対応	8	3.0
2. 子どもが安全に育つための環境づくり	1. 子どもの安全確保	4	3.0
	2. 安全・安心まちづくりの推進	5	3.0
	3. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	4	3.0
3. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進	1. 人権擁護の推進	7	3.0
	2. 児童虐待防止策の充実	10	3.0
	3. 子どもの立ち直り支援	3	3.0
4. 子育てにゆとりがもてる環境づくり	1. 子育てバリアフリーの推進	3	2.7
	2. すべての子育て家庭への支援	16	2.6
	3. 子育て中の社会参加支援	4	2.8
5. 子育てと仕事の両立支援	1. 親の就労と子育ての両立への支援の推進	7	2.6
	2. ひとり親家庭等の自立支援の推進	5	3.0
	3. 男女共同子育ての推進	5	2.5
	4. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現	4	2.8
6. 地域力の活用による子育て支援	1. 子育て支援のネットワークづくり	6	3.0
	2. 世代間交流の推進	2	3.0
	3. 家庭教育への支援の充実	3	3.0
	4. 子どもの多様な体験活動の機会の充実	6	3.0
	5. 子どもの居場所づくり	2	3.0
	6. 犯罪等の被害から子どもを守るための活動支援	5	3.0

※評価の平均点は、平成30年度における自己評価の平均点

※推進項目の事業数には再掲事業も含むため、合計事業数135と一致しません。

(2) 事業評価の考察

「第一期計画」の事業評価の結果、進捗が特に遅れている項目や今後力を入れていく項目について、今後の方針を検討しました。

施策目標1. 子どもの豊かな成長支援

・推進項目2. 就学前の教育・保育の充実

守口市では、就学前の教育・保育サービスは、民間事業者からの提供を基本とすることとし、市立幼稚園・保育所を市内で3か所の市立認定こども園に集約するとともに、5園の市立保育所を民間認定こども園に移管しました。また、就学前施設を新規に開設するなど待機児童の解消に向けた受け皿の拡大に努めるとともに、保育の質の向上に向けた取組みとして保育教諭等の資質向上のための研修や市独自の処遇改善の実施、保育教諭等の確保に向けた財政支援などを実施しました。

幼保小連携強化として、就学前施設と小学校等との円滑な接続に向けて、子どもの発達や学びの連続性を意識した接続期カリキュラムを作成しました。

- 市立施設の集約化と民間移管によって、時間外保育の実施や幼児教育の3年保育の実施など、保育サービスの拡充が図られました。今後も就学前の教育・保育サービスの充実に向けて引き続き取り組んで行く必要があります。
- 全国的に保育教諭等が不足しているなか、認定こども園等で子どもを継続して受け入れるためには、安定的な保育教諭等の確保が必要不可欠です。引き続き、保育教諭等の資質向上や新たな保育教諭等の確保に向けた取組みに努めるとともに、良質な環境で子どもの教育・保育を行うため民間園との連携等を進めていく必要があります。
- 子どもが新たな環境に適応し、安心して小学校等に通学できるよう、今後も引き続き幼保小連携の強化に取り組む必要があります。

施策目標3. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進

・推進項目2. 児童虐待防止策の充実

近年、社会的な問題となっている児童虐待について、その未然防止を図るとともに、早期発見と早期対策に向けて、関係機関と連携し、相談・訪問事業を行っています。保健センターで実施している健診業務等で虐待の早期発見に努めているほか、家庭や育児についての相談や面談、家庭訪問等を実施するなど、さまざまな取組みを通して児童虐待の防止に努めています。

- 今後、子育て世代包括支援センターが中心となって、子育てに関する悩みや虐待についての包括的な相談支援などを行っていきます。児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）に基づく国連勧告にもあるように、児童虐待は重大な人権侵害であることを認識し、児童虐待の未然防止を図るとともに、子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益が実現されるよう、引き続き子育て世代に寄り添った支援を行っていく必要があります。

施策目標4. 子育てにゆとりがもてる環境づくり

・推進項目1. 子育てバリアフリーの推進

授乳やおむつ交換ができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て家庭が安心して外出できる環境を整備しています。また、公共施設の整備の際には、乳幼児やその保護者が利用しやすい施設となるよう配慮するとともに、市内道路においても、歩車分離による歩行者の安全確保、ベビーカーや車椅子等の通行に配慮した歩道の整備など安全・快適な道路環境の整備に努めています。しかし、狭隘な市域面積のなかで早くから市街化し、また、道路整備が行われてきた結果、市内には幅員が狭い歩道や段差のある歩道などが多く残っているのが現状です。

→ 今後、子育て家庭やこれから結婚して子どもを産み育てる子育て世代に守口へ定住してもらうには、子育てにストレスを感じることなく気軽に外出できる環境の整備など、さらなる子育てにやさしいまちづくりに努めていく必要があります。

・推進項目2. すべての子育て家庭への支援

子育てに関する情報提供や育児相談などを実施し、育児の負担感や孤立感を軽減するとともに、子育て中の親同士の交流の場の確保などすべての子育て家庭が安心して子育てができるよう支援を行っています。地域の子育て支援として、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）を実施していますが、平成30年度から開始した公立認定こども園の延長保育や令和元年から実施した放課後児童クラブの時間延長により、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）の保育施設等の送迎についての依頼件数やその後の預かり件数が減少しています。

→ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）については、保育施設等の送迎についての依頼件数は減少しているものの、全体の依頼件数は依然として多く、今後も協力会員の確保は重要です。同事業は、地域での「共助」による子育て支援の中核となる事業であることから、引き続き会員を確保するための取組みとして、小・中学校等や認定こども園に通園する児童の保護者に募集チラシを配布したり、市広報誌やFMハナコ、ホームページ等を活用するなど事業の周知を図る必要があります。

施策目標5. 子育てと仕事の両立支援**・推進項目1. 親の就労と子育ての両立への支援の推進**

仕事と子育ての両立支援として、保護者の多様な保育ニーズに対応するため、さまざまな保育サービスの充実に取り組んでいます。また、認定こども園等の教育・保育施設や地域型保育事業^{*}の充実を図り、待機児童の解消を図っています。

- 近年、保護者の保育ニーズとして、病児保育事業の必要性が極めて高くなっていました。守口市では令和元年度から民間園による病児保育事業を実施していますが、今後、さらなるサービスの充実を図っていく必要があります。
- 守口市の待機児童については、平成31年4月1日時点では0名となりましたが、今後も保護者の保育ニーズ等に的確に対応するなど、保護者の利用希望に寄り添ったきめ細やかな支援の充実に努める必要があります。

・推進項目3. 男女共同子育ての推進

平成28年3月に策定した「守口市男女共同参画推進計画」に基づき、男女共同参画の推進に向けた取組みを進めており、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、ともに子育てに取り組むことができる社会の実現を目指しています。守口市では研修や講習等を通じて、男女共同子育ての推進を図ってきましたが、子育て世代の男性の参加率が低いのが現状です。

- 特に子育て世代の男性を対象に子育て参加の啓発を行うことで、男女共同の子育てをより一層推進していくことが求められます。また、就学前施設や小・中学校等においても、男女共同参画の意識形成を図っていく必要があります。



2. 教育・保育の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年を一期とし、教育・保育提供区域*ごとの各年度の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとなっています。第一期計画で定めた計画内容とその実績について比較を行ったうえで、分析・評価を行います。

(1) 1号認定

① 1号認定（専業主婦（夫）家庭、短時間就労家庭）【3～5歳】

② 2号認定（共働き家庭等で学校教育の希望が強い家庭）【3～5歳】

量の見込みについては、南部エリアを除き、いずれの年度も実績値が計画値を下回っています。一方、確保方策については、年度やエリアにばらつきはあるものの、概ね計画値と実績値は同程度です。

なお、実績値の量の見込みと確保方策を比較すると、いずれの年度においても量の見込みに対して確保方策の数値が上回っていることから、確保方策として量的には充足状態にあると考えられます。

市全体		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
計画値	量の見込み	1号	1,244	1,201	1,195	
		2号	181	175	173	
		合計①	1,425	1,376	1,368	1,219
	確保方策	特定教育・保育施設*	623	762	1,755	1,189
		確認を受けない幼稚園	1,760	1,600	150	325
		合計②	2,383	2,362	1,905	1,514
実績値	量の見込み	入園者数等③	1,246	1,287	1,239	1,114
	確保方策	特定教育・保育施設	644	743	1,123	1,235
		確認を受けない幼稚園	1,760	1,600	605	325
		合計④	2,404	2,343	1,728	1,560
計画値との差	量の見込み (③-①)	△179	△89	△129	△105	
	確保方策 (④-②)	+21	△19	△177	+46	

*実績値は、各年度4月1日（確認を受けない幼稚園は5月1日）時点。

*実績値の「入園者数等」については、平成29・30年度は市外施設に通園する市内在住の児童を含む。

第3章 第一期計画の評価と課題

エリア別			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度		
東部エリア	計画値	量の 見込み	1号	468	452	449		
			2号	51	50	48		
			合計①	519	502	497	351	
		確保 方策	特定教育・保育施設	295	380	573	512	
			確認を受けない幼稚園	405	245	0	0	
			合計②	700	625	573	512	
	実績値	量の 見込み	入園者数等③	352	368	368	332	
			特定教育・保育施設	295	354	505	530	
		確保 方策	確認を受けない幼稚園	405	245	0	0	
			合計④	700	599	505	530	
	計画値 との差	量の見込み (③-①)		△167	△134	△129	△19	
		確保方策 (④-②)		±0	△26	△68	+18	
	中部エリア	計画値	量の 見込み	1号	388	374	373	
				2号	62	59	59	
合計①				450	433	432	396	
確保 方策			特定教育・保育施設	199	241	359	119	
			確認を受けない幼稚園	325	325	150	325	
			合計②	524	566	509	444	
実績値		量の 見込み	入園者数等③	394	408	386	369	
			特定教育・保育施設	220	205	154	135	
		確保 方策	確認を受けない幼稚園	325	325	325	325	
			合計④	545	530	479	460	
計画値 との差		量の見込み (③-①)		△56	△25	△46	△27	
		確保方策 (④-②)		+21	△36	△30	+16	
南部エリア		計画値	量の 見込み	1号	388	375	373	
				2号	68	66	66	
	合計①			456	441	439	472	
	確保 方策		特定教育・保育施設	129	141	823	558	
			確認を受けない幼稚園	1,030	1,030	0	0	
			合計②	1,159	1,171	823	558	
	実績値	量の 見込み	入園者数等③	500	511	485	413	
			特定教育・保育施設	129	184	464	570	
		確保 方策	確認を受けない幼稚園	1,030	1,030	280	0	
			合計④	1,159	1,214	744	570	
	計画値 との差	量の見込み (③-①)		+44	+70	+46	△59	
		確保方策 (④-②)		±0	+43	△79	+12	

(2) 2号認定（共働き家庭等）【3～5歳】

量の見込みについては、いずれの年度においても実績値が計画値を上回っています。一方、確保方策については、年度やエリアにばらつきはあるものの、概ね計画値と実績値は同程度でしたが、平成30年度は実績値が計画値を大幅に下回っています。

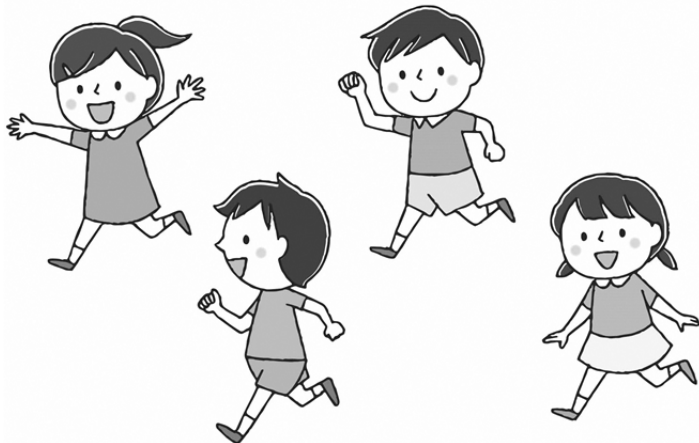
なお、実績値の量の見込みと確保方策を比較すると、平成30年度の東部エリアにおいて、量の見込みが確保方策を上回っていますが、1号認定子どもの利用定員の空き枠を活用して2号認定子どもの受入れを行うなど、実際の利用定員よりも多くの児童を受け入れ、対応したものと考えています。

市全体		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画値	量の見込み①	1,267	1,222	1,216	1,764
	確保方策 特定教育・保育施設②	1,705	1,673	1,850	1,848
実績値	量の見込み 入園（所）者数等③	1,445	1,360	1,682	1,823
	確保方策 特定教育・保育施設の利用定員④	1,758	1,635	1,854	1,706
計画値との差	量の見込み（③－①）	+178	+138	+466	+59
	確保方策（④－②）	+53	△38	+4	△142

※実績値は、各年度4月1日時点。

※実績値の「入園（所）者数等」については、平成29・30年度は市外施設に通園（所）する市内在住の児童を含む。

※実績値の「入園（所）者数等」については、平成27・28年度は待機児童（厚生労働省定義）を、平成29・30年度は未利用児童（入所申込みをしたものの、入所できなかった者）を含む。



第3章 第一期計画の評価と課題

エリア別			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
東部エリア	計画値	量の見込み①	471	454	451	768	
		確保方策	特定教育・保育施設②	752	773	822	788
	実績値	量の見込み	入園（所）者数等③	662	613	749	812
		確保方策	特定教育・保育施設の利用定員④	752	746	814	667
	計画値との差	量の見込み（③－①）	+191	+159	+298	+44	
		確保方策（④－②）	±0	△27	△8	△121	
中部エリア	計画値	量の見込み①	371	358	357	503	
		確保方策	特定教育・保育施設②	427	395	409	475
	実績値	量の見込み	入園（所）者数等③	343	347	460	450
		確保方策	特定教育・保育施設の利用定員④	433	421	479	451
	計画値との差	量の見込み（③－①）	△28	△11	+103	△53	
		確保方策（④－②）	+6	+26	+70	△24	
南部エリア	計画値	量の見込み①	425	410	408	493	
		確保方策	特定教育・保育施設②	526	505	619	585
	実績値	量の見込み	入園（所）者数等③	440	400	473	561
		確保方策	特定教育・保育施設の利用定員④	573	468	561	588
	計画値との差	量の見込み（③－①）	+15	△10	+65	+68	
		確保方策（④－②）	+47	△37	△58	+3	

(3) 3号認定（共働き家庭等）【0歳】

量の見込みについては、平成30年度を除き、年度やエリアにばらつきはあるものの、概ね計画値と実績値は同程度です。確保方策についても、年度やエリアにばらつきはあるものの、概ね計画値と実績値は同程度です。

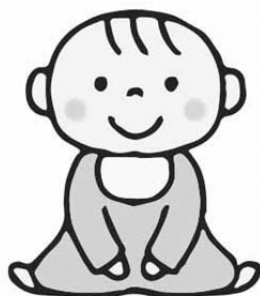
なお、実績値の量の見込みと確保方策を比較すると、中部エリアで確保方策が量の見込みを下回っている年度があったものの、その他のエリアでは確保方策が量の見込みを上回っており、確保方策として量的には充足していると考えられます。

市全体		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
計画値	量の見込み①	226	221	219	417	
	確保方策	特定教育・保育施設	219	219	231	263
		特定地域型保育事業※	48	63	63	95
		合計②	267	282	294	358
実績値	量の見込み	176	190	274	305	
	確保方策	特定教育・保育施設の利用定員	189	200	223	240
		特定地域型保育事業の利用定員	36	39	83	95
		合計④	225	239	306	335
計画値との差	量の見込み (③-①)	△50	△31	+55	△112	
	確保方策 (④-②)	△42	△43	+12	△23	

※実績値は、各年度4月1日時点。

※実績値の「入園（所）者数等」については、平成29・30年度は市外施設に通園（所）する市内在住の児童を含む。

※実績値の「入園（所）者数等」については、平成27・28年度は待機児童（厚生労働省定義）を、平成29・30年度は未利用児童（入所申込みをしたものの、入所できなかった者）を含む。



第3章 第一期計画の評価と課題

エリア別			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
東部エリア	計画値	量の見込み①	82	81	80	158	
		確保方策	特定教育・保育施設	97	97	98	114
			特定地域型保育事業	12	18	18	21
			合計②	109	115	116	135
	実績値	量の見込み	入園（所）者数等③	75	75	100	102
		確保方策	特定教育・保育施設の利用定員	89	89	109	110
			特定地域型保育事業の利用定員	12	15	21	21
			合計④	101	104	130	131
	計画値との差	量の見込み（③－①）	△7	△6	+20	△56	
		確保方策（④－②）	△8	△11	+14	△4	
	中部エリア	計画値	量の見込み①	73	71	71	126
			確保方策	特定教育・保育施設	47	47	58
特定地域型保育事業				30	33	33	42
合計②				77	80	91	97
実績値		量の見込み	入園（所）者数等③	49	56	84	95
		確保方策	特定教育・保育施設の利用定員	34	45	45	51
			特定地域型保育事業の利用定員	18	18	36	42
			合計④	52	63	81	93
計画値との差		量の見込み（③－①）	△24	△15	+13	△31	
		確保方策（④－②）	△25	△17	△10	△4	
南部エリア		計画値	量の見込み①	71	69	68	133
			確保方策	特定教育・保育施設	75	75	75
	特定地域型保育事業			6	12	12	32
	合計②			81	87	87	126
	実績値	量の見込み	入園（所）者数等③	52	59	90	108
		確保方策	特定教育・保育施設の利用定員	66	66	69	79
			特定地域型保育事業の利用定員	6	6	26	32
			合計④	72	72	95	111
	計画値との差	量の見込み（③－①）	△19	△10	+22	△25	
		確保方策（④－②）	△9	△15	+8	△15	

第3章 第一期計画の評価と課題

(4) 3号認定（共働き家庭等）【1・2歳】

量の見込みについては、平成28年度以降、いずれのエリアにおいても実績値が計画値を上回っています。確保方策については、いずれの年度やエリアにおいても、実績値が計画値を下回っています。

実績値の量の見込みと確保方策を比較しても、いずれの年度やエリアにおいても量の見込みが確保方策を上回っており、各施設において利用定員よりも多くの児童を弾力的に受け入れるなどして対応しました。なお、本市では、新たな受け皿となる保育施設等の確保を行うなど、市と民間施設が力を合わせて待機児童の解消に向けた取組みを実施しました。

市全体		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
計画値	量の見込み①	880	857	800	1,287	
	確保方策	特定教育・保育施設	803	873	1,000	899
		特定地域型保育事業	100	143	143	238
		合計②	903	1,016	1,143	1,137
実績値	量の見込み	入園（所）者数等③	865	910	1,186	1,372
	確保方策	特定教育・保育施設の利用定員	701	727	849	850
		特定地域型保育事業の利用定員	93	99	208	238
		合計④	794	826	1,057	1,088
計画値との差	量の見込み（③－①）	△15	+53	+386	+85	
	確保方策（④－②）	△109	△190	△86	△49	

※実績値は、各年度4月1日時点。

※実績値の「入園（所）者数等」については、平成29・30年度は市外施設に通園（所）する市内在住の児童を含む。

※実績値の「入園（所）者数等」については、平成27・28年度は待機児童（厚生労働省定義）を、平成29・30年度は未利用児童（入所申込みをしたものの、入所できなかった者）を含む。

第3章 第一期計画の評価と課題

エリア別			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度		
東部エリア	計画値	量の見込み①	363	354	329	484		
		確保方策	特定教育・保育施設	333	364	427	378	
			特定地域型保育事業	26	39	39	44	
			合計②	359	403	466	422	
	実績値	量の見込み	入園（所）者数等③	346	375	437	524	
		確保方策	特定教育・保育施設の利用定員	316	318	380	349	
			特定地域型保育事業の利用定員	25	31	44	44	
			合計④	341	349	424	393	
	計画値との差	量の見込み（③－①）	△17	+21	+108	+40		
		確保方策（④－②）	△18	△54	△42	△29		
	中部エリア	計画値	量の見込み①	279	272	254	365	
			確保方策	特定教育・保育施設	199	238	253	197
				特定地域型保育事業	61	78	78	116
				合計②	260	316	331	313
実績値		量の見込み	入園（所）者数等③	242	278	343	391	
		確保方策	特定教育・保育施設の利用定員	152	186	189	192	
			特定地域型保育事業の利用定員	55	55	99	116	
			合計④	207	241	288	308	
計画値との差		量の見込み（③－①）	△37	+6	+89	+26		
		確保方策（④－②）	△53	△75	△43	△5		
南部エリア		計画値	量の見込み①	238	231	217	438	
			確保方策	特定教育・保育施設	271	271	320	324
				特定地域型保育事業	13	26	26	78
				合計②	284	297	346	402
	実績値	量の見込み	入園（所）者数等③	277	257	406	457	
		確保方策	特定教育・保育施設の利用定員	233	223	280	309	
			特定地域型保育事業の利用定員	13	13	65	78	
			合計④	246	236	345	387	
	計画値との差	量の見込み（③－①）	+39	+26	+189	+19		
		確保方策（④－②）	△38	△61	△1	△15		

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法では、市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として下記の事業を行うものと規定されています。第一期計画で定めた計画内容とその実績について比較を行ったうえで、分析・評価を行います。

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）【0～5歳】

計画値と実績値を比較すると、平成29年度以前は実績値が計画値を下回っていますが、利用者は増加傾向にあることが窺えます。また、実施施設数についても、年々増加傾向にあります。

市全体		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
計画値	量の見込み (人/年)	1,140	1,108	1,237	1,277	
	確保方策	(人/年) ①	1,140	1,108	1,237	1,277
		施設数 (か所) ②	10	10	32	43
実績値	(人/年) ③	900	848	904	1,438	
	施設数 (か所) ④	13	17	19	34	
計画値との差	確保方策の差 (③-①)	△240	△260	△333	+161	
	施設数の差 (④-②)	+3	+7	△13	△9	

※実績値は、各年度の年度末時点。

第3章 第一期計画の評価と課題

エリア別			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
東部エリア	計画値	量の 見込み	(人/年)	463	450	501	518
		確保 方策	(人/年) ①	463	450	501	518
			施設数 (か所) ②	4	4	11	14
	実績値	(人/年) ③	307	402	394	533	
		施設数 (か所) ④	5	8	7	10	
	計画値 との差	確保方策の差 (③-①)	△156	△48	△107	+15	
		施設数の差 (④-②)	+1	+4	△4	△4	
	中部エリア	計画値	量の 見込み	(人/年)	396	386	430
確保 方策			(人/年) ①	396	386	430	443
			施設数 (か所) ②	2	2	10	14
実績値		(人/年) ③	200	208	252	451	
		施設数 (か所) ④	4	5	5	10	
計画値 との差		確保方策の差 (③-①)	△196	△178	△178	+8	
		施設数の差 (④-②)	+2	+3	△5	△4	
南部エリア		計画値	量の 見込み	(人/年)	281	272	306
	確保 方策		(人/年) ①	281	272	306	316
			施設数 (か所) ②	4	4	11	15
	実績値	(人/年) ③	393	238	258	454	
		施設数 (か所) ④	4	4	7	14	
	計画値 との差	確保方策の差 (③-①)	+112	△34	△48	+138	
		施設数の差 (④-②)	±0	±0	△4	△1	

(2) 放課後児童健全育成事業（もりぐち児童クラブ：入会児童室）【小学生】

本市においては、児童クラブの利用を申し込まれた児童は待機することなくすべて受入れを行っており、現状、確保方策がとれていると考えられます。高学年の受入れについても、3歳以上の幼児（保護者等の同伴が必要）及び小学校等の1年生から6年生までを対象とする登録児童室を活用して受入れを行っています。

① 低学年【小学校等の1～3年生】

② 高学年【小学校等の4～6年生】

市全体		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
計画値	量の 見込み	低学年（人/年）	834	807	880	858
		高学年（人/年）	203	201	195	194
	確保 方策	低学年（人/年）①	834	807	880	858
		高学年（人/年）	0	0	0	0
		施設数（か所）②	17	17	16	14
実績値	低学年（人/年）③	817	837	818	782	
	高学年（人/年）	登録児童室を活用して対応				
	施設数（か所）④	17	16	16	14	
計画値 との差	低学年（③－①）	△17	+30	△62	△76	
	高学年	-	-	-	-	
	施設数（④－②）	±0	△1	±0	±0	

※実績値は、各年度5月1日時点。



第3章 第一期計画の評価と課題

エリア別			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
東部エリア	計画値	量の 見込み	低学年（人/年）	295	286	369	360
			高学年（人/年）	38	38	36	37
		確保 方策	低学年（人/年）①	295	286	369	360
			高学年（人/年）	0	0	0	0
			施設数（か所）②	7	7	6	6
		実績値	低学年（人/年）③	346	348	326	341
	高学年（人/年）		登録児童室を活用して対応				
	施設数（か所）④		7	6	6	6	
	計画値 との差	低学年（③－①）	+51	+62	△43	△19	
		高学年	-	-	-	-	
		施設数（④－②）	±0	△1	±0	±0	
	中部エリア	計画値	量の 見込み	低学年（人/年）	250	241	220
高学年（人/年）				57	57	55	55
確保 方策			低学年（人/年）①	250	241	220	214
			高学年（人/年）	0	0	0	0
			施設数（か所）②	5	5	4	4
実績値			低学年（人/年）③	198	215	215	209
		高学年（人/年）	登録児童室を活用して対応				
		施設数（か所）④	4	4	4	4	
計画値 との差		低学年（③－①）	△52	△26	△5	△5	
		高学年	-	-	-	-	
		施設数（④－②）	△1	△1	±0	±0	
南部エリア		計画値	量の 見込み	低学年（人/年）	289	280	291
	高学年（人/年）			108	106	104	102
	確保 方策		低学年（人/年）①	289	280	291	284
			高学年（人/年）	0	0	0	0
			施設数（か所）②	5	5	6	4
	実績値		低学年（人/年）③	273	274	277	232
		高学年（人/年）	登録児童室を活用して対応				
		施設数（か所）④	6	6	6	4	
	計画値 との差	低学年（③－①）	△16	△6	△14	△52	
		高学年	-	-	-	-	
		施設数（④－②）	+1	+1	±0	±0	

第3章 第一期計画の評価と課題

(3) 子育て短期支援事業【0～5歳】

本市では、平成28年度から事業を実施しており、計画値と実績値の乖離はあるものの、利用実績は年度ごとに増加傾向にあります。

市全体			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	量の 見込み	(人日/年)	138	135	137	143
	確保 方策	(人日/年) ①	0	135	137	143
		施設数 (か所) ②	0	1	5	5
実績値	(人日/年) ③		0	0	29	38
	施設数 (か所) ④		0	4	5	5
計画値 との差	確保方策 (③-①)		±0	△135	△108	△105
	施設数 (④-②)		±0	+3	±0	±0

※実績値は、各年度の年度末時点。

(4) 地域子育て支援拠点事業

計画値と実績値を比較すると、平成29年度を除き市全体では実績値が計画値を上回っています。利用者は増加傾向にあり、今後、より一層、充実を図っていく必要があります。

市全体			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	量の 見込み	(人日/年)	20,000	20,000	23,662	25,065
	確保 方策	(人日/年) ①	20,000	20,000	23,662	25,065
		施設数 (か所) ②	5	5	6	6
実績値	(人日/年) ③		23,325	21,200	23,591	26,137
	施設数 (か所) ④		5	5	6	7
計画値 との差	確保方策 (③-①)		+3,325	+1,200	△71	+1,072
	施設数 (④-②)		±0	±0	±0	+1

※実績値は、各年度の年度末時点。

第3章 第一期計画の評価と課題

エリア別			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
東部エリア	計画値	量の 見込み	(人日/年)	7,340	7,340	4,330	4,587
		確保 方策	(人日/年) ①	7,340	7,340	4,330	4,587
			施設数 (か所) ②	1	1	2	2
	実績値	(人日/年) ③	4,046	4,103	3,225	11,249	
		施設数 (か所) ④	1	1	2	3	
	計画値 との差	確保方策 (③-①)	△3,294	△3,237	△1,105	+6,662	
		施設数 (④-②)	±0	±0	±0	+1	
	中部エリア	計画値	量の 見込み	(人日/年)	6,633	6,633	4,738
確保 方策			(人日/年) ①	6,633	6,633	4,738	5,019
			施設数 (か所) ②	2	2	2	2
実績値		(人日/年) ③	4,450	4,461	7,656	4,275	
		施設数 (か所) ④	2	2	2	2	
計画値 との差		確保方策 (③-①)	△2,183	△2,172	+2,918	△744	
		施設数 (④-②)	±0	±0	±0	±0	
南部エリア		計画値	量の 見込み	(人日/年)	6,027	6,027	14,594
	確保 方策		(人日/年) ①	6,027	6,027	14,594	15,459
			施設数 (か所) ②	2	2	2	2
	実績値	(人日/年) ③	14,829	12,636	12,710	10,613	
		施設数 (か所) ④	2	2	2	2	
	計画値 との差	確保方策 (③-①)	+8,802	+6,609	△1,884	△4,846	
		施設数 (④-②)	±0	±0	±0	±0	

第3章 第一期計画の評価と課題

(5) 一時預かり事業等

幼稚園における在園児（1・2号認定）を対象とした一時預かりは、平成28年度以降、実績値が計画値を上回っています。

幼稚園における在園児（1・2号認定）以外を対象とした一時預かりについては、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）の利用者は計画値を上回る利用実績があるものの、一時預かり全体では、実績値は計画値を下回っています。

①② 幼稚園における在園児（1・2号認定）を対象とした一時預かり（預かり保育）【3～5歳】

市全体			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画値	量の見込み	(人日/年)	58,327	56,304	50,620	51,451
	確保方策	(人日/年) ①	58,327	56,304	50,620	51,451
		施設数(か所) ②	9	9	21	27
実績値		(人日/年) ③	54,134	69,924	63,310	68,785
		施設数(か所) ④	17	18	16	22
計画値との差		確保方策(③-①)	△4,193	+13,620	+12,690	+17,334
		施設数(④-②)	+8	+9	△5	△5

※実績値は、各年度の年度末時点。

③ 上記①②以外の一時預かり（幼稚園における在園児（1・2号認定）以外）【0～5歳】

市全体			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
計画値	量の見込み(人日/年)		8,599	8,362	9,176	9,531	
	確保方策	一時預かり	(人日/年) ①	7,507	7,270	7,925	8,205
			施設数(か所) ②	10	10	18	22
			ファミサポ(人日/年) ③	1,092	1,092	1,252	1,325
		合計(人日) ④	8,599	8,362	9,177	9,530	
実績値	一時預かり	(人日/年) ⑤	885	831	1,091	1,090	
		施設数(か所) ⑥	9	9	11	14	
		ファミサポ(人日/年) ⑦	1,791	1,714	2,012	1,291	
		合計(人日) ⑧	2,676	2,545	3,103	2,381	
計画値との差	一時預かり	(人日/年) (⑤-①)	△6,622	△6,439	△6,834	△7,115	
		施設数(か所) (⑥-②)	△1	△1	△7	△8	
		ファミサポ(人日/年) (⑦-③)	+699	+622	+760	△34	
		合計(人日) (⑧-④)	△5,923	△5,817	△6,074	△7,149	

※実績値は、各年度の年度末時点。

※夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）※は確保方策を設定していません。

①② 幼稚園における在園児（1・2号認定）を対象とした一時預かり（預かり保育）【3～5歳】

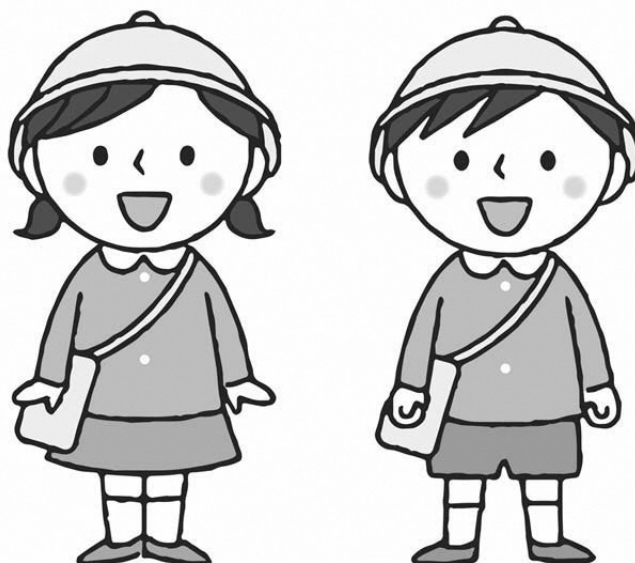
エリア別			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
東部エリア	計画値	量の 見込み	(人日/年)	16,739	16,426	13,256	13,526
		確保 方策	(人日/年) ①	16,739	16,426	13,256	13,526
			施設数 (か所) ②	3	3	7	10
	実績値	(人日/年) ③	12,673	20,383	10,595	19,417	
		施設数 (か所) ④	5	7	4	7	
	計画値 との差	確保方策 (③-①)	△4,066	+3,957	△2,661	+5,891	
		施設数 (④-②)	+2	+4	△3	△3	
	中部エリア	計画値	量の 見込み	(人日/年)	20,097	19,238	17,225
確保 方策			(人日/年) ①	20,097	19,238	17,225	17,587
			施設数 (か所) ②	3	3	6	8
実績値		(人日/年) ③	19,370	22,613	22,950	20,044	
		施設数 (か所) ④	5	4	5	6	
計画値 との差		確保方策 (③-①)	△727	+3,375	+5,725	+2,457	
		施設数 (④-②)	+2	+1	△1	△2	
南部エリア		計画値	量の 見込み	(人日/年)	21,491	20,640	20,139
	確保 方策		(人日/年) ①	21,491	20,640	20,139	20,338
			施設数 (か所) ②	3	3	8	9
	実績値	(人日/年) ③	22,091	26,928	29,765	29,324	
		施設数 (か所) ④	7	7	7	9	
	計画値 との差	確保方策 (③-①)	+600	+6,288	+9,626	+8,986	
		施設数 (④-②)	+4	+4	△1	±0	

第3章 第一期計画の評価と課題

③ 上記①②以外の一時預かり（幼稚園における在園児（1・2号認定）以外）【0～5歳】

エリア別				平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
東部エリア	計画値	量の見込み（人日/年）		2,205	2,145	2,342	2,440		
		確保 方策	一時 預かり	（人日/年）①	1,801	1,741	1,879	1,949	
				施設数（か所）②	4	4	7	8	
			ファミサポ（人日/年）③		404	404	463	490	
			合計（人日）④		2,205	2,145	2,342	2,439	
	実績値	一時 預かり	（人日/年）⑤	603	499	595	413		
			施設数（か所）⑥	4	4	5	5		
		ファミサポ（人日/年）⑦		-	-	-	-		
		合計（人日）⑧		-	-	-	-		
	計画値 との差	一時 預かり	（人日/年）(⑤-①)	△1,198	△1,242	△1,284	△1,536		
			施設数(か所)(⑥-②)	±0	±0	△2	△3		
		ファミサポ(人日/年)(⑦-③)		-	-	-	-		
		合計(人日)(⑧-④)		-	-	-	-		
	中部エリア	計画値	量の見込み（人日/年）		4,657	4,531	4,993	5,178	
			確保 方策	一時 預かり	（人日/年）①	4,309	4,183	4,594	4,756
					施設数（か所）②	2	2	6	7
ファミサポ（人日/年）③				348	348	399	422		
合計（人日）④				4,657	4,531	4,993	5,178		
実績値		一時 預かり	（人日/年）⑤	84	153	175	262		
			施設数（か所）⑥	2	2	3	4		
		ファミサポ（人日/年）⑦		-	-	-	-		
		合計（人日）⑧		-	-	-	-		
計画値 との差		一時 預かり	（人日/年）(⑤-①)	△4,225	△4,030	△4,419	△4,494		
			施設数(か所)(⑥-②)	±0	±0	△3	△3		
		ファミサポ(人日/年)(⑦-③)		-	-	-	-		
		合計(人日)(⑧-④)		-	-	-	-		

エリア別			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
南部エリア	計画値	量の見込み (人日/年)	1,737	1,686	1,841	1,913	
		確保 方策	一時 預かり	(人日/年) ① 1,397	1,346	1,452	1,500
			施設数 (か所) ②	4	4	5	7
		ファミサポ (人日/年) ③	340	340	390	413	
	合計 (人日) ④	1,737	1,686	1,842	1,913		
	実績値	一時 預かり	(人日/年) ⑤ 198	179	321	415	
		施設数 (か所) ⑥	3	3	3	5	
		ファミサポ (人日/年) ⑦	-	-	-	-	
		合計 (人日) ⑧	-	-	-	-	
	計画値 との差	一時 預かり	(人日/年) (⑤-①) $\Delta 1,199$	$\Delta 1,167$	$\Delta 1,131$	$\Delta 1,085$	
		施設数 (か所) (⑥-②)	$\Delta 1$	$\Delta 1$	$\Delta 2$	$\Delta 2$	
		ファミサポ (人日/年) (⑦-③)	-	-	-	-	
		合計 (人日) (⑧-④)	-	-	-	-	



第3章 第一期計画の評価と課題

(6) 病児保育事業（病後児保育を含む）

計画値と実績値を比較すると、利用者数及び施設数とも実績値が計画値を下回っていました。本市では、これまで病後児保育事業のみ実施していましたが、令和元年度から新たに病児保育事業を開始しました。

市全体			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	量の見込み	(人日/年)	361	348	390	402
	確保方策	(人日/年) ①	180	348	390	402
		施設数 (か所) ②	2	4	4	4
実績値		(人日/年) ③	161	193	407	350
		施設数 (か所) ④	2	2	2	2
計画値との差		確保方策 (③-①)	△19	△155	+17	△52
		施設数 (④-②)	±0	△2	△2	△2

※実績値は、各年度の年度末時点。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）【小学生】

低学年（小学校等の1～3年生）については、実績値は計画値を下回っているものの、一定の利用が図られています。平成28年度から対象を拡大し、高学年（小学校等の4～6年生）についても当事業の利用ができるようになりましたが、利用実績は現時点ではほとんどない状況です。

①低学年【小学校等の1～3年生】

市全体			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	量の見込み (人日/年)		1,020	998	1,213	1,200
	確保方策 (人日/年) ①		1,020	998	1,213	1,200
	実績値 (人日/年) ②		1,476	809	764	820
	計画値との差 (②-①)		+456	△189	△449	△380

※実績値は、各年度の年度末時点。

②高学年【小学校等の4～6年生】

市全体			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	量の見込み (人日/年)		1,020	998	972	958
	確保方策 (人日/年) ①		0	998	972	958
	実績値 (人日/年) ②		-	7	0	0
	計画値との差 (②-①)		-	△991	△972	△958

※実績値は、各年度の年度末時点。

(8) 利用者支援事業

平成27年度に当事業を開始し、市民からの相談（認定こども園等への入所手続きの説明、養育の相談、健診の案内）等、関係部署と連携し実施しています。令和元年7月の子育て世代包括支援センター開設に伴い、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する母子保健型の利用者支援を実施しています。

市全体		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	量の見込み（か所）	1	1	1	1
	確保方策（か所）①	1	1	1	1
実績値（か所）②		1	1	1	1
計画値との差（②－①）		±0	±0	±0	±0

※実績値は、各年度の年度末時点。

(9) 妊婦に対する健康診査

計画値と実績値を比較すると、平成29年度以降、妊娠届出数及び延回数とも実績値が計画値を下回っています。受診率（1枚目使用率）については100%を目標にしているものの平成30年度は97.1%であり、今後も引き続き受診率の向上に努める必要があります。

市全体		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
計画値	量の見込み	妊娠届出数（人）	976	954	1,175	1,283
		延回数（人回/年）	11,322	11,066	13,136	14,348
	確保方策	（人/年）①	976	954	1,175	1,283
		延回数（人回/年）②	11,322	11,066	13,136	14,348
		実施機関数（か所）③	5	5	5	5
実績値	（人/年）④	1,081	1,114	1,091	1,061	
	延回数（人回/年）⑤	12,380	12,176	12,049	12,660	
	受診率（%）	95.5%	94.4%	94.1%	97.1%	
	実施機関数（か所）⑥	5	5	5	5	
計画値との差	確保方策（④－①）	+105	+160	△84	△222	
	延回数（⑤－②）	+1,058	+1,110	△1,087	△1,688	
	実施機関数（⑥－③）	±0	±0	±0	±0	

※実績値は、各年度の年度末時点。

第3章 第一期計画の評価と課題

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

平成28年度以降、実績値が計画値を下回っています。当事業については、全戸訪問を目標としていますが、100%の訪問率には至っていません。そのうち、不在で会えなかったり、同意を得られず戸別訪問ができなかった場合については、4か月児健診時点でより注意深く確認するなど、市内のすべての子育て家庭の把握に努めています。

市全体		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	量の見込み (人/年)	921	900	974	1,064
	確保方策 (人/年) ①	921	900	974	1,064
実績値	訪問数 (人/年) ②	929	878	948	972
	訪問率 (%)	93.7%	90.1%	90.6%	91.9%
計画値との差 (②-①)		+8	△22	△26	△92

※実績値は、各年度の年度末時点。

(11) - 1 養育支援訪問事業

計画値と実績値を比較すると、概ね同程度となっています。主に乳児家庭全戸訪問事業などの母子保健事業を通して内容把握することが多く、個別の状況に応じて訪問頻度等を設定するなど子育ての不安軽減に努めています。

市全体		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	量の見込み (人/年) ①	8	10	13	17
	確保方策 (実施体制)	相談員による訪問等により対応			
実績値 (人/年) ②		2	16	12	16
計画値との差 (②-①)		△6	+6	△1	△1

※実績値は、各年度の年度末時点。

(11) - 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

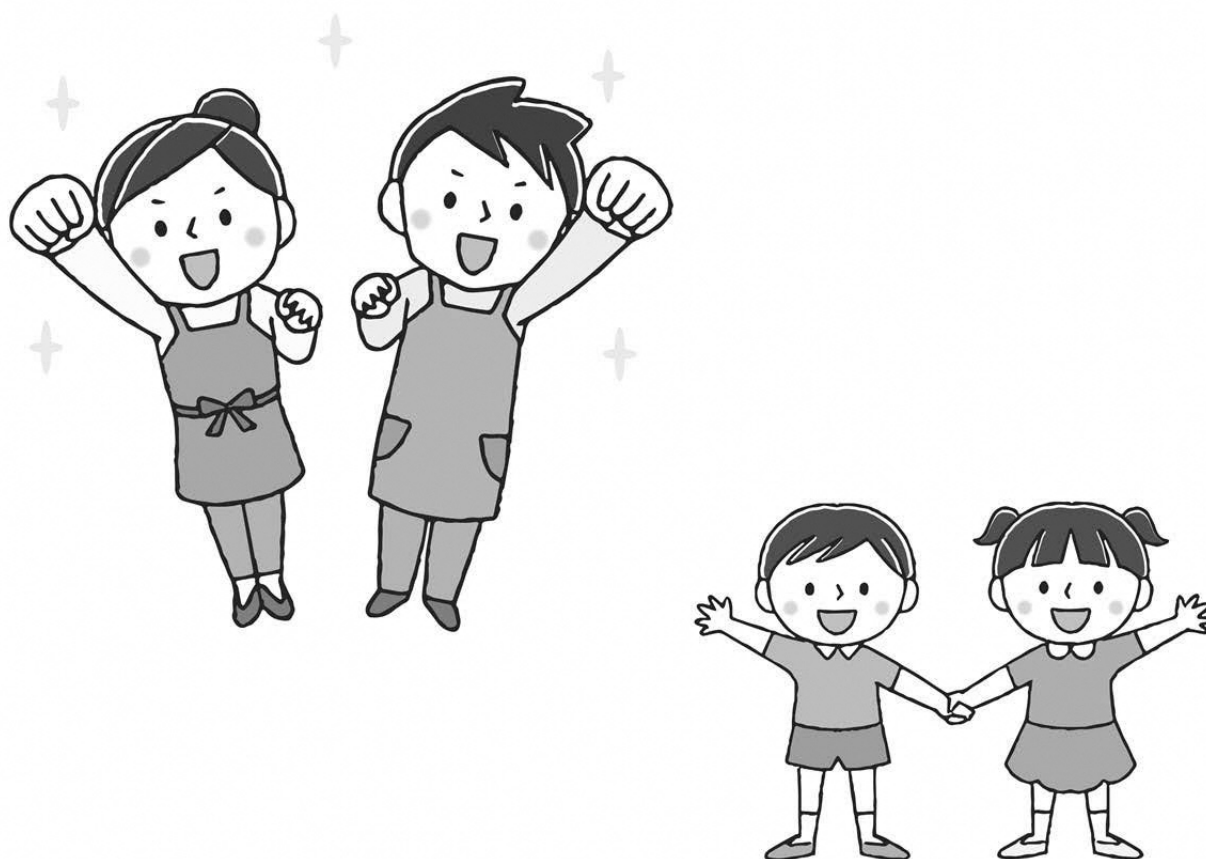
近年、児童を取り巻く家庭環境が多様化していることから、市民や関係機関との連携をより一層図っていますが、今後、各種研修を通じて相談員のさらなるスキル向上を図っていく必要があります。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

平成31年4月時点で、本市では、当事業を実施していませんが、令和2年度から事業の一部について実施を予定しています。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

平成27年度以降、私立保育園や私立幼稚園の認定こども園への移行、小規模保育事業^{*}等の新規開設など、保育の受け皿拡大に努めてきましたが、それと並行して、事業者が円滑に保育等の事業を開始できるよう、認可等の申請書類を作成するうえでの相談、助言等の支援を行いました。また、私立認定こども園等の事業者に対して、障がい児保育補助（障がい児の受入れを行っている場合にその配置職員の人件費に対して行う補助）、看護師配置補助（看護師を配置する場合にその看護師の人件費に対して行う補助）を実施しました。



第4章 第一期計画期間中に新たに取り組んだ事業・取組み

1. 第一期計画期間中に新たに実施した主な子育て支援施策

本市では、第一期計画への掲載の有無にかかわらず、この間、さまざまな子育て支援施策を行ってきました。ここでは、第一期計画には具体的に掲載されていないものの、市が新たに取組んだ主な子育て支援施策について掲載します。

(1) 幼保小連携についての取組み

平成29年3月に改正された幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針では、乳幼児期の生活や遊びの積み重ねを通して育みたい資質・能力が示されるとともに、その資質・能力が育まれている子どもの具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として明確化されました。また、小学校学習指導要領においても、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた指導を工夫することにより児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かい、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力をさらに伸ばしていくことができる教育活動が求められています。

本市では、就学前の子どもたちが小学校等に進学するうえでつまづくことのないよう、下記のような取組みを実施しました。

今後は、これまで以上に、各ステージにおける取組みを小学校教諭と保育教諭等が相互に理解し、連携を深めていくなど幼児期の教育と小学校教育のさらなる接続が行えるよう取り組んでいく必要があります。

・すこやか5歳児事業（5歳児健康診査（巡回支援事業））

従来の乳幼児健康診査では対応しきれない発達上の特性によって生じる問題を早期に発見し、その発達上の特性の理解と支援を行い、保護者とその子どもの就学を迎える準備を整えるために、平成27年度から5歳児健康診査（巡回支援事業）を開始しました（令和元年度からは、「すこやか5歳児事業」と名称変更しています）。

事前アンケートによるアセスメントを行ったうえで、子育て世代包括支援センターの臨床心理士等の専門スタッフが園（所）へ巡回訪問し、集団生活の観察や保育教諭等への聞き取りなどを行います。子育て世代包括支援センターの専門スタッフと在籍先の園（所）の保育教諭等が協力し、継続的に保護者と子どもを支援します。

・接続期カリキュラム策定事業

就学前の子どもたちが幼児教育・保育から小学校教育へスムーズに移行できるように、平成30年度に「守口市接続期カリキュラム」を作成しました。

接続期カリキュラムとは、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を小学校等においても継続してさらに伸ばしていくことができるよう、従来までは各ステージで分かれていた幼児教育と小学校教育について、子どもが円滑に小学校等での環境に適応できるよう、全体的な計画や教育課程等のカリキュラムを連続させたものです。

「守口市接続期カリキュラム」では、本市の幼児教育、小学校教育双方の現状と課題を踏まえたうえで、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭にこれまで大切にしてきた幼児期の教育及び保育の重点項目である「生活する力」、「かかわる力」、「学びに向かう力」

の3つを柱として、本市において接続期間と考える5歳児の9月頃から小学校等の1年生の夏休み前までの期間における具体的なねらいと目標を定めました。

今後は、接続期カリキュラムを活用し、市立認定こども園はもとより、民間の就学前施設も一緒になって、小学校等との連携・交流を図っていきます。

(2) 就学前施設を利用する子育て家庭への取組み

子育てと仕事の両立ができる環境を整えるため、待機児童の解消や子どもを受け入れるための保育教諭等の確保についての支援等を促進したほか、保護者の経済的負担の軽減と子育て家庭の定住促進を目的に幼児教育・保育の無償化を実施しました。また、就労している保護者の多様な保育ニーズに応えるため、病児保育についてもその充実を図りました。

・待機児童解消・保育教諭等確保対策促進事業

待機児童の解消のため、私立幼稚園の認定こども園への移行促進や既存施設の改修にかかる財政支援を行ったほか、小規模保育事業や私立保育所の新規開設など保育の受け皿を拡大しました。

また、民間施設が実施する教育・保育の質の維持・向上に向けた取組みを支援したほか、保育教諭等の就業継続や離転職防止に向けた取組みについて推進しました。

・幼児教育・保育の無償化

平成29年4月から世帯の所得等に関係なく、0歳児から5歳児の認定こども園・保育園(所)・幼稚園・特定地域型保育事業(小規模保育事業等)の利用者負担額の無償化を実施しています。

子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園については、世帯の所得等に関係なく、就園奨励費補助を30万8千円まで拡充しました。

・病児保育の実施

平成31年4月から、病気の回復期に至らない児童の保育を行う「病児対応型」を私立認定こども園1施設で新たに実施しています。これまでは、病気の回復期で集団保育が困難な児童の保育を行う「病後児対応型」を私立認定こども園2園で実施していましたが、「病児対応型」の実施によって、本市では、現在、市内3か所において病児保育(病後児保育を含む)を実施しています。

(3) 小学校等での取組み

学力向上の取組みとして、教育用タブレットパソコン等を使ったICT教育^{*}の推進や、基礎・基本的な学力と家庭での学習の定着を図ることを目的に土曜日学習事業を実施しました。また、放課後児童クラブ（入会児童室）のサービス拡充として、民間活力を活用した開設時間の延長も実現しました。

・教育用タブレットパソコンの整備事業（ICT教育関連）

本市では、学力向上に向けた授業改善の一つとして、ICT機器を取り入れた分かりやすい授業の実施に取り組んできました。過去には、国が推進する「スクール・ニューディール」政策^{*}の一環として、電子黒板や書画カメラ、パソコン、校内LAN環境等を整備したほか、平成28年度・29年度には市内学校のコンピューター教室に教育用タブレット型パソコンを配備しました。

導入したICT機器を効果的に活用するため、研究校に指定した市内3校で公開授業研究会を実施したり、ICT支援員を市内全学校へ派遣し教職員への実技研修を行ったりしたほか、児童・生徒を対象にICT活用アンケートを実施して、その結果を授業に取り入れるなど、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくりの研究に取り組んできました。

さらに平成30年度には、普通教室での活用を目的にタブレット型パソコンを新たに各校に整備し、教職員から選出された守口市タブレット型パソコン活用推進リーダーが実際にそのタブレット型パソコンを活用し、授業研究を重ねているところであり、活用推進リーダーが中心となって各校におけるICT教育の推進を牽引しています。

・土曜日学習事業（もりもりスタディールーム）

土曜日学習事業は、教育関連企業のノウハウ、コンテンツ、人材を活用して、児童に対する土曜日における学習機会を提供し、基礎・基本的な学力と家庭学習の定着を図ることを目的に、平成29年9月から研究指定校2校で小学校5・6年生を対象に実施しています。

事業の実施においては、学力テストやアンケート等による各児童の学習状況の把握や目標設定などのアセスメントの実施と各児童に合わせた個別学習計画の作成、少人数制個別指導、学習効果を高めるための興味づけを行うウォーミングアップ講座の実施などの工夫を行っています。また、定期的に委託事業者、学校、教育委員会で連絡会議を開催し、学習状況や児童の様子、出欠状況、課題などを共有し、学校における個に応じた指導の充実を図っています。

令和元年度からは、市内すべての市立小学校等の5・6年生を対象に実施しています。

・放課後児童クラブ（入会児童室）のサービス拡充

以前からニーズが高かった入会児童室の開設時間の延長について、民間委託に伴い、平成31年4月から、開設時間を従来の午後6時（土曜日は午後5時）から午後7時までとする延長を行いました（詳細は次頁表参照）。その結果、開設時間は府内で最長（長期休業日除く）の午前8時から午後7時までの11時間となりました。なお、民間委託の導入によるコスト削減に努め、従来の利用者負担額は維持したまま、開設時間延長のサービス拡充を行いました。

第4章 第一期計画期間中に新たに取り組んだ事業・取組み

その結果、本市の放課後児童クラブ（入会児童室）は、大阪府内で最長の開設時間を最小の利用者負担額で運営しています。

平成31年3月まで

開設日	開始時間	終了時間
平日	放課後	午後6時
土曜日	午前9時	午後5時
長期休業日など	午前8時30分	午後6時



平成31年4月から

開設日	開始時間	終了時間
平日	放課後	午後7時
土曜日	午前8時	午後7時
長期休業日など	午前8時	午後7時

(4) すべての子育て家庭への取組み

市民からの寄付である「愛のみのり基金」を活用し、絵本を通じた親子の触れ合いを促進し健やかな成長を育むブックスタート事業や、出産後に支援が必要な家庭等を対象に心身のケアや育児支援を行う産後ケア事業を新たに実施したほか、令和元年7月に開設した子育て世代包括支援センター「あえる」では、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う総合相談窓口として、妊娠や子育てなどの相談・助言を行っています。

・ブックスタート事業

平成29年度から4か月児健診の実施に併せて、絵本の読み聞かせ体験等を実施し、絵本を贈呈するブックスタート事業を行っています。0歳から絵本を活用して親子の触れ合いのきっかけづくりを促進しています。（守口市愛のみのり基金活用事業）

・産後ケア事業

出産後の身体的・心理的な不調や育児不安、家族等から育児の援助を得られないなどで支援が必要とされる生後5か月未満の乳児とその母親を対象に行う産後ケア事業を平成30年10月から実施しています。

助産師が自宅を訪問（訪問型）、または産後ケアを提供できる施設へ宿泊（宿泊型）し、母親の心身のケアや育児支援を行うことで、母子とその家族が健やかな育児を行えるよう環境整備に努めています。

・子育て世代包括支援センター「あえる」の設置

妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく包括的な支援を行うための中核的施設として、子育て世代包括支援センター「あえる」を令和元年7月に開設しました。妊娠期から子育て期までの総合相談窓口として、保健師、助産師、保育士などの専門職を配置し、妊娠や子育てに関するさまざまな不安や疑問の相談に応じた助言や支援を行うほか、育児講座の開催や乳幼児の遊びの広場も併設して、保護者同士の交流の場を提供しています。また、児童虐待予防のための相談対応や関係機関との連絡調整も一体的に担っています。

2. 幼児教育・保育の無償化施策について

守口市では、全国トップレベルの子育て家庭にやさしいまちの実現を目指し、子育て世代の負担軽減と定住促進のため、平成29年4月から、市独自に「幼児教育・保育の無償化」を実施しました。これは、市レベルでは全国初の試みで、全国的にも大きな反響を呼び、多くの市民から評価や感謝の「声」がありました。

本施策の評価については、中長期的視点で行っていくことが重要ですが、国に先駆けて実施した本市の施策について、その概要や狙いを掲載するとともに、平成30年度に実施した本施策のアンケート調査結果からこの間の効果検証を行います。

(1) 施策の概要

世帯の所得などに関係なく、0歳児から5歳児の認定こども園・保育園（所）・幼稚園・小規模保育事業等の保育料・授業料（基本部分）の利用者負担額が無償です。

子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園については、世帯の所得などに関係なく、就園奨励費補助として30万8千円を上限に、支払った保育料・入園料に対して補助を行います。

幼児教育・保育の無償化施策によって、守口市では、義務教育終了（中学校卒業時）までの保育・教育・医療にかかる費用が無償です。

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	[歳]
保育・教育	幼児教育・保育の無償化						小学校 (公立の場合)					中学校 (公立の場合)					
医療 通院 入院	中学校卒業まで、通院・入院ともに医療費助成制度の対象																

(2) 施策の狙い

子育てにかかる保護者の経済的な負担を緩和し、安心の子育てと子育てを実現するため、また、子育て世代の定住を促進し、活力と成長のもりぐちを実現するため、次の3つの基本的な考え方にに基づき、実施しました。

①未来への投資

子どもへの投資は、将来の守口市そして日本を支える未来への投資です。守口市は、子育て・子育てをすべての市民で支え合うまちを目指します。

②女性の活躍支援

安心して子どもを育て、また預けられるという条件を整えることで、男女がともに、その力を精一杯発揮できる社会を目指します。

③定住のまち守口の実現

全国トップレベルの子育て家庭にやさしい政策を実現し、市民の定住を促進することで、活力と希望のまちづくりにつなげていきます。

(3) アンケート調査結果

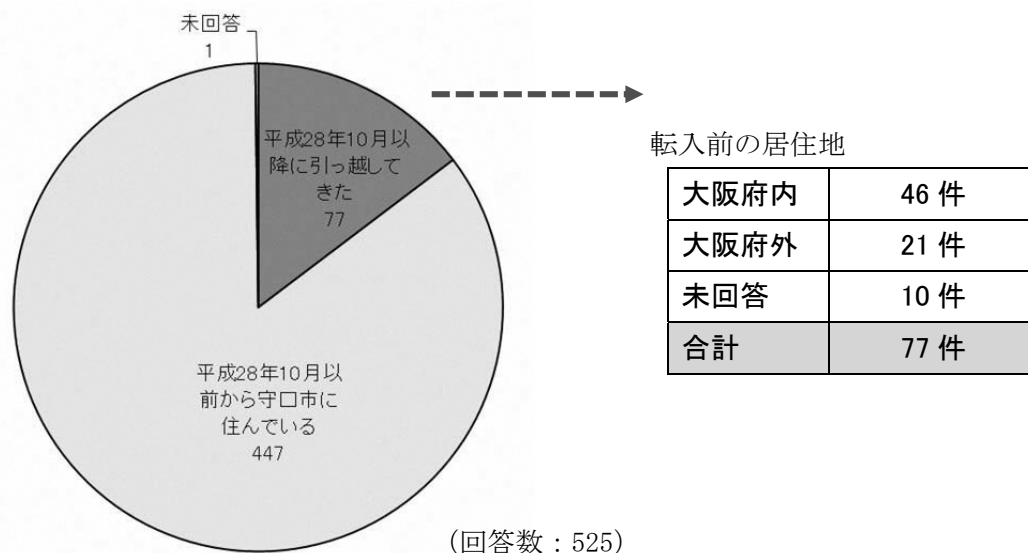
①調査概要

施策の実施からおおよそ2年が経過する平成30年12月に「幼児教育・保育の無償化」施策の効果検証を行うため、ニーズ・意向等の市民アンケートの調査を実施しました。

- ・調査対象：守口市在住で就学前の子どもの保護者 1,500 人
- ・調査期間：平成 30 年 12 月 10 日（月）～平成 30 年 12 月 25 日（火）
- ・調査方法：郵送配布・郵送回収
- ・回収結果：525 人（回答率：35.00%）

②アンケート調査結果

・他市から守口市への転入状況

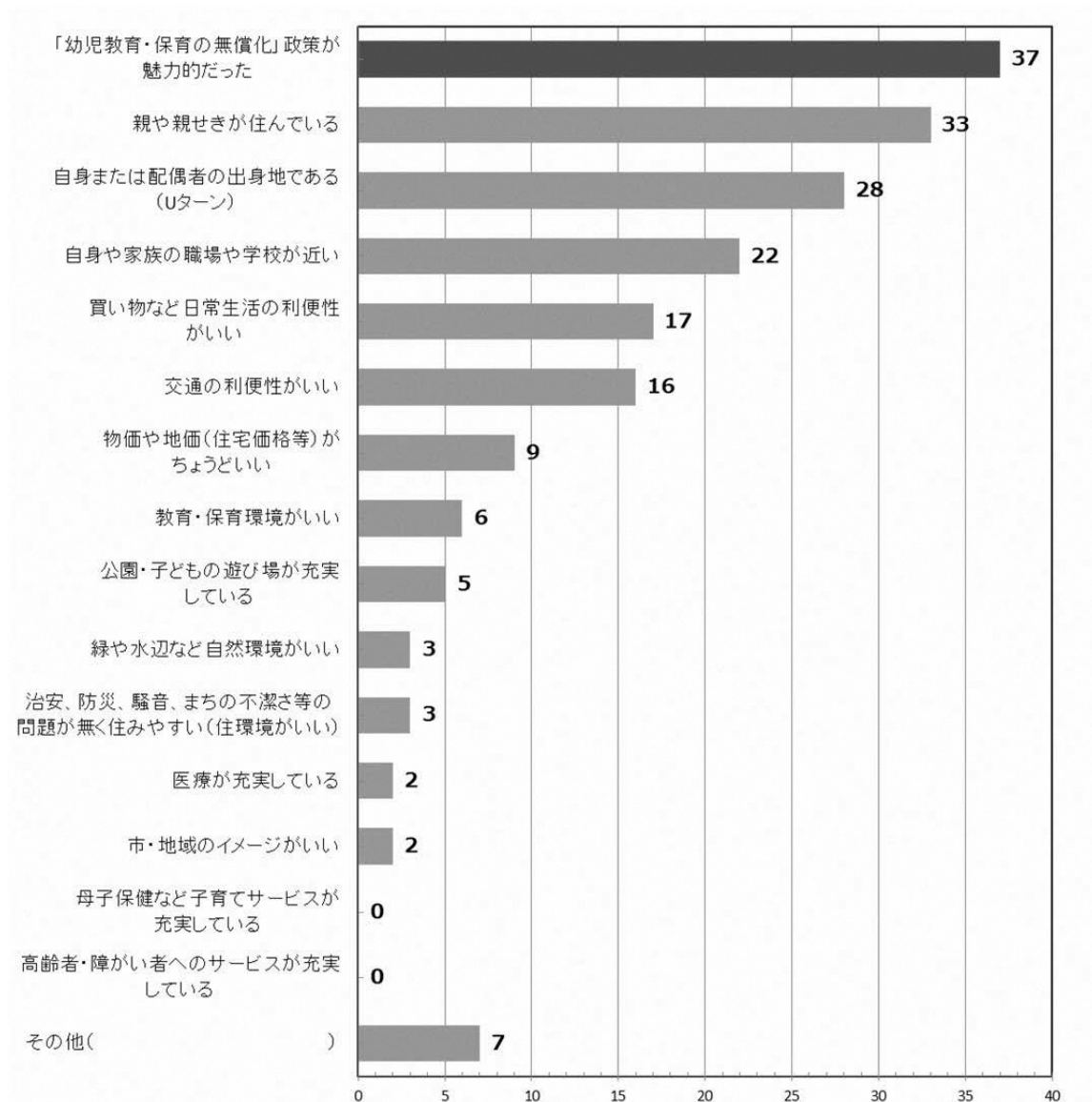


本市が幼児教育・保育の無償化を実施する直前の平成28年10月以降に本市に転入してきた者の割合が全体の約15%を占めています。

また、平成28年10月以降に引っ越してきた77件の転入前の居住地をみると、転入者全体の約60%が大阪府内からの転入であることが分かります。

・転入先に守口市を選んだ理由

※左記質問で、「平成28年10月以降に守口市に引っ越してきた」と回答した者（77世帯）のみ回答（複数回答）

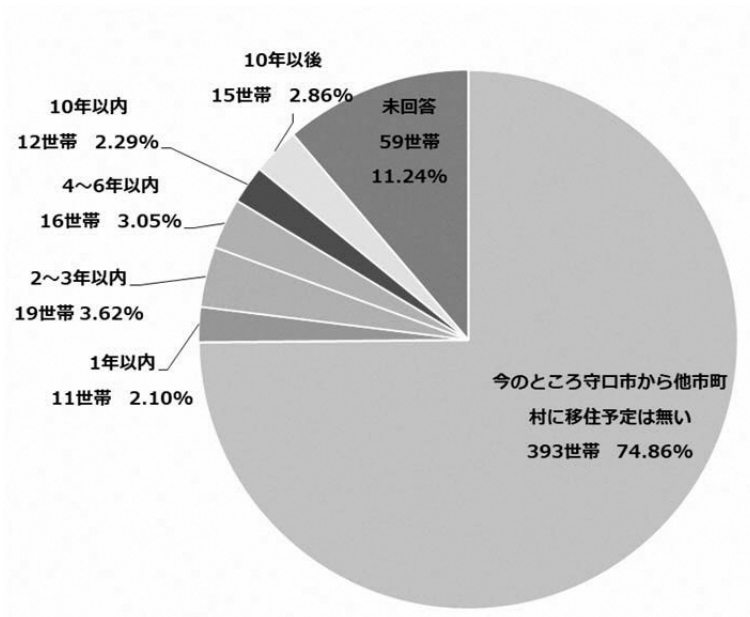


（回答数：77）

平成28年10月以降に守口市に引っ越してきた77世帯のうち、約半数の37世帯（48.05%）が守口市を選んだ理由として、「「幼児教育・保育の無償化」政策が魅力的だった」からと回答しています。

多くの子育て家庭にとって、保育料等の経済的負担軽減策が魅力的であったことが分かります。

・ 守口市での定住状況について（全世帯を対象）

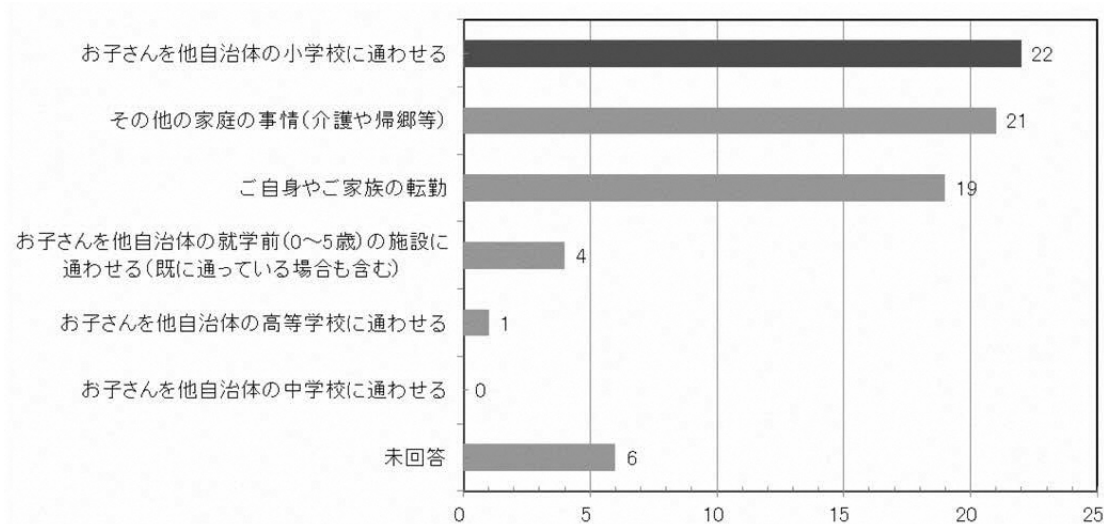


(回答数：525)

約75%の世帯が、「今のところ守口市からの移住予定はない」と回答しています。

一方、約14%の世帯が1年以内から10年以後に引っ越すと回答がありました。引っ越しのきっかけとして考える要因は下記のとおりです。

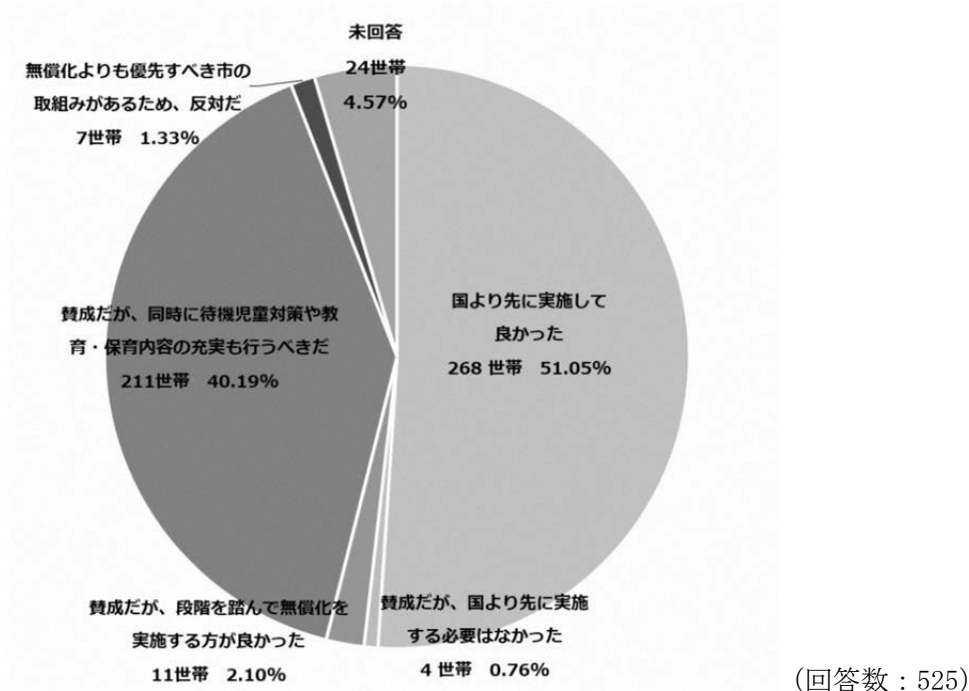
・ 1年以内～10年以後に引っ越すと回答のあった世帯が考える“引っ越しのきっかけ”



(回答数：73)

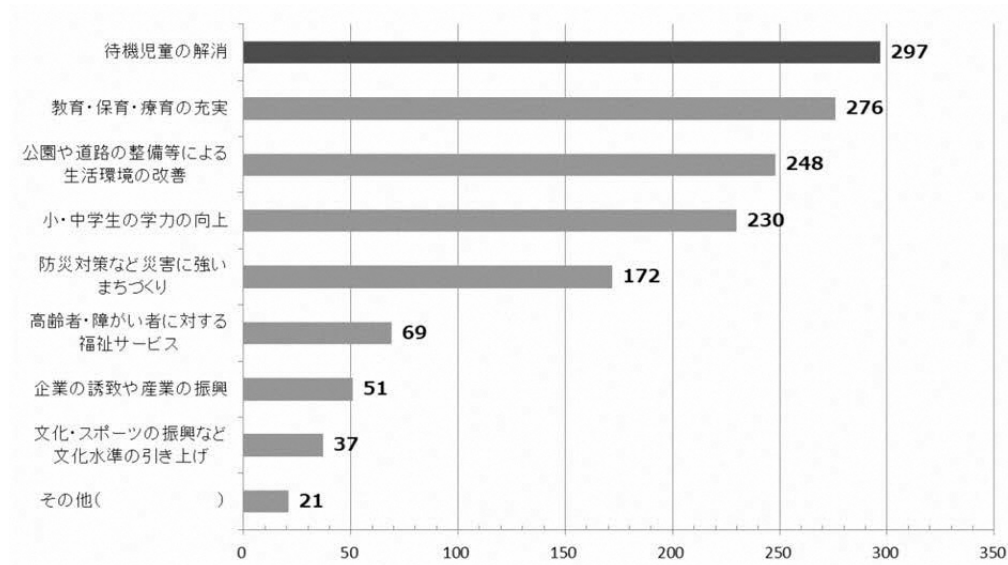
多くの世帯が、子どもが小学校等に進学する時点で、新たな居住先を探す（引っ越しを考える）意向を持っていることが分かります。

・守口市の「幼児教育・保育の無償化」施策に対する考え



約半数の51%の世帯から「国より先に実施して良かった」と回答がありました。それ以外に賛成と回答した割合についても40%を超える回答がありました。反対の立場の回答は1.33%でした。

・「幼児教育・保育の無償化」施策以外に市が取り組むべきと考える施策について（複数回答）



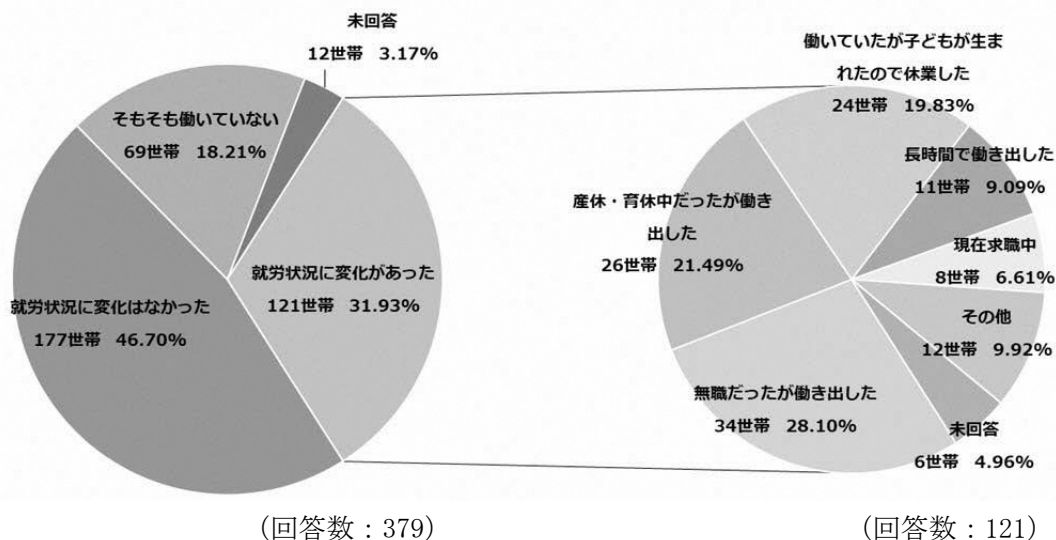
(回答数：525)

「幼児教育・保育の無償化」施策以外に市が取り組むべき施策として、「待機児童の解消」をはじめ、「教育・保育・療育の充実」を求める意見が多くありました。

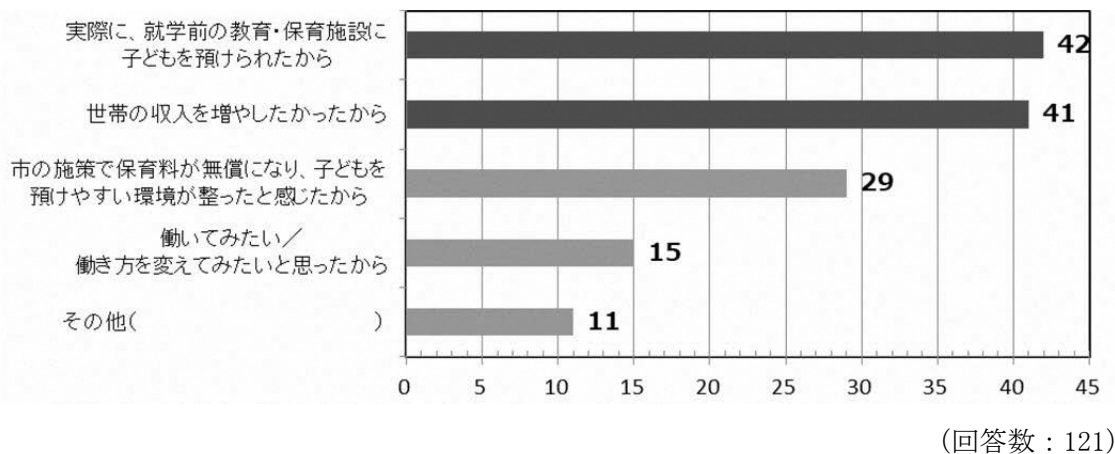
第4章 第一期計画期間中に新たに取り組んだ事業・取組み

また、「公園や道路の整備等による生活環境の改善」、「防災対策など災害に強いまちづくり」などの住環境についての意見も多く、子育てしやすいまちづくりの実現が求められています。ほかにも、「小・中学生の学力の向上」についての意見も多くありました。

・平成28年10月から平成30年12月までの間の就労状況の変化



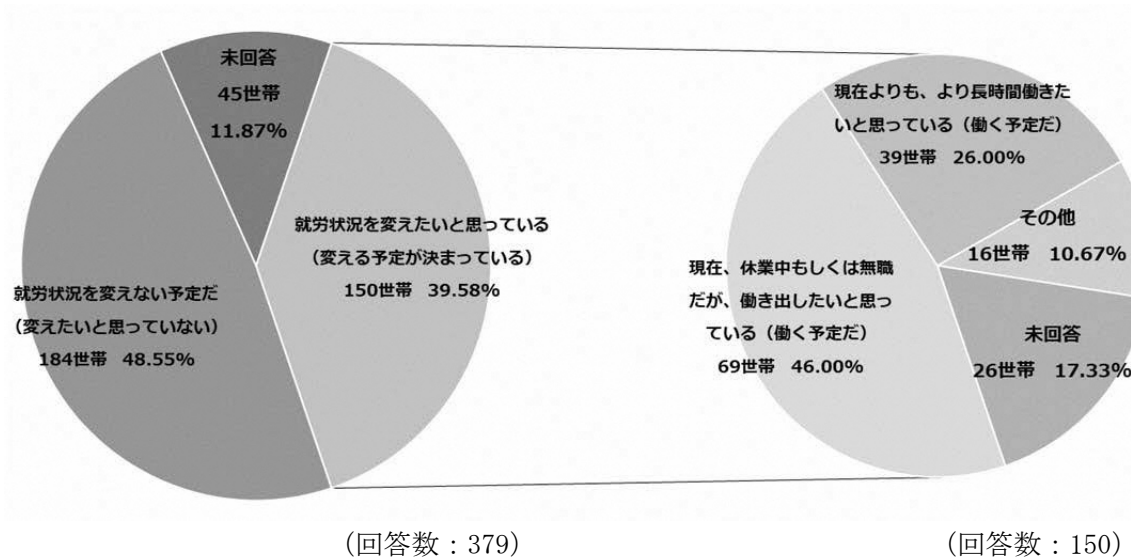
・就労状況の変化のきっかけ (複数回答)



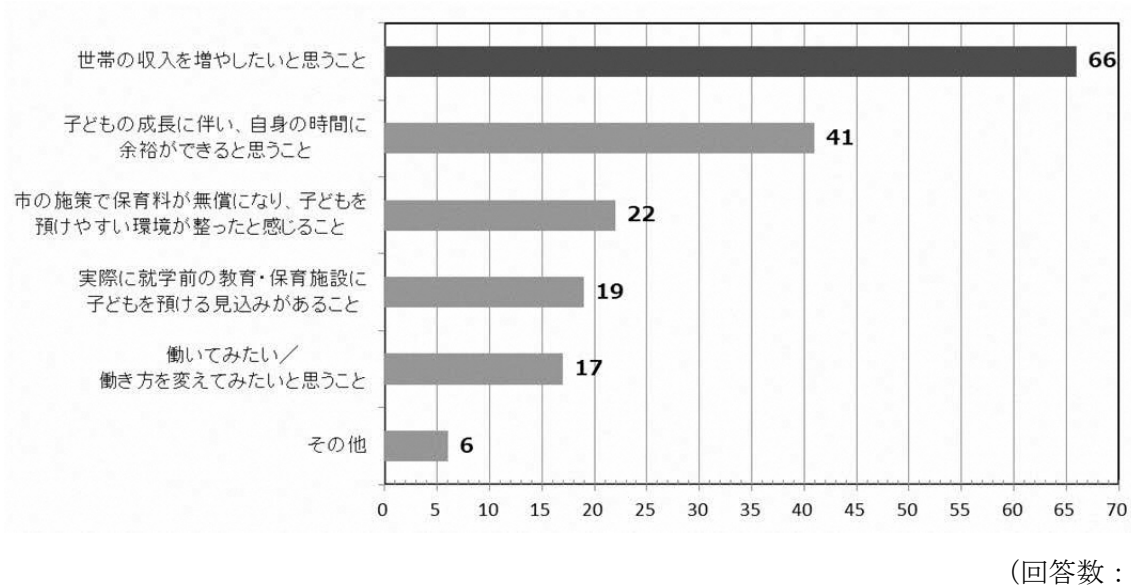
平成28年10月から平成30年12月までの間に就労状況に変化のあった世帯は121世帯で、そのうちの約65%の79世帯から「新たに働き出した」、「長時間働き出した」、「求職中である」と回答がありました。

一方で、就労状況の変化のきっかけとして意見が多かったのは、「実際に、就学前の教育・保育施設に子どもを預けられたから」、「世帯の収入を増やしたかったから」でした。世帯収入を増やしたいと考えている世帯が、本市の無償化施策の実施も相まって施設の利用を希望し、本市がこの間取り組んできた就学前施設の受入れ定員枠の拡大施策の結果、実際に子どもを預けることができたことが就労状況の変化の大きな要因であると考えられます。

・今後の就労状況について



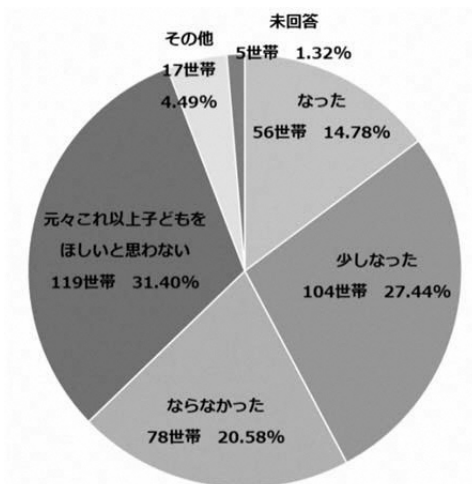
・変化を希望されるきっかけ (複数回答)



今後、就労状況を変えたいと思っている世帯は150世帯で、そのうちの72%の108世帯から「現在、休業もしくは無職だが、働き出したいと思っている (働く予定だ)」、「現在よりも、より長時間働きたいと思っている (働く予定だ)」と回答がありました。

就労状況の変化を希望するきっかけとして最も意見が多かったのは、「世帯の収入を増やしたいと思うこと」でした。今後も引き続き、就労希望の世帯が子どもを就学前施設に預け、働くことのできる環境を整えていく必要があります。

・「幼児教育・保育の無償化」施策によって、子どもをさらに持ちたいと考えるきっかけとなったか。

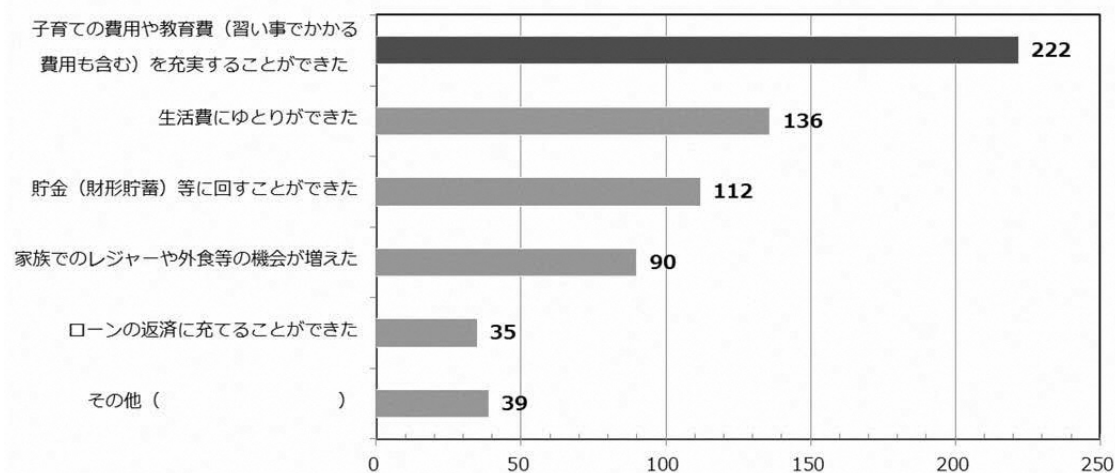


(回答数：379)

「幼児教育・保育の無償化」施策に伴い、さらに子どもを持ちたいと考えるきっかけに「なった」、「少ななった」と回答した世帯は160世帯ありました。「元々これ以上子どもをほしいと思わない」と回答のあった世帯を除くと、「幼児教育・保育の無償化」施策の結果、子どもをさらに持ちたいと考えるきっかけとなった世帯の割合は、約60%（160/260世帯）でした。

子どもをさらに持つかどうかは各家庭の状況でさまざまですが、少なくとも、本市の「幼児教育・保育の無償化」施策が子育て負担の緩和に加え、少子化対策としてプラスに作用していることが分かります。

・「幼児教育・保育の無償化」施策によって生活に変化があったか。(複数回答)



(回答数：379)

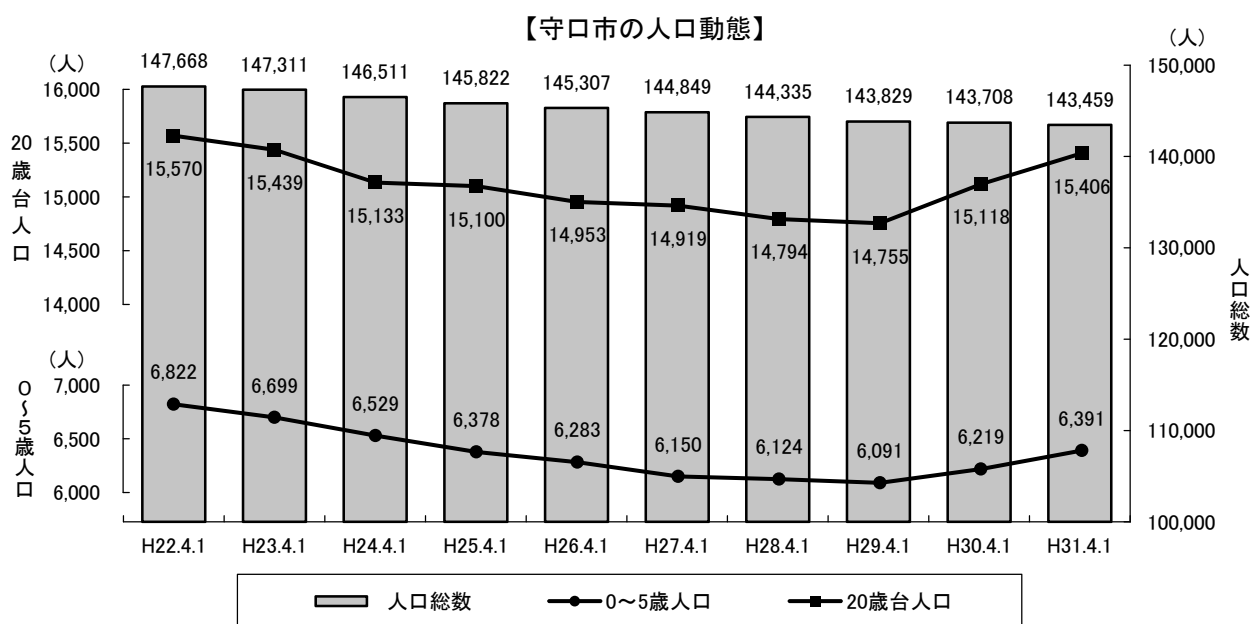
「幼児教育・保育の無償化」施策によって、全体の約58%の222世帯から「子育ての費用や教育費（習い事でかかる費用も含む）を充実することができた」と回答がありました。

「幼児教育・保育の無償化」施策で負担が減った分は、各家庭において他の子育て費用へ還元されているものと考えられます。一方で、待機児童等についての不安の声や「保育料は納めるのが当然」、むしろ、「保育・教育の充実こそ」という趣旨の意見もありました。

(4) 成果

「幼児教育・保育の無償化」施策を実施した平成29年4月以降、本市の人口動態には変化があります。総人口は依然として減少が続いているものの、0歳から5歳までの就学前人口及び20歳台人口は増加しています。各年4月1日時点の人口動態をみると、平成29年4月を境に就学前人口及び20歳台人口が増加していることから、「幼児教育・保育の無償化」施策を契機に人口が増加したことが窺えます。守口市は全国でも有数の市域面積の狭さのなかに約14万4千人の市民が暮らす「過密都市」であることを踏まえると、今後、市が目指すべき方向性は、単純な人口増加ではなく、子育て世代をはじめとする生産年齢人口世代にいかにか守口市に定住してもらうかということが重要です。

また、「幼児教育・保育の無償化」施策についてのアンケート調査結果をみると、施策実施時期を前後に、「新たに働き出した」、「長時間働き出した」、「求職中である」者の割合が多いことが分かります。本市が取組んできた就学前施設の受入れ拡大施策と「幼児教育・保育の無償化」施策によって、実際に子どもを預けることができたことが就労状況に大きな変化をもたらしている要因と考えられます。



3. 第二期計画に向けた課題

守口市では、子育てにやさしいまちづくりを目指して、さまざまな子育て支援施策を実施してきました。その結果、守口市へ新たに転入する世帯が増加するなど、就学前人口や子育て世代である20歳台人口が増加しています。今後、市民に守口市へ定住してもらうためには、アンケート調査結果にもあったように、教育・保育サービスの充実、公園や道路の整備等による生活環境の改善や防災対策など災害に強いまちづくり、また、いつまでも守口で学びたい・学ばせたいと保護者が思う小・中学生の学力向上に向けた取組み強化など、総合的な子育て支援の充実を着実に進めていく必要があります。これからも、市として市民のニーズに的確に対応するなど子育てにやさしいまちづくりを目指します。

第5章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

子どもの豊かな成長を ともに支えはぐくむまち 守口

守口市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、家庭、地域、事業者、行政が協働してすべての子育て家庭へ温かいエールを送ってきました。

これからも守口市のすべての子どもたちの豊かな成長を支え、このまちで生まれ育ったことに誇りを持ち、このまちで家庭を持ち、子どもを育てたいと思ってもらえるようなまちづくりを目指していくため、本計画では第一期計画の基本理念を踏襲することとし、引き続き、子育て家庭にやさしいまちづくりを目指します。

2. 基本的な視点と重点方針

(1) 基本的な視点

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野において、子育ての意義についての理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感されるよう、以下の6つの視点から総合的に子ども・子育て支援施策を推進します。

①主権としての子どもの視点

日本が平成6年（1994年）に批准した子どもの権利条約では、子どもを「権利をもつ主体」と位置づけ、すべての子どもは「生きる権利」や「育つ権利」を有しており、子どもに関わることが行われる際にはその子どもにとって最善の利益が実現されるよう取り組むとともに、子ども自身が自由に自分の意見を表明することができる権利を有していると定められています。

一人ひとりの子どもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、生きている喜びや充実感が得られるような経験を積み重ねることによって、子どもの自尊感情を育み、豊かな学びと成長へつながるよう、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重し、子どもの視点に立った取組みを推進します。

②次代を担う人材を育成する視点

子どもは次代の親であり、これからの社会を支えていく人材であることを踏まえ、子どもが自然とのふれあいや他者との多様な関わりのなかで、豊かな人間性とたくましく「生きる力」を養うとともに、生涯にわたる学習の基礎をつくる力を培うための支援が重要です。

子どもたちが生まれ育った家庭の経済状況等にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる機会と環境を提供することは大人世代の責任であるという認識のもと、長期的な視点に立った子どもの健全育成のための取組みを進めます。

③子育て家庭の負担感を解消する視点

自身が親になるまで、乳幼児と接した経験がほとんどなく、子育てについて不安を抱いている保護者や、身近なところで子育てについての悩みを相談する相手がいなく、孤立してしまう保護者もみられます。専門的な知識や技術、豊富な経験を持つ人材を確保し、相談機能を充実することで、子育てに関する不安や子育ての孤立の解消を図り、子育てを通じて親自身も成長し、子育ての責任を果たしつつ、子どもの成長・発達を実感できるよう取組みを進めます。

また、近年、子どもの養育にかかる費用など将来に向けた経済的負担が子どもを産み育てることを躊躇させている背景があること等も踏まえ、子育て家庭に向けたさまざまな経済的支援を実施することで、子どもとの生活に安らぎや夢を持ち続けることができるよう取組みを進めます。

さらに、子育て世代包括支援センターを中心に、子育て家庭に寄り添った妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に取り組みます。

④地域社会全体で支援する視点

子どもは「社会の宝」であり、「未来への希望」です。子育ての第一義的な責任は保護者にあるものの、地域のなかで多くの大人たちに見守られて育つことは、子どもの社会性の発達や他者との温かい人間関係を築くための土台となります。

子どもと子育て家庭への支援は広く社会全体で取り組むべき課題であるという意識の醸成とともに、家庭、地域社会、企業、行政がそれぞれの役割を認識し、協働して子ども・子育て支援を進めるための仕組みづくりを推進します。

また、特に支援が必要な子どもと家庭に対しては、子どもの権利を擁護する観点からさまざまな地域資源を活用し、重層的なセーフティネットを確保する取組みを推進します。

⑤子ども・子育て支援の量的拡充と質的向上の視点

子ども・子育て支援新制度がスタートした平成27年度以降、本市が国に先駆けて実施した幼児教育・保育の無償化施策も相まって、保育の利用ニーズは確実に増大しており、利用者が安心してサービスを利用できる環境を整えるため、新たな保育施設の開設など大幅な利用定員拡充に努めてきました。今後も引き続き、子どもの年齢や親の就労状況などに応じた多様なサービスを提供します。また、子どもに携わる人材の確保や資質向上、教育・保育環境の整備など、子どもが豊かに育つ環境を整えるため、さまざまな角度から質の向上に向けた取組みを推進します。

⑥ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現の視点

近年、女性の就労率は年々上昇しており、子育て期間中も継続して就労する女性が増えています。また、国においても、長時間労働の是正やそれぞれの事情に応じて労働者が多様で柔軟な働き方を選択できるような社会を実現するため働き方改革を推進しています。

就労を希望する男女がともに、仕事と家庭生活の両方を充実させることができるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取組みを推進します。

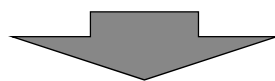
(2) 重点方針

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、また、家庭は子どもの教育の原点であり、出発点であるという認識のもと、さまざまなニーズを有する子育て家庭に対して支援を行っていきます。

一方で、子ども・子育て支援は、単に保護者の育児を肩代わりするものではなく、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることで、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整える視点や発想が大事です。そして、親としても成長し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援していくことが重要です。

守口市では、すべての子どもと子育て家庭への支援として、次の5つの重点方針により、計画的かつ総合的に取組みを進めます。

- ① 妊娠期から子育て期まで切れ目のない子育て支援を行います。また、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者への学びの支援を行います。さらに、子どもの健やかな育ちを保障するうえでの家庭内等における課題にも対応するため、今まで以上にきめ細やかで各家庭に寄り添った指導・支援の充実に努めます。
- ② 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化等により、子育ての負担や不安、孤立感が高まっていること等を踏まえ、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うなど、在宅子育て家庭をはじめ、すべての子育て家庭を支援します。また、子どもの健康で健全な育ちを支えるとともに子育て世代がこの地で安心して子どもを産み育てることができるよう、市民の理解を大きな前提として、子育てに要する経済的な負担の緩和についても常に先導的に充実に図れるよう取り組みます。
- ③ 保育が必要な世帯のための保育の受け皿を引き続き確保するとともに、ニーズの強い病児保育などの個々の家庭だけでは対処しにくいような子育て支援事業の充実に図ることで、仕事と家庭の両立を支援します。また、すべての子育て家庭が安心して子育てできるよう、その不安解消等に向けた在宅子育て家庭への支援にも取り組みます。
- ④ 就学前の子どもに対する教育・保育の提供は高い公共性を有することを踏まえ、保育人材確保・育成等をはじめとした安定的かつ質の高い教育・保育の提供を図るため民間の教育・保育関係者とともに必要な施策の推進を図ります。また、公立施設にあつては、少数ニーズ等公立施設でなければ提供が困難なサービスも含めセーフティネットとしての機能と地域子育て支援に関する機能を強化します。
- ⑤ すべての家庭及び子どもを対象に、安全・安心な活動場所等子どもの健全な発達のための良質な環境を整えます。また、すべての子ども・子育て支援の実施にあたっては、行政だけでなく、地域社会をはじめとした社会全体で取り組みます。



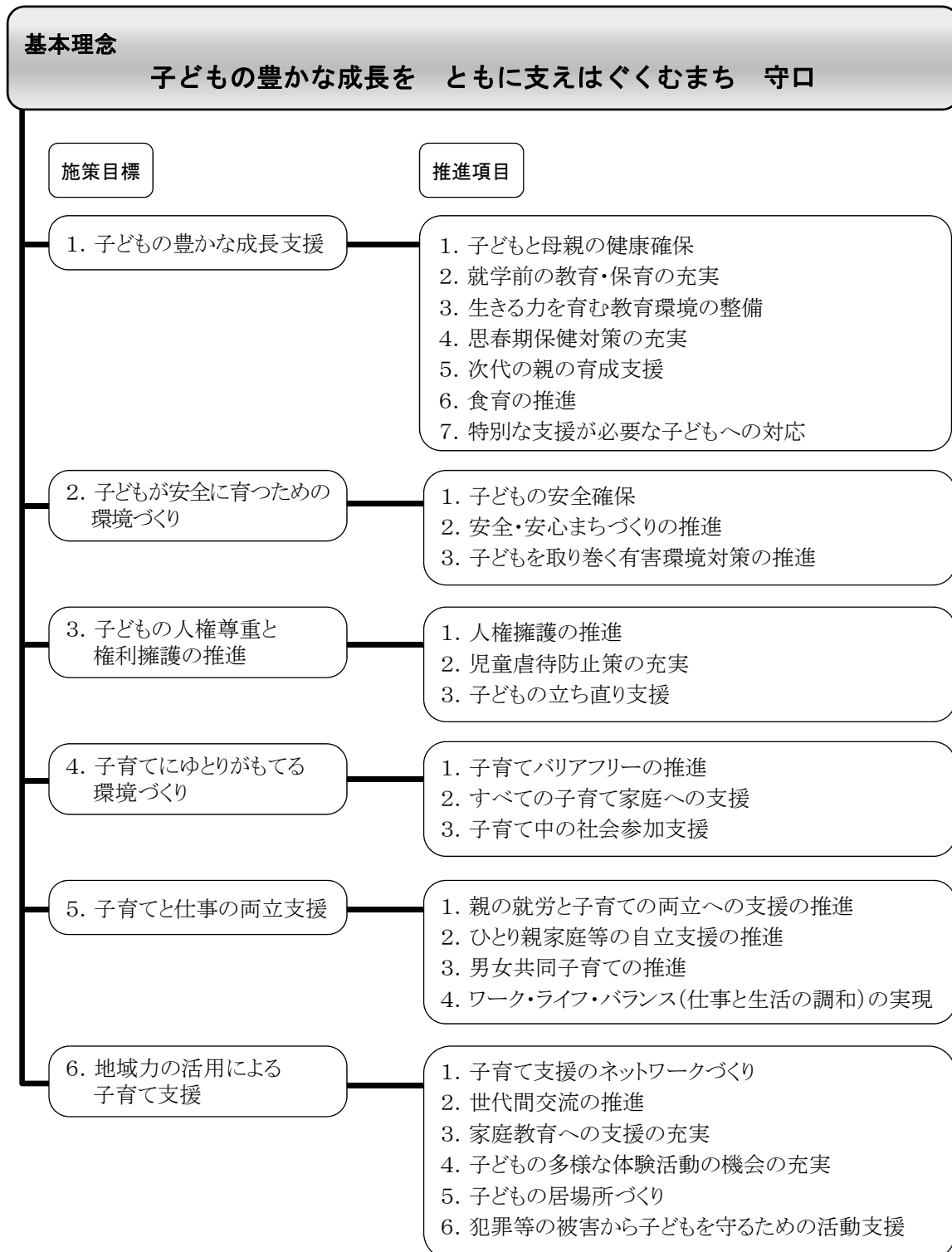
「子育て家庭へやさしいまちづくり」でまちの活力と定住を促進

3. 計画の体系

基本理念の実現に向け、6つの施策目標を設定し、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の枠組みの確立を目指します。また、6つの施策目標をさらに推進項目として整理し、その内容に沿った事業・取組みについて、内容や今後の展開を示します。

第二期計画における体系図は次のとおりです。

【第二期守口市子ども・子育て支援事業計画の体系】



第6章 施策目標別の展開

【関連事業等の概要】の対象者の見方について

【見本】

施策 No. 17 学校教育への円滑な接続に向けた取組み	
<p>【内容・今後の展開】</p> <p>■認定こども園、幼稚園及び保育所において育んできた資質・能力を小学校教育へ円滑に接続できるよう…（省略）</p> <p>【対象者】 <input type="checkbox"/>乳[Ⓜ] <input type="checkbox"/>幼[Ⓜ] <input checked="" type="checkbox"/>小[Ⓜ]（市立小学校等に通う児童） <input checked="" type="checkbox"/>中[Ⓜ]（市立中学校及び義務教育学校後期課程（以下「中学校等」という。）に通う生徒）</p>	<p>【担当課】 こども施設課</p>

内容・今後の展開ごとの対象者を下記の9種類の アイコン と3種類の アイコン で表記しています。

アイコン は対象者区分を示しています。

- 乳…0歳から2歳までの乳幼児
- 幼…3歳から就学前までの幼児
- 小…6歳から11歳までの小学生（義務教育学校前期課程に通う児童も含まれます。）
- 中…12歳から14歳までの中学生（義務教育学校後期課程に通う生徒も含まれます。）
- 高…15歳から17歳までの子ども
- 未…18歳から19歳までの未成年
- 妊…妊婦
- 対…対象を限定しないもの（主な対象がある場合には、詳しい対象者を記載しています。）
- 他…上記8種類の対象以外のもの（詳しい対象者を記載しています。）

アイコンは対象者の詳細を示しています。

- 本…本人が対象
 - 保…保護者が対象
 - 配…配偶者が対象
- （例）乳[Ⓜ]本…0歳から2歳までの乳幼児本人が対象
乳[Ⓜ]保…0歳から2歳までの乳幼児の保護者が対象
妊[Ⓜ]本[Ⓜ]配…妊婦本人とその配偶者が対象

（注）【見本】の対象者欄をみると、小のようにアイコンの色が反転しているものがあります。これは対象者区分をさらに細かく区分していることを示しています。例えば、【見本】の「学校教育への円滑な接続に向けた取組み」は、6歳から11歳までの小学生のうち市立小学校等に通う児童を限定対象とするため6歳から11歳までの小学生を示す小ではなく、小と表記し、内容・今後の展開欄で、アイコン小の横に詳しい対象者を説明しています。

第6章 施策目標別の展開

施策目標 1. 子どもの豊かな成長支援

小児医療や妊婦・乳幼児健診、保健指導の充実等を通じて、子どもと母親の健康を守るとともに、育児不安の軽減を図ります。

就学前の教育・保育環境の充実を図るとともに、小・中学校等における教育環境を整備し学力や体力の向上に向けた取組みを進めます。

障がいのある子どもが、より豊かに育ち、学ぶことができるよう、支援体制の充実と教育・保育の環境整備に努めるとともに、保護者への支援に取り組みます。

また、教育・保育において特別な支援や配慮を必要とする子どもの早期発見と成長段階に応じた適切な対応が可能となるよう、臨床心理士等による高い専門性を確保した総合的な支援体制の整備を図り、関係機関との連携を強化します。

施策目標	推進項目
子どもの豊かな成長支援	1. 子どもと母親の健康確保 2. 就学前の教育・保育の充実 3. 生きる力を育む教育環境の整備 4. 思春期保健対策の充実 5. 次代の親の育成支援 6. 食育の推進 7. 特別な支援が必要な子どもへの対応

・推進項目 1. 子どもと母親の健康確保

子どもと母親に対する保健指導の充実等を通じて、特別な支援や配慮を必要とする子どもの早期把握や保護者への育児不安の軽減等に努めるとともに、不妊治療や出産、子どもの医療にかかる助成を行います。

【関連事業等の概要】

施策 No. 1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援	
【内容・今後の展開】 ■ 妊娠期から子育て期までの総合相談窓口である子育て世代包括支援センター「あえる」では、母子保健や育児に関するさまざまな悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援事業等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまで関係機関と連携をとりながらワンストップで切れ目のない支援を行います。 ■ 妊娠の届出に併せて、すべての妊婦の方と面接を行い、妊娠中の過ごし方を伝えるとともに、出産後も子育てに関するさまざまな不安や疑問などの相談に応じます。 【対象者】 乳④⑤ 幼④⑤ 数値目標 妊娠届出数に対する妊婦の面接割合 現状値（H30）：未把握 ⇒ 目標値（R6）：100%	【担当課】 子育て世代包括支援センター
施策 No. 2 保健指導の充実	
【内容・今後の展開】 ■ 母子健康手帳交付時の保健指導を徹底し、未婚やひとり親、親族等身近な支援者がいない妊婦や、心身の健康に課題がある妊婦等、出産前から関わりを深め、虐待防止も含め出産後の養育に関する支援を行います。	【担当課】 子育て世代包括支援センター

<ul style="list-style-type: none"> ■ 出産後においても、経過観察の必要な乳幼児とその保護者への保健指導・個別相談を充実し、必要に応じて「育児教室」等集団指導を実施します。 ■ 新生児や乳幼児期における不慮の事故に対する認識を深めるとともに、事故発生時の対応等に役立つ知識の普及に努めます。 ■ 必要な相談・指導が受けられるよう、あらゆる機関との連携を図ります。 <p>【対象者】 妊④ 乳④⑤ 幼④⑤</p>	
<p>施策 No. 3 妊婦に対する健康診査</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 妊婦の健康保持・増進を図り、妊娠に伴うリスクを軽減させるため、妊婦に対する健康診査を実施します。なお、妊婦健診の受診券は、子育て世代包括支援センターで母子健康手帳を交付する機会等に併せて交付することで、受診率の向上に努めます。 <p>【対象者】 妊④</p> <p>【数値目標】 妊婦健診の受診率（妊婦健診受診券1枚目の使用率） 現状値（H30）：97.1% ⇒ 目標値（R6）：100%</p>	<p>【担当課】 健康推進課</p>
<p>施策 No. 4 両親教室の開催</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 出産前から子育て準備期間と位置づけ、妊婦やその配偶者の体験・交流の機会のある場である両親教室を開催し、子育てに関する情報提供を行うとともに、実践で役立つ知識の普及を図ります。 ■ 両親教室の場を活用し、男性の育児参加の大切さを啓発します。 <p>【対象者】 妊④⑤</p> <p>【数値目標】 男性の両親教室への参加者数 現状値（H30）：93人 ⇒ 目標値（R6）：100人</p>	<p>【担当課】 子育て世代包括支援センター</p>
<p>施策 No. 5 乳幼児に対する健康診査</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 市内全乳幼児の健康診査を実施し、健やかな発育と疾病予防のため栄養や口腔衛生等生活面についての助言を集団や個別で行うとともに、疾病の早期発見、運動発達や精神発達等について聞き取りやスクリーニングを行い、支援が必要な子どもとその保護者がいる場合、関係機関へ情報提供し、適切な対応を行います。また健診時には、「養育状況」の問診も行っており、養育面について必要な助言を行うほか、虐待の予防・早期発見にも努めます。 ■ 乳幼児健診の重要性を呼びかけるとともに、受診率の向上に努めます。 ■ 新生児や乳幼児期における不慮の事故に対する認識を深めるとともに、事故発生時の対応等に役立つ知識の普及に努めます。 <p>【対象者】 乳④⑤ 幼④⑤</p> <p>【数値目標】 4か月児健診の受診率 現状値（H30）：98.5% ⇒ 目標値（R6）：99.0%</p>	<p>【担当課】 健康推進課</p>

第6章 施策目標別の展開

<p>1 歳6か月児健診の受診率 現状値 (H30) : 93.0% ⇒ 目標値 (R6) : 96.0%</p> <p>2 歳児歯科健診の受診率 現状値 (H30) : 88.5% ⇒ 目標値 (R6) : 94.0%</p> <p>3 歳6か月児健診の受診率 現状値 (H30) : 87.3% ⇒ 目標値 (R6) : 94.0%</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診の未受診世帯については、健診の再案内や家庭訪問などで乳幼児やその保護者の状況把握に努めます。また、関係各課と連携・協力し、未受診世帯への適切なフォローを実施します。 従来の乳幼児健診では対応しきれない発達上の特性によって生じる問題を早期に把握し、その発達上の特性の理解と支援を行い、保護者とその子どもの就学を迎える準備を整えるために、すこやか5歳児事業（巡回支援事業）を実施しています。事前アンケートによるアセスメントを行ったうえで、臨床心理士等の専門スタッフが園(所)へ巡回訪問し、集団生活の観察や保育教諭等への聞き取りなどを行い、専門スタッフと在籍先の園(所)の保育教諭等が協力し、継続的に保護者と子どもを支援します。 <p>【対象者】 乳④⑤ 幼④⑤</p>	<p>【担当課】 子育て世代包括支援センター</p>
<p>施策 No.6 乳児家庭全戸訪問指導</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生後4か月までの乳児がいる家庭を対象に、訪問員が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報を提供し、保健指導が必要な家庭については、継続して支援を行います。 保健指導が必要な産婦及び新生児（出生後28日以内の乳児）がいる家庭に対して助産師等による訪問指導を行い、好ましい母子関係のなかで育児が行えるよう虐待防止を含め、きめ細かな育児支援を行います。 出産後の身体的・心理的な不調や育児不安等で支援が必要となる生後5か月未満の乳児とその母親を対象に行う産後ケア事業を実施しています。助産師が自宅を訪問、または産後ケアを提供できる施設へ宿泊し、母親の心身のケアや育児支援を行うことで、母子とその家族が健やかな育児を行えるよう環境整備に努めます。 <p>【対象者】 乳④⑤</p> <p>【数値目標】 乳児家庭全戸訪問実施による状況把握割合 現状値 (H30) : 92% ⇒ 目標値 (R6) : 95%</p>	<p>【担当課】 子育て世代包括支援センター</p>
<p>施策 No.7 小児医療に関する情報の提供</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの健康確保に向け、かかりつけ医の重要性を啓発するとともに、医療機関のかかり方についても周知を図ります。 広報や市ホームページ等のあらゆる媒体を活用し、休日・夜間等の救急医療体制や小児救急電話相談等の情報を積極的に提供するとともに、周知に努めます。 <p>【対象者】 対 主に子どもの保護者が対象</p>	<p>【担当課】 健康推進課</p>

施策 No. 8 予防接種の知識の普及	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 予防接種手帳の活用を進め、予防接種の種類や接種時期だけでなく、その有効性の理解促進に努めます。 <p>【対象者】 ㊦ 主に子どもの保護者が対象</p> <p>【数値目標】 麻疹・風疹予防接種1期の接種率 現状値（H30）：97.0% ⇒ 目標値（R6）：95%以上</p> <p>麻疹・風疹予防接種2期の接種率 現状値（H30）：92.0% ⇒ 目標値（R6）：95%以上</p> <p>（注）厚生労働省通知の「麻疹に関する特定感染症予防指針」及び「風しんに関する特定感染症予防指針」において、市町村単位で第1期・第2期の接種率を95%以上にすることが目標と定められています。</p>	<p>【担当課】 健康推進課</p>
施策 No. 9 不妊治療に関わる医療に対する費用の経済的支援	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもが欲しいと望んでいる夫婦に対して、不妊かどうか正しく判断し、適切な治療を受ける機会を支援するために、不妊検査及び不妊治療に要する費用の一部を助成します。 <p>【対象者】 ㊦（妊娠を望む夫婦（助成対象に制限があります。））</p>	<p>【担当課】 健康推進課</p>
施策 No. 10 助産制度による分娩費の支援	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 経済的理由により入院助産を受けることができない妊婦に対して、指定の助産施設での分娩費を支給します。 <p>【対象者】 ㊦</p>	<p>【担当課】 子育て世代包括支援センター</p>
施策 No. 11 出産育児一時金	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 守口市国民健康保険に加入している方が出産したとき（妊娠12週以上の死産・流産を含む）に、その世帯主に対して一時金を支給します。 <p>※他の健康保険に加入している方は、ご自身の加入している健康保険にお問い合わせください。</p> <p>【対象者】 ㊦（守口市国民健康保険加入者）</p>	<p>【担当課】 保険課</p>
施策 No. 12 子どもに関する医療費助成制度	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 0歳から中学校卒業まで（出生の日から満15歳に達する以後における最初の3月末日を経過するまで）の子どもが疾病等で通院や入院をした場合に、その子どもにかかる医療費の一部を助成します。 <p>【対象者】 ㊦ ㊦ ㊦ ㊦</p>	<p>【担当課】 子育て支援課</p>

第6章 施策目標別の展開

・推進項目2. 就学前の教育・保育の充実

家庭や地域、教育・保育施設等がそれぞれの教育・保育機能を高め、互いに連携することで、子どもたちの豊かな育ちと学びを支える取組みを推進します。また、平成29年3月に改訂された幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえ、市内教育・保育施設では、日々の生活や遊びを通じた活動のなかで子どもの「生きる力」を育む教育・保育を実施します。

【関連事業等の概要】

施策 No. 13 乳幼児の教育・保育	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 乳幼児期の生活や遊びを通して、生活習慣を身につけ、また、子どもの主体性や豊かな感性、人と関わる力を育むとともに、家庭と連携し、自己や他者への信頼感を育てます。 教育・保育において、生涯にわたる生きる力の基礎を培うための資質・能力を育みます。 教育・保育の質の確保、維持、向上に向け、認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等において、子どもが人、もの、自然等の身近な環境に豊かに関わりあえるよう努めます。 <p>【対象者】 乳^④ 幼^④</p>	<p>【担当課】</p> <p>こども施設課</p>
施策 No. 14 世代間交流	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等において、子どもが地域の文化・伝統の伝承及び季節の行事を通して人と関わる力を培えるよう、異なる世代や地域の人との交流に努めます。 <p>【対象者】 乳^④ 幼^④</p>	<p>【担当課】</p> <p>こども施設課</p>
施策 No. 15 保育教諭等の資質・能力の向上	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育教諭、幼稚園教諭、保育士の資質及び技術の取得や維持向上を図るための研修、また子どもの人権尊重等の専門性を高める研修を推進し、人材育成に努めます。 <p>【対象者】 他^④（保育教諭、幼稚園教諭、保育士）</p> <p>【数値目標】 市主催の研修に参加する施設の割合 現状値（H30）：41% ⇒ 目標値（R6）：87%</p>	<p>【担当課】</p> <p>こども施設課</p>

施策 No. 16 配慮が必要な乳幼児への支援	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等において、特別な支援、援助や配慮の必要な子どもに対してインクルーシブ教育・保育の充実を図ります。 <p>【対象者】 乳④ 幼④</p>	<p>【担当課】</p> <p>こども施設課</p>
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等において、特別な支援、援助や配慮の必要な乳幼児の教育・保育の充実を図るため、保育教諭等に対して、言語聴覚士や臨床心理士等の専門講師またはリーディングスタッフ等による巡回相談や研修等を行います。 <p>【対象者】 他④（対象施設の保育教諭等）</p> <p>【数値目標】 巡回相談の回数</p> <p>現状値（H30）：50回 ⇒ 目標値（R6）：50回</p>	<p>【担当課】</p> <p>こども施設課</p>
	<p>【担当課】</p> <p>学校教育課</p>
施策 No. 17 学校教育への円滑な接続に向けた取組み	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定こども園、幼稚園及び保育所において育んできた資質・能力を小学校教育へ円滑に接続できるよう「守口市接続期カリキュラム」等を活用し、保育教諭等と小学校教諭が連携し、互いの理解を深める交流、問題の解決に努めます。 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業及び市立小学校等において、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を実施します。 子どもが人と関わる力を培うための異年齢交流を乳幼児の時期から積み重ねていく大切さを推奨します。市立小・中学校等では、家庭科の授業で作成した絵本の読み聞かせや手作りおもちゃ遊び等を通して、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業等の児童との交流を深めます。 <p>【対象者】 乳④ 幼④ 小④（市立小学校等に通う児童）</p> <p>中④（市立中学校及び義務教育学校後期課程（以下「中学校等」という。）に通う生徒）</p> <p>【数値目標】 認定こども園と小学校等の交流回数（認定こども園1園あたり）</p> <p>現状値（H30）：3.6回 ⇒ 目標値（R6）：5回</p>	<p>【担当課】</p> <p>こども施設課</p>
	<p>【担当課】</p> <p>学校教育課</p>
施策 No. 18 就学前相談	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定こども園、幼稚園及び保育所において、在園児に限らず乳幼児の保護者を対象に子育て相談を随時実施し、育児の負担感、孤立感の軽減に努めます。 <p>【対象者】 乳④ 幼④</p>	<p>【担当課】</p> <p>こども施設課</p>

第6章 施策目標別の展開

<p>施策 No. 19 子育てに関する講習等の実施</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域子育て支援拠点施設等において、季節・伝統文化の行事の実施、講師を招いた子どもの発達や栄養等に関する講習を実施します。 <p>【対象者】 乳[㊟] 幼[㊟]</p> <p>【数値目標】 地域子育て支援拠点施設で実施した子育てに関する講習会の開催回数 現状値（H30）：104回 ⇒ 目標値（R6）：116回</p>	<p>【担当課】</p> <p>子育て世代包括支援センター</p>
<p>施策 No. 20 子育て便り等の発行</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等において、日々の教育・保育の様子や子育てに関する情報を掲載したお便りを定期的に発行し、保護者との連携・信頼関係を構築することで、保護者の子育てへの不安の軽減に努めます。 <p>【対象者】 乳[㊟] 幼[㊟]</p>	<p>【担当課】</p> <p>こども施設課</p>
<p>施策 No. 21 教育・保育施設の耐震化</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全・安心な教育・保育環境の整備に向け、教育・保育施設の耐震化に努めます。 <p>【対象者】 他[㊟]（市内の教育・保育施設）</p> <p>【数値目標】 教育・保育施設の耐震化率 現状値（H30）：91% ⇒ 目標値（R6）：100%</p>	<p>【担当課】</p> <p>こども施設課</p>

・推進項目3. 生きる力を育む教育環境の整備

健康と体力の増進に努めるとともに、基礎・基本の学力を身につけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する力や豊かな人間性等を養うことで子どもの「生きる力」の育成を図ります。また、不登校等に悩む小中学生や保護者に対する教育相談等を実施します。

【関連事業等の概要】

<p>施策 No. 22 学力の向上</p>											
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市立小・中学校等では、これからの時代を主体的に生きるために必要とされる資質・能力を育むため、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善とともに、家庭等での学習習慣の確立など、自学自習力の育成に向けた取組みを進めます。 <p>【対象者】 小[㊟]（市立小学校等に通う児童） 中[㊟]（市立中学校等に通う生徒）</p> <p>【数値目標】 全国平均値との差（全国平均値を1とした場合の本市の値）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">現状値（H30）</th> <th>目標値（R6）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小学校等</td> <td>国語 0.923</td> <td rowspan="4">小・中学校等の各教科 それぞれで1以上</td> </tr> <tr> <td>算数 0.945</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中学校等</td> <td>国語 0.977</td> </tr> <tr> <td>算数 0.952</td> </tr> </tbody> </table>	現状値（H30）		目標値（R6）	小学校等	国語 0.923	小・中学校等の各教科 それぞれで1以上	算数 0.945	中学校等	国語 0.977	算数 0.952	<p>【担当課】</p> <p>学校教育課</p>
現状値（H30）		目標値（R6）									
小学校等	国語 0.923	小・中学校等の各教科 それぞれで1以上									
	算数 0.945										
中学校等	国語 0.977										
	算数 0.952										

施策 No. 23 体力の向上									
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市立小・中学校等では、新体力テスト等により実態把握を行い、体育の授業だけでなく外遊びの奨励を行うなど、教育活動全体を通して、健康の保持・増進及び体力の向上にかかる取組みを進めます。 <p>【対象者】 小④（市立小学校等に通う児童） 中④（市立中学校等に通う生徒）</p> <p>【数値目標】 全国平均値との差（全国平均値を1とした場合の本市の値）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">現状値（H30）</th> <th>目標値（R6）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校等</td> <td>0.973</td> <td rowspan="2">小・中学校等 それぞれで1以上</td> </tr> <tr> <td>中学校等</td> <td>0.963</td> </tr> </tbody> </table>	現状値（H30）		目標値（R6）	小学校等	0.973	小・中学校等 それぞれで1以上	中学校等	0.963	<p>【担当課】 学校教育課</p>
現状値（H30）		目標値（R6）							
小学校等	0.973	小・中学校等 それぞれで1以上							
中学校等	0.963								
施策 No. 24 心の教育の充実									
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市立小・中学校等では、指導方法の工夫を図りつつ、社会体験や自然体験、交流活動等を取り入れながら、人権教育・道徳教育の充実を図り、子どもの豊かな人間性と社会性を育みます。 <p>【対象者】 小④（市立小学校等に通う児童） 中④（市立中学校等に通う生徒）</p>	<p>【担当課】 学校教育課</p>								
施策 No. 25 小・中一貫教育の推進									
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市立小・中学校等では、「確かな学力」の定着や健康な心と体の育成のため、中学校区・義務教育学校ごとに「めざす子ども像」を掲げ、学校・家庭・地域が力を合わせ、中学校区・義務教育学校が一体となって、義務教育9年間の学びと育ちのつながりを意識した一貫教育を推進します。 <p>【対象者】 小④（市立小学校等に通う児童） 中④（市立中学校等に通う生徒）</p>	<p>【担当課】 学校教育課</p>								
施策 No. 26 進路先訪問									
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市立小学校等では、6年生を対象に、進学する中学校等を訪問し、授業や部活動の体験などを通して、子どもが中学校等での生活の見通しを持てるよう取り組みます。 市立中学校等では、高等学校の体験学習会やオープンキャンパス等の機会を利用して、進学を希望する高等学校等への訪問を進め、進学の意欲を高めます。 <p>【対象者】 小④（市立小学校等の6年生） 中④（市立中学校等の3年生）</p>	<p>【担当課】 学校教育課</p>								
施策 No. 27 職場体験学習									
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市立中学校等では、職場体験の目的や社会のマナー等を学ぶ事前学習のうえ、複数日にわたる職場体験学習を実施し、その後、子どもたちが自身の体験を発表し共有などの事後学習も行うことで、さまざまな仕事についての理解を深め、望ましい職業観、勤労観を育成します。 <p>【対象者】 中④（市立中学校等の2年生）</p>	<p>【担当課】 学校教育課</p>								

第6章 施策目標別の展開

施策 No. 28 自然体験学習	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 専門家による農業体験等の出前授業や宿泊行事を通して、市立小・中学校等に通う子どもが自然に触れる機会を持ち、自然に親しむ心を育む教育を進めます。 <p>【対象者】 小④（市立小学校等に通う児童） 中④（市立中学校等に通う生徒）</p>	<p>【担当課】</p> <p>学校教育課</p>
施策 No. 29 福祉体験	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 車椅子を使った身体障がい者体験、アイマスク・盲導犬を活用した視覚障がい者体験を行うとともに、老人ホームや障がい者作業所への職場体験等による交流を通じて、すべての人が生きていくことの大切さを学ぶ教育や、障がいのある人に対する理解を深める教育を進めます。 <p>【対象者】 小④（市立小学校等に通う児童） 中④（市立中学校等に通う生徒）</p>	<p>【担当課】</p> <p>学校教育課</p>
施策 No. 30 障がいのある人との交流	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等において障がいのある人との交流を通して、障がいのある人に対する理解を深める教育を進めます。 <p>【対象者】 幼④（幼児のうち認定こども園に通う園児）</p>	<p>【担当課】</p> <p>こども施設課</p>
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 市立小学校等において、障がいのある人と花の苗を植える活動や運動会のダンスを披露しあう等の交流を通して、障がいのある人に対する理解を深める教育を進めます。 <p>【対象者】 小④（市立小学校等に通う児童）</p>	<p>【担当課】</p> <p>学校教育課</p>
施策 No. 31 図書環境の充実と読み聞かせ	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 第2次守口市子ども読書活動推進計画（令和2年度から）に基づき、守口市のすべての子どもが読書の楽しみを知り、あらゆる機会と場所において、自主的に読書活動を行うことができる環境の整備を推進します。また、守口市立図書館はもとより、守口文化センター内などの市内図書室についても、市民が積極的に利用したいと思えるような図書環境の充実に努めます。 <p>【対象者】 乳④ 幼④ 小④ 中④</p> <p>数値目標 子ども読書活動推進事業の年間開催回数 現状値（H30）：72回 ⇒ 目標値（R6）：100回</p>	<p>【担当課】</p> <p>生涯学習・スポーツ振興課</p>
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等において、絵本に親しみやすい図書コーナーの整備に努めるとともに、職員をはじめ、地域サークルや中学生による絵本などの読み聞かせを推奨します。 ■ 親密な親子関係の構築に役立てるため、認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等において、園庭開放などの機会に未就園児にも絵本の貸出しを行うな 	<p>【担当課】</p> <p>こども施設課</p>

<p>ど、親子と一緒に絵本を読むことを推奨します。</p> <p>【対象者】 乳④⑤ 幼④⑤</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市立小・中学校等において、学校司書による推薦図書コーナーの設置や昼休み時間の図書室の開放等、図書環境の充実に努めます。 市立小学校等において、学校司書やボランティアによる読み聞かせのほか、高学年の図書委員による低学年への読み聞かせを行います。 <p>【対象者】 小④ (市立小学校等に通う児童) 中④ (市立中学校等に通う生徒)</p>	<p>【担当課】</p> <p>学校教育課</p>
<p>施策 No. 32 ブックスタート事業</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 4か月児健診の実施時に絵本を進呈するとともに、絵本の読み聞かせ体験等を実施しています。0歳から絵本を通じて、「親子のふれあい」を深めるきっかけづくりを促進します。 <p>【対象者】 乳④⑤</p>	<p>【担当課】</p> <p>子育て世代包括支援センター</p>
<p>施策 No. 33 学校運営協議会</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者や地域住民の代表等が学校運営協議会の委員となり、学校運営やその運営に必要な支援についての協議等を行い、学校教育や子どもたちを取り巻く教育環境の充実に図ります。 地域住民が授業学習補助や学校の環境整備、登下校の安全パトロールなどの支援を行うため、学校支援コーディネーターが学校と地域のつなぎ役となって、地域の絆づくりと地域の教育力の向上を図ります。 <p>【対象者】 他 (市立小・中学校等)</p>	<p>【担当課】</p> <p>学校教育課</p>
<p>施策 No. 34 校内相談窓口の活用</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての児童・生徒が相談しやすいよう、男性教員及び女性教員を複数配置し、校内相談窓口での相談を通じてセクシュアル・ハラスメントやいじめ等、人権侵害の予防と早期発見につなげます。また、入学式終了後の際に保護者にもその周知を行うなど、児童・生徒のみならず、保護者への情報発信にも努めます。 <p>【対象者】 小④ (市立小学校等に通う児童) 中④ (市立中学校等に通う生徒)</p>	<p>【担当課】</p> <p>学校教育課</p>
<p>施策 No. 35 教職員の資質・能力の向上</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市立小・中学校等の課題やニーズに応じた研修を実施し、教職員の資質向上を図るなど、教育指導体制の充実に努めます。 <p>【対象者】 他 (市立小・中学校等の教職員)</p> <p>数値目標 教職員の研修受講率 (全教職員に対する研修受講割合)</p> <p>現状値(H30) : 135% ⇒ 目標値(R6) : 150% (1人当たり1.5回)</p>	<p>【担当課】</p> <p>教育センター</p>

第6章 施策目標別の展開

<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 体罰、セクシュアル・ハラスメントなど子どもの人権侵害を未然に防止するため、各市立小・中学校等において教職員への研修を実施するとともに、市教育委員会主催による研修も実施します。 <p>【対象者】 他 (市立小・中学校等の教職員)</p>	<p>【担当課】</p> <p>学校教育課</p>
---	---------------------------

<p>施策 No. 36 教育相談事業・適応指導教室*</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育センターに専門相談員を配置し、不登校・いじめ、学習・進路、特別支援教育等に関して、市立小・中学校等に通う子どもやその保護者、教職員からの相談に応じます。 子どもの心理に関して高度な専門知識と経験を有するスクールカウンセラー（臨床心理士）を市立小・中学校等へ派遣し、通学児童・生徒へのカウンセリング、その保護者や教職員への助言や支援を行います。 学生フレンド*（学生ボランティア）が、市立小・中学校等に通う子どもの不登校の家庭へ訪問するなどし、話し相手・相談相手となって、学校復帰に向けた支援を行います。 不登校で悩む市立小・中学校等に通う子どもに、教育相談や集団生活への適応指導等を行い、学校復帰への支援を行います。 <p>【対象者】 小④⑤ 中④⑤ 他 (市立小・中学校等の教職員)</p> <p>【数値目標】 小学校等における不登校の減少（千人率） 現状値（H30）：5.6 ⇒ 目標値（R6）：5.0 中学校等における不登校の減少（千人率） 現状値（H30）：39.4 ⇒ 目標値（R6）：36.4</p>	<p>【担当課】</p> <p>教育センター</p>

<p>施策 No. 37 就学援助費</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 経済的な理由により就学困難な市立小・中学校等に通う子どもの保護者に対し、学校でかかる費用の一部を援助します。 <p>【対象者】 小④⑤ 中④⑤</p>	<p>【担当課】</p> <p>学校教育課</p>

・推進項目4. 思春期保健対策の充実

次代を担う子どもたちが心身ともに明るく活力ある生活を営むために、自らの健康や性、心の問題等について考える機会を充実します。

【関連事業等の概要】

<p>施策 No. 38 「薬物乱用防止教室」の開催等</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市立小・中学校等で、ボランティア団体や保護司会、更生保護女性会等の協力を得て「薬物乱用防止教室」を開催します。 市立小・中学校等の授業において、シンナーや危険ドラッグ等の薬物乱用や喫煙を未然に防止することを目的とした指導を行います。また、受動喫煙も含め、健康 	<p>【担当課】</p> <p>学校教育課</p>

<p>に与える影響についても、引き続き周知、啓発します。</p> <p>【対象者】 小④（市立小学校等に通う児童） 中④（市立中学校等に通う生徒）</p> <p>【数値目標】 市立小・中学校等において薬物乱用防止について取り扱った学校数 現状値（H30）：21校 ⇒ 目標値（R6）：21校</p>	
---	--

施策 No. 39 「非行防止・犯罪防止教室」の開催等	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市立小・中学校等で、枚方少年サポートセンターや守口警察少年係等の協力を得て「非行防止・犯罪防止教室」を開催します。また、万引きや窃盗、ひったくり、喫煙等の少年の非行を未然に防止することを目的とした指導を行います。 <p>【対象者】 小④（市立小学校等に通う児童） 中④（市立中学校等に通う生徒）</p> <p>【数値目標】 市立小・中学校等において非行防止について取り扱った学校数 現状値（H30）：21校 ⇒ 目標値（R6）：21校</p>	<p>【担当課】 学校教育課</p>

施策 No. 40 性に関する学習	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市立小・中学校等において、保健体育等の時間を中心に、発達段階に応じたカリキュラムを編成し、教科書、性教育副読本等を活用し、性に関する学習に取り組みます。 <p>【対象者】 小④（市立小学校等に通う児童） 中④（市立中学校等に通う生徒）</p> <p>【数値目標】 市立小・中学校等において性に関して授業で取り扱った学校数 現状値（H30）：21校 ⇒ 目標値（R6）：21校</p>	<p>【担当課】 学校教育課</p>

・推進項目5. 次代の親の育成支援

次代の親となる子どもたちに配偶者と共同して家庭を築き、子育てに希望が持てるよう、必要な経験、知識を得る機会を充実します。

【関連事業等の概要】

施策 No. 41 男女平等教育の推進	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼少期からの男女共同参画の意識形成に向けて、学校教育において男女平等教育を推進します。 <p>【対象者】 小④（市立小学校等に通う児童） 中④（市立中学校等に通う生徒）</p>	<p>【担当課】 学校教育課</p>

施策 No. 42 乳幼児とのふれあい体験	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市立中学校等では職場体験等の一環として、認定こども園、幼稚園及び保育所を訪問し、幼い子どもとふれあい機会を持つことで、中学生が子どもを産み育てることの意義を深く理解し、男女が共同して家庭を築く大切さを感じることができる取組みを推進します。 <p>【対象者】 中④（市立中学校等に通う生徒）</p> <p>【数値目標】 乳幼児とのふれあい体験を実施した学校数 現状値（H30）：8校 ⇒ 目標値（R6）：8校</p>	<p>【担当課】 学校教育課</p>

第6章 施策目標別の展開

・推進項目6. 食育の推進

食生活は生涯にわたる健康の基礎となることから、食育を推進し、「食」を通じて子どもの心と体の健やかな成長を目指します。

【関連事業等の概要】

施策 No. 43 妊婦及び乳幼児への食生活指導	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 妊娠届出の機会を活用して、妊娠中の食生活について指導します。 ■ 離乳食講習会*や乳幼児相談等の機会を活用して、個々に合わせた食生活指導の実施に努めます。 <p>【対象者】 妊[㊦] 乳[㊦] 幼[㊦]</p> <p>【数値目標】 離乳食講習会の参加者数 現状値（H30）：197人 ⇒ 目標値（R6）：200人</p> <p>離乳食及び栄養相談の件数 現状値（H30）：33件 ⇒ 目標値（R6）：40件</p>	<p>【担当課】</p> <p>子育て世代包括支援センター</p>
施策 No. 44 就学前における食育	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 認定子ども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等において、「食」を楽しみながら、望ましい食習慣や知識を習得することができるよう、家庭や地域と連携した食育に取り組みます。 <p>【対象者】 乳[㊦] 幼[㊦]</p>	<p>【担当課】</p> <p>子ども施設課</p>
施策 No. 45 小・中学校等における食育	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 市立小・中学校等では全教育課程において、食育全体計画をもとに、各校が特色のある食に関する指導に取り組みます。 ■ 市立小・中学校等では「給食だより」等のお便りにより、家庭に対する食生活についてのワンポイントアドバイスや給食の栄養バランス、食の大切さを伝えます。 ■ 市立小学校等では、給食委員による献立紹介により食についての関心を高めます。 <p>【対象者】 小[㊦]（市立小学校等に通う児童） 中[㊦]（市立中学校等に通う生徒）</p>	<p>【担当課】</p> <p>学校教育課</p>

・推進項目7. 特別な支援が必要な子どもへの対応

障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちが自分らしく主体的に生活を送ることができるよう、保健、医療、福祉、教育等の各専門機関が連携しながら、学校、地域においてともに学ぶ機会を充実します。また、教育・保育において特別な支援や配慮を必要とする子どもに対し、成長段階に応じた適切な対応が可能となるよう、臨床心理士等による高い専門性を確保した総合的な支援体制の整備を図ります。

【関連事業等の概要】

再掲 施策 NO.5 乳幼児に対する健康診査
再掲 施策 NO.16 配慮が必要な乳幼児への支援

施策 No. 46 障がい児や特別な配慮が必要な子どもへの支援	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ わかくさ・わかすぎ園[*]では、多様な障がいに対応した専門的な発達支援を行うとともに、療育支援施設[*]の役割について、さらなる啓発に努めます。 ■ わかくさ・わかすぎ園を拠点として、障害児相談支援、保育所等訪問支援、外来療育等を実施し、通園児に限らず地域の障がい児や特別な配慮が必要な子どもへの支援を行います。 <p>【対象者】 乳^⓪ 幼^⓪ 小^⓪ 中^⓪ 高^⓪</p>	<p>【担当課】</p> <p>子育て支援課 (わかくさ・わかすぎ園)</p>
施策 No. 47 就学指導	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 市立小学校等への就学に備え、必要に応じて、子どもとその保護者に対し関係機関が連携・協議し、学校生活を送るための指導を行います。 <p>【対象者】 幼^⓪ (市立小学校等へ入学予定の5歳児)</p>	<p>【担当課】</p> <p>学校教育課</p>
施策 No. 48 特別児童扶養手当	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 精神または身体に障がいを有する20歳未満の者の福祉の増進を図ることを目的に、これらの者を家庭で監護、養育する父母等に手当を支給します。 <p>【対象者】 乳^⓪ 幼^⓪ 小^⓪ 中^⓪ 高^⓪ 未^⓪</p>	<p>【担当課】</p> <p>子育て支援課</p>
施策 No. 49 障害児福祉手当	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 重度障がい児の福祉向上を図ることを目的に、精神または身体に重度の障がいを有するため、日常生活で常時介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に手当を支給します。 <p>【対象者】 乳^⓪ 幼^⓪ 小^⓪ 中^⓪ 高^⓪ 未^⓪</p>	<p>【担当課】</p> <p>障がい福祉課</p>
施策 No. 50 障がい福祉サービス等	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 主に小学生以上を対象に障がいの状況や家庭の状況等により、居宅介護（ホームヘルプ）や移動支援事業（ガイドヘルプ）、短期入所（ショートステイ）、日中一時支援事業等の福祉サービスを実施し、障がいのある子どもの地域生活を支援します。 ■ 放課後等デイサービスの充実を図り、緊急時の対応ができるサービスの充実についても検討します。 <p>【対象者】 小^⓪ 中^⓪ 高^⓪</p> <p>【数値目標】 放課後デイサービスの延べ利用者数 現状値（H30）：3,062人 ⇒ 目標値（R6）：4,200人</p>	<p>【担当課】</p> <p>障がい福祉課</p>

第6章 施策目標別の展開

施策目標2. 子どもが安全に育つための環境づくり

子どもを交通事故や不慮の事故、犯罪被害から守るため、安全を確保するための知識や防犯意識の啓発、警察等の関係機関や地域の各種団体との連携強化を図り、子どもが安全に育ちつくりを進めます。

施策目標	推進項目
子どもが安全に育つための環境づくり	1. 子どもの安全確保 2. 安全・安心まちづくりの推進 3. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

・推進項目1. 子どもの安全確保

子どもたちが家庭や地域において安全に過ごすことができるよう、交通安全教室を実施するとともに、不慮の事故が発生したときに役立つ知識の普及に努めます。また、教育・保育施設の耐震化を図るとともに、公園での安全が確保されるよう努めます。

【関連事業等の概要】

再掲 施策 NO.2 保健指導の充実	
施策 No. 51 交通安全教室等の実施	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察の協力を得て、認定こども園、幼稚園及び保育所に通う児童に対し、安全な歩行の指導を行います。 地域の特色に応じた交通安全指導を実施するとともに、認定こども園、幼稚園及び保育所が主体となり、授業参観等で年齢に応じた交通安全指導を行います。 <p>【対象者】 幼^④</p>	<p>【担当課】</p> <p>こども施設課</p>
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察の協力を得て、市立小学校等に通う1年生に対し、安全な歩行の指導を行います。 市立小学校等に通う3・4年生に対し、安全な自転車の乗り方の指導を行います。 地域の特色に応じた交通安全指導を実施するとともに、市立小・中学校等が主体となり、授業参観等で年齢に応じた交通安全指導を行います。 <p>【対象者】 小^④（市立小学校等に通う児童） 中^④（市立中学校等に通う生徒）</p> <p>【数値目標】 市内の子ども（15歳以下かつ中学生以下）の交通事故発生件数 現状値（H30）：14件 ⇒ 目標値（R6）：14件</p>	<p>【担当課】</p> <p>保健給食課</p>
再掲 施策 NO.21 教育・保育施設の耐震化	
施策 No. 52 安心して遊べる魅力的な公園づくり	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化したブランコ等の遊具をより安全で、子どもが楽しく遊べる魅力的な遊具に更新します。また、定期的な点検等を実施し、適正な管理に努めます。 子どもを含めたすべての世代がのびのびと楽しく利用できるような特色を持たせた公園計画を検討し、魅力的な公園づくりに取り組みます。 	<p>【担当課】</p> <p>公園課</p>

<p>【対象者】 他 (市内の公園)</p> <p>【数値目標】 公園施設長寿命化計画の達成率</p> <p>現状値 (H30) : 0% ⇒ 目標値 (R6) : 100%</p>	
---	--

・推進項目2. 安全・安心まちづくりの推進

学校や地域が一体となって、子どもを犯罪等の被害から守り、安心して生活できる環境づくりに努めます。

【関連事業等の概要】

<p>施策 No. 53 学校等での危機管理に向けた取り組み</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業等及び市立小・中学校等において、危機管理マニュアル等に基づいた危機対策の強化を図ります。 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業等及び市立小・中学校等において、不審者対応マニュアルを活用し、警察等の協力を得ながら、不審者侵入時の対応に関する訓練を実施します。 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業等及び市立小・中学校等から不審者発生等の連絡を受けた場合は、速やかに各施設へ注意喚起を行います。また、保護者等へ大阪府警の安まちメール※の活用も呼びかけます。 <p>【対象者】 乳④ 幼④ 小④ 中④ 他 (対象施設の教職員)</p>	<p>【担当課】</p> <p>こども施設課</p> <p>【担当課】</p> <p>学校教育課</p>
<p>施策 No. 54 子どもを守る防犯声かけパトロール</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> P T A及び地域団体のボランティアや警察等関係機関によるパトロール活動を促進します。 <p>【対象者】 乳④ 幼④ 小④ 中④ 高④</p> <p>【数値目標】 防犯パトロール活動の年間実施回数</p> <p>現状値 (H30) : 14回 ⇒ 目標値 (R6) : 14回</p>	<p>【担当課】</p> <p>学校教育課</p>
<p>施策 No. 55 防犯カメラの設置</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全市立小・中学校等に設置された防犯カメラで、不審者の侵入防止に努め、児童・生徒の安心安全を確保します。 <p>【対象者】 対 (主に市立小・中学校等の児童・生徒)</p>	<p>【担当課】</p> <p>学校管理課</p>
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもへの犯罪を含めた地域の犯罪防止を目的に、市内の通学路を中心に1,000台の防犯カメラを設置しています。今後も引き続き、犯罪の抑止、安心感の向上に努め、子どもたちを犯罪から守ります。 <p>【対象者】 対</p>	<p>【担当課】</p> <p>危機管理室</p>

・推進項目3. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

青少年の健全な育成を阻害する環境または非行を誘発する行為を防止し、青少年の健全な育成に努めます。

第6章 施策目標別の展開

【関連事業等の概要】

<p>施策 No. 56 書店・コンビニ・商業施設等の立入調査</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年育成指導員連絡協議会の協力を得ながら大阪府政策企画部青少年・地域安全室と共同で、青少年の利用が多く、青少年の育成に大きく影響する書店・コンビニ・商業施設等への立入調査を実施し、書店・コンビニ等に対しては陳列や販売方法等の自主的措置を働きかけます。また、商業施設等に対しては夜間の立入制限の状況を把握します。 <p>【対象者】 他（書店・コンビニ・商業施設等）</p>	<p>【担当課】</p> <p>コミュニティ推進課</p>
<p>施策 No. 57 青少年育成指導員による子どもを見守る取組み</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> SNS等の普及による子どもを取り巻くインターネット環境の変化に対応していくため、青少年育成指導員が専門家によるインターネット等における有害情報への接続防止等に関する講演会・研修会へ参加するよう促進します。 地域や関係機関・団体と、より一層の連携を図り、夜間の見回り等の街頭活動や啓発活動を促進します。 <p>【対象者】 小 中 高 他（青少年育成指導員）</p>	<p>【担当課】</p> <p>コミュニティ推進課</p>
<p>施策 No. 58 情報モラル教育の推進</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ICT教育の導入やSNS等の普及による子どもを取り巻くインターネット環境の変化に対応していくため、教職員向けに講座や研修会を実施しています。 <p>【対象者】 他（市立小・中学校等の教職員）</p>	<p>【担当課】</p> <p>教育センター</p>
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 授業のなかで、子どもたち自身、スマートフォンやSNS等の使用について考える機会を設けるなど、子どもたちが適切にインターネットを利用できるよう指導します。また、家庭における情報モラル教育の推進のため、入学説明会やPTA協議会等の機会を捉えて、保護者に向けてもフィルタリングの啓発を行います。 <p>【対象者】 小 中（市立小学校等に通う児童） 中（市立中学校等に通う生徒）</p> <p>数値目標 情報モラル教育について授業等で取り扱った学校数</p> <p>現状値（H30）：21校 ⇒ 目標値（R6）：21校</p>	<p>【担当課】</p> <p>学校教育課</p>
<p>施策 No. 59 青少年の非行防止活動への支援</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年育成指導員が中心となって、「青少年の非行・被害防止強調月間」（7月）や「子ども・若者育成支援協調月間」（11月）に街頭啓発活動を実施するなど、学校と地域が連携を密にしながら、市全体で少年非行の防止活動に取り組んでいけるよう努めます。 <p>【対象者】 小 中 高</p> <p>数値目標 夜間巡回の実施回数</p> <p>現状値（H30）：23回 ⇒ 目標値（R6）：25回</p>	<p>【担当課】</p> <p>コミュニティ推進課</p>

施策目標3. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進

学校等における人権教育や心の教育を充実させ、いじめの防止や子どもの立ち直りへの支援に努めるとともに、市民への人権啓発及び地域における人権学習の機会の充実を通じて、子どもの人権を守る高い意識を持つ社会の実現を目指します。また、子育てに関する相談・支援体制の充実に取り組み、児童虐待の未然防止を図るとともに、早期発見と早期対策を行うため関係機関と密接に連携します。

施策目標	推進項目
子どもの人権尊重と権利擁護の推進	1. 人権擁護の推進 2. 児童虐待防止策の充実 3. 子どもの立ち直り支援

・推進項目1. 人権擁護の推進

人権啓発のための講演会の開催や啓発を通して、市民の人権意識の向上に取り組みます。また、認定こども園や学校等においても、幼児期からの人権教育の充実等を図ります。

【関連事業等の概要】

施策 No. 60 人権啓発に向けた取組み	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間、人権週間等を利用して、市民を対象とした講演会等を開催し、さまざまな人権課題に対する意識向上を図ります。 小・中学生による人権啓発標語やポスター、作文の募集・発表等を通じて、人権意識の高揚を図るとともに、応募協力についても広く呼びかけを行います。 <p>【対象者】 ㊦</p> <p>【数値目標】 講演会への参加者数 現状値（H30）：373人 ⇒ 目標値（R6）：400人</p>	<p>【担当課】 人権室</p>
施策 No. 61 人権教育への取組み	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 就学前の子どもが生命の尊さや他者への共感を大切にする態度等を身につけることができるよう、認定こども園等で発達段階に応じた人権教育を充実します。また、市立小・中学校等に通う子どもがさまざまな人権問題を正しく理解し、認識を深めることができるよう、市立小・中学校等で人権教育を充実します。 人権教育の啓発を目的として、人権カレンダーを毎年作成し、市立認定こども園・学校の新入生に配布するとともに各教室に掲示します。また、市役所やコミュニティセンター等にも人権カレンダーを配置し、広く市民に届くよう取り組みます。 子どもへの人権教育が効果的に実施できるよう、市立小・中学校等の教職員に対する研修を実施します。 <p>【対象者】 ㊦㊧（市立認定こども園に通う幼児） ㊨㊩（市立小学校等に通う児童） ㊪㊫（市立中学校等に通う生徒） ㊬（市立小・中学校等の教職員）</p>	<p>【担当課】 こども施設課</p> <p>【担当課】 学校教育課</p>

第6章 施策目標別の展開

施策 No. 62 在日外国人児童生徒交流会	
【内容・今後の展開】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 市立小・中学校等に通う在日外国人の子どもの交流会を設けることによって、多文化共生への理解を深めるとともに、当該児童・生徒のアイデンティティーの育成を図ります。 【対象者】 小 ⓪ (市立小学校等に通う児童) 中 ⓪ (市立中学校等に通う生徒)	【担当課】 学校教育課
施策 No. 63 自立援助通訳派遣	
【内容・今後の展開】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 帰国、渡日の市立小・中学校等に通う子どもに対して、通訳を派遣します。 【対象者】 小 ⓪ (市立小学校等に通う児童) 中 ⓪ (市立中学校等に通う生徒)	【担当課】 学校教育課
数値目標 対象者に対する派遣割合 現状値 (H30) : 60% ⇒ 目標値 (R6) : 100%	
・推進項目2. 児童虐待防止策の充実	
児童虐待の未然防止を図るとともに、早期発見と早期対策を目的として、関係機関と密接に連携し、相談・訪問事業を充実します。また、子どもへの虐待は重大な人権侵害であるということ保護者をはじめ、広く市民に啓発し、地域全体で虐待を防止する環境づくりに努めます。	
【関連事業等の概要】	
施策 No. 64 家庭児童相談	
【内容・今後の展開】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域に密着した子どもの専門相談機関として、18歳までの子どもについての悩みや問題の解決に向け、関係機関と連携を図りながら、相談や面談、家庭訪問等を実施します。 【対象者】 乳 ⓪⓪ 幼 ⓪⓪ 小 ⓪⓪ 中 ⓪⓪ 高 ⓪⓪	【担当課】 子育て世代包括支援センター
施策 No. 65 守口市児童虐待防止地域協議会※	
【内容・今後の展開】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 児童虐待の未然防止を図るとともに早期発見と早期対策を目的とした守口市児童虐待防止地域協議会を設置し、関係各課や大阪府中央子ども家庭センター※、大阪府守口保健所等関係機関との連携に努めます。 【対象者】 他 (関係各課や関係機関の職員)	【担当課】 子育て世代包括支援センター
数値目標 守口市児童虐待防止地域協議会の年間開催回数 現状値 (H30) : 14回 ⇒ 目標値 (R6) : 12回以上 (月1回以上)	
施策 No. 66 児童虐待防止相談	
【内容・今後の展開】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 18歳までの子どもの虐待について、問題の解決に向け、児童虐待防止外部アドバイザー※や大阪府中央子ども家庭センター、関係機関と連携を図りながら、相談や面談、家庭訪問等を実施し、児童虐待の防止に努めます。 【対象者】 妊 ⓪ 乳 ⓪⓪ 幼 ⓪⓪ 小 ⓪⓪ 中 ⓪⓪ 高 ⓪⓪	【担当課】 子育て世代包括支援センター

施策 No. 67 児童虐待早期発見のための研修会の実施	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 保育教諭等や教職員、福祉・医療・保健・警察等関係機関に対して、児童虐待早期発見のための啓発や研修を進めます。 ■ 市民を対象とした児童虐待に関する研修会等を開催し、虐待が発生する背景やその特性等についての理解を深めます。 <p>【対象者】 ㊦（主に子どもの保護者が対象） ㊧（関係機関の職員）</p> <p>【数値目標】 研修の参加者数</p> <p>現状値（H30）：155人 ⇒ 目標値（R6）：180人</p>	<p>【担当課】</p> <p>子育て世代包括支援センター</p> <p>【担当課】</p> <p>学校教育課</p>

再掲 施策 NO. 2 保健指導の充実

再掲 施策 NO. 5 乳幼児に対する健康診査

再掲 施策 NO. 6 乳児家庭全戸訪問指導

施策 No. 68 養育支援訪問事業	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等必要な支援を行います。また、自分から支援を求めることができない家庭を早期に発見するため、地域のさまざまな資源を活用していくことを検討し、家庭での安定した子どもの養育が可能となるように努めます。 <p>【対象者】 ㊦㊧㊨ ㊩㊪㊫ ㊬㊭㊮ ㊯㊰㊱ ㊲㊳㊴</p>	<p>【担当課】</p> <p>子育て世代包括支援センター</p>

再掲 施策 NO. 60 人権啓発に向けた取組み

・推進項目3. 子どもの立ち直り支援

不登校やいじめ等の悩みを持つ小・中学生により適切な対応ができるよう関係機関等が連携し、子どもの立ち直りのための支援を充実します。

【関連事業等の概要】

施策 No. 69 子どもサポート体制の充実	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 不登校など立ち直り支援が必要な子どもに対して、それぞれの状況に合わせてスクールソーシャルワーカー※の派遣や子ども家庭センター等関係機関が参加するケース会議を行うなど、関係機関が連携をとりながら、適切な対応がとれる体制の充実に努めます。 <p>【対象者】 ㊬㊭ ㊮㊯</p>	<p>【担当課】</p> <p>学校教育課</p>

再掲 施策 NO. 36 教育相談事業・適応指導教室

施策目標4. 子育てにゆとりがもてる環境づくり

子育てに便利な施設・設備の普及など子育てを支援する都市基盤づくりに努めるとともに、子育てに役立つ情報発信や相談窓口の充実を図ることで子育てに対する不安の解消を図ります。また、在宅子育て家庭への支援策として認定こども園等での地域子育て支援事業を実施するとともに、外国人への分かりやすい子育て情報の提供等に努めます。さらには、子育てに要する費用負担の軽減に努めるなど、ストレスを感じることなく、ゆとりを持って子育てに取り組める環境の充実を図ります。

施策目標	推進項目
子育てにゆとりがもてる環境づくり	1. 子育てバリアフリーの推進 2. すべての子育て家庭への支援 3. 子育て中の社会参加支援

・推進項目1. 子育てバリアフリーの推進

道路や公共施設のバリアフリー化、子育てに便利な施設・設備の普及等、妊産婦や子ども、子育て家庭が気軽に外出できる環境の整備を目指します。

【関連事業等の概要】

施策 No. 70 安全・快適な道路環境の整備	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩車分離による歩行者の安全確保、ベビーカーや車椅子等の通行に配慮した歩道の新設・改良、横断防止柵の設置等、すべての人にやさしい道路環境の整備を通じて、子どもや子育て中の人の通行の安全確保を図ります。 整備可能な主要道路については、歩行者・自転車・車両の分離を検討し、歩道の改良、横断防止柵の設置等の整備に努めます。 <p>【対象者】 対</p>	<p>【担当課】 道路課</p>
施策 No. 71 公共施設の子育てバリアフリーの推進	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市役所庁舎の整備にあたっては、乳幼児とその保護者が利用しやすい施設となるよう配慮し、子育てバリアフリーの推進を図ります。 <p>【対象者】 乳④⑤ 幼④⑤</p>	<p>【担当課】 総務部総務課</p>
施策 No. 72 「赤ちゃんの駅」の推進	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 授乳やおむつ交換ができる場所を無料で提供できる施設で、「赤ちゃんの駅」として登録された施設の名称や場所等を紹介し、子育て家庭が安心して外出できる環境を整備します。 <p>【対象者】 乳④⑤ 幼④⑤</p> <p>【数値目標】 赤ちゃんの駅登録数（移動式赤ちゃんの駅貸出し数を含む） 現状値（H30）：51 か所 ⇒ 目標値（R6）：55 か所</p>	<p>【担当課】 子育て世代包括支援センター</p>

・推進項目2. すべての子育て家庭への支援

すべての子育て家庭への支援として、子育て情報の発信や子育てに関する相談等を通して子育てへの不安の解消に努めるとともに、子連れの親子が安心して遊ぶことができる環境を整えます。また、子ども医療費の助成など子育てにかかる経済的な負担軽減にも努めます。

【関連事業等の概要】

施策 No. 73 地域子育て支援拠点事業	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 各々の地域子育て支援拠点施設において、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安解消等を緩和するため、乳幼児及びその家族が相互に交流を行う場所を提供し、子育てに関する相談や地域の子育て情報の提供、子育て講座などを実施します。 <p>【対象者】 乳[㊦] 幼[㊦]</p> <p>【数値目標】 地域子育て支援拠点事業の延べ利用者数 現状値（H30）：26,137人 ⇒ 目標値（R6）：32,169人</p>	<p>【担当課】</p> <p>子育て世代包括支援センター</p>
施策 No. 74 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域において育児の援助を受けたい人（依頼会員）と行いたい人（協力会員）が会員となり、育児について助け合う会員組織として、子育て援助活動を推進し、地域で子育てを支援する環境づくりに努めます。 ■ 子育て中の保護者が講座等に気軽に参加できるよう、生後3か月から就学前までの乳幼児を対象に一時預かりサービスを行います。 <p>【対象者】 乳[㊦] 幼[㊦] 小[㊦]</p> <p>【数値目標】 依頼件数に対する実施割合 現状値（H30）：100% ⇒ 目標値（R6）：100%</p>	<p>【担当課】</p> <p>子育て世代包括支援センター</p>
施策 No. 75 一時預かり事業	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等において、保護者の就労や体調不良、冠婚葬祭やリフレッシュ等の理由で、一時的に昼間の保育が困難な場合に、必要な保育を提供します。 <p>【対象者】 乳[㊦] 幼[㊦]</p> <p>【数値目標】 一時預かり事業（幼稚園型）の延べ利用者数 現状値（H30）：68,785人 ⇒ 目標値（R6）：74,093人 一時預かり事業（一般型）の延べ利用者数 現状値（H30）：1,090人 ⇒ 目標値（R6）：2,122人</p>	<p>【担当課】</p> <p>こども施設課</p>
施策 No. 76 休日保育事業	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者の勤務形態等の都合により、日曜日・祝日に家庭で保育できない場合に、保育を必要とする乳幼児を対象に、必要な保育を提供します。 <p>【対象者】 乳[㊦] 幼[㊦]</p>	<p>【担当課】</p> <p>こども施設課</p>

第6章 施策目標別の展開

再掲 施策 NO.1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援	
施策 No.77 子育て情報の周知	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 広報や市ホームページ等さまざまな媒体を活用し、保護者へ向けた子育てに関する情報提供を行います。 ▪ 子育て世代包括支援センターが定期的に発行するリーフレット『0歳からの子育てつうしん「もりっこ」』は、乳幼児の子育てをしている保護者のニーズに合った内容・情報を掲載しており、より多くの家庭にリーフレットが届くように取り組みます。 <p>【対象者】 乳^④ 幼^④</p> <p>【数値目標】 情報提供の媒体数 現状値（H30）：6種類 ⇒ 目標値（R6）：9種類</p>	<p>【担当課】</p> <p>子育て世代包括支援センター</p>
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 市ホームページでは、外国人向けに英語、中国語及び韓国語で閲覧できるようになっています。 <p>【対象者】 対</p>	<p>【担当課】</p> <p>広報広聴課</p>
施策 No.78 未就園児招待	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 未就園児とその保護者が身近で安心して交流できる場所として、認定こども園、幼稚園及び保育所において、主任児童委員[*]の協力を得て園庭開放や子育て相談等を実施します。 <p>【対象者】 乳^④ 幼^④</p>	<p>【担当課】</p> <p>こども施設課</p>
再掲 施策 NO.18 就学前相談	
再掲 施策 NO.19 子育てに関する講習等の実施	
施策 No.79 児童手当	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 生活の安定に寄与し、子どもが健やかに成長できるよう、0歳から中学校卒業まで（出生の日から満15歳に達する以後における最初の3月末日を経過するまで）の子どもを養育している人に対して、支給を行います。 <p>【対象者】 乳^④ 幼^④ 小^④ 中^④</p>	<p>【担当課】</p> <p>子育て支援課</p>
施策 No.80 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等の提供を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費負担の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等の利用を図ります。 <p>【対象者】 乳^④ 幼^④</p>	<p>【担当課】</p> <p>こども施設課</p>
再掲 施策 NO.10 助産制度による分娩費の支援	

再掲 施策 NO.11 出産育児一時金

再掲 施策 NO.12 子どもに関する医療費助成制度

再掲 施策 NO.52 安心して遊べる魅力的な公園づくり

・推進項目3. 子育て中の社会参加支援

子育て中の親が自分のための時間を確保し、地域活動や自己実現のための活動に参加できるよう保育サービスを充実します。

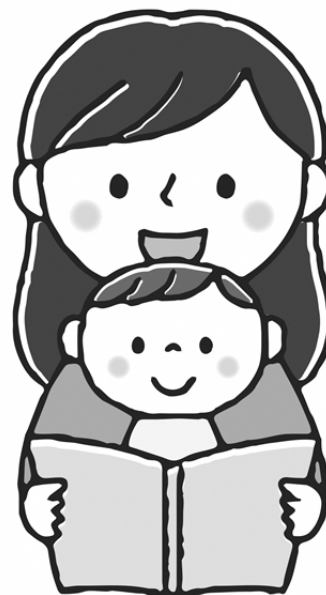
【関連事業等の概要】

再掲 施策 NO.74 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）

再掲 施策 NO.75 一時預かり事業

施策 No.81 子育て短期支援事業（ショートステイ）

<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者の就労や体調不良、出産、出張、育児不安等の理由で、夜間の保育が困難な場合に、宿泊を伴う場合も含め必要な保育を一時的に提供します。 <p>【対象者】 乳④ 幼④</p> <p>【数値目標】 利用希望者に対する利用率 現状値（H30）：未把握 ⇒ 目標値（R6）：100%</p>	<p>【担当課】</p> <p>子育て世代包括支援センター</p>
---	-----------------------------------



施策目標5. 子育てと仕事の両立支援

子育てと仕事の両立を支援するため、認定こども園、幼稚園及び保育所などの教育・保育施設の特徴や特長を生かしながら、待機児童の解消に向けた取組みを進めます。また、働きながら子育てをしている人たちのニーズに応えるため、病児・病後児保育などの多様な保育サービスの充実を図ります。さらに、現在、すべての小学校等で実施している放課後児童健全育成事業（もりぐち児童クラブ：入会児童室）についても引き続き取り組んでいきます。

ひとり親家庭に対しては、母子・父子自立支援員*の確保による相談体制の充実や就業支援、子育て短期支援事業の実施など、ひとり親家庭の自立と子どもの健やかな成長のために必要な事業の推進に努めます。

また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を通して、男女がともに子育てをする意識の啓発に努めます。その際には、市民だけでなく、事業者へも啓発等を行い、育児休業の取得促進、労働時間の短縮、テレワークの導入など子育て世代の働き方の改善を促進し、就労中または就労を希望する保護者が子どもと過ごす豊かな時間を確保できる環境整備を目指します。

施策目標	推進項目
子育てと仕事の両立支援	1. 親の就労と子育ての両立への支援の推進 2. ひとり親家庭等の自立支援の推進 3. 男女共同子育ての推進 4. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

・推進項目1. 親の就労と子育ての両立への支援の推進

就労形態の多様化に伴う保護者のさまざまな保育需要の変化に対応したサービスを充実することで、親が安心して就労と子育ての両立ができる保育環境を整えます。

【関連事業等の概要】

施策 No. 82 幼児教育・保育の無償化	
【内容・今後の展開】 ■ 平成29年4月から、世帯の所得等に関係なく、0歳児から5歳児の認定こども園・保育所・幼稚園及び小規模保育事業等の利用者負担額の無償化を実施しています（子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園については、世帯の所得等に関係なく月額25,700円を上限に無償化）。また、令和元年10月から始まった国の幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設等の利用料についても世帯の所得状況等によって無償化の対象となっています。 【対象者】 乳 [㊦] 幼 [㊦]	【担当課】 こども政策課
施策 No. 83 待機児童の解消	
【内容・今後の展開】 ■ 保育需要に対応するため、保育の受け皿拡大に努めるとともに、よりきめ細やかな利用調整に努めます。 【対象者】 乳 [㊦] 幼 [㊦] 【数値目標】 待機児童数 現状値（H30）：48人 ⇒ 目標値（R6）：0人	【担当課】 こども政策課 【担当課】 こども施設課

施策 No. 84 時間外保育事業（延長保育事業）	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、認定こども園や保育所等で通常の保育時間を超えた保育を提供します。 <p>【対象者】 乳[㊦] 幼[㊦]</p>	<p>【担当課】</p> <p>こども施設課</p>
再掲 施策 NO. 75 一時預かり事業	
再掲 施策 NO. 76 休日保育事業	
施策 No. 85 病児保育事業	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育を必要とする乳幼児が病氣中や病後のため、集団保育が困難な場合において、必要な保育を提供します。 <p>【対象者】 乳[㊦] 幼[㊦]</p> <p>数値目標 病児保育事業の延べ利用者数</p> <p>現状値（H30）：350人 ⇒ 目標値（R6）：2,979人</p>	<p>【担当課】</p> <p>こども施設課</p>
再掲 施策 NO. 16 配慮が必要な乳幼児への支援	
施策 No. 86 もりぐち児童クラブ（「入会児童室（放課後児童健全育成事業）」と「登録児童室（放課後子供教室）」）	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 入会児童室（放課後児童健全育成事業）では、就労等の理由で保護者が昼間家庭にいない小学校等の1～3年生の児童を対象に、安全確保と保護機能を持たせた生活の場を提供します。 登録児童室（放課後子供教室）では、小学校等の1～6年生と満3歳以上の幼児（保護者等同伴）を対象に、自主的な遊び場を提供します。 もりぐち児童クラブの2つの機能である「登録児童室」と「入会児童室」のそれぞれの独自性を尊重しつつ、利用者ニーズに寄り添いながら、子どもたちが異年齢交流を通じて社会性や協調性を育む機会の充実に努めるとともに、地域の参画を得た交流・体験活動を通して2つのクラブの連携を推進するなど、もりぐち児童クラブのさらなる充実を図ります。 <p>【対象者】 幼[㊦][㊧] 小[㊦]</p> <p>数値目標 入会児童室への入会希望にかかる待機児童数</p> <p>現状値（H30）：0人 ⇒ 目標値（R6）：0人</p> <p>登録児童室の年間延べ利用者数</p> <p>現状値（H30）：155,000人 ⇒ 目標値（R6）：153,490人</p>	<p>【担当課】</p> <p>子育て支援課</p>

第6章 施策目標別の展開

・推進項目2. ひとり親家庭等の自立支援の推進

子育てと仕事の両立が困難な状況に置かれがちなひとり親家庭が、生活の基礎を築き、自立した生活を送ることができるよう、母子・父子自立支援員の確保による相談体制の充実や就業支援等の推進に努めます。

【関連事業等の概要】

施策 No. 87 母子・父子自立支援員による相談	
【内容・今後の展開】 ■ 相談窓口やハローワークとの連携のなかで、母子家庭の母、寡婦及び父子家庭の父の自立に必要な情報提供や求職活動に関する相談に応じます。 【対象者】 乳 ^⓪ 幼 ^⓪ 小 ^⓪ 中 ^⓪ 高 ^⓪ 未 ^⓪ 他 (母子家庭の母、寡婦、父子家庭の父) 【数値目標】 母子・父子自立支援員の配置数 現状値 (H30) : 1人 ⇒ 目標値 (R6) : 1人	【担当課】 子育て支援課
施策 No. 88 児童扶養手当	
【内容・今後の展開】 ■ 生活の安定と自立の促進に寄与することを目的に、父または母の一方、もしくは両親のいない子どもの養育者から養育を受けているひとり親家庭等の18歳までの子ども(子ども本人に一定の障がいがある場合は20歳未満の者)を養育している人に対して、手当を支給します。 【対象者】 乳 ^⓪ 幼 ^⓪ 小 ^⓪ 中 ^⓪ 高 ^⓪ 未 ^⓪	【担当課】 子育て支援課
施策 No. 89 ひとり親医療費助成制度	
【内容・今後の展開】 ■ ひとり親家庭の18歳までの子どもと母もしくは父、または18歳までの両親のいない子どもの養育者に対して、健康保険が適用される医療費の一部を助成します。 【対象者】 乳 ^⓪ 幼 ^⓪ 小 ^⓪ 中 ^⓪ 高 ^⓪	【担当課】 子育て支援課
施策 No. 90 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	
【内容・今後の展開】 ■ 母子家庭の母、寡婦及び父子家庭の父に対して、経済的な自立や子どもの就学等で資金の貸付が必要な場合において、資金の貸付や返還の相談に応じています。 【対象者】 乳 ^⓪ 幼 ^⓪ 小 ^⓪ 中 ^⓪ 高 ^⓪ 未 ^⓪ 他 (母子家庭の母、寡婦、父子家庭の父)	【担当課】 子育て支援課
施策 No. 91 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金	
【内容・今後の展開】 ■ 母子家庭の母、または父子家庭の父が、就職や転職に有利な資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合、その修業期間中の生活を支援するため、高等職業訓練促進給付金を支給します。 【対象者】 乳 ^⓪ 幼 ^⓪ 小 ^⓪ 中 ^⓪ 高 ^⓪ 未 ^⓪	【担当課】 子育て支援課

・推進項目3. 男女共同子育ての推進

男女が互いの人権を尊重しつつ子育ての責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、ともに子育てに取り組むことができる社会の実現を目指し、男女共同参画推進計画を踏まえ、学校やコミュニティセンターにおいて、男女共同子育ての意識啓発に取り組めます。

【関連事業等の概要】

施策 No. 92 男女共同参画推進計画の推進	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度に策定した「第3次守口市男女共同参画推進計画」の取組みについて、周知に努め、計画目標の達成に向け具体的な施策を推進します。 市民を対象とした多様な働き方やバランスのとれた働き方への理解を深める講習会等を開催し、職業生活優先の意識や性別による固定的役割分担意識を改めるとともに、家庭生活・家庭教育の重要性を認識し、ライフスタイルを考えるきっかけづくりに努めます。 <p>【対象者】 対</p> <p>【数値目標】 守口市男女共同参画推進計画の達成率 現状値（H30）：47% ⇒ 目標値（R6）：80%</p>	<p>【担当課】 人権室</p>
再掲 施策 NO. 41 男女平等教育の推進	
施策 No. 93 企業等に対する啓発活動	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内の企業等に対し、守口市企業人権推進連絡会*を通じて、男女共同参画に関する講演会や研修会への参加を促すとともに、パンフレットの配布等により男女共同参画に対する理解促進に努めます。 <p>【対象者】 他（市内の企業等）</p> <p>【数値目標】 企業に対する人権問題研修会への参加者数 現状値（H30）：21人 ⇒ 目標値（R6）：30人</p>	<p>【担当課】 人権室</p>
再掲 施策 NO. 4 両親教室の開催	
施策 No. 94 男性セミナー	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 男性の家事・育児・介護等への参画を促進するため、男性も参加しやすい講座・教室等を開催します。 <p>【対象者】 対（主に男性が対象）</p> <p>【数値目標】 男性セミナーへの参加者数 現状値（H30）：57人 ⇒ 目標値（R6）：60人</p>	<p>【担当課】 コミュニティ推進課</p>

第6章 施策目標別の展開

・推進項目4. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

企業等への意識啓発等を通して、親が子どもと過ごす時間を確保しながら無理なく仕事を続けることができるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を目指します。

【関連事業等の概要】

施策 No. 95 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた活動	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市民・企業等に対して広報・啓発・情報提供活動を行います。 ■ 関係機関と連携を図り、子育て女性の就労に関する相談やマタニティ・ハラスメント等の労働問題に関する相談に応じます。 ■ 商工会議所と連携を図り、女性向け創業支援等に取り組みます。 ■ フレックスタイム制や子育て期の短縮時間勤務、テレワーク等多様な勤務形態導入への働きかけに努めます。 ■ 長時間勤務を前提に組み立てられたワークスタイルの見直しを呼びかけるなど、労働時間短縮への働きかけを行います。 ■ 出産や子育てによる退職者について再雇用制度の導入等への働きかけに努めます。 <p>【対象者】 <input checked="" type="checkbox"/>他（企業等） <input checked="" type="checkbox"/>対（主に働いている方が対象）</p> <p>数値目標 ワーク・ライフ・バランスの啓発回数 現状値（H30）：5回 ⇒ 目標値（R6）：7回</p>	<p>【担当課】 地域振興課</p>
再掲 施策 NO. 92 男女共同参画推進計画の推進	
再掲 施策 NO. 93 企業等に対する啓発活動	
施策 No. 96 育児休業制度の普及	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 育児休業制度の定着と利用しやすい環境づくりに向けて、事業者に対して呼びかけを行います。 ■ 育児休業制度への理解や関心を深めてもらうため、広報や市ホームページ等の媒体を活用して、制度の内容を分かりやすく周知します。 <p>【対象者】 <input checked="" type="checkbox"/>他（企業等） <input checked="" type="checkbox"/>対</p> <p>数値目標 育児休業制度に関する取得促進啓発回数 現状値（H30）：3回 ⇒ 目標値（R6）：5回</p>	<p>【担当課】 地域振興課</p> <p>【担当課】 こども政策課</p>

施策目標6. 地域力の活用による子育て支援

近年、家庭内では核家族化が進行し、地域においても少子高齢化や共働き世帯が増加するなど、住民同士の昔ながらの付き合いが少なくなり、若い人が出産や育児に関して相談できる人が少なくなっています。そこで、地域力による子育ての輪が広がるまちづくりを目指して、地域における子育てサークルへの活動支援や世代間交流を推進し、子育てをしていくうえで必要な知恵の獲得や不安の解消につながるよう地域力を活かした取組みを推進します。また、放課後の子どもの居場所づくり等に取り組むとともに、子どもを犯罪等から守るための活動を推進します。

保護者による養育を支援することが特に必要な家庭に対しては、関係機関との連携強化を図りながら、地域のさまざまな資源を活用するなど支援に努めます。なお、個人情報管理には細心の注意を払いながら、子どもの健やかな成長を守り保護者を支えるために必要な措置を機動的にとることができる体制の整備を目指します。

施策目標	推進項目
地域力の活用による子育て支援	1. 子育て支援のネットワークづくり 2. 世代間交流の推進 3. 家庭教育への支援の充実 4. 子どもの多様な体験活動の機会の充実 5. 子どもの居場所づくり 6. 犯罪等の被害から子どもを守るための活動支援

・推進項目1. 子育て支援のネットワークづくり

子育て中の親同士の交流を促進することで、子育ての不安感を軽減し、子育ての喜びを分かち合えるネットワークづくりを目指します。また、養育支援が特に必要な家庭を訪問し必要な支援を行うとともに、自ら支援を求めることができない家庭の早期発見にも努めます。

【関連事業等の概要】

<p>施策 No. 97 子育てサークルの活動支援</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内の子育てサークルに対し、用品の貸出しやサークル同士の交流会の実施等、自主的な運営に関する支援を行うとともに、運営に関する相談を実施します。 <p>【対象者】 乳⁰ 幼⁰</p>	<p>【担当課】</p> 子育て世代包括支援センター
<p>再掲 施策 NO. 77 子育て情報の周知</p>	
<p>施策 No. 98 子育て世代包括支援センターフリースペース「もりランド」における親子交流の場の提供と交流の促進</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「もりランド」は親子が一緒になって遊んだり、わらべ歌や手遊び、絵本を楽しんだりすることができる親子交流の場であり、乳幼児とその保護者であれば、誰でも利用できます。また、施設内にある掲示板には、親子交流に関する情報が掲示されており、子育て中の親子が気軽に一緒に出かけられる場所も掲示しています。今後は、親子交流はもとより、子育て中の親同士が自然と交流できる仲間づくりの場 	<p>【担当課】</p> 子育て世代包括支援センター

第6章 施策目標別の展開

<p>としてもさらなる充実を図ります。</p> <p>【対象者】 乳④⑤ 幼④⑤</p> <p>【数値目標】 もりランドの年間延べ利用者数</p> <p>現状値（H30）：5,813人 ⇒ 目標値（R6）：10,000人</p> <p>※現状値（H30）の利用者数は、子育て支援センター利用者数</p>	
---	--

再掲 施策 NO.68 養育支援訪問事業

・推進項目2. 世代間交流の推進

子どもたちが豊かな人間関係のなかで社会性や協調性を身につけ、健やかに成長することができるよう、地域の多くの人たちとの世代間交流や異年齢交流の機会を充実します。

【関連事業等の概要】

<p>施策 No.99 「さんあい広場」等での世代間交流</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域ボランティアとの協力により、さんあい広場（さた、さんごう、かすが、とうだ、きんだの市内5か所）等において、高齢者と子どもたちが交流を深めることができるよう、昔遊びを通じた世代間交流を推進します。 <p>【対象者】 刈 主に高齢者と子どもたち</p> <p>【数値目標】 世代間交流イベントへの参加者数</p> <p>現状値（H30）：300人 ⇒ 目標値（R6）：840人</p>	<p>【担当課】</p> <p>高齢介護課</p>

再掲 施策 NO.86 もりぐち児童クラブ（「入会児童室（放課後児童健全育成事業）」と「登録児童室（放課後子供教室）」）

・推進項目3. 家庭教育への支援の充実

子どもにとって、基本的な生活習慣や他人に対する思いやり、善悪の判断や社会のマナーを身につける教育の原点となる家庭教育への支援を充実します。

【関連事業等の概要】

<p>再掲 施策 NO.19 子育てに関する講習等の実施</p>	
<p>施策 No.100 守口親まなびの会の活動支援</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 親となる準備期の中学生や高校生から子育て中の保護者や子育てを終えた人等幅広い世代の人を対象にした“親を楽しむワークショップ”等の活動を実施する「守口親まなびの会」に対して、大阪府教育委員会からの研修情報を提供するなど、親学習リーダーの養成に努め、親学びの機会の充実を図ります。 <p>【対象者】 刈</p> <p>【数値目標】 親学習リーダーの人数</p> <p>現状値（H30）：7人 ⇒ 目標値（R6）：9人</p>	<p>【担当課】</p> <p>生涯学習・スポーツ振興課</p>

・推進項目4. 子どもの多様な体験活動の機会の充実

コミュニティセンターや学校等の施設、また子ども会や青少年育成指導員連絡協議会、学校運営協議会等といった地域の資源を活用し、子どもたちがさまざまな体験活動を経験できる機会の充実を図ります。

【関連事業等の概要】

施策 No. 101 子ども体験学習										
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各コミュニティセンターにおいて、夏休みや冬休みなどの長期休暇を利用し、工作教室や料理教室などの体験学習を実施します。 子どもが歴史に興味や親しみを持てるよう、文化財に関連する体験学習を実施します。 守口市立図書館において、子どもたちの学ぶ意欲を引き出すための体験学習を実施します。 <p>【対象者】 小^④ 中^④ 刈</p> <p>【数値目標】 子ども体験学習の活動実績（開催回数・参加者数）</p> <p>現状値（H30）：10回・274人 ⇒ 目標値（R6）：10回・290人</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>現状値（H30）</th> <th>目標値（R6）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コミュニティセンターでの子ども体験学習</td> <td>9回・260人</td> <td>9回・260人</td> </tr> <tr> <td>子どもの考古学教室</td> <td>1回・14人</td> <td>1回・30人</td> </tr> </tbody> </table>	内容	現状値（H30）	目標値（R6）	コミュニティセンターでの子ども体験学習	9回・260人	9回・260人	子どもの考古学教室	1回・14人	1回・30人	<p>【担当課】</p> <p>コミュニティ推進課</p>
内容	現状値（H30）	目標値（R6）								
コミュニティセンターでの子ども体験学習	9回・260人	9回・260人								
子どもの考古学教室	1回・14人	1回・30人								
<p>【担当課】</p> <p>生涯学習・スポーツ振興課</p>										
施策 No. 102 芸術・伝統文化にふれる機会の提供										
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> もりぐち歴史館「旧中西家住宅」では、かるた会など四季折々の行事、また、美術展覧会や日本南画院大作展、市民文化祭での伝統芸能の鑑賞会など、子どもたちが伝統文化や芸術にふれる機会を提供します。 <p>【対象者】 刈</p> <p>【数値目標】 活動実績（行事数・参加者数）</p> <p>現状値（H30）：6回・921人 ⇒ 目標値（R6）：6回・1,000人</p>	<p>【担当課】</p> <p>生涯学習・スポーツ振興課</p>									
<p>【担当課】</p> <p>生涯学習・スポーツ振興課</p>										
施策 No. 103 地域コーディネーターの活動支援										
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学校区で地域行事の支援や中学生による読み聞かせ会などの行事を実施している地域コーディネーターの活動を支援し、地域の教育環境づくりの推進に努めます。 <p>【対象者】 刈</p> <p>【数値目標】 地域コーディネーター主催の中学生による読み聞かせ会の開催回数</p> <p>現状値（H30）：50回 ⇒ 目標値（R6）：60回</p>	<p>【担当課】</p> <p>生涯学習・スポーツ振興課</p>									
<p>【担当課】</p> <p>生涯学習・スポーツ振興課</p>										

第6章 施策目標別の展開

<p>施策 No. 104 青少年育成指導員校区活動支援</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> こども会親善スポーツ大会やこども会駅伝、こどもまつりなどの機会を通して子どもたちの地域間や異年齢間の交流親睦を図り、心身ともに健やかに成長することができるよう青少年育成指導員の活動を支援します。 青少年育成指導員の活動を行うために必要となる知識や技能を習得するための講習会や研修会への参加支援を行います。 <p>【対象者】 小^④ 中^④ 高^④ 他^④ (青少年育成指導員)</p> <p>【数値目標】 青少年育成指導員主催及び共催のイベント・研修会の開催回数 現状値 (H30) : 7回 ⇒ 目標値 (R6) : 7回</p>	<p>【担当課】 コミュニティ推進課</p>

再掲 施策 NO. 33 学校運営協議会

・推進項目5. 子どもの居場所づくり

地域において、子どもが自主的に参加し、自由に遊び、安全に過ごすことができる居場所づくりに努めます。

【関連事業等の概要】

<p>施策 No. 105 市立児童センター</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健全な遊びを通じて、就学前の乳幼児（保護者等同伴）と小学生の子どもたちの健康で豊かな心を育てる活動を行う場所として運営を行います。また、子育て講座や遊びの講座などの充実を図り、子どもの健やかな育ちを支援します。 <p>【対象者】 乳^{④⑤} 幼^{④⑤} 小^④</p> <p>【数値目標】 市立児童センターの年間延べ利用者数 現状値 (H30) : 13,444人 ⇒ 目標値 (R6) : 13,500人</p>	<p>【担当課】 子育て世代包括支援センター</p>

再掲 施策 NO. 86 もりぐち児童クラブ（「入会児童室（放課後児童健全育成事業）」と「登録児童室（放課後子供教室）」）

・推進項目6. 犯罪等の被害から子どもを守るための活動支援

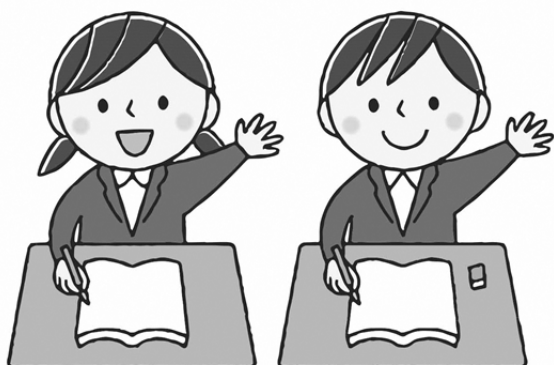
地域住民等の協力を得て、登下校時の見守り等、子どもを犯罪や事故等から守っていくための活動への支援に取り組みます。

【関連事業等の概要】

<p>施策 No. 106 「こども110番の家」運動</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の家庭・団体等の協力を得て、子どもの緊急避難場所としての役割を担う「こども110番の家」運動を推進します。 <p>【対象者】 乳^④ 幼^④ 小^④ 中^④ 高^④</p> <p>【数値目標】 「こども110番の家」登録件数 現状値 (H30) : 1,533件 ⇒ 目標値 (R6) : 1,550件</p>	<p>【担当課】 コミュニティ推進課</p>

<p>施策 No. 107 「少年を守る店」運動</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の商店・業者等の協力を得て、未成年の非行防止に協力する「少年を守る店」運動を推進します。 <p>【対象者】 小④ 中④ 高④ 未④</p> <p>【数値目標】 「少年を守る店」登録件数 現状値（H30）：409件 ⇒ 目標値（R6）：420件</p>	<p>【担当課】 コミュニティ推進課</p>
<p>施策 No. 108 登下校時の安全確保（見守り隊・声かけ隊）</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市立小学校等に通う子どもたちの登下校時の安全を守るため、PTA及び地域団体のボランティアの協力を得て取組みを促進します。 <p>【対象者】 小④（市立小学校等に通う児童）</p>	<p>【担当課】 学校教育課</p>
<p>再掲 施策 No. 54 子どもを守る防犯声かけパトロール</p>	
<p>再掲 施策 No. 57 青少年育成指導員による子どもを見守る取組み</p>	

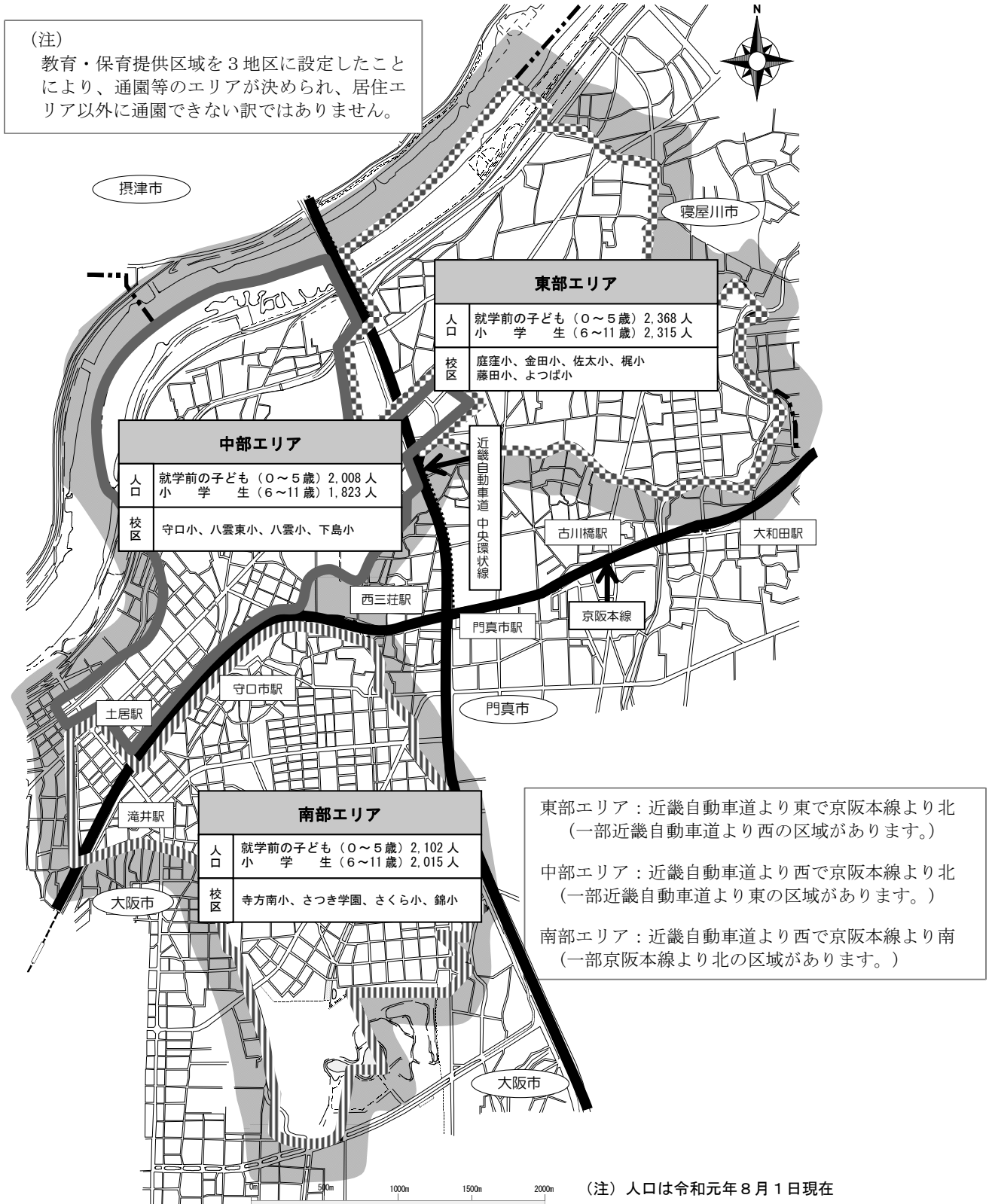
※本章に記載の施策・事業等については、令和元年12月現在実施中の取組みの内容を示すとともに、本計画の終期である令和6年度末における目標値等を示しています。



第7章 事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

地理的条件、幹線道路や鉄道路線等交通環境、子どもの人口及び教育・保育施設の分布状況を踏まえ、第二期計画における教育・保育提供区域については、第一期計画と同様、東部エリア、中部エリア、南部エリアの3地区に設定します。



2. 教育・保育の量の見込みと確保方策および実施時期

教育・保育の量の見込みについて、以下の区分で設定します。

認定区分	区分	対象		利用が想定される施設・事業
1号認定	(1)-1	3～5歳	専業主婦(夫)家庭 短時間就労家庭	認定こども園・幼稚園
2号認定	(1)-2	3～5歳	共働き家庭等で学校教育 の希望が強い家庭	認定こども園・幼稚園
2号認定	(2)	3～5歳	共働き家庭等	認定こども園・保育所
3号認定	(3)(4)	0～2歳	共働き家庭等	認定こども園・保育所・ 地域型保育事業

(1) - 1 1号認定（専業主婦（夫）家庭、短時間就労家庭）【3～5歳】

3～5歳で保育の必要性がない認定区分です。

(1) - 2 2号認定（共働き家庭等で学校教育の希望が強い家庭）【3～5歳】（新2号※）

3～5歳で保育の必要性がある認定区分のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される区分です。

【令和元年度の施設の設置状況】（ ）内の数字は、公立施設数。

幼稚園	2か所(0)	東部:0か所(0)、中部:2か所(0)、南部:0か所(0)
認定こども園	25か所(3)	東部:10か所(1)、中部:6か所(1)、南部:9か所(1)

【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

市全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	1号	671	686	699	720	735
	2号	421	431	439	452	461
	合計	1,092	1,117	1,138	1,172	1,196
②確保方策	特定教育・保育施設	1,340	1,340	1,340	1,340	1,340
	確認を受けない幼稚園	175	175	175	175	175
	合計	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515
②-①		423	398	377	343	319

(単位:人)

東部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	1号	244	249	254	261	267
	2号	153	157	159	164	167
	合計	397	406	413	425	434
②確保方策	特定教育・保育施設	542	542	542	542	542
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	合計	542	542	542	542	542
②-①		145	136	129	117	108

(単位:人)

中部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	1号	204	209	212	219	223
	2号	128	131	134	138	140
	合計	332	340	346	357	363
②確保方策	特定教育・保育施設	225	225	225	225	225
	確認を受けない幼稚園	175	175	175	175	175
	合計	400	400	400	400	400
②-①		68	60	54	43	37

(単位:人)

南部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	1号	223	228	233	240	245
	2号	140	143	146	150	154
	合計	363	371	379	390	399
②確保方策	特定教育・保育施設	573	573	573	573	573
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	合計	573	573	573	573	573
②-①		210	202	194	183	174

【確保の内容】

各エリアとも確保量が量の見込み量を上回っています。市全体としても十分な確保量が見込まれます。

(2) 2号認定(共働き家庭等)【3～5歳】

3～5歳で保育の必要性がある認定区分のうち、保育所の利用希望が強い区分です。

【令和元年度の施設の設置状況】()内の数字は、公立施設数。

認可保育所	4か所(0)	東部:2か所(0)、中部:1か所(0)、南部:1か所(0)
認定こども園	25か所(3)	東部:10か所(1)、中部:6か所(1)、南部:9か所(1)

【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

市全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		1,883	1,927	1,962	2,021	2,064
②確保方策	特定教育・保育施設	1,959	1,964	1,969	1,969	1,969
②-①		76	37	7	△52	△95

第7章 事業計画

(単位:人)

東部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		683	700	712	734	749
②確保方策	特定教育・保育施設	734	734	734	734	734
②-①		51	34	22	0	△15

(単位:人)

中部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		573	586	597	615	628
②確保方策	特定教育・保育施設	569	569	569	569	569
②-①		△4	△17	△28	△46	△59

(単位:人)

南部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		627	641	653	672	687
②確保方策	特定教育・保育施設	656	661	666	666	666
②-①		29	20	13	△6	△21

【確保の内容】

中部エリアには確保量の不足がみられます。また、東部エリア及び南部エリアにおいても令和5年度以降、確保量の不足がみられます。今後は、1号認定の確保量を活用し、2号認定の確保量を増加させていく必要があります。

(3) 3号認定(共働き家庭等)【0歳】

0歳で保育の必要性がある認定区分のうち、保育所の利用希望が強い区分です。

【令和元年度の施設の設置状況】()内の数字は、公立施設数。

認可保育所	4か所(0)	東部:2か所(0)、中部:1か所(0)、南部:1か所(0)
認定こども園	25か所(3)	東部:10か所(1)、中部:6か所(1)、南部:9か所(1)
小規模保育事業等	25か所(0)	東部:6か所(0)、中部:11か所(0)、南部:8か所(0)
企業主導型保育事業※	7か所(0)	東部:1か所(0)、中部:4か所(0)、南部:2か所(0)

(注) 企業主導型保育事業は、届出施設数(令和元年9月1日時点)

【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

市全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		349	350	350	348	347
②確保方策	特定教育・保育施設	293	293	293	293	293
	特定地域型保育事業	132	132	132	132	132
	企業主導型保育事業	10	10	10	10	10
	合計	435	435	435	435	435
②-①		86	85	85	87	88

(単位:人)

東部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		133	133	133	132	132
②確保方策	特定教育・保育施設	123	123	123	123	123
	特定地域型保育事業	33	33	33	33	33
	企業主導型保育事業	1	1	1	1	1
	合計	157	157	157	157	157
②-①		24	24	24	25	25

(単位:人)

中部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		108	108	108	108	107
②確保方策	特定教育・保育施設	66	66	66	66	66
	特定地域型保育事業	51	51	51	51	51
	企業主導型保育事業	6	6	6	6	6
	合計	123	123	123	123	123
②-①		15	15	15	15	16

(単位:人)

南部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		108	109	109	108	108
②確保方策	特定教育・保育施設	104	104	104	104	104
	特定地域型保育事業	48	48	48	48	48
	企業主導型保育事業	3	3	3	3	3
	合計	155	155	155	155	155
②-①		47	46	46	47	47

【確保の内容】

各エリアとも確保量が量の見込み量を上回っています。市全体としても必要な確保量が見込まれます。

第7章 事業計画

(4) 3号認定（共働き家庭等）【1・2歳】

1・2歳で保育の必要性がある認定区分のうち、保育所の利用希望が強い区分です。

【令和元年度の施設の設置状況】（ ）内の数字は、公立施設数。

認可保育所	4か所(0)	東部:2か所(0)、中部:1か所(0)、南部:1か所(0)
認定こども園	25か所(3)	東部:10か所(1)、中部:6か所(1)、南部:9か所(1)
小規模保育事業等	25か所(0)	東部:6か所(0)、中部:11か所(0)、南部:8か所(0)
企業主導型保育事業	7か所(0)	東部:1か所(0)、中部:4か所(0)、南部:2か所(0)

(注) 企業主導型保育事業は、届出施設数（令和元年9月1日時点）

【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

市全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		1,385	1,429	1,428	1,430	1,426
②確保方策	特定教育・保育施設	1,065	1,065	1,065	1,071	1,071
	特定地域型保育事業	342	342	342	342	342
	企業主導型保育事業	27	27	27	27	27
	合計	1,434	1,434	1,434	1,440	1,440
②-①		49	5	6	10	14

(単位:人)

東部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		501	517	517	517	516
②確保方策	特定教育・保育施設	448	448	448	448	448
	特定地域型保育事業	76	76	76	76	76
	企業主導型保育事業	4	4	4	4	4
	合計	528	528	528	528	528
②-①		27	11	11	11	12

(単位:人)

中部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		441	455	454	455	454
②確保方策	特定教育・保育施設	252	252	252	252	252
	特定地域型保育事業	152	152	152	152	152
	企業主導型保育事業	15	15	15	15	15
	合計	419	419	419	419	419
②-①		△22	△36	△35	△36	△35

(単位:人)

南部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		443	457	457	458	456
②確保方策	特定教育・保育施設	365	365	365	371	371
	特定地域型保育事業	114	114	114	114	114
	企業主導型保育事業	8	8	8	8	8
	合計	487	487	487	493	493
②-①		44	30	30	35	37

【確保の内容】

中部エリアでは確保量の不足がみられますが、市全体でみると、必要な確保量が見込まれます。市民の保育需要等を踏まえ、企業主導型保育事業についても市町村の利用者支援の対象とするなど、今後も必要となる確保量の増大に努めます。



3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策および実施時期

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）【0～5歳】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間及び通常の利用日以外の日において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【令和元年度現在の実施体制】（ ）内の数字は、公立施設数。

認可保育所	4か所(0)	東部:2か所(0)、中部:1か所(0)、南部:1か所(0)
認定こども園	25か所(3)	東部:10か所(1)、中部:6か所(1)、南部:9か所(1)
小規模保育事業等	25か所(0)	東部:6か所(0)、中部:11か所(0)、南部:8か所(0)

【量の見込みと確保方策】

市全体		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人/年	1,242	1,270	1,281	1,300	1,312
②確保方策	人/年	1,242	1,270	1,281	1,300	1,312
	施設数(か所)	55	55	55	55	55
②-①		0	0	0	0	0

東部エリア		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人/年	454	464	468	475	479
②確保方策	人/年	454	464	468	475	479
	施設数(か所)	18	18	18	18	18
②-①		0	0	0	0	0

中部エリア		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人/年	385	394	397	403	407
②確保方策	人/年	385	394	397	403	407
	施設数(か所)	19	19	19	19	19
②-①		0	0	0	0	0

南部エリア		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人/年	403	412	416	422	426
②確保方策	人/年	403	412	416	422	426
	施設数(か所)	18	18	18	18	18
②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

認定こども園や認可保育所、小規模保育事業等において必要量を確保します。

(2) 放課後児童健全育成事業（もりぐち児童クラブ：入会児童室）【小学生】

就労等の理由により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校等の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

守口市では、入会児童室については、低学年（小学校等の1～3年生）を対象としており、令和元年度からは民間委託により、開設時間の延長などサービス拡充を図っています。高学年（小学校等の4～6年生）の児童については、すべての市立小学校等で実施している登録児童室を活用して対応することとしています。今後も引き続き2つの児童クラブを活用して児童の受入れを行います。また、障がいのある児童の受入れについても、今後も民間事業者とともに多様なサービス提供により対応します。

【令和元年度現在の実施体制】

市立小学校等	14か所
--------	------

① 低学年【小学校等の1～3年生】

【量の見込みと確保方策】

市全体		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人/年	836	839	875	890	907
②確保方策	人/年	836	839	875	890	907
	施設数(か所)	14	14	14	14	14
②-①		0	0	0	0	0

東部エリア		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人/年	304	305	319	323	330
②確保方策	人/年	304	305	319	323	330
	施設数(か所)	6	6	6	6	6
②-①		0	0	0	0	0

中部エリア		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人/年	261	262	273	279	283
②確保方策	人/年	261	262	273	279	283
	施設数(か所)	4	4	4	4	4
②-①		0	0	0	0	0

南部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	人/年	271	272	283	288	294
②確保方策	人/年	271	272	283	288	294
	施設数(か所)	4	4	4	4	4
②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

すべての市立小学校等で引き続き実施し、すべてのエリアで必要量を確保できる見込みです。

② 高学年【小学校等の4～6年生】(参考)

【量の見込みと確保方策】

市全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	人/年	231	223	220	217	218
②確保方策	人/年	登録児童室を活用して対応します				
	施設数(か所)	14	14	14	14	14

東部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	人/年	88	85	84	83	83
②確保方策	人/年	登録児童室を活用して対応します				
	施設数(か所)	6	6	6	6	6

中部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	人/年	66	63	63	62	62
②確保方策	人/年	登録児童室を活用して対応します				
	施設数(か所)	4	4	4	4	4

南部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	人/年	77	75	73	72	73
②確保方策	人/年	登録児童室を活用して対応します				
	施設数(か所)	4	4	4	4	4

【確保の内容】

高学年(小学校等の4～6年生)の児童については、すべての市立小学校等で実施している登録児童室を活用して対応することとしています。

(3) 子育て短期支援事業【0～5歳】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

【令和元年度現在の実施体制】

児童養護施設等	5か所
---------	-----

【量の見込みと確保方策(市全体)】

市全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	人日/年	105	107	108	110	111
②確保方策	人日/年	105	107	108	110	111
	施設数(か所)	5	5	5	5	5
②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

引き続き、現在の実施施設数を維持し、必要量の確保を図ります。



第7章 事業計画

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【令和元年度現在の実施体制】

子育て世代包括支援センター、市立児童センター、私立認定こども園	7か所
---------------------------------	-----

【量の見込みと確保方策】

市全体		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日/年	31,614	32,310	32,292	32,263	32,169
②確保方策	人日/年	31,614	32,310	32,292	32,263	32,169
	施設数(か所)	8	8	8	8	8
②-①		0	0	0	0	0

東部エリア		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日/年	11,631	11,887	11,881	11,870	11,836
②確保方策	人日/年	11,631	11,887	11,881	11,870	11,836
	施設数(か所)	3	3	3	3	3
②-①		0	0	0	0	0

中部エリア		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日/年	9,973	10,192	10,186	10,177	10,147
②確保方策	人日/年	9,973	10,192	10,186	10,177	10,147
	施設数(か所)	3	3	3	3	3
②-①		0	0	0	0	0

南部エリア		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日/年	10,010	10,231	10,225	10,216	10,186
②確保方策	人日/年	10,010	10,231	10,225	10,216	10,186
	施設数(か所)	2	2	2	2	2
②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

南部にあった守口市子育て支援センターの機能を中部エリアにある子育て世代包括支援センター内に移転し、その機能を大幅に拡充しました。これに伴い、市民の利便性及び市全体のバランスを踏まえ、南部エリアに新たな地域子育て支援拠点事業を1か所増設することを今後検討していきます。

(5) 一時預かり事業等

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

- ① 幼稚園における在園児（1号認定）を対象とした一時預かり（預かり保育）【3～5歳】
 ② 幼稚園における在園児（2号認定）を対象とした一時預かり（預かり保育）【3～5歳】
 （新2号）

【令和元年度現在の実施体制】（ ）内の数字は、公立施設数。

幼稚園	2か所(0)	東部:0か所(0)、中部:2か所(0)、南部:0か所(0)
認定こども園	25か所(3)	東部:10か所(1)、中部:6か所(1)、南部:9か所(1)

【量の見込みと確保方策】

市全体			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	1号	人日/年	2,119	2,169	2,209	2,274	2,323
	2号	人日/年	65,471	67,005	68,232	70,257	71,770
	合計	人日/年	67,590	69,174	70,441	72,531	74,093
②確保方策	1号	人日/年	2,119	2,169	2,209	2,274	2,323
	2号	人日/年	65,471	67,005	68,232	70,257	71,770
	合計	人日/年	67,590	69,174	70,441	72,531	74,093
		施設数(か所)	27	27	27	27	27
②-①			0	0	0	0	0

東部エリア			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	1号	人日/年	769	787	802	825	843
	2号	人日/年	23,768	24,325	24,770	25,505	26,055
	合計	人日/年	24,537	25,112	25,572	26,330	26,898
②確保方策	1号	人日/年	769	787	802	825	843
	2号	人日/年	23,768	24,325	24,770	25,505	26,055
	合計	人日/年	24,537	25,112	25,572	26,330	26,898
		施設数(か所)	10	10	10	10	10
②-①			0	0	0	0	0

第7章 事業計画

中部エリア			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の 見込み	1号	人日/年	645	660	672	692	707
	2号	人日/年	19,914	20,381	20,754	21,370	21,830
	合計	人日/年	20,559	21,041	21,426	22,062	22,537
②確保 方策	1号	人日/年	645	660	672	692	707
	2号	人日/年	19,914	20,381	20,754	21,370	21,830
	合計	人日/年	20,559	21,041	21,426	22,062	22,537
		施設数(か所)	8	8	8	8	8
②-①			0	0	0	0	0

南部エリア			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の 見込み	1号	人日/年	705	722	735	757	773
	2号	人日/年	21,789	22,299	22,708	23,382	23,885
	合計	人日/年	22,494	23,021	23,443	24,139	24,658
②確保 方策	1号	人日/年	705	722	735	757	773
	2号	人日/年	21,789	22,299	22,708	23,382	23,885
	合計	人日/年	22,494	23,021	23,443	24,139	24,658
		施設数(か所)	9	9	9	9	9
②-①			0	0	0	0	0

【確保の内容】

認定こども園及び私立幼稚園による事業が想定され、必要量を確保できる見込みです。

③ 上記①②以外の一時預かり（幼稚園における在園児（1・2号認定）以外）【0～5歳】

【令和元年度現在の実施体制】（ ）内の数字は、公立施設数。

認可保育所	1か所(0)	東部:1か所(0)、中部:0か所(0)、南部:0か所(0)
認定こども園	11か所(0)	東部:4か所(0)、中部:2か所(0)、南部:5か所(0)
小規模保育事業等	6か所(0)	東部:2か所(0)、中部:2か所(0)、南部:2か所(0)
企業主導型保育事業	1か所(0)	東部:0か所(0)、中部:1か所(0)、南部:0か所(0)

【量の見込みと確保方策】 (注) 夜間養護等事業は確保方策を設定していません。

市全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
①量の見込み	人日/年	3,758	3,841	3,839	3,835	3,824	
②確保 方策	一時 預かり	人日/年	2,056	2,139	2,137	2,133	2,122
		施設数(か所)	19	19	19	19	19
	ファミサポ ^o	人日/年	1,702	1,702	1,702	1,702	1,702
	合計	(人日)	3,758	3,841	3,839	3,835	3,824
②-①		0	0	0	0	0	

東部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
①量の見込み	人日/年	1,383	1,413	1,412	1,411	1,407	
②確保 方策	一時 預かり	人日/年	757	787	786	785	781
		施設数(か所)	7	7	7	7	7
	ファミサポ ^o	人日/年	626	626	626	626	626
	合計	(人日)	1,383	1,413	1,412	1,411	1,407
②-①		0	0	0	0	0	

中部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
①量の見込み	人日/年	1,185	1,212	1,211	1,210	1,206	
②確保 方策	一時 預かり	人日/年	648	675	674	673	669
		施設数(か所)	5	5	5	5	5
	ファミサポ ^o	人日/年	537	537	537	537	537
	合計	(人日)	1,185	1,212	1,211	1,210	1,206
②-①		0	0	0	0	0	

南部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
①量の見込み	人日/年	1,190	1,216	1,216	1,214	1,211	
②確保 方策	一時 預かり	人日/年	651	677	677	675	672
		施設数(か所)	7	7	7	7	7
	ファミサポ ^o	人日/年	539	539	539	539	539
	合計	(人日)	1,190	1,216	1,216	1,214	1,211
②-①		0	0	0	0	0	

【確保の内容】

認定こども園や認可保育所、小規模保育事業等のほか企業主導型保育事業においても必要量を確保します。また、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）による確保も見込んでいます。

(6) 病児保育事業（病後児保育を含む）

病児について、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

【令和元年度現在の実施体制】（ ）内の数字は、公立施設数。

認定こども園	3か所(0)	東部:0か所(0)、中部:0か所(0)、南部:3か所(0)
--------	--------	-------------------------------

【量の見込みと確保方策(市全体)】

市全体		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日/年	2,821	2,885	2,910	2,951	2,979
②確保方策	人日/年	2,821	2,885	2,910	2,951	2,979
	施設数(か所)	3	4	5	5	5
②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

市全体では確保方策は充足できる見込みです。しかし、病児保育事業（病後児保育を含む）への保護者のニーズや、現在、実施施設が南部エリアに集中していること等を踏まえ、事業を利用する保護者の利便性向上に努めるとともに、各エリアにおいて事業実施施設を設けるべく、市全体のバランスを勘案しながら施設の増設を検討していきます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）【小学生】

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。なお、量の見込みと確保策については小学生のみが対象です。

【令和元年度現在の実施体制】

子育て世代包括支援センター	1か所
---------------	-----

① 低学年【小学校等の1～3年生】

【量の見込みと確保方策(市全体)】

市全体		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日/年	366	363	374	404	390
②確保方策	人日/年	366	363	374	404	390
②-①		0	0	0	0	0

② 高学年【小学校等の4～6年生】

【量の見込みと確保方策(市全体)】

市全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	人日/年	12	11	11	11	11
②確保方策	人日/年	12	11	11	11	11
②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

引き続き、必要な確保量を見込んでいます。今後も引き続き会員拡大に努めるなど、より多くの市民が利用できるよう努めます。

(8) 利用者支援事業（母子保健型）

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関するさまざまな悩み等に円滑に対応するため、子育て世代包括支援センターを中心に保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施するとともに、関係機関等と連携を図りながら、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策(市全体)】

市全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	施設数(か所)	1	1	1	1	1
②確保方策	施設数(か所)	1	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

今後も引き続き、子育て世代包括支援センターを中心に妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を実施していきます。



(9) 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」、「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策(市全体)】

市全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	妊娠届出数(人)	1,185	1,185	1,178	1,174	1,169
	延回数(人回/年)	13,481	13,481	13,402	13,356	13,299
②確保方策	人/年	1,185	1,185	1,178	1,174	1,169
	延回数(人回/年)	13,481	13,481	13,402	13,356	13,299
②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

引き続き、すべての妊婦を対象として必要な事業量を確保します。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みと確保方策(市全体)】

市全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	人/年	1,106	1,109	1,109	1,103	1,099
②確保方策	人/年	1,106	1,109	1,109	1,103	1,099
②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

引き続き、すべての乳児を対象として必要な事業量を確保します。

(11) - 1 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【量の見込みと確保方策(市全体)】

市全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	人/年	16	16	16	16	16
②確保方策	実施体制	相談員による訪問等により対応				

【確保の内容】

養育支援が必要なすべての家庭を相談員が訪問し、きめ細やかな指導や支援等に努めます。

(11) - 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会[※]等）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施する事業です。

児童を取り巻く家庭環境が多様化していることを踏まえ、市では保健師等の専門職を配置した子育て世代包括支援センターを中心に、地域のさまざまな関係機関と連携をとりながらワンストップで切れ目のない支援を行います。さらに、児童虐待対応の専門家も外部アドバイザーとして招聘し、構成員の専門性向上に努めます。また、守口市児童虐待防止地域協議会（要保護児童対策地域協議会）の構成員の一層の連携強化を図るため、研修等を開催するとともに、当該協議会が発行した児童虐待対応マニュアルを配布し、児童虐待発見時の対応方法や、要保護児童をモニタリングする際のポイント等を支援関係者や関係機関と共有し、構成員間の連携強化に努めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等または特定子ども・子育て支援を受けた場合において、保護者が支払うべき実費徴収に係る費用等の一部を助成する事業です。

令和2年度から子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園に在籍する児童の副食材料費に要する費用の補助を予定しています。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

守口市における子育て支援サービスの充実を図るため、教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業を実施できる多様な事業者の新規参入を支援するほか、民間施設等においても特別な支援が必要な子どもの受入れ体制を構築することで、引き続き、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ります。

4. 教育・保育の一体的な提供と推進に対する体制の確保

(1) 教育・保育の一体的な提供のための方策

認定こども園において、一体的な教育・保育を行うためには、保育教諭等の一人ひとりが教育・保育への理解を深める必要があります。守口市では、市が主体となって、保育教諭等への官民合同の研修の実施など、実践的な研修を受けられる体制を整えます。

また、民間園における新たな保育教諭等を確保するための支援として、近隣の保育士養成校を卒業した保育士資格取得者が市内の就学前施設等に就業できるよう、市と保育士養成校が連携し、就職希望者に対して就職先を紹介するなどの取組みに努めます。さらに、現在、市内の教育・保育施設で働いている保育教諭等についても就業継続・離転職防止に向け、国や大阪府による財政支援等も積極的に活用を図りながら、その支援に努めます。

(2) 認定こども園への移行促進及び移行に向けた必要な支援について

守口市では、待機児童の解消と質の高い教育・保育を確保するために認定こども園の普及に努めた結果、この間、市内にある多くの教育・保育施設が認定こども園に移行しました。今後も守口市では、引き続き、市内の教育・保育施設の認定こども園への移行を促進します。

また、認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所に対し、円滑な移行のために必要な支援に努めます。具体的には、幼稚園や保育所から認定こども園へ移行するにあたり、国や大阪府による財政支援が講じられる場合には、その積極的な活用を図るとともに、認定こども園への移行が円滑に進むよう認可等の申請書類作成にかかる相談、助言等の支援に努めます。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等にかかる基本的な考え方

さまざまな子育てニーズに対応するため、教育・保育施設等の利用にかかる施設型給付・地域型保育給付^{*}や多様な地域子ども・子育て支援事業を重層的に行うことにより、切れ目のない多様な子育て支援を実施します。その際には、利用者の置かれている環境に応じたサービスを受けることができるよう、各関係機関が連携し、支援を行うよう努めます。

(4) 教育・保育施設及び地域型保育事業の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的な考え方

地域型保育事業者が教育・保育施設と円滑に連携施設の設定が行えるよう、引き続き、市が必要な支援等を行います。

また、幼児期の教育・保育と小学校教育との連携については、市が作成した接続期カリキュラムを活用するなど、すべての就学前施設が市立小学校等と連携・交流を図ることができるよう支援します。同時に、認定こども園等に勤務する保育教諭等と小学校等に勤務する小学校教諭がお互いの教育や各施設で行われている取組みを理解するための交流や情報交換ができる場を設けるなど、認定こども園等での幼児教育・保育を終えた子どもたちが円滑に小学校等で環境に適応できるような取組みを進めます。

5. 子どものための施設等利用給付の円滑な実施の確保

(1) 子どものための施設等利用給付にかかる給付方法について

施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮するよう努めます。具体的には、保護者への施設等利用給付の実施にあたっては、年に数回に分けて実施することとし、特定子ども・子育て支援施設等に対しても当該施設の資金繰りに支障をきたすことのないよう給付の時期についても検討します。

(2) 大阪府との連携について

都道府県に対し、施設等の所在、運営状況、監督状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使の際には、大阪府と連携を図ります。

第8章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

本計画における関連事業は、児童福祉、母子保健分野のみならず、学校教育、社会教育、医療、障がい福祉、労働、産業振興、まちづくりなど多岐の分野にわたることを踏まえ、計画達成に向けて、関連分野と相互に連携・協力し、総合的に取組みを推進します。また、子どもの最善の利益を守るため、市の庁内関係各課と日常的に連携し、情報共有を図るとともに、国や大阪府などの行政機関をはじめ地域で活動する団体や市民、企業や地域の事業者、医療関係者など子どもと子育て家庭に関わるすべての人々が対等な立場で連携・協働する社会意識の醸成と仕組みづくりを進めます。

さらに、この計画に掲載している事業に限らず、新たな課題や事業にも積極的に取り組み、一日も早い子育て家庭にやさしいまちづくりの実現に努めます。

2. 計画等の広報・啓発

この計画に掲げる事業の推進にあたっては、守口市の子育て支援に関する基本的な考え方や方向性を関係者等が認識し、一丸となって取り組んでいく必要があります。その際には、社会における子育て環境の変化や課題、事業に取り組む必要性について、理解を得ることが重要です。また、利用者である市民に分かりやすく周知することは、現在子育て中の家庭はもとより、これから家庭を持つとする若い世代に対して守口市の魅力を発信することにつながり、子育て世代の定着と市の活性化に結びつくと考えられます。

本計画及び市が取り組む子ども・子育て支援施策について、SNSや広報誌、市ホームページ等の情報発信ツールの活用はもとより、子育て中の保護者が利用する公共施設等への資料の設置を含め、在宅子育て家庭にも必要な情報が届くよう、広く周知・啓発に努めます。

3. 計画の進捗管理

本計画は、毎年度、担当課の自己評価による事業の進捗管理を行い（内部評価）、その結果を守口市子ども・子育て会議に報告します。守口市子ども・子育て会議では、その報告結果をもとに、本計画における各種事業の進捗について評価を行うこととします（外部評価）。各事業等の進捗状況については、毎年度、広報誌や市ホームページ等で公表します。

また、守口市の子育て家庭の状況や、市内の教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の状況について、計画当初の「量の見込み」や「確保方策」に大きな乖離がみられる場合には、計画期間の中間年度である令和4年度に、守口市子ども・子育て会議の意見を聴いて中間見直しを行い、その結果を公表します。

資料編

1. 守口市子ども・子育て会議設置条例

平成25年10月7日
条例第31号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項に規定する合議制の機関として、守口市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、市長の諮問に基づき、次に掲げる事項を調査審議し、答申するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事項
- (2) 児童福祉に関する事項

(委員)

第3条 子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 教育関係団体の代表者
- (4) 医療関係団体の代表者
- (5) 事業主の代表者
- (6) 労働者の代表者
- (7) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者の代表者
- (8) 市民
- (9) 関係行政機関の代表者
- (10) その他市長が適当と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 子育て会議に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解職されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、最初に行われる会議は、市長が招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子育て会議は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(部会)

第7条 子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を子育て会議に報告する。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、児童福祉主管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 守口市子ども・子育て会議委員名簿

(令和2年1月7日現在)

適用区分	内訳	氏名	役職
第1号委員	学識経験者	久保田 健一郎 (会長)	大阪国際大学短期大学部 幼児保育学科 准教授
	学識経験者	木下 隆志	兵庫県立大学大学院 経営研究科 教授
第2号委員	福祉関係団体の代表者	森 滝子	守口市民生委員児童委員協議会 主任児童委員代表者
第3号委員	教育関係団体の代表者	廣部 孝徳 (副会長)	守口市立小学校校長会 代表者 (守口市立 さくら小学校 校長)
第4号委員	医療関係団体の代表者	房岡 徹	守口市医師会の代表者 (ふさおかこどもクリニック 院長)
第5号委員	事業主の代表者	森園 泰子	守口門真商工会議所の代表者 (守口赤ちゃんの店 代表者)
第6号委員	労働者の代表者	澤谷 欣範	連合守門地区協議会副議長 (関西電力労働組合 守口支部執行 委員長)
第7号委員	子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者の代表者	邨橋 雅廣	守口市私立認定こども園会会長 (たちばな福祉会 理事長)
	子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者の代表者	津嶋 恭太	学校法人立私立認定こども園協 会会長 (認定こども園 三郷幼稚園 園長)
	子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者の代表者	石丸 利恵	公立認定こども園の代表者 (にじいろ認定こども園 園長)
第8号委員	市民	中口 舞	公募の市民
	市民	坂東 京美	公募の市民
	市民	牧 増美	公募の市民
第9号委員	関係行政機関の代表者	松永 和徳	門真公共職業安定所次長
	関係行政機関の代表者	菅 玲子	大阪府中央子ども家庭センター 総務企画課 課長補佐
専門委員	その他市長が適当と認める者	上野 美由起	守口市PTA協議会会長
	その他市長が適当と認める者	上田 泰三	大阪府守口警察署生活安全課長

3. 計画策定の経緯

年	月日	内容
平成30年	12月10日～ 12月25日	「守口市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査」の実施
平成31年	2月14日	第25回守口市子ども・子育て会議 ・ニーズ調査の集計結果の報告（速報値）
令和元年	7月2日	第27回守口市子ども・子育て会議 ・専門委員の委嘱状交付 ・守口市子ども・子育て支援事業計画にかかる平成30年度の進捗状況の報告
	8月8日	第28回守口市子ども・子育て会議 ・計画書の構成案の検討 ・計画書案「第1章～第3章」の検討
	9月17日	第29回守口市子ども・子育て会議 ・計画書案「第7章」の検討
	11月8日	第30回守口市子ども・子育て会議 ・計画書案「第4章～第6章」の検討
	12月17日	第31回守口市子ども・子育て会議 ・計画書案「第1章～第8章」の検討
令和2年	1月7日～ 2月5日	「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画（案）」にかかるパブリックコメントの実施
	2月20日	第32回守口市子ども・子育て会議 ・第二期守口市子ども・子育て支援事業計画（案）にかかるパブリックコメントについての報告 ・第二期守口市子ども・子育て支援事業計画の概要版の作成について

4. 「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画（案）」にかかるパブリックコメントについて

(1) パブリックコメントの概要

① 募集期間

令和2年1月7日（火）から2月5日（水）まで

② 募集方法

広報もりぐち1月号及び守口市ホームページに実施概要を掲載し、市内公共施設に「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画（案）」、「募集要領」、「意見提出用紙」を設置するとともに、守口市ホームページからもダウンロード可能とし、回収ボックス投函、郵送、Eメール、FAXにより意見を受け付けました。

③ 募集結果

■ 提出方法及び提出件数

提出方法	提出件数
回収ボックス投函	32 件
郵送	0 件
Eメール	6 件
FAX	1 件
合 計	39 件

■ 意見の分類ごとの内容件数

意見の分類	内容件数
①提供区域について	2 件
②人口推移について	5 件
③確保方策について	7 件
④子育て支援について	2 件
⑤子どもの貧困対策について	4 件
⑥在宅子育て支援について	2 件
⑦子どもの遊び場所について	7 件
⑧都市環境について	4 件

意見の分類	内容件数
⑨待機児童の解消について	7 件
⑩利用調整について	7 件
⑪病児保育について	7 件
⑫質の確保について	7 件
⑬保育士確保について	4 件
⑭危機管理対策について	2 件
⑮給食について	3 件
⑯医療費助成について	4 件
⑰幼児教育・保育の無償化について	3 件
⑱児童クラブについて	31 件
⑲幼保小連携について	3 件
⑳小学校等について	13 件
㉑その他について	13 件
合 計	137 件

(2) 意見の概要

①提供区域について	
意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
・提供区域を増やすべきではないか。	・提供区域は、守口市の地理的条件や幹線道路など人口や施設等の分布状況を総合的に勘案して定めており、現在のところ、提供区域を増やすことは考えておりません。
・提供区域ごとに保育ニーズと確保数を考えてほしい。	・提供区域ごとに保育ニーズ・確保数を考えることを前提としつつも、市域の大きさや居住エリア以外の区域に通園されている市民もいらっしゃることも踏まえ、実際の利用状況等に応じた市全体での保育ニーズや確保状況についても考えていきます。

②人口推移について	
意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
・市内にマンション等が新しく建って、家族構成に幼児や小中学生がいる世帯が入居してくると保育ニーズ等が増加し新たな確保方策が必要となるとともに待機児童が生じる可能性がある。そういったことを踏まえて都市計画の策定や確保方策を設定する必要があるのではないか。	・国の指針等に基づき、現時点における人口動態等を加味したうえで本計画は策定しています。今後、市が策定する他の計画や人口動態等の推移を見据えたうえで、本計画における計画値との乖離が生じた場合には必要に応じて中間見直しなどを行う予定としています。
・子どものいる世帯数の推移をみるのも必要ではないか。	
・人口増減の要因を調べないと今後の人口推計を見誤るのではないか。	・国が算出した人口に基づいたコーホート変化率によって人口推計を算出しています。

③確保方策について	
意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
・確保量に企業主導型も含んでいるが、企業内の園児の増減に確保数が左右されるなど、確保量をコントロールできるのか。	・国の指針等において、企業主導型保育施設の地域枠については、市町村の利用支援の対象とした場合には、教育・保育の提供体制の確保の内容に含めて差し支えないとされていることを踏まえ、企業主導型保育施設の地域枠について確保量に含んでいます。提供区域についても、提供区域ごとに保育ニーズ・確保数を考えることを前提としつつも、市域の大きさや居住エリア以外の区域に通園されている市民もいらっしゃることも踏まえ、実際の利用状況等に応じた市全体での保育ニーズや確保状況についても考えていきます。
・1・2歳については企業主導型保育事業を加えた確保方策としているが、中部エリアでは確保方策が不足する見込みとなっている。早急な対策が必要と考える。	
・今後、2号認定の確保量の不足が見込まれるが、それを踏まえて確保方策を講ずるべきではないのか。	・本市の場合、多くの教育・保育施設が認定こども園に移行していることを踏まえ、1号認定の確保量も活用したなかで、2号認定についても確保を図っています。
・0歳児の入園実績をみれば、この間、増加傾向にあるが、市全体で最大350名程度と考えているのか。	・国の指針等に基づき、現時点における人口動態等を加味したうえで量の見込みは算出しています。今後、本計画における計画値との乖離が生じた場合に応じて中間見直しなどを行う予定としています。

<ul style="list-style-type: none"> ・支援の必要な子どもがわかきさ・わかき園を卒園した後、受入れ先となる認定こども園等の公的施設の数が減って困っている。特に4・5歳児の受入れ枠を広げてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネットとしての役割を公立認定こども園が果たしつつも、民間施設でも支援の必要な子どもを受け入れ、教育・保育を行っていることを踏まえ、市内のすべての教育・保育施設で受入れを行っていきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・0～5歳の子どもを受け入れる認定こども園・保育所等を増やしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の人口動態等や保育ニーズ等を見据えたなかで慎重に判断していく必要があると考えます。

④子育て支援について

意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が子育ての悩みをいつでも相談できる場所として、地域子育て支援拠点施設だけでなくコミュニティセンターに相談員などを配置するなど身近に設けてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て相談については、市役所内「子育て世代包括支援センター」をはじめ、市内7か所の地域子育て支援拠点で専任スタッフが配置され相談業務を担っております。また、令和2年度以降、さらに1か所増設を検討しているところであります。そのため、コミュニティセンターでの常時相談員を配置することは考えておりません。
<ul style="list-style-type: none"> ・今後、守口市に定住しようとしている人たちが安心して過ごせるような子育て支援施策をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの豊かな成長をともに支えはぐくむまち 守口」を基本理念に本計画を着実に進めることで、子育て家庭が安心して過ごせるまちづくりを進めています。

⑤子どもの貧困対策について

意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの貧困対策計画を策定してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に実施される予定である全国調査の動向も踏まえて検討してまいります。
<ul style="list-style-type: none"> ・市内子ども食堂に対し、支援的援助をしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援的援助を直ちに実施する考えはございません。
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の地域の関係機関のメンバーに子ども食堂の関係者についても加えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ネットワーク機能強化事業にかかる関係機関と適宜、連携を図っているところですが、関係機関向けの研修も毎年開催しており、今後も研修会等へ参加していただきたいと考えております。

⑥在宅子育て支援について

意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・すべての幼児・児童を支援しようとするなら、在宅で子育てをしている市民に対しても交付金といった形で支援すべきではないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、教育・保育施設等を利用していない在宅子育て家庭に対する支援についても、具体化に向けて検討していきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設及び地域型保育を利用する人には無償化のメリットはあるが、利用していない・できていない人へのメリットがないことを踏まえ、交付金等での対応が必要ではないか。 	

⑦子どもの遊び場所について	
意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・小さい子どもが遊べるようなところを作ってほしい。 ・子どもが楽しく元気にのびのび遊べる雰囲気がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、子育て家庭のさまざまなニーズ等を踏まえ、子育て世代包括支援センター「あえる」に併設している「もりランド」や市内にある公園など、子どもが遊ぶことができる環境の充実に努めていきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・在宅子育て家庭が地域で平日に子どもを遊ばせる施設（コミュニティセンター内に無料で遊ぶことのできる絵本やおもちゃが置いてある部屋を設置するなど）をもっと多く充実させるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンターはさまざまな用途の方の利用を前提にした施設となっています。在宅子育ての保護者や子どもが地域で遊べる場として、市役所内の子育て世代包括支援センターにある「もりランド」をはじめ、市内7か所に地域子育て支援拠点があり、令和2年度以降さらに1か所増設を検討しています。在宅の子育て世代の方には、子育て支援に特化した地域子育て支援拠点を利用いただければと考えております。
<ul style="list-style-type: none"> ・公園遊具の安全化や清掃が必要と考える。公園の整備についても人員を確保し、予算を投入して対応すべきではないか。公園清掃については、地域の人たちと連携・協力をしながら実施すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設長寿命化計画や公園施設点検結果及びバリアフリーのための事業計画に基づき、公園施設の安全性の確保やバリアフリー化に取り組みます。 また、ご意見のとおり、周辺地域の住民等の協力は不可欠と考えておりますことから、引き続き、緑・花グループ支援や清掃用具の頒布により、周辺地域との連携を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ・公園の環境整備をどう考えているのか。定期的な公園の清掃を実施するための予算や人員の確保、周辺地域の住民等との連携が必要と考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・花と緑の基本計画や公園整備方針、公園施設長寿命化計画に基づく施策展開を図ります。 また、ご意見のとおり、周辺地域の住民等の協力は不可欠と考えておりますことから、引き続き、緑・花グループ支援や清掃用具の頒布により、周辺地域との連携を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ・公園の砂場は犬の糞や煙草の吸殻が落ちており、安心して子どもが遊べるようにしてほしい。晴れていても水はけが悪いため水が溜まっている状況なので整地もしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マナー等の啓発を行うとともに維持管理水準の向上に努めます。 また、清掃等にご協力いただいている方が活動しやすいように清掃道具の配布等の支援を行います。
<ul style="list-style-type: none"> ・市内の地域によって子どもたちが遊べる公園に差がないよう整備していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・守口市公園整備方針において、地域の実情に応じた特色ある公園整備を目指しております。 子どもたちをはじめ幅広い世代が公園に親しんでいただけるよう適切な配置を目指します。

⑧都市環境について	
意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・市域のどの地域が遅れているのか、進まない要因は何なのかなど子育てバリアフリーの現状を踏まえ、通行量が多い地域を優先的に行うなどの対応が必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺や新設の公共施設周辺を優先的にバリアフリー化を進めており、道路の再整備等の際には可能な限りバリアフリー化に努めてまいります。
<ul style="list-style-type: none"> ・調査をみると公園や道路整備による生活環境の改善があがっている。歩道等のバリアフリー化について、人員を確保し、予算を投入して対応すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助金等を有効活用しつつ、ベビーカーや車椅子等の通行に配慮した道路環境の整備に努めてまいります。

<ul style="list-style-type: none"> 公共施設のバリアフリーの目標値はどのように考えているのか。現状を把握したうえで、年次計画を立てる必要があるのではないかな。 	<ul style="list-style-type: none"> 市役所庁舎につきましては、建設時の大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化しておりますが、修繕する際にその都度更新し整備を行っています。
<ul style="list-style-type: none"> 地域のつながりの希薄化が進むなか、核家族化が余儀なくされている状況からすると、住宅政策についても掲載するべきではないかな。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な住宅政策等については、市が策定する総合基本計画をはじめとする他の計画等に関するものと考えていますが、各計画が連携して各種施策を推進していくなかで、子育て家庭等のニーズに対応した支援の充実を検討していきます。

⑨待機児童の解消について

意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 平成 31 年 4 月の厚生労働省定義の待機児童はゼロとなったものの、未利用児童がいることを踏まえると、年齢別・地域別・要因別等の調査を行ったうえで解消に向けた取組みが求められるのではないかな。 	<ul style="list-style-type: none"> 国の指針等に基づき、現時点における人口動態を加味したうえで本計画は策定しています。この間、待機児童の解消に向けて、市では新規施設の開設やより細やかな利用調整などを実施してきました。今後も引き続き、市民等に寄り添った支援の充実を努め、待機児童や未利用児童の解消に向けて取り組んでいきます。 なお、今後については、市が策定する他の計画や人口動態等の推移を見据えたうえで、本計画における計画値との乖離が生じた場合には必要に応じて中間見直しを行うとともに、新たな施設の開設等についても市民の保育ニーズ等を見据えたなかで慎重に判断していく必要があると考えます。
<ul style="list-style-type: none"> 待機児童の定義がおかしい。保育所等に入っていない児童がいるエリアを調べ、待機児童解消に向けた具体的な施策を検討してほしい。 	
<ul style="list-style-type: none"> 未利用児童の解消に向けた具体的な施策をどのように考えているのか。 	
<ul style="list-style-type: none"> 市からの転出者についても待機児童が理由である。 	
<ul style="list-style-type: none"> 今後、人口が増えることを見越して、認定こども園や小学校の確保等に早急に取り組んでほしい。 	
<ul style="list-style-type: none"> 保育所が足りない。 保育所か保育所型認定こども園を増やしてほしい。 	

⑩利用調整について

意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> よりきめ細やかな利用調整とは具体的に何なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者のニーズと保育施設を結びつけるため、新年度入所選考において未利用となった家庭に施設を案内するなど行います。
<ul style="list-style-type: none"> 保育所の入園について、もともと在住している人の優先度を上げてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用調整における基準点が同点となった場合は、利用できていない期間を考慮しています。
<ul style="list-style-type: none"> 他市で勤務している保育士についても優先入所できるようにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育士確保は広域的な課題であることから、引き続き検討します。
<ul style="list-style-type: none"> 他市勤務の保育士についても加点をつけてほしい。 	
<ul style="list-style-type: none"> 小規模保育事業からの保育所・幼稚園の連携を増加してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模保育事業と保育所・幼稚園の連携について、市では現在、事業補助を実施するなど連携強化に取り組んでいます。今後も市民の安定的な保育利用のため、引き続き、小規模保育事業等と認定こども園等との連携強化に努めていきます。

⑪病児保育について	
意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> すべての特定教育・保育施設で病児保育を実施する必要はないのか。 病児保育についてすべての施設で実施できる体制をとるべきではないか。需要はどの提供区域でどの程度あるのか。提供区域ごとの配置はどのように考えているのか。 病児保育について少なくとも小学校区に1つは必要ではないか。 病児保育については地域の配置の偏りがあると考え。少なくとも提供区域に1つは必要ではないか。 病児保育について南部エリアに集中していて利用しにくい。全エリアに2～3か所の病児保育の設立を望む。 病児保育施設等が自宅から遠いので不便。また、指定病院での診察も手間なので、どこの小児科の診察でも可能などの仕組みを検討してほしい。また病児と病後児を兼ね備えている保育園や病院などの整備を進めてほしい。 病児保育についてもっと周知をしてほしい。病児保育を充実するために予算増額し医師会の支援や協力を得られるようにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業を利用する保護者の利便性向上に努めるとともに、市民のニーズを踏まえ、病児保育実施施設の充実に向け、市内の教育・保育施設及び医療機関に対して積極的に働きかけを行っていきます。 本事業の安全性を考慮しつつ、実施施設と検討します。施設の増設については、引き続き取り組みます。 実施施設と協力しつつ周知します。医師会との連携についても、検討します。

⑫質の確保について	
意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 保育教諭等が研修を受講する際の人員体制の支援が必要と考える。 保育士の配置基準について考え直してほしい。 質の高い保育を求めるのであれば、常勤の保育教諭を配置したうえで、配置基準の見直し（0歳児2：1、1歳児4：1、2歳児5：1、3歳児10：1、4・5歳児20：1）が必要と考える。 民間施設の保育士への支援施策について、さらなる充実が必要と考える。 市立施設の改善や予算増額等現場の条件がより良くなるようにしてほしい。 緊急避難的な利用定員以上の受け入れは一定やむを得ないとしても、質の確保の観点からいかなるものか。 認可外保育施設の認可化を推進して、保育の質を維持する施策も必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 市主催の研修参加については、保育人材育成研修参加支援事業として、補助を実施しています。 保育の質を確保するため法令等に沿って、適正に配置するべきと考えます。 現在、さまざまな保育士への支援施策を実施しているところです。今後も引き続き有効な支援施策について検討していきます。 必要な経費については、予算措置しています。 各施設において各種法令等に則った施設運営基準等を遵守したうえで運営しています。今後も引き続き、施設運営基準等を遵守するなど、保育の質の確保を図っていきます。 認可外保育施設の認可化については、今後の人口動態等の推移や市民の保育ニーズ等を見据えたなかで慎重に判断していく必要があると考えます。また、認可外保育施設については、市が定期的に監査を実施するなど保育の質についても確認しています。

⑬保育士確保について	
意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 2、3年で終わる任期付き職員ではなく、守口市の子育てを支える人材を育てられるようきちんと採用をしてほしい。 ・ 市の保育士職員も任期付き職員ではなく、正規の職員を採用し、民間施設のモデルになるべき。 ・ 保育教諭等の確保と定着は教育・保育の質に大きく関わる。セーフティネットの役割を果たす公立にも任期付きの採用だけでなく、経験を積み重ねていける採用が必要と考える。 ・ 保育士の確保が不十分、人材の育成と確保は最重要課題であり、定着も喫緊の課題である。労働条件の改善を図るため予算の増大が図られるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学前児童数の今後の推移や市立の児童福祉施設の在り方の検討も含め、職員の管理・配置については適正に行ってまいります。 ・ 保育士の処遇改善については、施設への給付費において着実に実施されており、労働環境の改善にかかる事業補助も実施しています。

⑭危機管理対策について	
意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 早急な密集市街地対策等を行うとともに、長期にわたる避難所の開設に必要な人員体制確保が必要ではないか。 ・ 被災時に子どもを保護者へ引き継ぐ体制は確立されているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、大日・八雲東町地区及び東部地区を対象として老朽木造賃貸住宅除却助成や主要生活道路の拡幅事業を進めており、密集市街地の解消に取り組んでいます。 ・ 平成30年に発生した大阪北部地震においては最長で1週間の避難所開設となりましたが、予め指名された職員が担当する避難所に向かい、避難所の開設をはじめとする対応にあたりとともに、避難者の体調管理のため、保健師を中心としたチームが避難所を巡回しました。令和元年度には、前年の災害対応の経験も踏まえ、災害種別毎に避難所従事職員を指名するなど、避難所対応について充実化を進めました。この充実化によって、避難所従事者としての訓練を受けた職員による交代要員が確保できました。さらに、災害の規模によっては、避難所運営委員会を設置し、地域における自主的な管理手法による避難所運営に努めることを守口市地域防災計画において定めています。これに備え、市では年に2回の自主防災訓練や、大阪880万人訓練に連動する避難所開設訓練を実施するなど、地域を巻き込んだ防災の取組みを進めています。 ・ 認定こども園教育・保育要領等に基づき、災害発生時の対応を保護者と共有するとともに、平時からの備えや体制づくりに取り組んでいるものと考えます。

⑮給食について	
意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園等の給食の副食費について無償としてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度から、副食費相当額について、市独自に1人当たり月額4,500円を上限に補助を実施する予定です。

⑩医療費助成について	
意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 子ども医療費助成の完全無償化を国に要請するとともに市で独自実施をしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 国・府による子ども医療助成制度の創設・拡充等については、今までもあらゆる機会を通じ、要望しているところです。一部自己負担を市独自で撤廃する考えは今のところございませんが、国・府の制度改正がある際には、併せて検討してまいります。
<ul style="list-style-type: none"> 子ども医療費助成を18歳まで拡充してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども医療費の助成は、すべての子育て世帯の経済的な負担の軽減につながることから、府の助成制度を基本に、それぞれの市町村が独自の子育て支援施策として助成対象年齢の拡充に取り組んでおり、本市においても中学校卒業までの子どもを対象とし、積極的に子どもの健全な育ちをサポートしてきたところです。18歳までを対象とする制度の拡充については、実施にあたり多くの財源を要しますことから今後慎重に判断していく必要がありますが、本市の子育て支援施策のさらなる充実と「子育てにやさしいまち守口」の実現に寄与しますことから、財源の確保を含め、その実現に向け努力してまいります。
<ul style="list-style-type: none"> 子どもに対するインフルエンザの助成を実施してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、予防接種法に定めるインフルエンザ予防接種につきましては、65歳以上（60歳から64歳の障がい者の一部を含む）の方を対象に、自己負担の一部を助成しています。任意のインフルエンザ予防接種につきましては、個人の感染予防と蔓延防止の観点から自らの意思と責任により受けていただきたいと考えています。

⑪幼児教育・保育の無償化について	
意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 企業主導型保育事業についても無償化の対象としてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在のところ、認可外保育施設について市独自で無償化を実施する予定はありませんが、3歳から5歳で一定の条件を満たす場合は、国が実施する無償化の対象となっています。

⑫児童クラブについて	
意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 民営化によって費用が変わらず、時間延長されたことはありがたい。 保育時間の延長についてはありがたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年に策定したサービス拡充プランに基づき、民間活力の導入により市民に負担を強いることなく開設時間延長を実施したなかで、そのことを評価いただきありがとうございます。今後とも放課後児童クラブ事業へのご理解をよろしくお願いいたします。
<ul style="list-style-type: none"> 質を下げることなく子どもたちにとって安心できる場所にしてほしい。 子どもたちの安全のため、指導員の先生を残すなど質を下げることなく、子どもたちにとって安心できる場所にしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> もりぐち児童クラブ入会児童室が各法令等に基づき、適正に実施されるべきことは市としても認識しています。今後も、仕様書等に基づき、適正な保育が実施されていきますよう確認・指導してまいります。

<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育の質の向上をお願いしたい（子どもが安心して過ごしやすい環境にしてほしい）。 ・担任が変わるなどしている。市として責任を持って指導するなど、学童の質の維持・向上を図ってほしい。 ・民間委託によって学童保育の質が低下していると感じる。民間委託以前のように保護者が安心して子どもを預けることができる環境に戻してほしい。 ・子どもが安心して通える学童であってほしい。 ・放課後児童クラブの先生を継続させてほしい。 ・民間委託先では問題が起こっても説明もなく、問い合わせてもしっかりした対応がない状況である。委託を停止して市で運営するか、委託業者が業務の改善をするか対策してもらいたい。 ・学童保育においては公設公営が一番望ましい。 ・放課後児童クラブを公設公営に戻してほしい。 ・公設公営に戻して、指導員の先生も変えずにいてほしい。 ・子どもを安心して預けられる状況になるため公設公営に戻してほしい。 ・放課後児童クラブの民営化は成功なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市として公設公営で実施する考えはございません。 ・委託期間は5年であり、総括する段階ではないと考えていますが、当初のサービス拡充プランに掲げました、利用者のニーズの高い開設時間延長を市民に負担を強いることなく実施できた点は成功であると考えています。
--	--

⑱ 幼保小連携について

意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・小学校区にある地域の施設から、地域の学校へ行ける体制をとることが連携を考えるうえで重要ではないか。 ・小学校区にある特定教育・保育施設から校区の小学校に進学するような体制をとるべきでないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育が実施できるよう接続期カリキュラム等により取り組めます。

⑳ 小学校等について

意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・1学級35人、もしくは30人とするべき。1クラス複数の教師の配置を検討するべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級編制については、国が教職員定数の配置基準とその財政負担を法律に基づいて行うものであることから、引き続き国に対して要望していきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・中学校の給食は全員が同じものを食べられるようにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校給食については、今後とも、選択制とし、加えて、実施方法については、温かいものは再加熱して提供するなど、栄養価を満たしたデリバリー方式による提供を継続していきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・相談や指導にかかる人員体制については、学生ボランティアでは十分とは思えません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育専門相談員は7名、スクールカウンセラーは基本的に各中学校区に1名、適応指導教室指導員は5名、適応指導教室相談員は1名を配置し、曜日ごとに交代で勤務しています。学生ボランティアである学生フレンドによる不登校の子どもに対する支援は、話し相手や相談相手となり学校復帰に向け、総合的に支援を行っております。

<p>・小中一貫教育が良いのかどうかを検証すべきではないか。</p>	<p>・小中一貫教育については、9年間を見据えた「めざす子ども像」を掲げ、義務教育修了時点の「15歳の学力・進路」に責任を持つとの理念のもと、取り組みの推進を図っているところです。これまでに、系統性のあるカリキュラム作成等による中学校3年生段階の学力の向上や、中1ギャップの解消等の成果は認められていますが、今後も取り組みの検証・見直しを継続的に行いつつ、取り組みの改善に努めます。</p>
<p>・先生の労働負担の観点から、処遇改善や労働条件の改善に向けた取り組みが必要ではないか。</p>	<p>・学校の働き方改革全体計画に基づき、教職員の意識改革や業務改善の取り組みを進めております。研修につきましても、研修回数及び研修内容は精査を行いながら、より質の高い研修を実施できるよう努めてまいります。</p>
<p>・就学援助の入学準備金については入学前に支給をしてほしい。</p>	<p>・就学援助にかかる新入学学用品費の支給時期については、令和2年度から入学前に変更する予定です。そのため、移行措置として令和2年度については、従前の新入学学用品費を小・中学校等1年生の対象家庭に対して7月に支給するとともに、入学前支給分を就学前・小学校等6年生の対象家庭に対して3月に支給する予定です。</p>

<p>㊴その他について</p>	
<p>意見の内容ごとの要旨</p>	<p>守口市の考え方</p>
<p>・市は認定こども園を推進していますが、認定こども園が良いという検証はしたのか。</p>	<p>・国においても3～5歳児が幼児教育を等しく受けることができる認定こども園を推進しており、本市においても、保護者の就労状況にかかわらず3～5歳の子どもが就学前教育・保育を一体で受けられること、保護者の就労状況の変化があっても継続して施設を利用できること、子育て支援の場として園に通っていない子どもやその家族も子育て相談や親子交流ができる認定こども園を推進しています。</p>
<p>・取り組むべき課題に向けて具体的にどのように進めていくのか。</p>	<p>・児童福祉分野だけに限らず、あらゆる分野と相互に連携・協力し全庁一丸となって総合的に本計画に基づく取り組みを進めていきます。また、常に社会の動向等も確認し、新たな課題や事業にも積極的に取り組み、子育て家庭にとって住みやすいまちづくりを進めています。</p>
<p>・食育についての具体的な取り組みはどのようなことを考えているのか。</p>	<p>・食に関する指導については、各校において、全体計画及び年間指導計画に基づき取り組みを進めているところです。 例えば、国語科の「おおきなかぶ」の単元において栄養教諭等が実際のかぶを用いて栄養素等についての指導を行ったり、家庭科の調理実習の時間に算数の百分率の学習内容を関連させるなどの教科横断的な取り組み、また、栄養教諭等による家庭・地域を対象とした懇談会における講話等の取り組みを実施しているところです。 今後も、これまでの取り組みを継続的に行いつつ、取り組みの一層の推進を図ります。</p>
<p>・幼い子どもが自身の生命や人権を守るための教育を取り入れてほしい。</p>	<p>・発達段階に応じた人権教育に取り組みます。</p>

<p>・巡回訪問だけで十分なのか。</p>	<p>・巡回は、年中・年長の2回観察しており、巡回時に保育士や教諭等に日常の様子聞き取り調査を行いながら、支援しています。巡回後は、個々の発達のケースに応じて心理士や言語聴覚士等の専門職による個別発達相談を行い、支援しています。</p>
<p>・休日保育については今後、どのように考えているのか。</p>	<p>・現在は実施できておりませんが、保育ニーズを踏まえ、実施に向けて検討します。</p>
<p>・子どもにやさしい「子どもファースト」の守口市になってほしい。</p>	<p>・児童福祉分野だけに限らず、あらゆる分野と相互に連携・協力し全庁一丸となって総合的に本計画に基づく取組みを進めていきます。また、常に社会の動向等も確認し、新たな課題や事業にも積極的に取り組み、子育て家庭にとって住みやすいまちづくりを進めていきます。</p>
<p>・学校だけでなく、保育所等でも幼少期からの男女共同参画に向けた具体的施策を実施すべき。</p>	<p>・発達段階に応じた人権教育に取り組みます。</p>
<p>・巡回相談でいいのか。地域ごとに日常的に配慮の必要な乳幼児に対応するための配置が必要ではないか。</p>	<p>・私立施設の加配保育士等については、人件費補助により配置の支援をしています。</p>
<p>・障がいの有無については、早期の発見が必要と考える。どう健診と結びつけるのか。</p>	<p>・守口保健所、保健センターなどと連携を持ち定期健康診断等を通して、早期発見に努め療育支援につなげています。</p>
<p>・ファミリーサポートの利用者が増加傾向にあると思うが、無償化の対象にならないのか。</p>	<p>・ファミリーサポート事業の必要性は認識し、無償化については国の制度の基づき実施しております。</p>
<p>・遊びを通して友達と交流してお互いを尊重し合い育っていくという観点が抜けているのではないか。</p>	<p>・認定こども園教育・保育要領等に基づき、子どもの身近な環境を通じた遊びに取り組んでいるものと考えます。</p>

5. ニーズ調査の結果

(1) ニーズ調査の結果について

① 掲載データについて

今回の調査項目のうち、主な調査結果のみを掲載している。

② 結果の見方

- ・ 回答は、各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示してある。小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%にならない場合がある。
- ・ 複数回答を求めた質問では、回答比率の合計が100.0%を上回る。なお、グラフに次のような表示がある場合、複数回答を依頼した質問である。
MA%（Multiple Answer）＝回答選択肢の中からあてはまるものをすべて選択する場合
3LA%（3 Limited Answer）＝回答選択肢の中からあてはまるものを3つまで選択する場合
- ・ 回答者数（n）が少ない場合は、比率の数字に偏りが生じやすく、厳密な比較をすることは難しいので、おおよその回答の傾向をみることになる。
- ・ グラフにおいて、コンピュータの入力の都合上、回答選択肢の見出しを簡略化している場合がある。
- ・ 割合の表記における「弱」や「強」などは、5割弱（47.0～48.9%）、約5割（49.0～51.0%）、5割強（51.1～53.0%）、5割台半ば（53.1～56.9%）としている。

(2) 回答者の属性

① 回答者

【就学前調査】

調査数	557	100.0%
お母さん	519	93.2%
お父さん	36	6.5%
その他	1	0.2%
無回答	1	0.2%

【就学後調査】

調査数	565	100.0%
お母さん	511	90.4%
お父さん	49	8.7%
その他	3	0.5%
無回答	2	0.4%

②居住エリア

【就学前調査】

調査数	557	100.0%
東部	226	40.6%
中部	159	28.5%
南部	164	29.4%
太子橋小学校	1	0.2%
無回答	7	1.3%

【就学後調査】

調査数	565	100.0%
東部	243	43.0%
中部	162	28.7%
南部	158	28.0%
太子橋小学校	-	-
無回答	2	0.4%

③子どもの年齢

【就学前調査】

調査数	557	100.0%
0歳(平成30年度生まれ)	44	7.9%
0歳(平成29年度生まれ)	57	10.2%
1歳	96	17.2%
2歳	90	16.2%
3歳	87	15.6%
4歳	84	15.1%
5歳	93	16.7%
無回答	6	1.1%

【就学後調査】

調査数	565	100.0%
1年生(6歳)	105	18.6%
2年生(7歳)	98	17.3%
3年生(8歳)	90	15.9%
4年生(9歳)	72	12.7%
5年生(10歳)	93	16.5%
6年生(11歳)	95	16.8%
無回答	12	2.1%

※平成30年4月時点(「平成30年度生まれ」を除く)

④子どもの同居状況(複数回答あり)

【就学前調査】

調査数(MA%)	557	100.0%
お父さんとお母さんと一緒に住んでいる	530	95.2%
お父さんと一緒に住んでいる(父子家庭)	1	0.2%
お母さんと一緒に住んでいる(母子家庭)	26	4.7%
おじいさんと一緒に住んでいる	26	4.7%
おばあさんと一緒に住んでいる	41	7.4%
おじいさんが近所に住んでいる	157	28.2%
おばあさんが近所に住んでいる	197	35.4%
その他	3	0.5%
無回答	-	-

【就学後調査】

調査数(MA%)	565	100.0%
お父さんとお母さんと一緒に住んでいる	505	89.4%
お父さんと一緒に住んでいる(父子家庭)	7	1.2%
お母さんと一緒に住んでいる(母子家庭)	53	9.4%
おじいさんと一緒に住んでいる	41	7.3%
おばあさんと一緒に住んでいる	63	11.2%
おじいさんが近所に住んでいる	149	26.4%
おばあさんが近所に住んでいる	190	33.6%
その他	8	1.4%
無回答	-	-

(3) 保護者の就労状況

① 母親の就労状況

【就学前調査】

調査数	556	100.0%
フルタイムで就労	134	24.1%
フルタイムで就労 (産休・育休・介護休業中)	57	10.3%
パート・アルバイトなどで就労	154	27.7%
パート・アルバイトなどで就労 (産休・育休・介護休業中)	28	5.0%
以前は働いていたが、 今は就労していない	164	29.5%
これまで就労したことがない	17	3.1%
無回答	2	0.4%

【就学後調査】

調査数	558	100.0%
フルタイムで就労	173	31.0%
フルタイムで就労 (産休・育休・介護休業中)	3	0.5%
パート・アルバイトなどで就労	237	42.5%
パート・アルバイトなどで就労 (産休・育休・介護休業中)	9	1.6%
以前は働いていたが、 今は就労していない	105	18.8%
これまで就労したことがない	26	4.7%
無回答	5	0.9%

② 母親の就労希望

【就学前調査】

調査数	182	100.0%
フルタイムへの転換希望が あり、実現できる見込みがある	11	6.0%
フルタイムへの転換希望はある が、実現できる見込みはない	40	22.0%
パート・アルバイトなどで 働き続けることを希望	95	52.2%
パート・アルバイトなどをやめて 子育てや家事に専念したい	6	3.3%
無回答	30	16.5%

【就学後調査】

調査数	246	100.0%
フルタイムへの転換希望が あり、実現できる見込みがある	21	8.5%
フルタイムへの転換希望はある が、実現できる見込みはない	56	22.8%
パート・アルバイトなどで 働き続けることを希望	143	58.1%
パート・アルバイトなどをやめて 子育てや家事に専念したい	5	2.0%
無回答	21	8.5%

③ 父親の就労状況

【就学前調査】

調査数	531	100.0%
フルタイムで就労	524	98.7%
フルタイムで就労 (産休・育休・介護休業中)	1	0.2%
パート・アルバイトなどで就労	3	0.6%
パート・アルバイトなどで就労 (産休・育休・介護休業中)	1	0.2%
以前は働いていたが、 今は就労していない	1	0.2%
これまで就労したことがない	-	-
無回答	1	0.2%

【就学後調査】

調査数	512	100.0%
フルタイムで就労	498	97.3%
フルタイムで就労 (産休・育休・介護休業中)	1	0.2%
パート・アルバイトなどで就労	2	0.4%
パート・アルバイトなどで就労 (産休・育休・介護休業中)	-	-
以前は働いていたが、 今は就労していない	5	1.0%
これまで就労したことがない	-	-
無回答	6	1.2%

④ 母親の就労意向

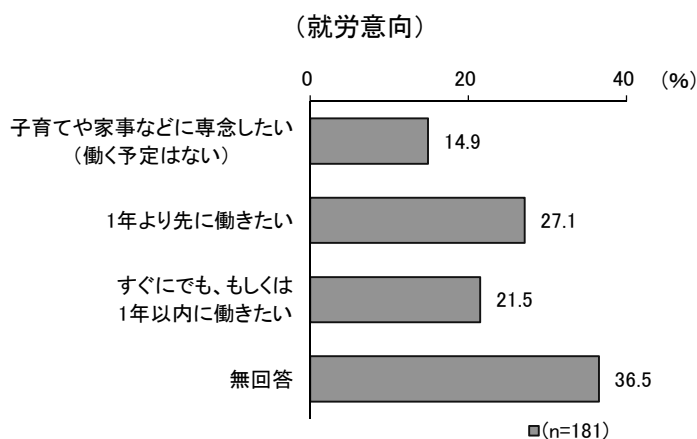
現在就労していない母親の今後の就労希望をみると、『働きたい』（「1年より先に働きたい」＋「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」）の割合が、就学前調査で5割弱、就学後調査で4割強となっています。そのうち「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」の割合は、就学前調査で2割強、就学後調査で2割台半ばとなっています。

「1年より先に働きたい」と回答した保護者に、一番下の子どもが何歳頃に働きたいかたずねたところ、就学前調査では「6歳以上」が3割台半ば、「3歳」が3割弱となっています。就学後調査では「10歳以上」が3割台半ばとなっています。

1年以内に就労したい人の希望する就労形態については、就学前、就学後調査とも「パート・アルバイトなど」が回答の多くを占めています。

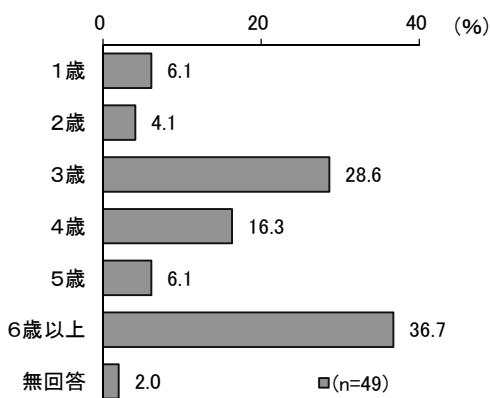
【就学前調査】

※母親が就労していない人のみ回答



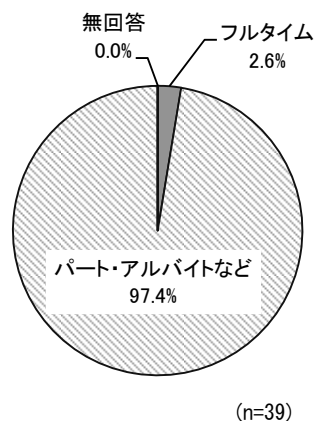
(一番下の子どもが何歳頃に働きたいか)

※1年以上先に就労したい人のみ



(希望する就労形態)

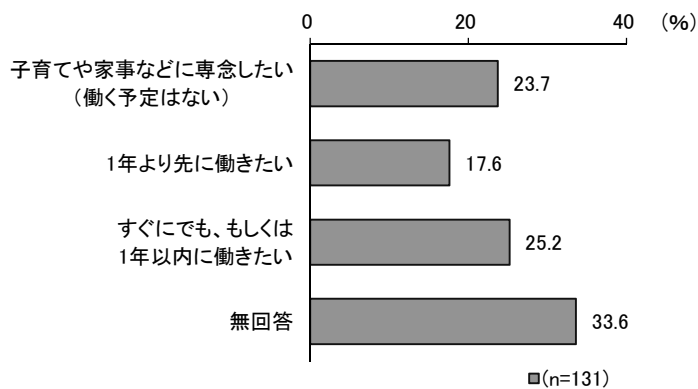
※1年以内に就労したい人のみ



【就学後調査】

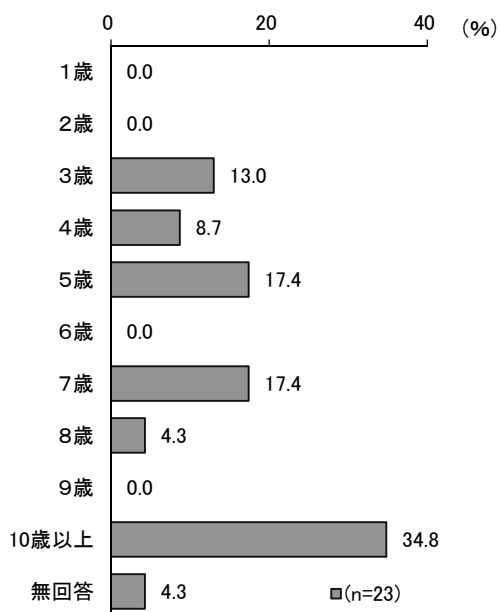
※母親が就労していない人のみ回答

(就労意向)



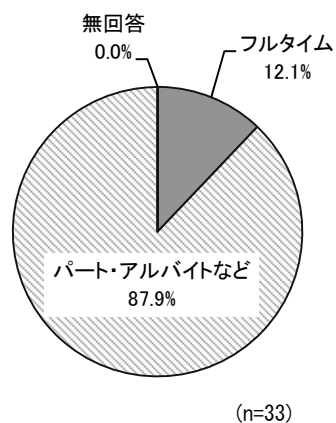
(一番下の子どもが何歳頃に働きたいか)

※1年以上先に就労したい人のみ



(希望する就労形態)

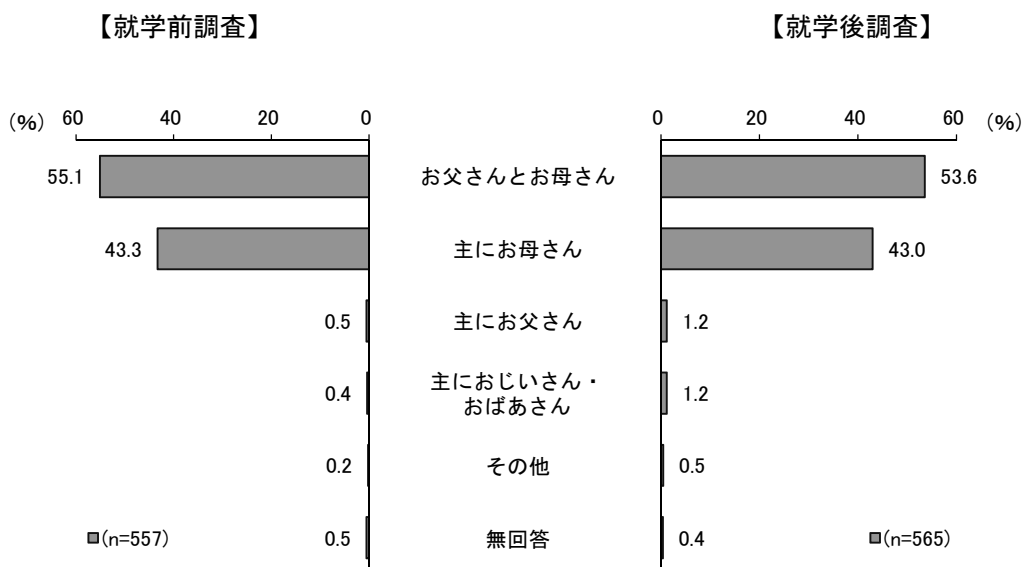
※1年以内に就労したい人のみ



(4) 子育ての状況

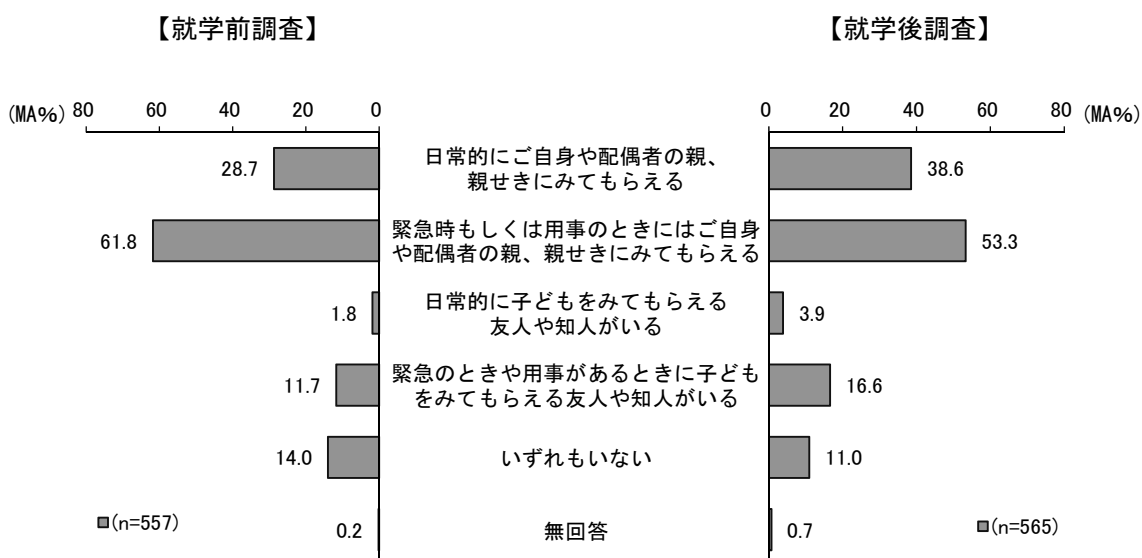
① 主に子育てを行っている人

就学前、就学後調査とも、保護者の5割台半ばが「お父さんとお母さん」と回答しており、次いで「主にお母さん」との回答が4割台で続いています。



② 子どもをみてもらえる親族や友人・知人の有無

就学前、就学後調査とも「緊急時もしくは用事のあるときにはご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」の割合が最も高く、就学前調査で6割強、就学後調査で5割台半ばとなっています。一方、「いずれもない」の割合は、就学前、就学後調査とも1割台となっています。



③ 子育てに関する相談相手・場所の有無、相談先

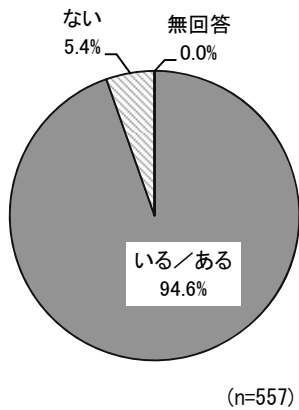
相談相手・場所の有無をみると、就学前、就学後調査とも、保護者の9割以上が「いる／ある」と回答しています。

相談先については、就学前、就学後調査とも、「配偶者」、「ご自身や配偶者の親、親せき、(同居している) 家族」、「友人や知人」の割合が高く、次いで就学前調査では「認定こども園・幼稚園・保育所などの先生」、就学後調査では「小学校の先生」の割合が高くなっています。

上位3項目の割合を、就学前、就学後調査で比べると、「配偶者」、「ご自身や配偶者の親、親せき、(同居している) 家族」は就学前調査の割合が高く、「友人や知人」は就学後調査の割合が高くなっています。

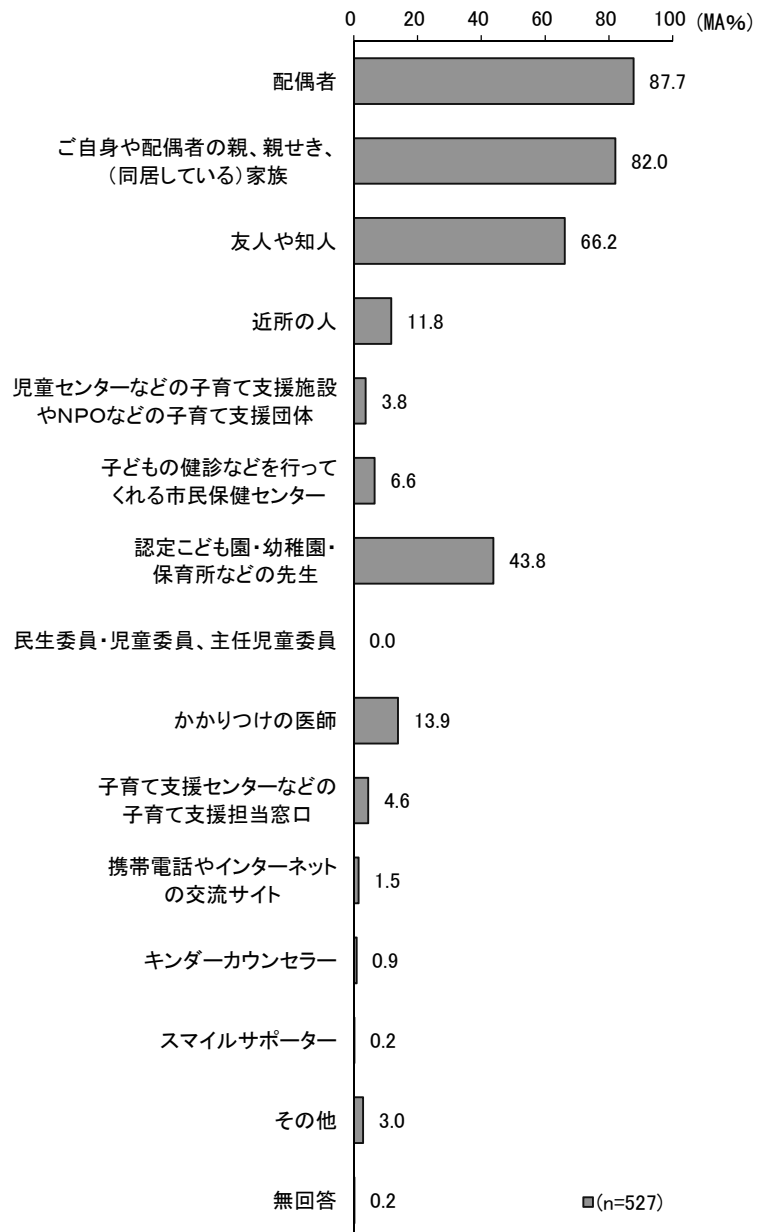
【就学前調査】

(相談できる人・場所の有無)



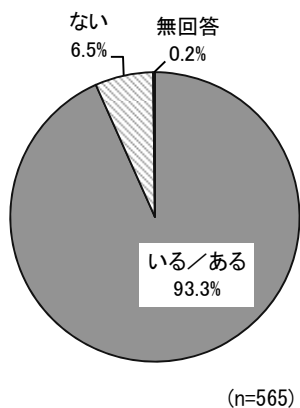
(相談先)

※相談先が「いる／ある」人のみ回答



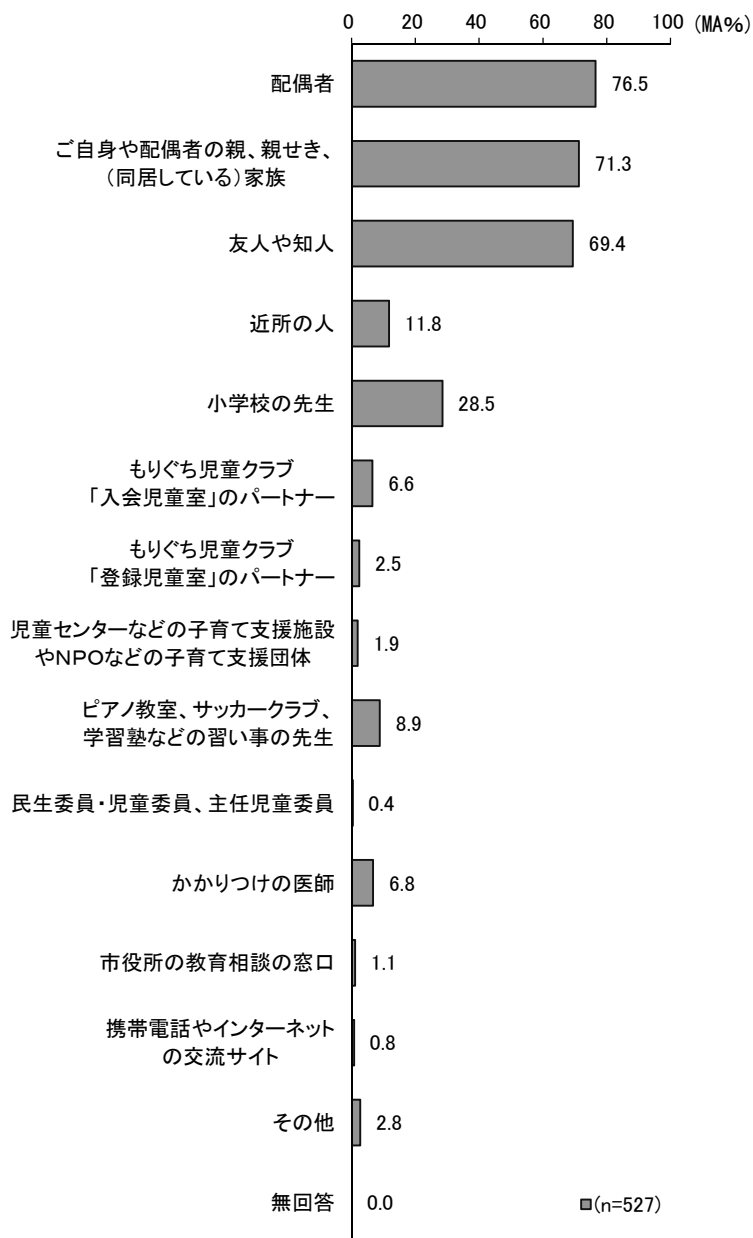
【就学後調査】

(相談できる人・場所の有無)



(相談先)

※相談先が「いる／ある」人のみ回答



(5) 定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望

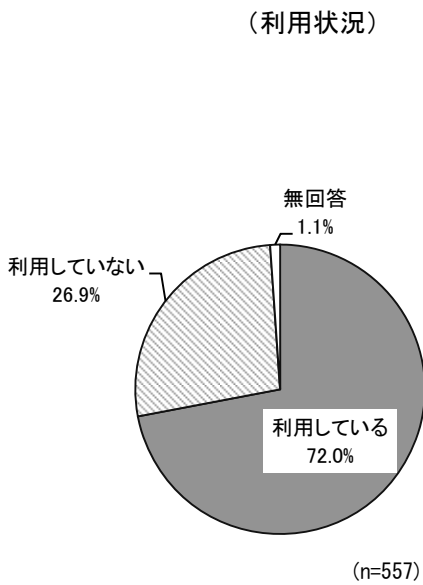
① 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業の利用状況を見ると、保護者の7割強が「利用している」と回答しています。

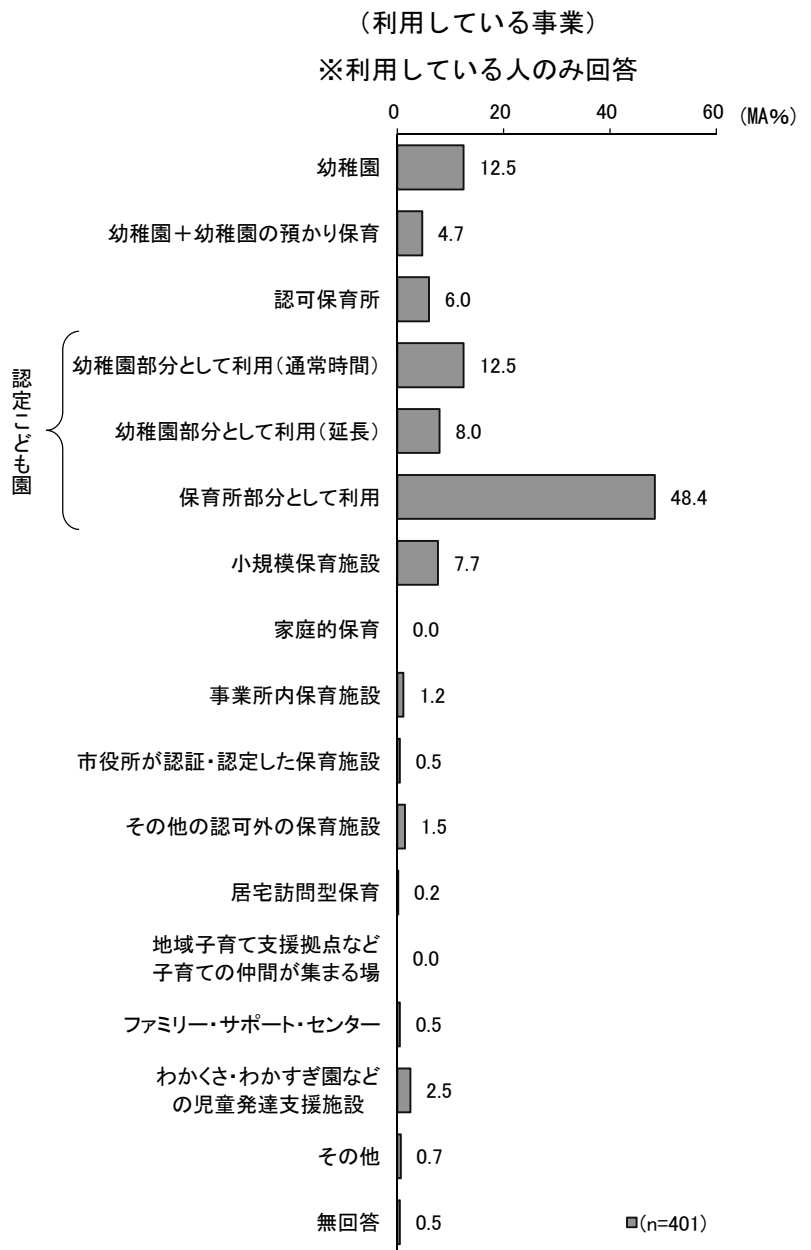
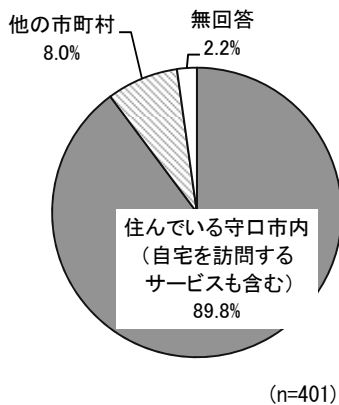
利用している事業の内容については、「認定こども園／保育所部分として利用」が5割弱、「幼稚園」と「認定こども園／幼稚園部分として利用（通常時間）」がそれぞれ1割強となっています。

事業の利用場所については、保護者の約9割が「住んでいる守口市内（自宅を訪問するサービスも含む）」と回答しています。

【就学前調査】



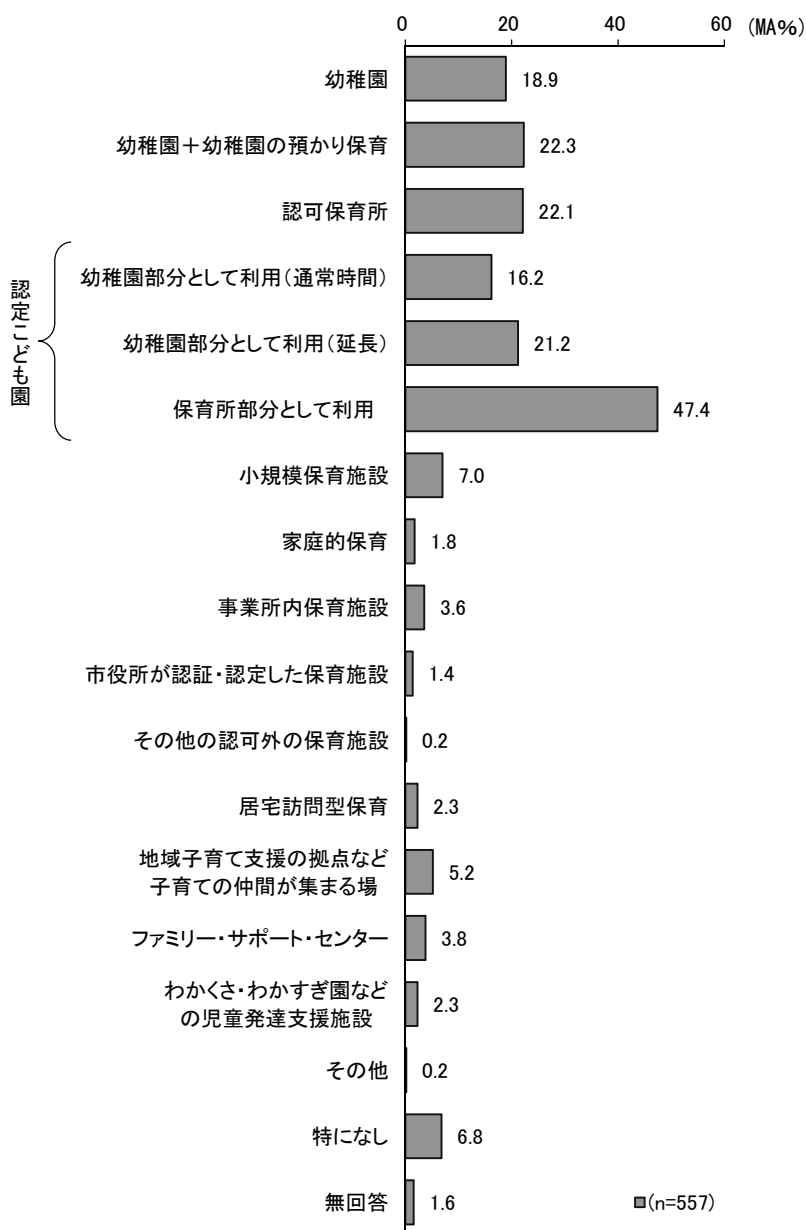
(事業の利用場所)
※利用している人のみ



② 平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、「認定こども園／保育所部分として利用」が5割弱で最も高くなっています。また、「幼稚園」「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」「認可保育所」「認定こども園／幼稚園部分として利用（通常時間）」「認定こども園／幼稚園部分として利用（延長）」がそれぞれ1割台半ばから2割強となっています。

【就学前調査】



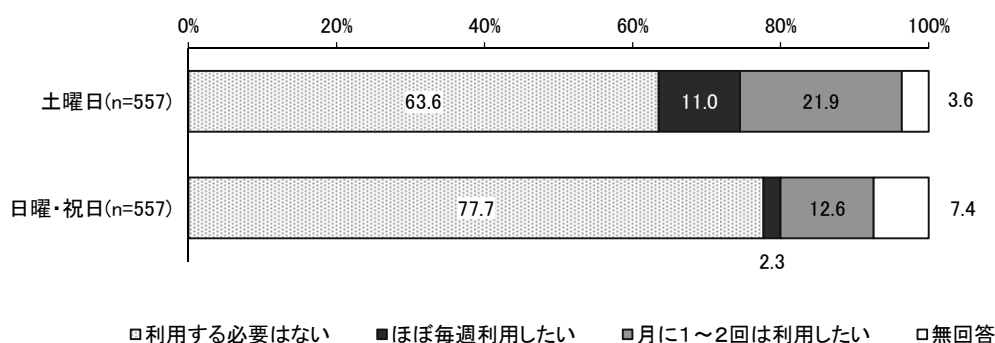
③ 土曜日、日曜・祝日、長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望

定期的な教育・保育事業の土曜日、日曜・祝日の利用希望をみると、『利用したい』（「ほぼ毎週利用したい」＋「月に1～2回は利用したい」）の割合は、土曜日が3割強であるのに対し、日曜・祝日は1割台半ばにとどまっています。

長期休暇中の利用希望については、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が2割弱となっており、「休みの期間中、週に数日利用したい」の3割強を加えた『利用したい』が約5割となっています。

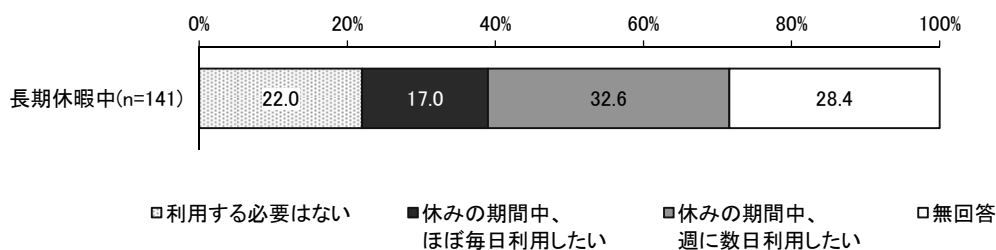
【就学前調査】

（土曜日、日曜・祝日の利用希望）



（長期休暇中の利用希望）

※幼稚園を利用している人のみ回答



(6) もりぐち児童クラブ入会児童室について

① もりぐち児童クラブ入会児童室の利用状況と利用希望

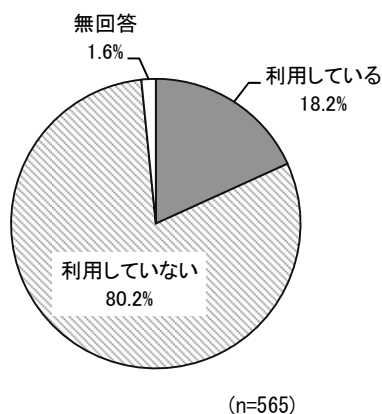
利用状況を見ると、保護者の2割弱が「利用している」と回答しています。

利用している理由については、「保護者が働いている」の割合が9割以上を占めています。

土曜日、日曜・祝日の利用希望についてみると、『利用したい』（「ほぼ毎週利用したい」＋「月に1～2回は利用したい」）の割合は、土曜日が3割強、日曜・祝日が1割台半ばとなっています。

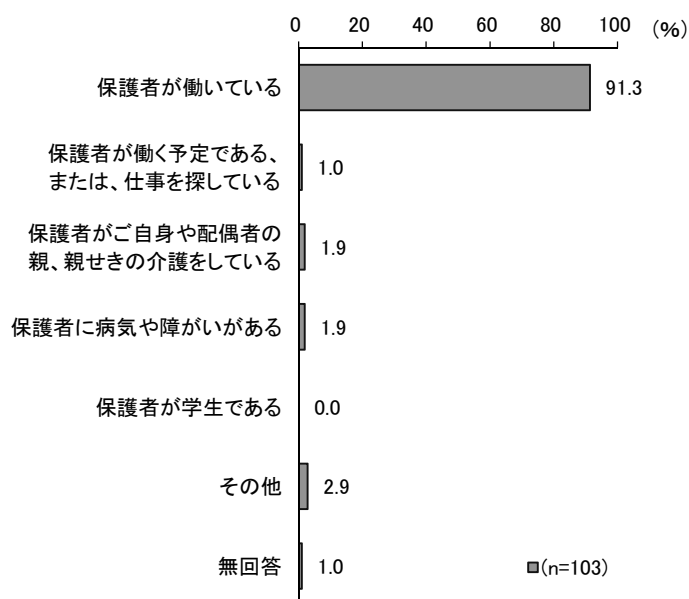
【就学後調査】

(利用状況)



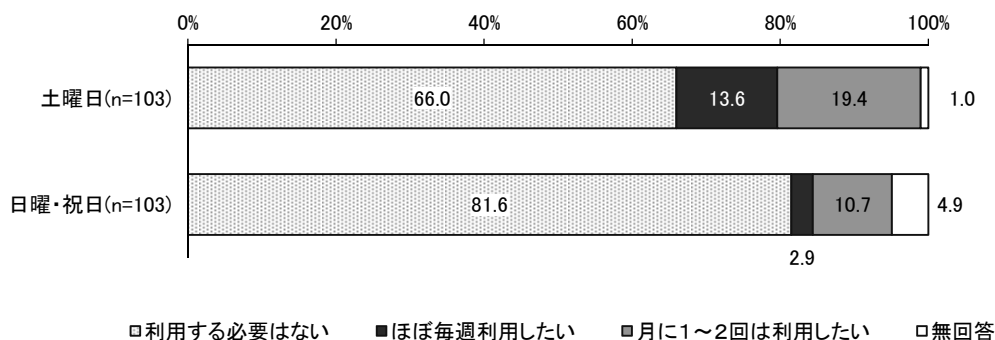
(利用している理由)

※利用している人のみ回答



(土曜日、日曜・祝日の利用希望)

※利用している人のみ回答



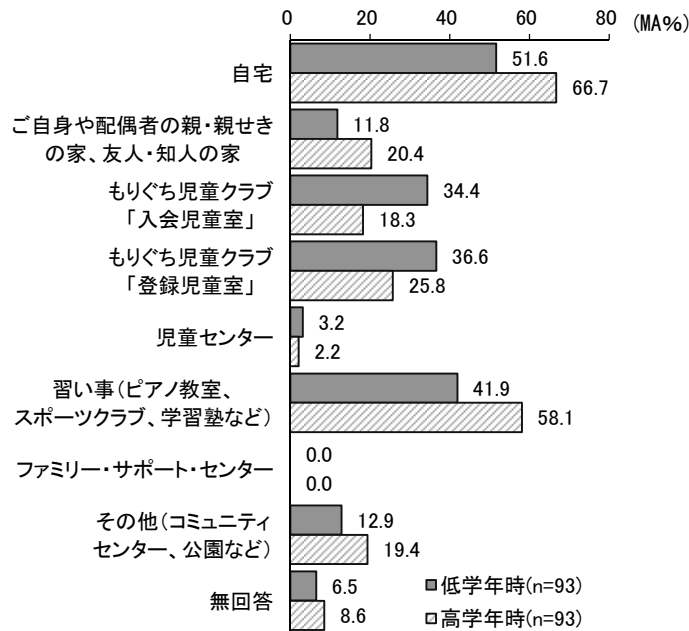
② もりぐち児童クラブ入会児童室の利用希望

就学後の放課後の過ごし方として「もりぐち児童クラブ『入会児童室』」を選択した就学前保護者の割合は、低学年時に3割台半ば、高学年時に2割弱となっています。

就学後にもりぐち児童クラブ「入会児童室」を利用したい人の土曜日、日曜・祝日、長期休暇中の利用希望をみると、土曜日は『利用したい』（「低学年（1～3年生）の間は利用したい」＋「高学年（4～6年生）になっても利用したい」）と「利用する必要はない」がともに4割以上で同程度の割合となっています。日曜・祝日については、「利用する必要はない」が7割弱と高く、『利用したい』は1割強にとどまっています。一方、長期休暇中については、『利用したい』が8割弱と高くなっています。

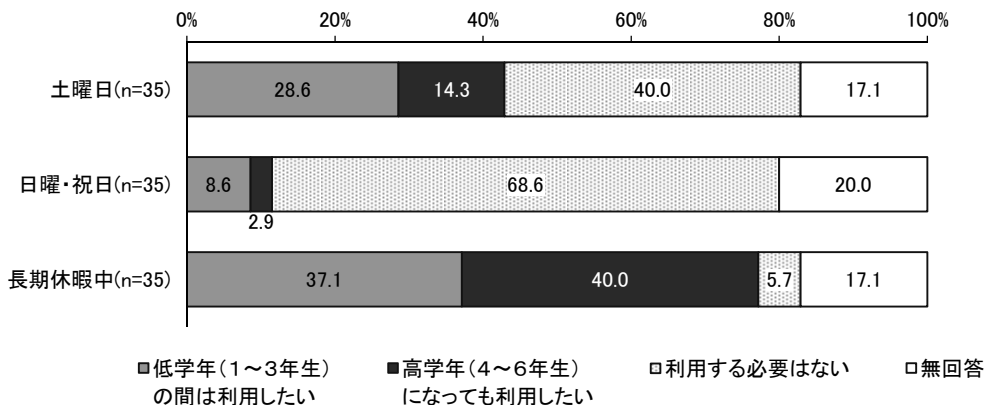
【就学前調査】

（就学後の放課後の過ごし方）



（土曜日、日曜・祝日、長期休暇中の利用希望）

※就学後にもりぐち児童クラブ「入会児童室」を利用したい人のみ回答



(7) 病児・病後児保育について

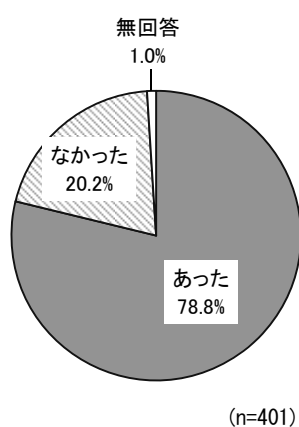
① この1年間に子どもが病気・ケガで教育・保育施設や学校を休んだ経験の有無とその対応

休んだ経験の有無をみると、「あった」と回答した割合は、就学前調査で8割弱、就学後調査で約7割となっています。

休んだ場合の対応については、就学前、就学後調査とも「母親が仕事を休んだ」の割合が最も高く、就学前調査では7割強、就学後調査では約6割となっています。また、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」の割合は、就学後調査で1割強となっています。

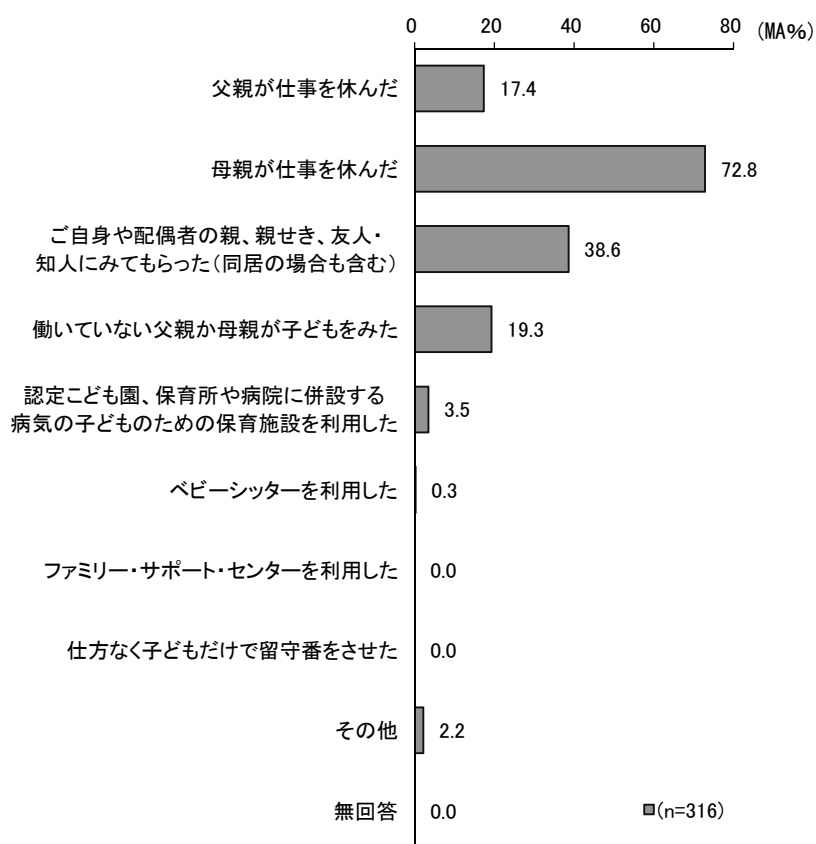
【就学前調査】

(休んだ経験の有無)



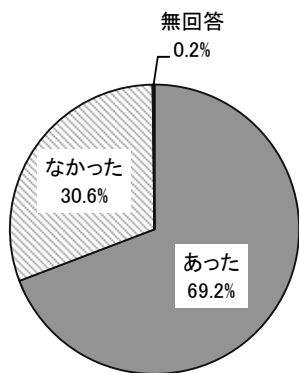
(休んだ場合の対応)

※休んだことがある人のみ回答



【就学後調査】

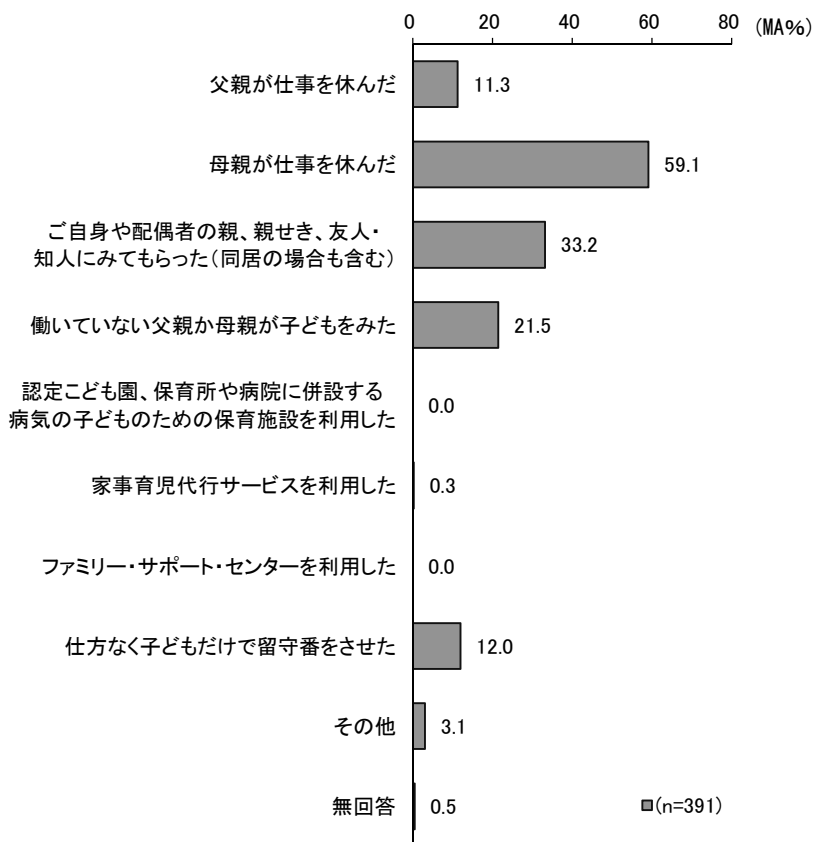
(休んだ経験の有無)



(n=565)

(休んだ場合の対応)

※休んだことがある人のみ回答



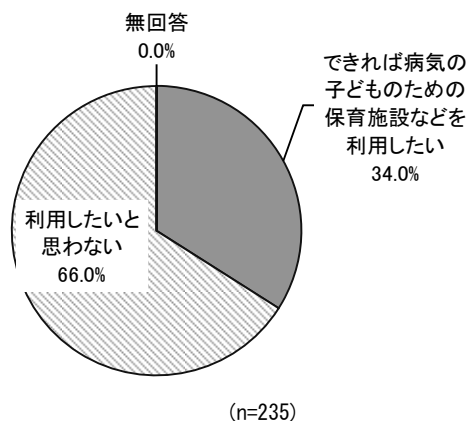
■(n=391)

② 病児・病後児のための保育施設等の利用希望

父親もしくは母親が休んだ人の病児・病後児のための保育施設等の利用希望は、「できれば病気の子どものための保育施設などを利用したい」の割合が就学前調査で3割台半ば、就学後調査で約2割となっています。

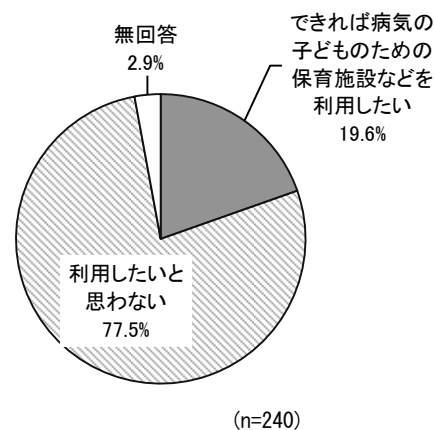
【就学前調査】

※父親もしくは母親が休んだ人のみ回答



【就学後調査】

※父親もしくは母親が休んだ人のみ回答

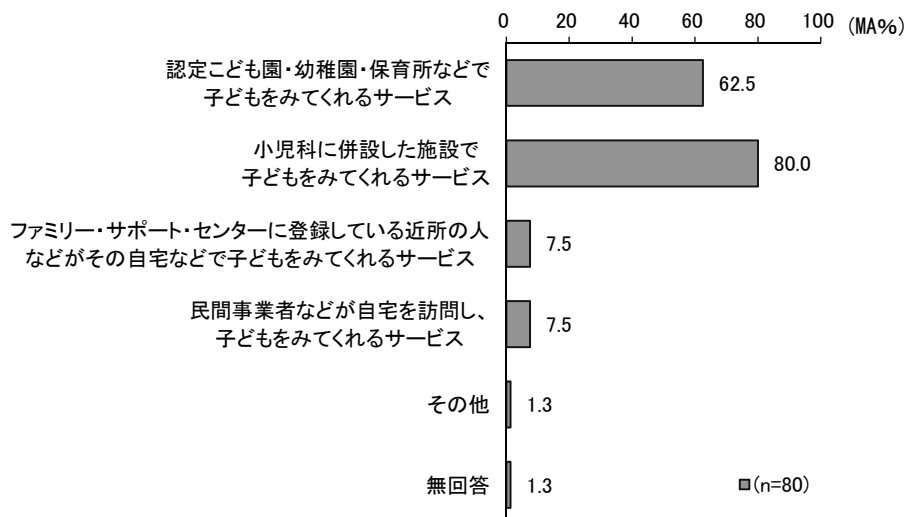


③ 病児・病後児保育事業として望ましい形態

病児・病後児保育事業として望ましい形態は、「小児科に併設した施設で子どもをみてるサービス」が8割で最も高く、次いで、「認定こども園・幼稚園・保育所などで子どもをみてるサービス」が6割強となっています。

【就学前調査】

※できれば病気の子どものための保育施設などを利用したい人のみ回答

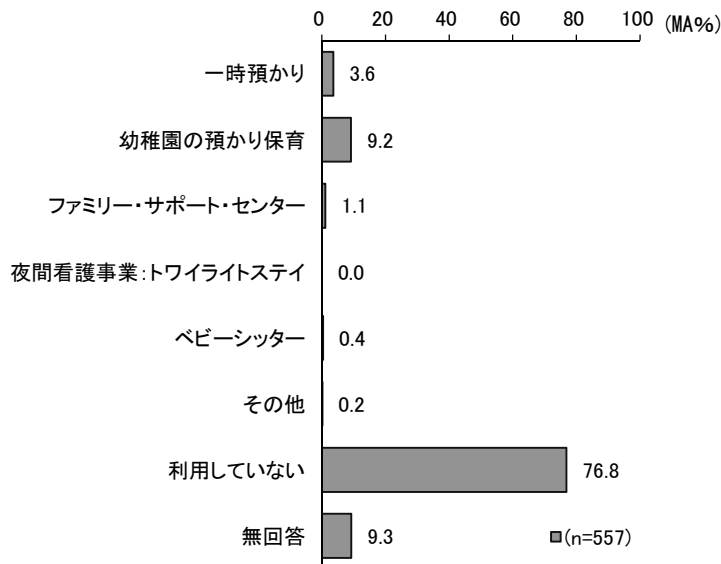


(8) 一時預かりについて

① この一年間に不定期に子どもを預かる事業の利用状況

一時預かりの利用状況は、「利用していない」の割合が7割台半ばを占めています。利用している事業についてみると、「幼稚園の預かり保育」が約1割となっています。

【就学前調査】

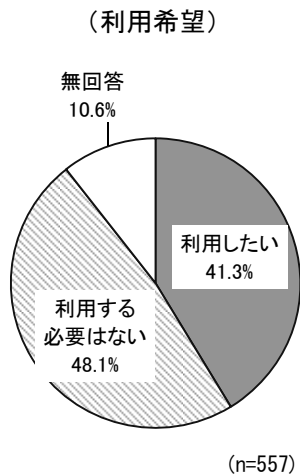


② 子どもを一時的に預ける事業の利用希望とその目的

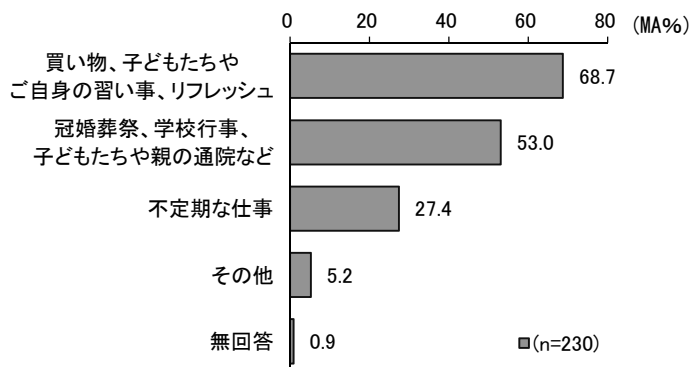
利用希望をみると、「利用したい」が4割強と、「利用する必要はない」の5割弱をやや下回っています。

利用目的については、「買い物、子どもたちやご自身の習い事、リフレッシュ」の割合が7割弱で最も高く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子どもたちや親の通院など」が5割強、「不規則な仕事」が3割弱となっています。

【就学前調査】



(利用の目的)
※一時的に預ける事業を利用したい人のみ回答

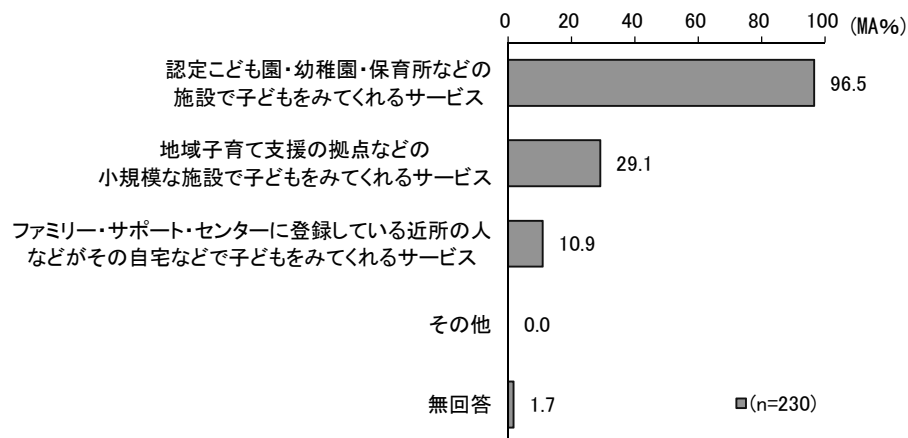


③ 子どもを一時的に預ける事業として望ましい形態

子どもを一時的に預ける事業として望ましい形態は、「認定こども園・幼稚園・保育所などの施設で子どもをみてくれるサービス」が9割以上と高くなっており、次いで「地域子育て支援の拠点などの小規模な施設で子どもをみてくれるサービス」の割合が約3割となっています。

【就学前調査】

※一時的に預ける事業を利用したい人のみ



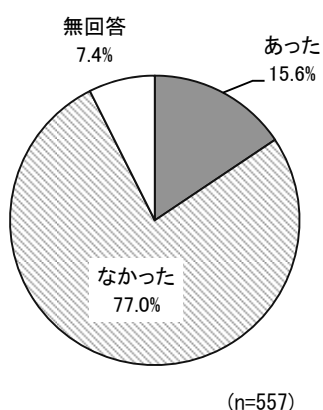
④ この1年間に子どもを泊まりがけで家族以外に預けた経験の有無とその対応

泊まりがけで家族以外に預けた経験の有無をみると、就学前、就学後調査とも1割台半ばの保護者が「あった」と回答しています。

預け先については、就学前調査では「ご自身や配偶者の親、親せき、友人・知人にみてもらった」が9割以上を占めています。就学後調査でも「ご自身や配偶者の親、親せき、友人・知人にみてもらった」の割合が高くなっていますが、就学前調査よりその割合は低く、「仕方なく子どもを同行させた」が約2割となっています。

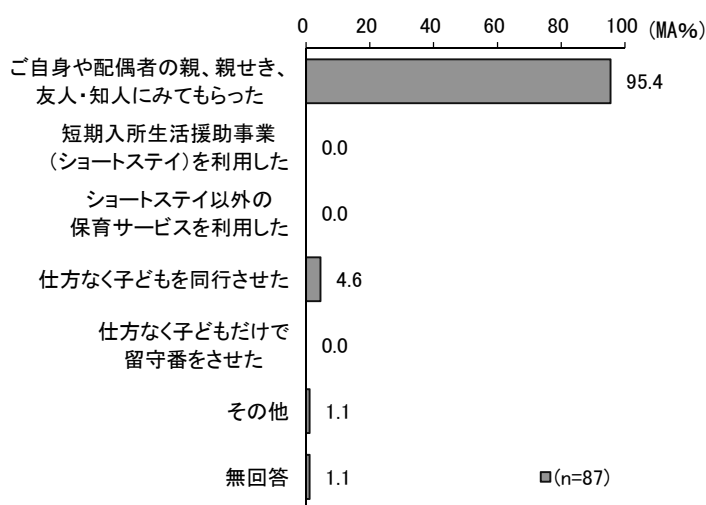
【就学前調査】

(預けた経験)



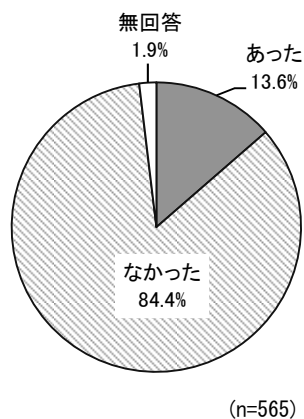
(預け先)

※預けたことがある人のみ



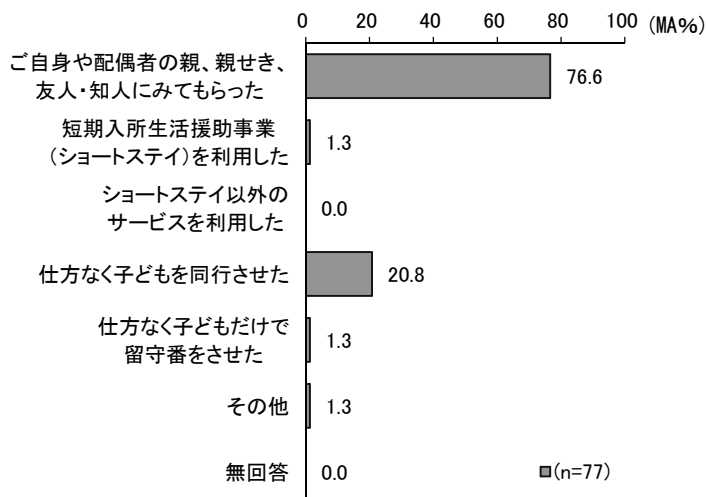
【就学後調査】

(預けた経験)



(預け先)

※預けたことがある人のみ

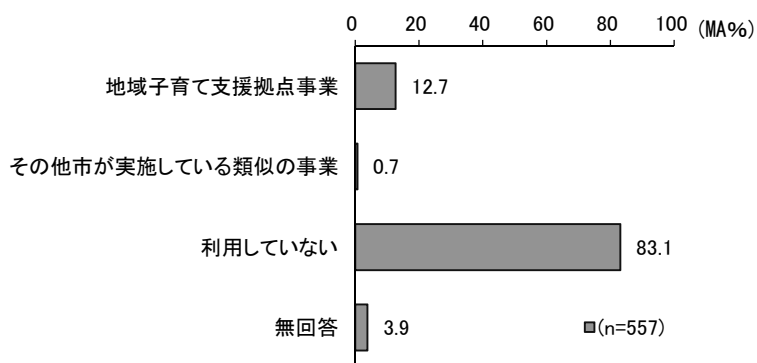


(9) 地域子育て支援拠点事業について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「地域子育て支援拠点事業」を利用している人は1割強となっており、「利用していない」が8割台半ばを占めています。

【就学前調査】



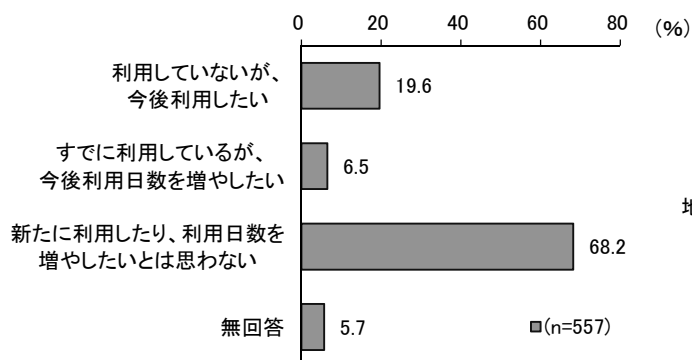
② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

今後の利用希望をみると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が7割弱と最も高くなっています。

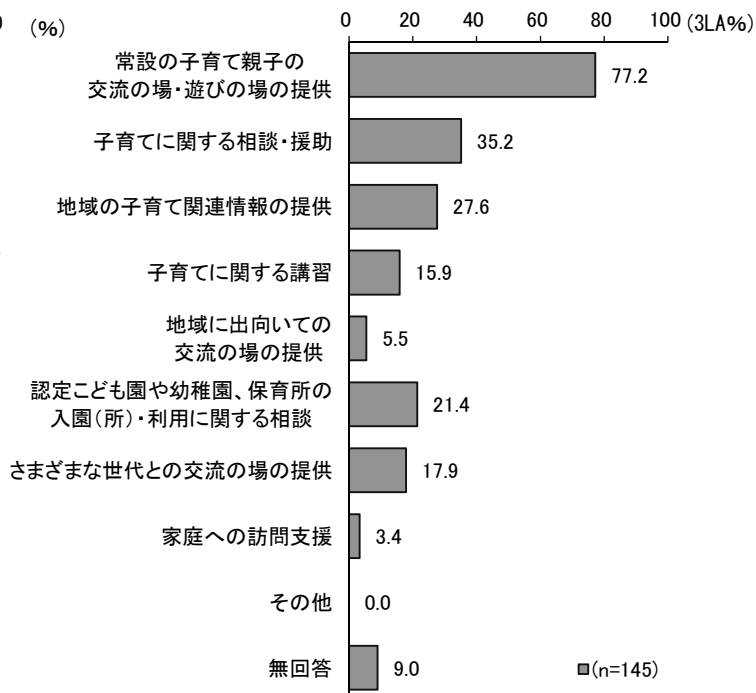
利用したいサービスについては、「常設の子育て親子の交流の場・遊びの場の提供」の割合が8割弱で最も高くなっています。次いで「子育てに関する相談・援助」が3割台半ば、「地域の子育て関連情報の提供」が3割弱となっています。

【就学前調査】

(今後の利用希望)



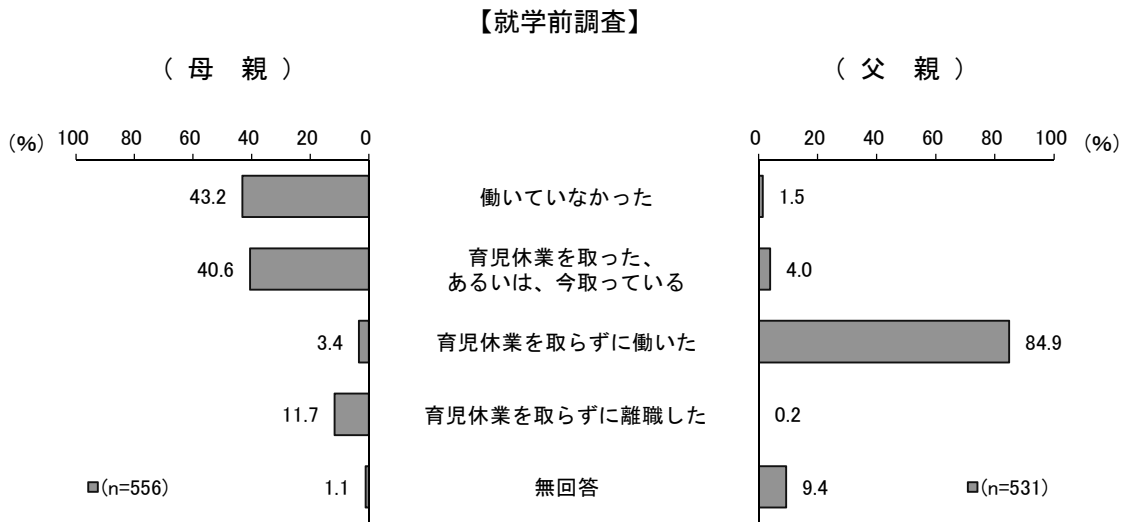
(利用したいサービス)



(10) 子育てと仕事の両立について

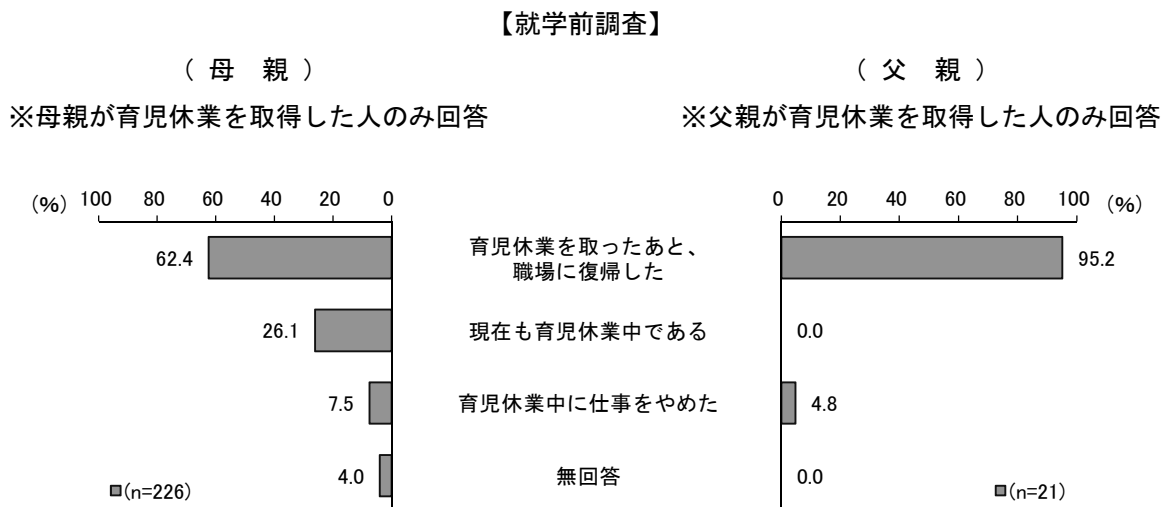
① 育児休業取得状況

母親についてみると、「働いていなかった」と「育児休業を取った、あるいは、今取っている」がそれぞれ4割以上となっており、また、「育児休業を取らずに離職した」が1割強となっています。一方、父親では「育児休業を取らずに働いた」が8割台半ばを占めており、「育児休業を取った、あるいは、今取っている」と回答した人は1割未満となっています。



② 育児休業取得後の職場復帰状況

育児休業取得後の職場復帰状況は、母親では「育児休業を取ったあと、職場に復帰した」が6割強、「現在も育児休業中である」が2割台半ばとなっています。父親では「育児休業を取ったあと、職場に復帰した」が9割台半ばを占めています。

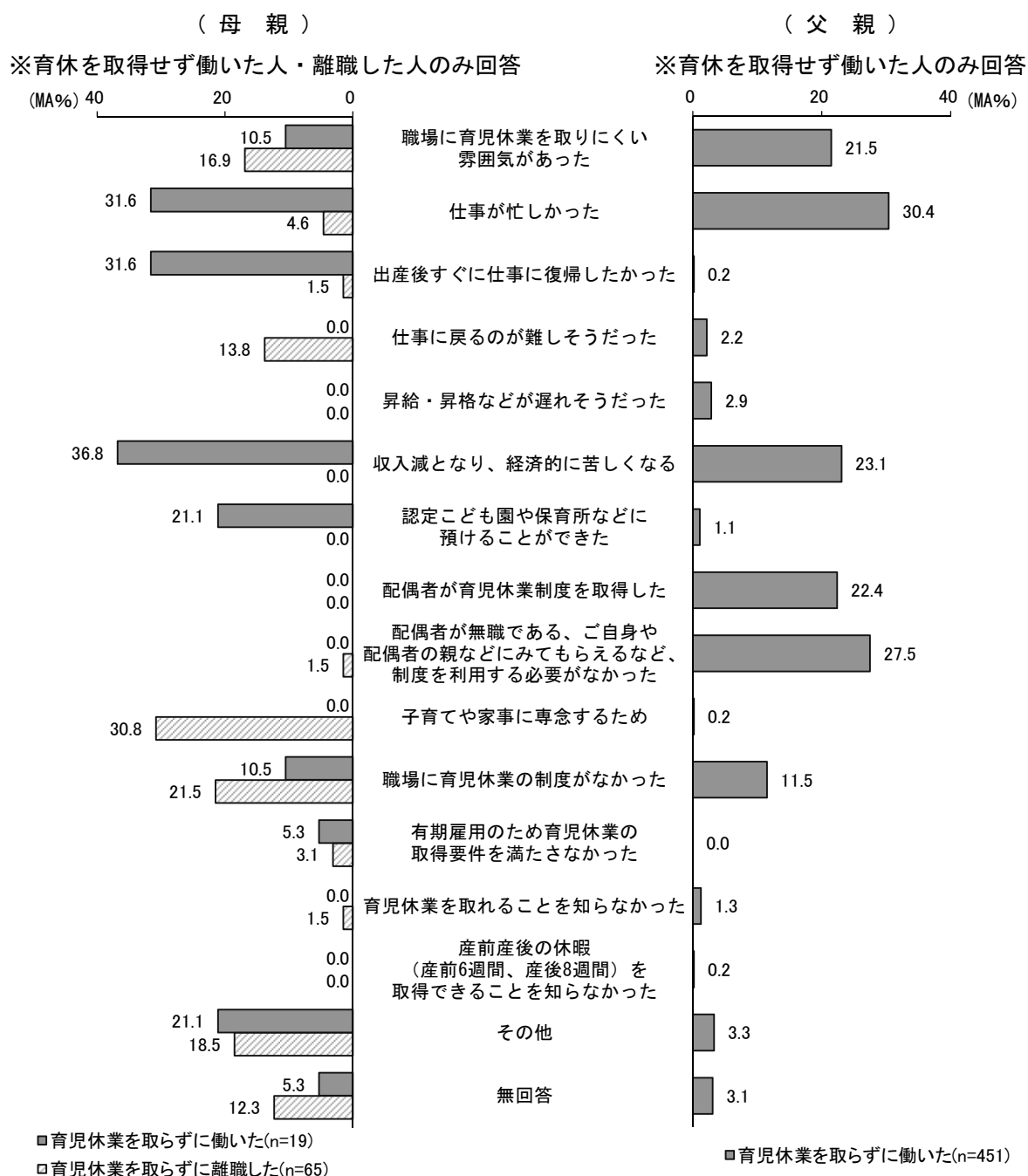


③ 育児休業を取得しなかった理由

母親が育児休業を取得しなかった理由をみると、育児休業を取得せず働いた人では、「収入減となり、経済的に苦しくなる」「仕事が忙しかった」「出産後すぐに仕事に復帰したかった」がいずれも3割以上となっています。育児休業を取らずに離職した人では、「子育てや家事に専念するため」の割合が約3割で最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった」が2割強、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」と「仕事に戻るのが難しそうだった」が1割台半ばとなっています。

男性で、育児休業を取得せず働いた人では、「仕事が忙しかった」の割合が約3割で最も高く、また、「配偶者が無職である、ご自身や配偶者の親などにみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」「配偶者が育児休業制度を取得した」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」がいずれも2割台となっています。

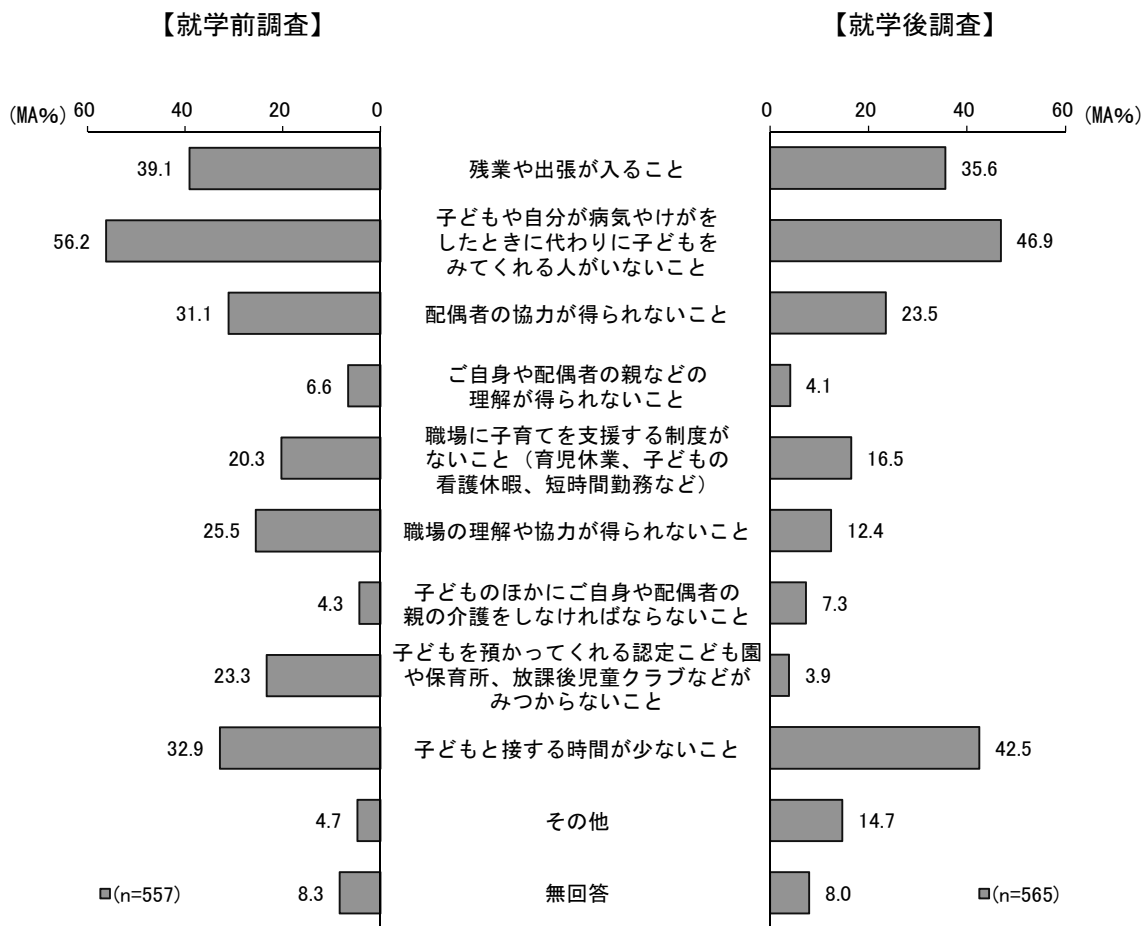
【就学前調査】



④ 仕事と子育てを両立させるうえで大変だと感じること

就学前調査では、「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてる人がいないこと」の割合が5割台半ばで最も高く、次いで「残業や出張が入ること」が約4割、「子どもと接する時間が少ないこと」と「配偶者の協力が得られないこと」がともに3割強となっています。

就学後調査では、「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてる人がいないこと」が4割台半ばで最も高く、次いで「子どもと接する時間が少ないこと」が4割強、「残業や出張が入ること」が3割台半ば、「配偶者の協力が得られないこと」が2割台半ばとなっています。就学後調査の多くの項目は就学前調査より割合が低くなっていますが、「子どもと接する時間が少ないこと」「子どものほかにご自身や配偶者の親の介護をしなければならないこと」「その他」は就学前調査よりも割合が高くなっています。



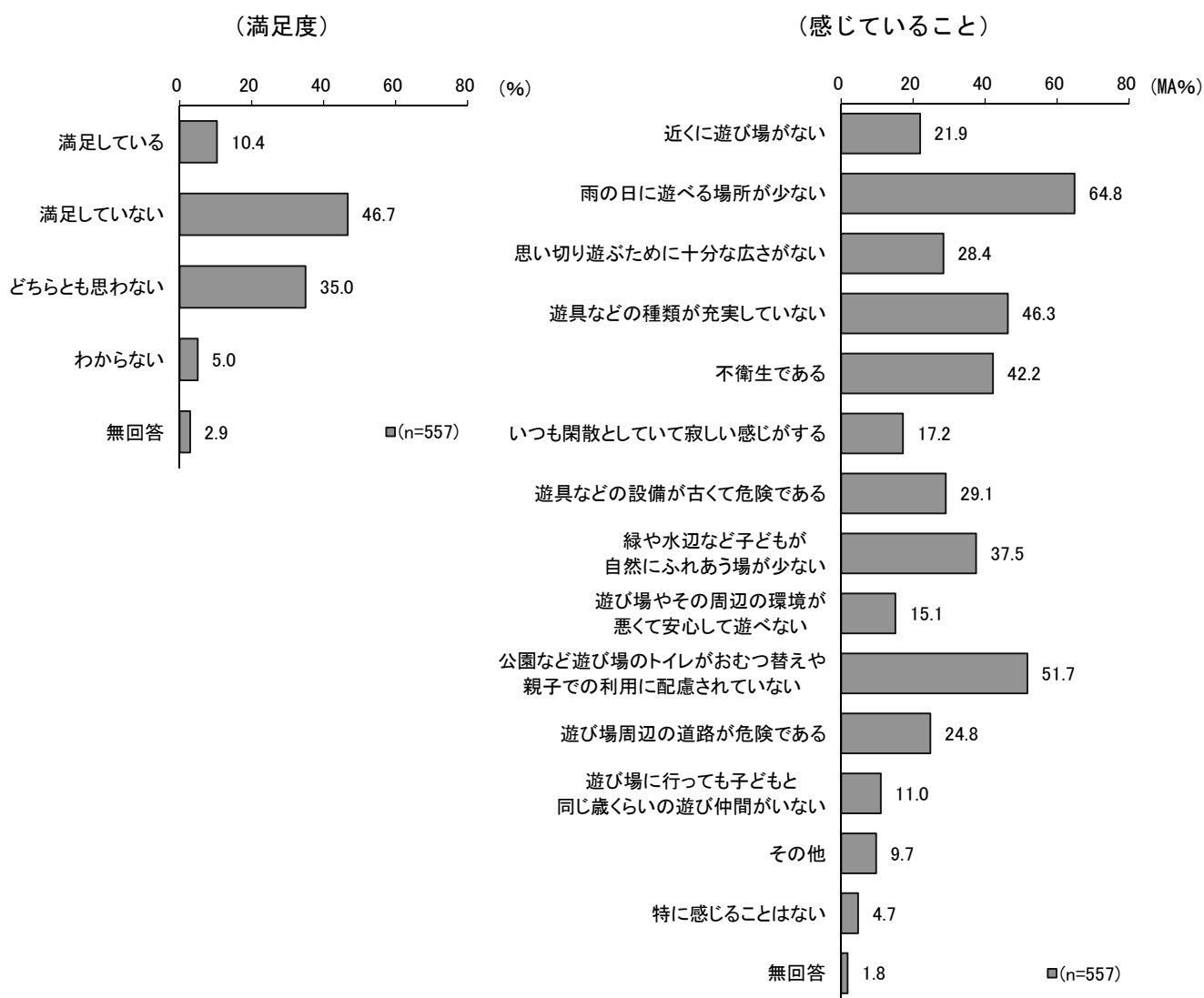
(11) 地域の子育て環境について

① 子どもの遊び場に対する満足度、遊び場について日頃感じていること

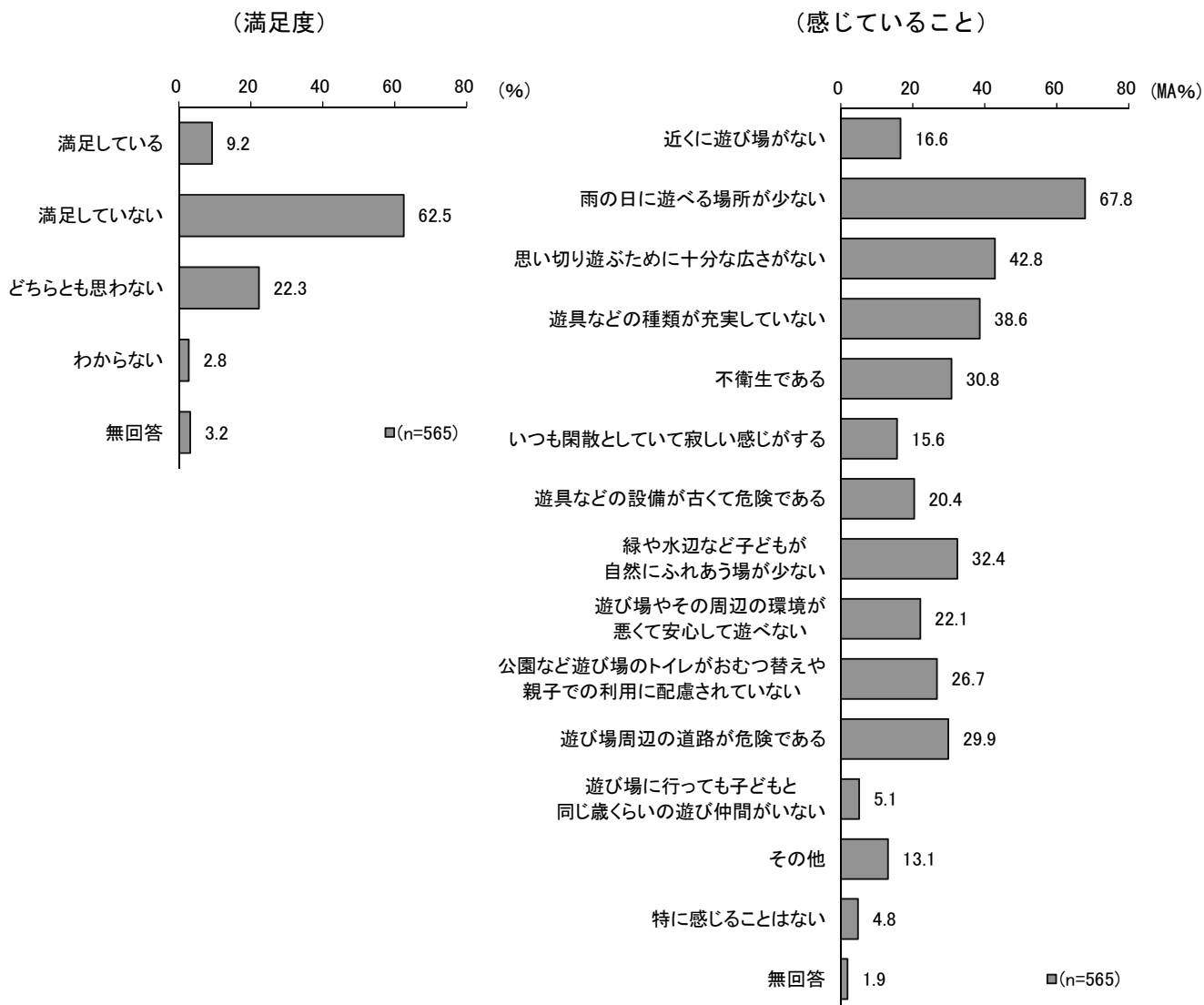
満足度をみると、就学前、就学後調査とも「満足していない」の割合が最も高く、就学前調査では4割台半ば、就学後調査では6割強となっており、「満足している」の割合は就学前、就学後調査とも約1割にとどまっています。

日頃感じていることについては、就学前、就学度調査とも「雨の日に遊べる場所が少ない」が6割以上で最も高くなっており、これに次いで就学前調査では、「公園など遊び場のトイレがおむつ替えや親子での利用に配慮されていない」が5割強、「遊具などの種類が充実していない」が4割台半ば、「不衛生である」が4割強、「緑や水辺など子どもが自然にふれあう場が少ない」が4割弱、就学後調査では、「思い切り遊ぶために十分な広さがない」が4割強、「遊具などの種類が充実していない」が4割弱となっています。

【就学前調査】



【就学後調査】



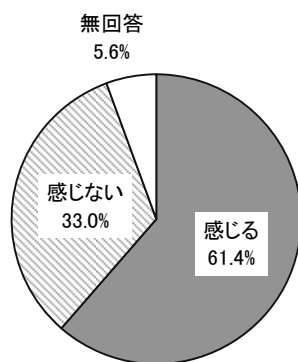
② 子育てが地域の人に支えられている実感の有無、支えてくれている（支えてほしい）人

支えられている実感の有無をみると、「感じる」の割合は就学前調査で6割強、就学後調査で7割弱となっています。

誰に支えられているかについては、就学前調査では「認定こども園・幼稚園・保育所や地域子育て支援拠点などの職員」の割合が7割強で最も高く、次いで「同じ世代の子どもを持つ保護者」が5割台半ば、「近所の人」が4割強となっています。就学後調査では「同じ世代の子どもを持つ保護者」の割合が7割強で最も高く、次いで「近所の人」が4割台半ば、「学校の先生」が約4割となっています。

誰に支えてほしいかについてみると、就学前調査では「認定こども園・幼稚園・保育所や地域子育て支援拠点などの職員」と「同じ世代の子どもを持つ保護者」がともに3割台となっています。就学後調査では「同じ世代の子どもを持つ保護者」の割合が約2割で最も高く、次いで「学校の先生」が1割台半ばとなっています。

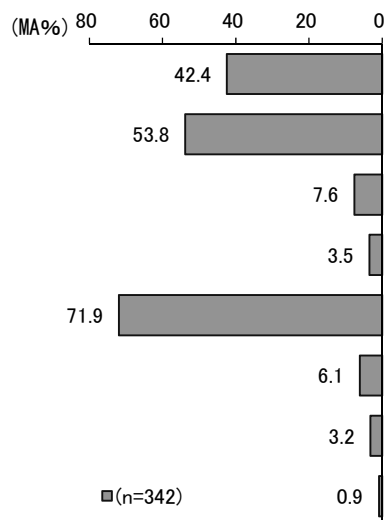
【就学前調査】
(支えられている実感の有無)



(n=557)

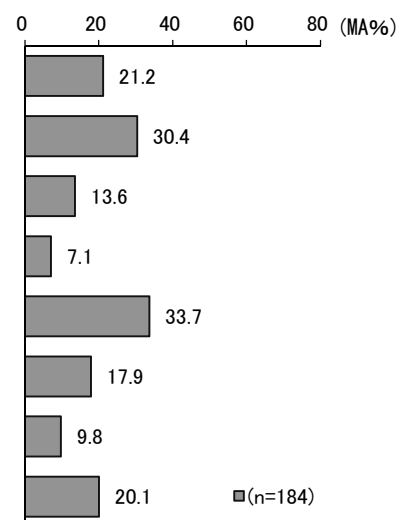
(誰から支えられているか)

※支えられていると感じる人のみ回答



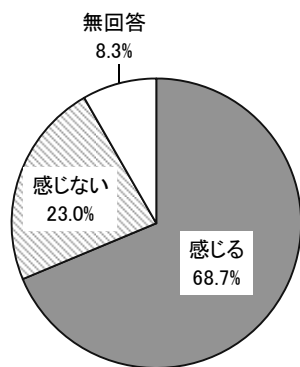
(誰に支えてほしいか)

※支えられていると感じない人のみ回答



【就学後調査】

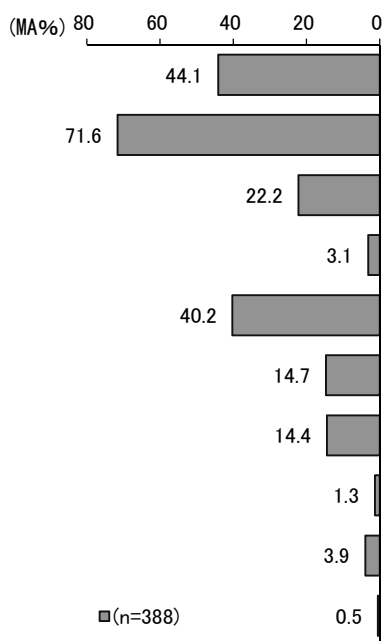
(支えられている実感の有無)



(n=565)

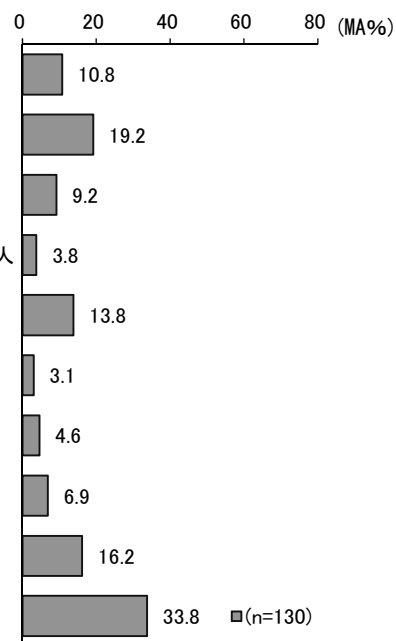
(誰から支えられているか)

※支えられていると感じる人のみ回答



(誰に支えてほしいか)

※支えられていると感じない人のみ回答

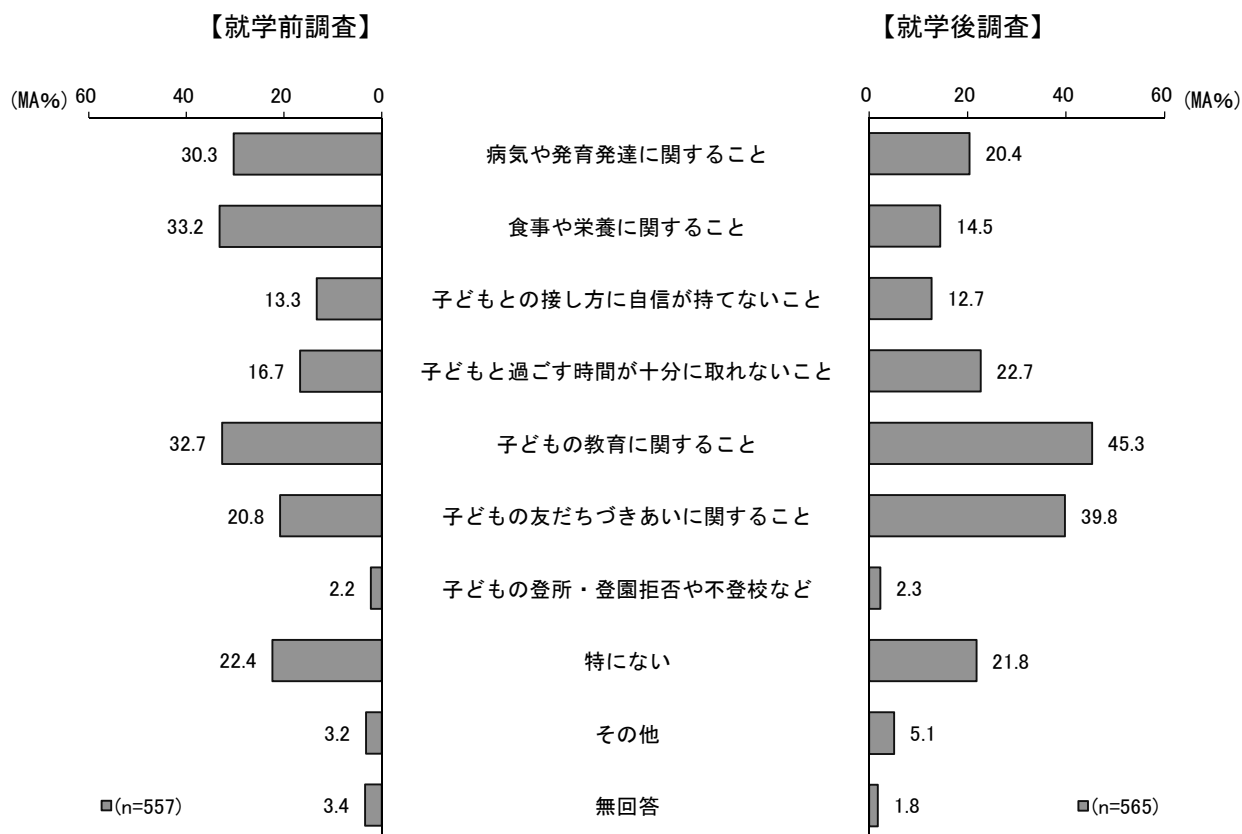


(12) 子育て全般について

① 子育てに関する悩み（子どもに関すること）

子どもに関する悩みについては、就学前調査では「食事や栄養に関すること」「子どもの教育に関すること」「病気や発育発達に関すること」がいずれも3割台となっています。

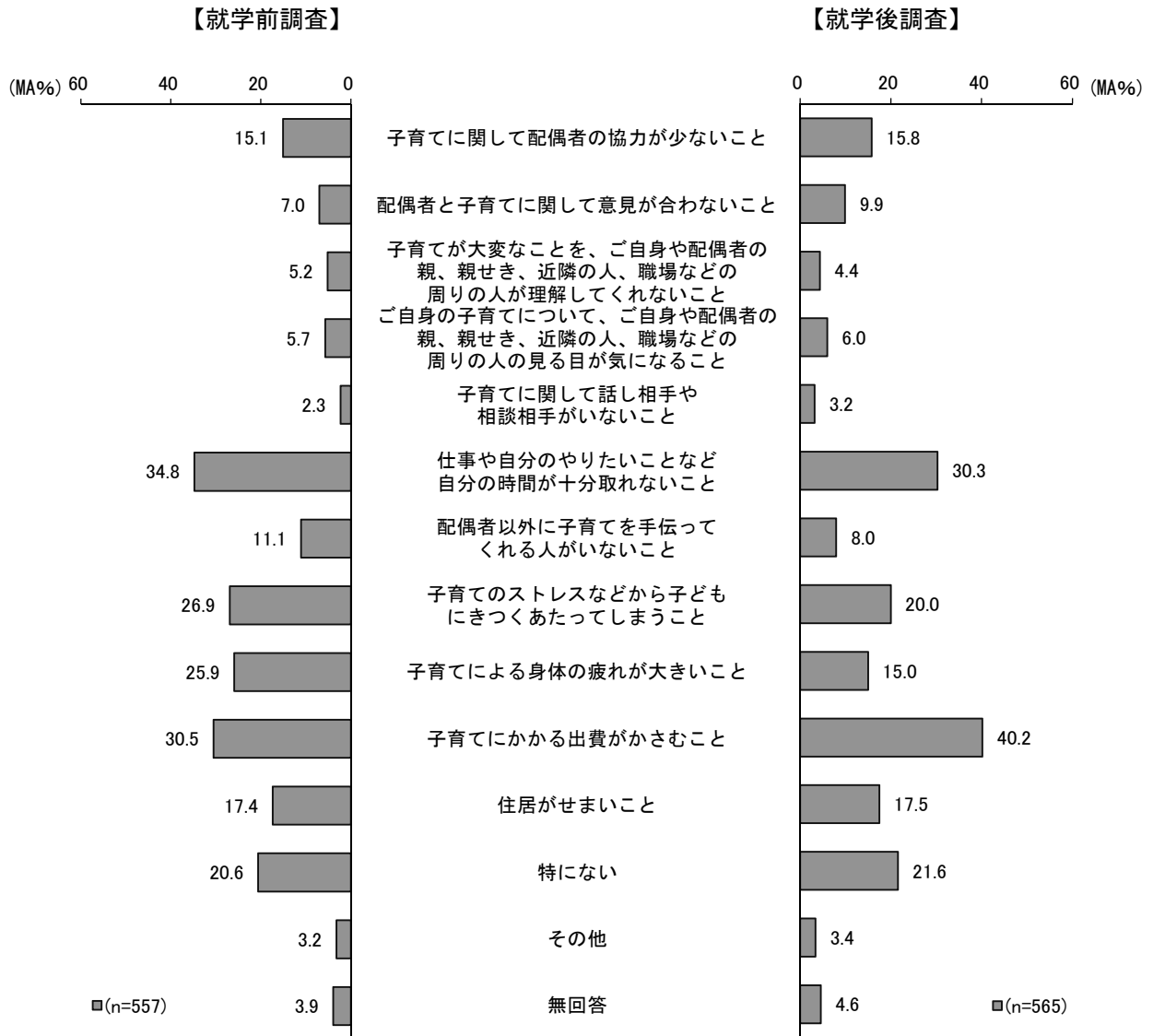
就学後調査では、「子どもの教育に関すること」の割合が4割台半ばで最も高く、次いで「子どもの友だちづきあいに関すること」が約4割となっています。



② 子育てに関する悩み（保護者に関すること）

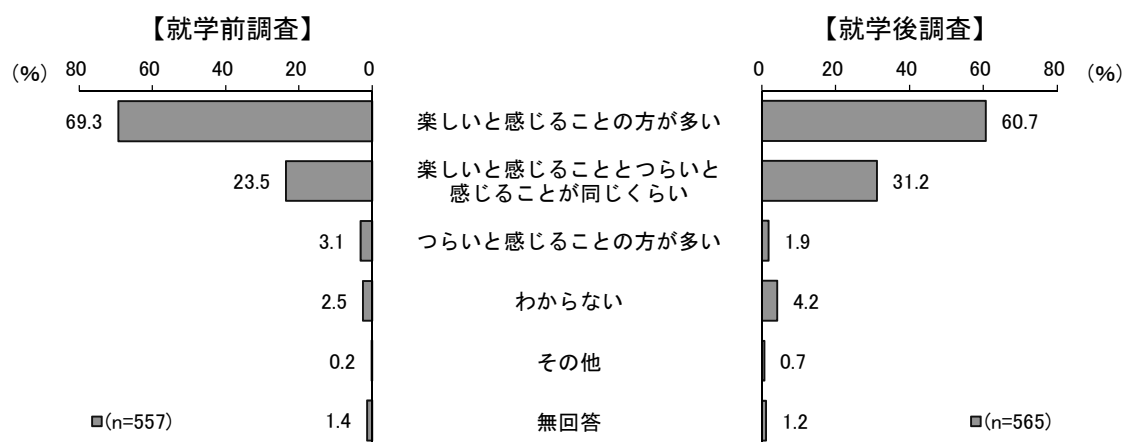
保護者自身に関する子育てについての悩みは、就学前調査では、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」が3割台半ばで最も高く、次いで「子育てにかかる出費がかさむこと」が約3割、「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」と「子育てによる身体の疲れが大きいこと」がともに2割台半ばとなっています。

就学後調査では、「子育てにかかる出費がかさむこと」の割合が約4割で最も高く、次いで「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」が約3割となっています。



③ 子育てについての気持ち

就学前、就学後調査とも「楽しいと感じることの方が多い」の割合が最も高く、就学前調査では約7割、就学後調査では約6割となっています。



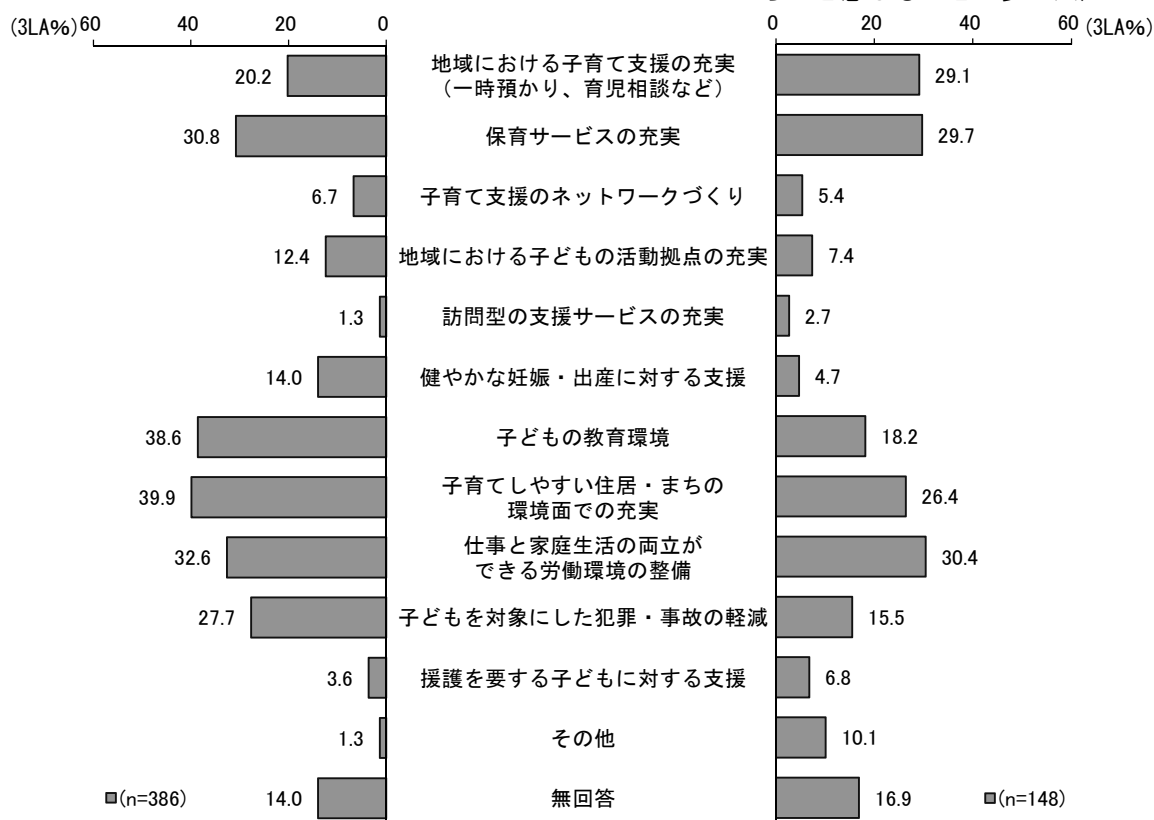
④ 有効だと考える子育て支援施策

就学前調査では、子育てが楽しいと感じることが多い人では、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」「子どもの教育環境」が4割近くと高くなっています。子育てについて楽しいとつらいが半々、つらいと感じることが多い人では、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」「保育サービスの充実」「地域における子育て支援の充実（一時預かり、育児相談など）」がいずれも約3割となっています。

【就学前調査】

(子育てが楽しいと感じることが多い人)

(子育てについて楽しいとつらいが半々、
つらいと感じることが多い人)

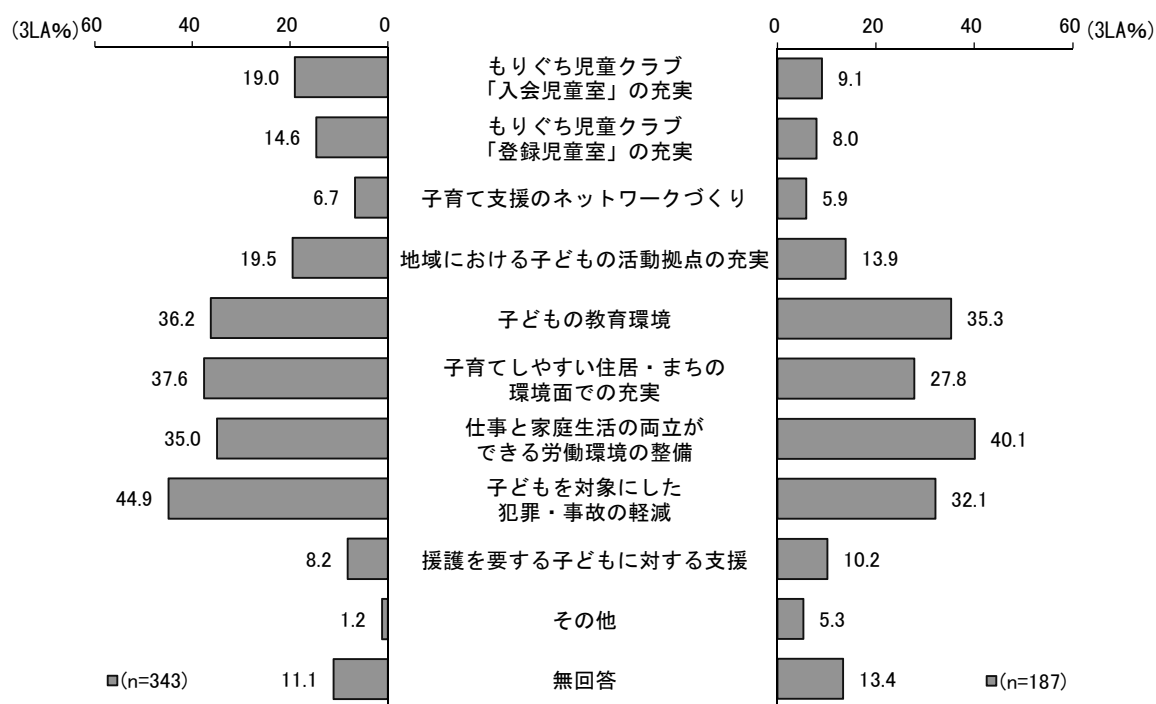


就学後調査では、子育てが楽しいと感じることが多い人、子育てについて楽しいとつらいが半々、つらいと感じることが多い人とも、「子どもの教育環境」「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」の4項目の割合が高くなっており、そのなかでも特に、子育てが楽しいと感じることが多い人では「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」、子育てについて楽しいとつらいが半々、つらいと感じることが多い人では「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」の割合が高くなっています。

【就学後調査】

(子育てが楽しいと感じることが多い人)

(子育てについて楽しいとつらいが半々、
つらいと感じることが多い人)

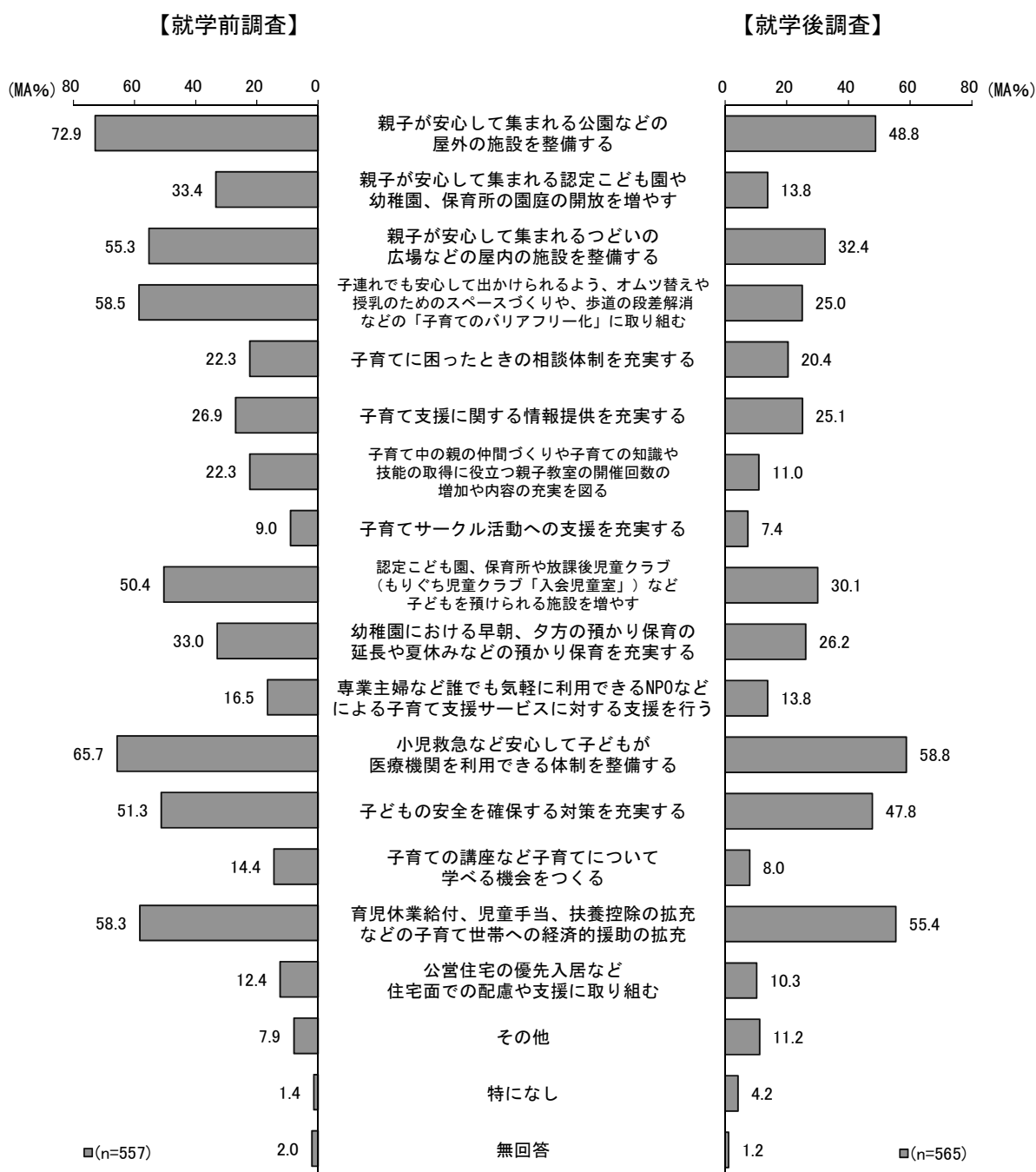


(13) 行政への要望

① 充実してほしい子育て支援サービス

就学前調査では、「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」が7割強で最も高く、次いで「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」が6割台半ばとなっています。

就学後調査では、「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」と「育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援助の拡充」が5割台、「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」と「子どもの安全を確保する対策を充実する」が4割台となっています。



(14) 自由意見（主な意見の抜粋）

■ 就学前の教育・保育サービスについて

就学前調査	件数
待機児童の解消、保育施設を拡充させてほしい	56 件
保育料の無償化はありがたい	17 件
障がいのある子どもへの支援を考えてほしい	7 件
保育園、幼稚園に満足している、感謝している	6 件
保育士、幼稚園教諭の質の向上、人員確保を図ってほしい	6 件
安心して預けられる保育環境を整えてほしい、施設整備・改修をしてほしい	4 件
夜間保育、休日保育、一時預かり等の施設を充実させてほしい、料金を下げてほしい	4 件
支給認定ごとの給食費の料金格差をなくしてほしい、補助金の所得格差をなくしてほしい	2 件
病児・病後児保育施設を充実させてほしい	1 件
保育園・幼稚園で最低限のしつけをしてほしい、教育内容を充実させてほしい	1 件
認定こども園の保育時間を長くしてほしい、土曜日にも利用しやすくしてほしい	1 件
その他	13 件

就学後調査	件数
障がいのある子どもへの支援を考えてほしい	7 件
待機児童の解消、保育施設を拡充させてほしい	6 件
病児・病後児保育施設を充実させてほしい	5 件
保育士、幼稚園教諭の質の向上、人員確保を図ってほしい	2 件
認定こども園の保育時間を長くしてほしい、土曜日にも利用しやすくしてほしい	1 件
その他	6 件

■ 市の子育て支援サービスについて

就学前調査	件数
市民保健センター、守口市子育て支援センターは遠くて利用しにくい、身近な地域で増やしてほしい	9 件
親同士、子ども同士の交流の場やイベントを増やしてほしい、平日以外も実施してほしい	8 件
子育て支援の内容や利用可能な施設等、市のサービスについての情報を増やしてほしい、分かりやすくしてほしい	6 件
気軽に相談できる窓口を増やしてほしい、色々な相談内容に対応してほしい、平日以外も相談窓口を開設してほしい	2 件
習い事等、学習面の支援をしてほしい、身近で安価な習い事を市が提供してほしい	2 件
他市に比べて子育て支援が遅れている、子育てしにくい、もっと支援を充実させてほしい	1 件
図書館を充実させてほしい	1 件
その他	9 件

就学後調査	件数
図書館を充実させてほしい	10件
子育て支援の内容や利用可能な施設等、市のサービスについての情報を増やしてほしい、分かりやすくしてほしい	5件
市民保健センター、守口市子育て支援センターは遠くて利用しにくい、身近な地域で増やしてほしい	4件
習い事等、学習面の支援をしてほしい、身近で安価な習い事を市が提供してほしい	2件
子どもが色々な経験を積めるイベント（教室）を増やしてほしい	2件
他市に比べて子育て支援が遅れている、子育てしにくい、もっと支援を充実させてほしい	2件
気軽に相談できる窓口を増やしてほしい、色々な相談内容に対応してほしい、平日以外も相談窓口を開設してほしい	1件
仕事と子育てを両立できる環境を整えてほしい	1件
その他	1件

■ 遊びの環境について

就学前調査	件数
公園の充実、安全面・衛生面の確保、遊具やトイレ等の整備をしてほしい、未就園児の安全も確保してほしい	42件
ボール遊び等禁止行為が多い、のびのび遊べる広い公園がほしい、緑豊かな家族連れで楽しめる公園がほしい	13件
休日・雨の日の子どもの遊び場、屋内施設を充実させてほしい	12件

就学後調査	件数
ボール遊び等禁止行為が多い、のびのび遊べる広い公園がほしい、緑豊かな家族連れで楽しめる公園がほしい	26件
公園の充実、安全面・衛生面の確保、遊具やトイレ等の整備をしてほしい、未就園児の安全も確保してほしい	18件
休日・雨の日の子どもの遊び場、屋内施設を充実させてほしい	8件
子ども同士で安心して集える場所を充実させてほしい	5件

■ 地域環境について

就学前調査	件数
歩道のない道が多く危険である、段差の解消、道路・歩道の整備をしてほしい	17件
車・バイク・自転車、公共マナーやルールを守らない人が多い、講習会を開いてほしい	8件
不審者・犯罪・事故が多いのが心配である、防犯カメラの設置・街灯を増やす等安心安全な地域づくりをしてほしい	6件
地域住民が子育てに理解・協力できる体制を整えてほしい、地域住民との関わりが持てるような環境にしてほしい	2件
緑・自然の多い環境にしてほしい、街をきれいにしてほしい	1件

就学後調査	件数
歩道のない道が多く危険である、段差の解消、道路・歩道の整備をしてほしい	8件
不審者・犯罪・事故が多いのが心配である、防犯カメラの設置・街灯を増やす等安心安全な地域づくりをしてほしい	8件
車・バイク・自転車、公共マナーやルールを守らない人が多い、講習会を開いてほしい	3件
地域住民が子育てに理解・協力できる体制を整えてほしい、地域住民との関わりが持てるような環境にしてほしい	2件
通学路の安全を確保してほしい	2件

■ ワーク・ライフ・バランスについて

就学前調査	件数
働いているため育児に時間が取れずストレスがある、仕事と子育ての両立が難しい	2件
各職場が子育てしている母親や家庭にもっと理解・配慮してほしい、休日出勤やサービス残業がある	2件
働いているため育児に時間が取れないが、一緒にいるときは充実した時間を過ごせるように心掛けている	1件

就学後調査	件数
働いているため育児に時間が取れずストレスがある、仕事と子育ての両立が難しい	3件
各職場が子育てしている母親や家庭にもっと理解・配慮してほしい、休日出勤やサービス残業がある	2件

■ 経済的負担の軽減について

就学前調査	件数
経済支援を充実させ子育てしやすい市にしてほしい、所得制限なしの経済的支援をしてほしい	15件
子ども医療費助成制度を充実させてほしい、予防接種の無料範囲を拡大してほしい	5件
もっと子どもがほしいが経済的な理由で困難である、諦めた	3件

就学後調査	件数
子ども医療の期間を伸ばしてほしい、所得制限をなくしてほしい、予防接種の補助または無料にしてほしい	16件
経済支援を充実させ子育てしやすい市にしてほしい、所得制限なしの経済的支援をしてほしい	9件
教育費等の支援をしてほしい	4件
もっと子どもがほしいが経済的な理由で困難である、諦めた	1件
児童手当の支給額を増やしてほしい	1件

■ 小・中学校について

就学前調査	件数
小・中学校の学力向上を図ってほしい、守口市の学力レベルが低いため公立では不安がある	7件
小・中学校の耐震工事等、施設・設備整備をしてほしい	4件
中学校での給食を実施してほしい	1件
小・中学校の統廃合に不安・不満がある、再編成してほしい、情報がほしい	1件
その他	8件

就学後調査	件数
小・中学校の学力向上を図ってほしい、守口市の学力レベルが低いため公立では不安がある、塾に行かなくてもいいようにしてほしい、教育環境の改善を図ってほしい、放課後学習を増やしてほしい	19件
P T Aなどの保護者の負担を減らしてほしい	12件
小・中学校教員の質の向上を図ってほしい、教員は威厳を持ってほしい	7件
小・中学校の耐震工事等、施設・設備整備をしてほしい	6件
小・中学校の統廃合に不安・不満がある、再編成してほしい、情報がほしい	4件
保護者の付き添いが大変	3件
支援学級をもっと充実してほしい	2件
中学校での給食を実施してほしい	1件
その他	5件

■ もりぐち児童クラブについて

就学前調査	件数
学童保育を充実させてほしい、質の向上を図ってほしい	2件
学童保育の時間を延長してほしい、開始時間を早くしてほしい	1件

就学後調査	件数
学童保育を充実させてほしい、質の向上を図ってほしい	10件
学童保育・児童クラブの時間を延長してほしい、開始時間を早くしてほしい	8件
学童保育・児童クラブは低学年だけでなく高学年まで受け入れてほしい	3件
児童クラブは外で遊べない・厳しく言われる等の理由で子どもが行きたがらない	3件
その他	5件

6. 用語集

	用語	解説
ア行	ICT教育	<ul style="list-style-type: none"> パソコンやタブレット端末、インターネットなどのICT（Information and Communication Technology/情報通信技術）を活用した教育手法及びICT活用能力を高めるための教育。
	安まちメール	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪発生や被害情報が、登録したパソコンや携帯電話等にリアルタイムに届く大阪府警察の情報提供サービス。
	M字カーブ	<ul style="list-style-type: none"> 日本の女性の労働力率（15歳以上の人口に占める求職中の人も含めた働く人の割合）を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットの「M」のような形になることをいう。結婚や出産を機に離職し、子育てが一段落すると再就職する女性が多いことを示している。
	大阪府中央子ども家庭センター	<ul style="list-style-type: none"> 子どもや家庭についての相談、おおむね25歳までの青少年についての相談を行う、児童福祉法に基づいて設けられた専門機関。
カ行	学生フレンド	<ul style="list-style-type: none"> 心の悩みや不安で、外出や登校がしにくい小・中学生の話し相手・相談相手となる学生ボランティアのこと。学生フレンド事業は、週1回程度学生ボランティアが家庭訪問等を行い、学校復帰に向けての支援を行う事業。
	企業主導型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> 企業が設置した認可外保育施設で認可施設同等の設置・運営基準で運営しており、国から保育施設の整備費及び運営費について同程度の助成を受けている事業。
	教育・保育提供区域	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援新制度において「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として設定される区域。
	合計特殊出生率	<ul style="list-style-type: none"> 15歳から49歳までの女性の年齢別（年齢階級別）出生率を合計したもので、1人の女性が一生に産む子どもの平均数。
	コーホート変化率法	<ul style="list-style-type: none"> ここでのコーホートとは、同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団のことで、各コーホートの過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。
	子ども・子育て支援新制度	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき平成27年4月から施行された。市町村は子ども・子育て支援事業計画を策定し、子ども・子育て支援サービスの見込み量と提供量を設定して、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る。
	子ども・子育て支援法	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年8月に成立・公布された、子ども・子育て支援の仕組みに関する法律。市町村子ども・子育て支援事業計画の策定、子どものための教育・保育給付、子どものための現金給付（児童手当）等が規定されている。令和元年5月に改正され、同年10月から幼児教育・保育の無償化が実施された。
	婚姻率	<ul style="list-style-type: none"> 総人口に占める年間婚姻届出件数の割合。通常は人口1,000人当たりの婚姻件数として表される。
サ行	次世代育成支援行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援対策推進法に基づき、市町村・都道府県、一般事業主が策定する子育て環境の整備や、仕事と子育ての両立のための取組みについての計画。

	用語	解説
サ行	次世代育成支援対策推進法	■ 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を進めるために制定された法律。平成 26 年度までの時限立法であったが、有効期限が 10 年間延長されている。(令和 7 年 3 月 31 日まで)
	施設型給付	■ 教育・保育のニーズに応じて必要となる経常的経費を、保護者に対する個人給付として施設が代理受領し給付する制度。
	児童虐待	■ 保護者や養育者が、子どもの心や身体を傷つけ、子どもの健やかな発育や発達に悪い影響を与える行為。児童虐待は身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（育児放棄）、心理的虐待の 4 種類に分類される。
	児童虐待防止外部アドバイザー	■ 児童虐待対応に豊富な経験を有する外部の専門職。
	児童手当	■ 日本国内に住民登録がある中学校修了までの児童の養育者に支給される手当。
	主任児童委員	■ 児童委員とは、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う。主任児童委員は、児童委員のなかから選任され、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、各児童委員との連絡調整や活動に対する援助・協力を行う。
	小規模保育事業	■ 地域型保育事業の一つで、主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象として行う定員規模 6 人以上 19 人以下の保育事業。多様なスペースにおいて、家庭的保育に近い雰囲気のもとで、きめ細やかな保育を実施している。
	女性活躍推進法	■ 平成 27 年 8 月に成立した、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、一定の事業主に対して、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定や情報の公表を義務づけた法律。
	新 2 号認定	■ 満 3 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日を経過した小学校就学前の保育の必要がある子どもであり、子育てのための施設等利用給付を希望するときの認定。
	スクールソーシャルワーカー	■ 常に子どもに寄り添い、毎日の生活におけるさまざまな悩みやいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などに対し、事態を解決すべく支援する専門職。
	「スクール・ニューデール」政策	■ 平成 21 年 4 月に政府が決定した「経済危機対策」のなかで打ち出された構想で、学校の「耐震化」「エコ化」「ICT（情報通信技術）化」の推進を図るため国の大型予算が組まれた。
	生産年齢人口	■ 15 歳から 64 歳の人口のこと。
タ行	待機児童	■ 保育所等への入所申請をしながらも満員のために入所できない児童。
	地域型保育給付	■ 地域型保育事業（用語集「地域型保育事業」を参照。）を対象に給付される給付費。

	用語	解説
	地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援新制度において公費負担の対象となる0～2歳の保育の必要性が認定された児童を保育する小規模な保育事業で市町村が認可を行う。(類型：小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育事業)
	適応指導教室	<ul style="list-style-type: none"> 不登校の児童・生徒の学校復帰の支援を目的に、学習、創作活動、スポーツ等を行う場を提供する事業。
	テレワーク	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信技術(ICT=Information and Communication Technology)を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。「在宅勤務」「モバイルワーク」「サテライトオフィス勤務(施設利用型勤務)」の3つの形態の総称。
	特定教育・保育施設	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」(認定こども園・幼稚園・保育所)のこと。
	特定地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が地域型保育給付費の支給対象事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」のこと。
ナ行	乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> 乳児と幼児を合わせた呼び方。児童福祉法では乳児は出生から満1歳未満の子、幼児は満1歳から小学校就学までの子と定義されている。
	認可外保育施設	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法に基づく都道府県知事などの認可を受けていない保育施設のこと。「認証保育所」などの地方単独保育事業の施設も対象に含む。
	認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> 就学前の子どもに教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設として、都道府県の認定を受けた施設。保護者が働いている、いないにかかわらず利用できる。4タイプがある。 ①幼保連携型：幼稚園と保育所が一本化した認可施設として、教育・保育を提供するタイプ ②幼稚園型：認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ ③保育所型：認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ ④地方裁量型：幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ
ハ行	働き方改革	<ul style="list-style-type: none"> 働く人の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することを目指す国の取組み。働き方改革関連法が平成31年4月に施行された。
	保育の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 就学前の教育・保育のうち、利用可能な施設を判断する基準となるもの。子ども・子育て新制度では、「事由」「区分」「優先利用」の3点において市町村が認定基準を設定することになっており、子どもの年齢や保護者の就労の状況によって保育の必要性が判定される。
	母子・父子自立支援員	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭等に関してその実情を把握し、個々のケースに応じて自立に必要な各種の相談や指導を行う人。

	用語	解説
ハ行	母子保健計画	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進するため、妊娠、出産、その他子育てについて地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立や、効果的な母子保健施策の推進に向けて地方公共団体が策定する計画。
マ行	守口市企業人権推進連絡会	<ul style="list-style-type: none"> さまざまな人権問題解決のため、市内の事業所で構成された組織。人権啓発について意見交換や情報交換を行い、人権啓発活動を行っている。
	守口市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援法において設置の努力義務が規定されている合議制機関。子どもの保護者を含む子育て支援当事者から構成され、本市の子ども・子育て支援事業計画の策定をはじめ、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関して必要な事項を審議する。
	守口市次世代育成支援行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 平成 15 年 7 月制定の「次世代育成支援対策推進法」に基づき、守口市が策定した行動計画。すべての子育て家庭が、子どもを持つこと、育てることに楽しみや喜びを持ち、家族の絆、地域の絆を一層深め、安心して子育てができる社会の実現を目指した前期計画（計画期間：平成 17 年度～平成 21 年度）と、すべての子どもたちが、安心して心豊かにたくましく生きていける環境整備を目標とした後期計画（計画期間：平成 22 年度～平成 26 年度）の総称。
	守口市児童虐待防止地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> 虐待等の要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、支援内容の協議を行う守口市設置の機関。児童福祉法に規定される要保護児童対策地域協議会にあたる。
	守口市総合基本計画	<ul style="list-style-type: none"> 守口市が目指す将来都市像やまちづくりの基本的な目標などを示す「基本構想」と基本構想を実現するための施策をまちづくりの分野ごとに示す「基本計画」から構成され、行政運営の総合的な指針となる計画。なお、第五次守口市総合基本計画の対象期間は令和 2 年度までとなっている。
	守口市男女共同参画推進計画	<ul style="list-style-type: none"> 平成 11 年 6 月に施行された「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、守口市の男女共同参画にかかる施策を総合的に推進するための基本計画。
	守口市児童虐待防止地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> 「守口市児童虐待防止地域協議会」を参照。
ヤ行	夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が仕事等の理由により平日の夜間または休日に家庭において子どもを養育することが困難となった場合、児童養護施設等において児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。
ラ行	離婚率	<ul style="list-style-type: none"> 総人口に占める年間離婚届出件数の割合。通常は人口 1,000 人当たりの離婚件数として表される。
	離乳食講習会	<ul style="list-style-type: none"> 離乳時の乳児の保護者に対し、離乳の基本に基づき、離乳食の料理の実演及び試食等を通して、離乳食に関する講習を行う事業。
	療育支援施設	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある子どもを対象として、子どもやその家族の地域生活や活動を支えることを目的とする施設。

資料編

	用語	解説
ラ行	量の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に対するニーズ量の見込み。
	労働力人口	<ul style="list-style-type: none"> ■ 15歳以上人口のうち、就業者（従業者+休業者）と完全失業者（仕事があればすぐ就くことができる状態で求職活動を行っている失業者）を合わせたもの。
	労働力率	<ul style="list-style-type: none"> ■ 15歳以上人口に占める労働力人口の割合。
ワ行	わかくさ・わかすぎ園	<ul style="list-style-type: none"> ■ 身近な地域の障がい児支援の専門施設として、通園利用の障がい児やその家族の支援だけでなく、地域の障がい児やその家族を対象とした支援や、保育所等の障がい児を預かる施設に対する援助等にも対応する守口市立の施設。児童発達支援事業・障がい児相談支援事業・保育所等訪問支援事業を行っている。

第二期守口市子ども・子育て支援事業計画
令和2年（2020年）3月

発行：守口市

〒570-8666 守口市京阪本通2丁目5番5号

電話 06-6992-1665

企画編集：守口市こども部こども政策課



守口市